

第三部 労働政策

第三部 労働政策

第一編 総論……………七三

第二編 政府の労働政策……………八二

第一章 労働法・労働行政……………八二

第一節 労働基準法・諸規則の改

正……………八二

第二節 公共企業体労働関係法改

正案……………八五

第三節 労働中央金庫設立の動

き……………八七

第二章 労働判例……………八八

第一節 不当労働行為・解雇……………八八

第二節 ビケッティング……………八二

第三節 言論、教員の政治活動の

自由……………八四

第三章 賃金対策……………八五 第四編 社会保険・社会保障……………八六〇

第一節 職種別等賃金実態調査……………八五 第一章 予算削減問題……………八六〇

第二節 公務員給与対策……………八九 第二章 厚生年金保険法等の改正……………八六五

第三節 公共企業体給与対策……………八三 第三章 生活保護対策……………八七三

第四節 最低賃金制案……………八五 第四章 社会保険診療報酬の点数引

第四章 失業対策……………八六 下げ問題……………八八一

第一節 概観……………八六 第五章 結核対策……………八八六

第二節 失業対策事業……………八七 第六章 珪肺法制定の動き……………八八八

第三節 公共事業と失業対策……………八三 第五編 経営者団体……………八九五

第五章 治安対策……………八六

第一節 警察法の全面的改正……………八六

第二節 防衛秘密保護法の制定……………八四

第三節 その他の対策……………八八

第三編 合理化政策……………八五

第一章 資本家の合理化対策……………八五

第二章 生産性向上運動……………八五

第一編 総論

昨一九五三年以来準備されてきたM S A協定はついに本年度において具体化された。この日米相互防衛援助協定は必然的に再軍備の強化をもたらしものであった。M S A四協定とは、この日米相互防衛援助協定と経済措置協定（いわゆる円貨使途協定）、投資保証協定および農産物購入協定をいうが、これらは政治・経済を中心とする日本の対米従属をつよめることになった。それは予算の編成およびその内容にもつとも端的にあらわれ、とくに「大砲かバタールか」という問題はのちにみるように（第三部第三編）きわめて明瞭に提起された。いわゆる一兆円予算は、一つの成功と目されたが、その成功は何よりもアメリカにとつての成功であつた。一月一四日付のクリスチャン・サイエンス・モニター紙は、この「耐乏予算」について、「吉田首相をここまでもつてきたものはアメリカの圧力であつた」こと、また「第二の圧迫は世界銀行からきた」ことを報じた東京発特電をのせた。

日本の再軍備は第一九国会で成立した防衛庁設置法および自衛隊法により、いよいよその強化の途を歩みだした。保安庁は防衛庁となり、保安隊と警備隊とは、陸海空の三自衛隊として新たに出発した。その兵力は本年中に、すくなくとも一六万をこえることになった。それはいわゆる少年自衛隊をさへともなうものである。シェッ

ト式航空機や落下傘部隊等の近代式兵器も次第に整備される方向にある。

しかしながら、このような再軍備は日本国憲法に違反するという声は内外でようやく高い。かねてから考えられていた憲法改正は、この年、政府や保守党すじで具体的な成案となつてあらわれた。

対米従属のもとでの再軍備は国民の民主的な権利をうばうことと固く結びついている。ファッショ的な諸政策が立法・行政の面であいついでおこなわれた。

このような情勢のもとで労働政策は、失業や低賃金や疾病・災害等総じて労働者階級の貧困化過程を阻止することができないのみでなく、むしろ、大量解雇と賃金ストップ・労働強化および労働組合の権利のはくだつにその中心をおいた。アメリカ式の生産性向上がこういう労働政策のスローガンになりはじめた。

すでに第一部および第二部でみたように、以上の諸政策は労働者階級のみでなく国民諸階層の状態をより一層悪化させ、こういう政策にたいする反対の運動と気運とをいちじるしく増大した。このような国民の力が政治的危機をもたらしないうちに政府をとりかえることが必要と考えられてきた。二月七日に吉田内閣は総辞職し、同一〇日には鳩山内閣が成立した。

鳩山内閣は基本的には吉田内閣の政策をうけつがないわけにはいかなかったが、しかし同時に国民の諸要求を公然と拒否することもすくなくとも当面はできない立場にあつた。その具体的な政策は一九五五年において展開される。

この年、労働政策はどのように展開されたか。

まず第一に、労働保護・社会保険・社会保障の面についていえばその前進がみられなかつたのみでなく、むしろ逆にその後退はかなり大幅であつた。労働基準法関係諸規則の全面的な改正と労働基準法そのものの改正への動き、公労法・国家公務員法改正の方向（以上第一編）、MSA再軍備体制のもとでの社会保険・社会保障の後退（第三編）等がその特徴である。

第二には、標準賃金の設定や国家公務員・公共企業体職員の給与対策にきわめて明瞭にあらわれたような賃金ストップ政策（第一編）失業対策における無策（第一編）と、むしろ逆に、大量解雇、一時帰休制の奨励と解雇制限法（法律による失業者創出）制定の動き、要するに再軍備政策にみあう合理化（第一編）こそが本年度労働政策の重点であつた。

第三に、治安対策として、防衛秘密保護法や警察法の制定がありまた、東京証券取引所の争議にさいして、政府と警察とが一致して労働者のピケット権を抑圧したように（第二部）法律によらずして労働者の基本的権利を制限する政策が前年度にもましてとられた。また、いわゆる教育二立法（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法案、教育公務員特例法改正案）は教員の自由をうばう重要な意味をもっているが、これが成立したことは労働政策の目標がどこにあるかをはつきり示したものであつた（第二部第一編参照）。

これらの諸政策が、資本家および資本家団体の労働者対策と基本

的に一致していることは第四編の資料からもうかがえるところである。

全政策は要するにファッショ的性格をいよいよくしたといわざるをえない。小坂労働大臣のいわゆる「労働新政策」はかなり露骨に以上の基本線を表現したものであつた。

第二編以下で直接ふれない若干のファッショ的政策の例として、ここで、憲法改正案や反民主主義活動対策協議会などをあげておこう。

自由党の憲法改正案 再軍備の一そうの進展は憲法改正問題を前面におしだしたが、昨秋以来、吉田首相の指示によつてその検討をおこなつてきた内閣法制局では、七月はじめにつきのような問題点の抽出を終つたとつたえられた。

一、前文の内容

一、天皇Ⅱ象徴とするか元首とするか▽天皇の権限—国事事項の取り扱いに関するもの▽皇室財産の収受

一、戦争放棄Ⅱ（再軍備の場合）第一項の主旨は生かし、第二項削除。これにともない兵役の義務、統帥権、宣戦、講和、軍の組織、軍人の地位、軍事裁判、緊急事態（戒厳の規定）の場合の国会議員の任期延長などをどうするか。

一、国民の権利義務Ⅱ公共の福祉と基本的人権との関係—黙秘権家族制度、兵役義務など。

一、国会Ⅱ二院制度、参議院のあり方と構成、両院議員の任期。▽議員立法のあり方—とくに予算と法律の関係。

一、内閣Ⅱ国会の解散権、内閣の法律案提出権、内閣の憲法改正案原案の提出権、内閣総理大臣および国務大臣の文民規定、条約の締結—すべての条約が国会の承認を必要とするかどうか。

一、司法Ⅱ最高裁判所裁判官の国民審査、最高裁判所の法令審査、

同裁判所の憲法裁判所としての性格、裁判の公開。

一、財政Ⅱ皇室財産関係、憲法第八十九条の「公の財産を公の支配に属しない慈善、教育、博愛の事業に対し支出または利用に供してはならない」の存廃など。

一、地方自治Ⅱ首長公選制、特別法住民投票。

一、憲法改正Ⅱ改正の手続き、国民投票制度。

一、最高法規Ⅱ憲法と条約との優先関係。

一〇月一八日には自由党憲法調査会の憲法改正試案が次のように決定されたが、再軍備の明文化、国家にたいする国民の忠誠義務などがふくまれている。

◆前文、戦争放棄など

一、前文においては、わが国が独立回復によりわが国の歴史と伝統を尊重し、国民の意志にもとづき自主的憲法を確立する旨を明らかにする。

二、国権は国民に発することを明らかにし、社会の安寧、民生の向上を念願して民主主義、平和主義、人権尊重主義を基調とする国家の繁栄、福祉国家実現の理想を掲げる。

三、世界の平和、人類文化の発展に寄与せんとする国際協力態度を宣明し、これがためには一切の侵略戦争を放棄し、他国民の自由に干渉することなく、国際法規を順守し、互恵平等を条件として国際的平和の組織ならびに集団防衛体制に参加する旨を明らかにする。

四、防衛問題については、「国の安全または防衛」に関する一章を設け、戦争放棄は前文中に宣明するとともに、国力に応じた少数精鋭かつ効率的最小限度の自衛軍（国防軍）設置の主旨を規定する。

五、軍の最高指揮権は内閣を代表して内閣総理大臣におき、国防

会議、軍の編成、維持、戦争ならびに非常事態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不干与ならびに権利義務の特例等軍事に関する最少限の規定を設ける。六、七、（略）

八、憲法改正については発議権を内閣にも認めることとし、特別多数決と国民投票はそのいずれか一によることとする。現行憲法の改正手続については特別に考慮する。

（備考）以上各項の法文化につき日本国の性格と天皇の地位、その国事行為に関する規定との調整につき特別の考慮を要する

◆国民の権利義務関係

一、基本的人権の主要なるものを各条に列記してその保障の原則を明示する。二、三、（略）

四、旧来の封建的家族制度の復活は否定するが、夫婦、親子を中心とする血族的共同体を保護、尊重し親の子に対する扶養、および教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること、農地の相続につき家族制度を取入れる。

五、国防の義務、順法の義務、国家に対する忠誠の義務を規定する。六、（略）

◆国会関係

一、国会は国権の最高機関である旨の規定は改めるものとする。

二、（略）

三、二院の異質性を明らかにするため、参議院は選挙された議員と推薦された議員とをもつて組織することを考慮する。

四、衆議院議員選挙につき小選挙区制の採用、参議院議員選挙につき間接選挙制の採用、全国選挙区制の廃止を考慮する（選挙法改正と関連）。

五、参議院議員の任期を改める。

六、法律案等の自然成立の期間を短縮するものとする。

七、解散の根拠を明らかにするとともに必要な制約の方法を講ずるものとする。八、九、十、十一（略）

◆内閣関係

一、（略）

二、内閣総理大臣その他の國務大臣は文民でなければならない、という要件を現役軍人を排除することに改める。

三、内閣の権限に法律案ならびに憲法改正発議案の提出および国会の召集、衆議院の解散、国会の停会ならびに栄典授与の決定を加える。四（略）

五、戦争および非常事態の宣言および軍の編成維持の事務を内閣の権限とし、戦争および非常事態の宣言は国会の承認を要するものとする。国会の召集が不可能な場合の措置につき考慮する。六、国会の閉会中緊急事態に際して内閣は法律に代るべき命令を出し得ることとする。この場合は次の国会においてその承認を求め承認を得られなかった場合は将来に向つて無効とするものとする。

七、条約の締結について国会の承認を要するのは立法権、予算審議権など国会の権限に係るものその他政治的に重要な条約に限るものとする。八、九、（略）

◆司法関係

一、法律により特別裁判所を設置することが出来るものとする。

二、三、四、五、（略）

六、いわゆる憲法裁判所を認めないことを明確にし、違憲審査については國務行為、条約などにつきその限界を明確にする。

七、（略）

◆財政関係

一、予算の増額修正については、政府の同意がなければ発議でき

ぬものとし、新たに国庫の負担をもたらす議員立法についてはその抑制につき考慮する。二、三、四、五、六、（略）

◆地方自治関係

一、（略）

二、地方公共団体の長を画一的に直接選挙する制度を改め、法律の定めるところによつて、選出することとする。法律の定めるその他の吏員の選挙に関する規定は、これを削除する。

三、（略）

反民主主義対策協議会（反民協） 政府は共産党および民主主義的な諸活動の取りしまり対策を強化するため、九月一五日の閣議で反民主主義活動対策協議会を内閣直属機関として設置することを決定、会長Ⅱ緒方副総理、委員Ⅱ小原法相、岡崎外相、大達文相、保利農相、小坂労相（警察担当）、木村防衛庁長官、福永官房長官の構成をきめ、一〇月一五日第一回の会合をひらいた。

反民協は内容的にはアメリカの非米活動調査委員会の日本版であるが、その形式上の性格はきわめてあいまいであつた。

一〇月七日の衆議院内閣委員会ではつぎのような決議が一二対一票で可決された。

反民主主義対策協議会設置に関する決議文

政府は閣議をもつて、反民主主義活動対策協議会を設置することを決定したが、反民主主義の名にかくれて、思想、言論、出版等基本的人権を侵害することなきよう嚴重警告する。とくに、この機構を法制化することに反対する。

なお一〇月二六日の反民協会議で、アメリカ上院共和党議員ノールランド氏が毛沢東主席の筆になるものとして公表した「世界革命計画」が提出され、また台湾の「アジア人民反共連盟中華民国総会」からの申入れがあつたが、これらは反民協の国際的な反共の性格を

はつきりと示すものであつた。

警察官の郵便調査など 本年に入つてから、警察官による教員にたいする思想調査やアマチュア無線局にたいする身元調査・通信状態調査(石川、岡山、埼玉各県、東京都など)があきらかにされたがさらに、上田市では昨年末以公安調査官によつて信書の秘密を調べた事実が明るみに出た。これは三月三〇日の参議院本会議で緒方副総理もその事実をみとめたが、郵政監察局が五月二九日の衆議院郵政委員会で説明したところによれば、すでに昭和二八年九月から二九年四月上旬までに全国八ヶ所で十数件が発生している。斎藤国警長官は五月一八日参議院郵政委員会で「犯意がなければ通信を開いてもよい」と答弁して問題となつたが、同二九日の衆議院郵政委員会で山花秀雄委員(左社)の質問にたいし「客観的な情勢から信書でないというものを開いても犯罪でない」と修正答弁したが、いずれにしても信書の秘密が犯されていることは否定できない。

これに関連して、警察大学で信書開封の方法など特高的技術を教えている問題について、斎藤国警長官は五月二九日の衆議院郵政委員会で、

ノリ付された信書を技術的に判らないように開く方法は教えたことはある。カラフトから密航した関が無電の暗号書を持つてきた事件があつたが、あの時は事件が明るみに出たので暗号書は没収した。しかし同じような事件で、その暗号書を写してそのあとまた、指定された場所に埋めておけば後の捜査に必要なこともある。こうした必要から教えた。しかし警察大学では一般の警察官に教えたのではなく、限られた特定人に教えたのだ。これらの特定人は憲法に保障された信書の秘密を侵すようなことはなく、この技術を乱用するおそれのない者だ。

と答えたが、五月一日の同委員会での斎藤長官の答弁によれば、

警察大学での特高教育の実情の一部はつぎのとおり。

共産党の警備情報などを集めるための技術の講習はやつてゐる。しかし住居侵入や窃盗をさせるようなことはない。カギが間に合わぬとき金庫やトランクを開ける場合などの技術は必要になつてくる。

▽写真をこつそり取るのも、むしろ本人に迷惑をかけないためだ。被疑事実に関係なければヤミに葬り去られる。

▽手紙をあけるといつても印刷物だけしかやつていない。教材を用いず口頭で講習しているのは教材の悪用を防ぐためだ。

疑獄は流言飛語(吉田首相の法律無視) 吉田首相は自由党総裁として八月一〇日自由党全国支部長会議で演説し、疑獄は流言飛語であるとなつぎのようになべた。

政府は信念をもつて指揮権発動を行つた。一体汚職、汚職というが、その内容は何なのか。なぜ幹事長を逮捕せねばならないのか。そもそも政党の会計帳簿が不十分だといわれるが、政党の帳簿が不十分なのは当然である。金を寄付する人も受取る人もそれぞれ善意によつて行つていたのであつて、名前を出さないのは当然の人情である。しかるに寄付者の名前、金額が不届けであるとして逮捕するのは私には分らない。逮捕ということは基本的人権の尊重ということからも最も慎重にしなければならぬ。逮捕しなければ証拠が集まらないというのは当局の能力を疑わざるを得ない。新憲法では人権擁護を第一としているのに、これを軽々しく逮捕しまた逮捕しなければ証拠が集まらないというのは私のかつて聞かざる議論である。金をもらつて名前をかくすのは当然の人情であればこれを逮捕するのはおかしいのはもちろん、こういうことをすれば今後幹事長のなり手もなくなり、寄付をする人もいなくなる。これは結果としては政党政治の破壊であり、即ち民主主

義の破壊である。政府としては断固闘う所存である。新聞はこのことについて面白半分に書いているが、かかる流言飛語に耳をかさず政府を信じてもらいたい。

これにたいし、日本弁護士連合会では八月一四日つぎのような声明を発表、吉田首相の発言は法律無視であると批難した。

さる八月十日自由党支部長会議において吉田総裁は政党が政治資金規正法を守り得ないのは当然だとなし、また汚職事件につき指揮権発動の理由としては汚職は流言飛語なりと断じ、検察当局がこれに乗ったかのごとき発言をなしたと伝えられるが、いやしくも首相である一党の総裁が法律の存在を無視し、検察の公正を疑わしめる言動をなしたことは極めて遺憾である。

新聞協会でも同日要旨つぎのような質問書を吉田首相に提出、後記の回答があつた。

(質問書)

(前略) 総理がこのように新聞報道に不当な非難を加え、新聞全体の名誉と信用を傷ける言動に出ていること一再に止まらぬことは周知の事実であります。申すまでもなく新聞は広く大衆に情報と意見を伝えることにより各人の判断の材料を提供する民主政治の土台となる重要な機関であります。これなくしては総理のいわれる政党政治の成立も民主主義の発展もあり得ません。

もちろんわれわれ新聞人は現在の新聞の足らざる点を深く反省し自由にして責任ある新聞の確立に努力しなければならぬことは言うまでもありませんが、一国の総理が新聞の社会的機能を理解せず、自ら民主政治の基礎を危くするが如きかかる無責任な言動を繰返していることは遺憾にたえないところであります。

よつてわれらは自由党全国支部長会議のあいさつで新聞の報道を流言飛語と断定された総理の言明の根拠を明らかにし、速かに

責任ある所見を寄せられんことを当協会加盟百十五社を代表して要請いたします。

(吉田首相回答)

支部長会議における私のあいさつの真意は新聞が流言飛語を流布したとか疑獄が流説の結果であるとかいう意味ではないのであります。

当時指揮権発動に関する政府の意図や措置等について種々の流説が世間に行われそれが一部の新聞にも報ぜられたのであります。が政府はこれを顧慮せずに信念を以て指揮権を発動した旨を述べようとしたもので、新聞を非難する考はなかつたのであります。ところが草稿なしに話を致しましたので用語が適切を欠いて意味がはつきりせず、ために誤解を招き不測の影響を及ぼしたことは遺憾であります。

御説の通り新聞は民主政治の土台となる重要な機関でありますから私は今後とも自由にして責任ある新聞の発展のために十分協力致したいと思ひます。

小坂労働大臣の新労働政策(八月一三日発表)

一、基本本針

労働政策の基本を経済地固め政策の円滑な推進による我が国経済の自立達成の前提基盤たる合理的労使協力関係、産業平和の確立に置く。

そのため、政策の重点を個々の労働者の福祉向上におき、労働組合育成過重の行き過ぎは、これを是正する。

二、対策

(一) 国民的見地から、ややともすれば行き過ぎた労働組合活動の是正と労働争議の防止を図る。

(イ) 労働教育を徹底し、労働経済統計を整備し、国民一般

の正しき理解を深めることにより、労働組合の闘争意識過剰を是正する。

(ロ) 労働関係諸法令の中、左の諸点について必要な改正を考慮する。

(1) 争議行為の開始要件、正当性等につき明確な規定を設けること。

(2) 労働組合の政治活動につき合理的な限界を設けること。

(3) 不当労働行為制度を整備すること。

(4) その他現行法令の不備欠陥の是正を図るとともに、現業公務員、公共企業体職員に関する労働関係についても法令の整備を図ること。

(二) デフレ経済下、労働者の生活条件の維持向上のため、勤労者の実質賃金の維持向上と労働者福祉対策の強力な推進を図る。

(1) 勤労所得税を軽減する。

(2) 労働中央金庫を設置する。

(3) 労働者福利共済団体を組織化する。

(労働者福利共済団体法〔仮称〕の制定)

(4) 労働福祉局を設置する。

(三) 現下の経済と企業の実情に鑑み、労働基準について、左の諸点について必要な改正を考慮する。

(1) 各種の事業の業態の特殊性(特に非工業的事業)を考慮し労働時間、休憩、休日、安全衛生の特例を設けること。

(2) 中小企業について、労働時間、休日、年次有給休暇、安全衛生等に関する特例を設けること。

(3) 異常な業務繁忙その他一定の場合において、行政庁の認定に基く一定範囲内の時間延長を認めること(現行法にお

いては労使協定を必要とする)。

(4) 深夜の割増賃金を廃止すること。

(5) 損敗し易い物品の損失防止の場合において女子深夜業の範囲を拡大すること。

(6) 基準法の労働時間に関する規定は、実労働時間を前提とするものであることを明確にすること。

(7) 諸手続の徹底的簡素化を図ること。

(四) 建設的失業対策の樹立推進を図る。

(1) 公共事業等による失業者吸収措置の強化を図る。

(2) 失業対策の能率的運営を図るとともに、経費の増額を図る。

(3) 青年層を対象として、国土建設隊を設置する。

(五) 反社会的な解雇の濫発を防止すると共に、解雇に伴う労使間の無用な摩擦を避けるための必要な立法措置を講じ、以て社会不安の防止を図る(解雇制限法〔仮称〕の制定)。

(1) 不当な解雇を制限する。法律で定め(る)社会的に正当な理由に基かない解雇は無効とし、裁判所に対する救済手段の方途を講ずる。

(2) 大量解雇については、行政庁の認可を設ける。

(3) 前項の認可申請後一定期間内までは使用者は解雇することができず、労働組合は争議行為を行うことができない。

解雇制限法を立案 労働省では解雇に関する紛争の合理的な解決をはかるといふ名目で、八月解雇制限法の立案を正式にはじめた。これは西ドイツでおこなわれている解雇制限法を日本にもうつそうとするものであるが、解雇制限というよりは、むしろ解雇反対のストライキを禁止することを目標としている。労働省が考えている要点はつぎのようなものであった。

一、民間企業の経営者は解雇を行う自由をもつていゝといへ、その場合にはおのずから社会道義に反してはならないという制約があることを法文に明記し、不当な解雇を防止する。

一、会社が従業員の一割以上を解雇しようとする場合は、その基準や内容を二カ月前に行政官庁に届出で、またその理由を一カ月前に届けでて認可がなければ解雇できないことにする。そのため行政官庁は公益委員会を中心とした中労委のような委員会組織を新たに設けて審査、決定する。

一、この委員会は一種の行政機関とし、その決定は仲裁裁定のようにある程度の強制力をもたせる。したがつて委員会の決定が下されれば解雇反対のストライキはできないこととする。

一時帰休制の実施 労働省では失業と解雇の増大に当面して、一時帰休制（事業主が労働者に再雇用を約束して一時離職させ、離職期間中は給与のかわりに、失業保険金をうけさせる制度）を奨励する方針をきめ、七月一六日要旨つぎのような通達を各都道府県知事あて発送した。

▽一時帰休制の失業保険の対象となる要件。一、経営不振、操業短縮等による企業整備で一時に大量の解雇者を生じ、社会不安の発生が避けがたいような事業であること。

一、この制度の実施で企業の円滑な運営が確保され、一時帰休者を再吸収できる見込みの確実な事業であること。

一、事業主は一時帰休に関する労働協約を締結すること。

一、事業主は一時帰休の期間中手当その他の給与を支給することができない。

一、失業保険料が完全に納付されていること。

▽実施要領 一、一時帰休の労働者は再雇用を約する一時離職の取扱とし、失業保険の対象とする。

一、帰休期間は概ね三カ月とし、帰休終了後六カ月以上再雇用する。

一、一時帰休者の失業保険の取扱いは期間中の失業の認定回数を二週間に一回とし、その他は一般失業保険の取扱に準ずる。

一、一時帰休制の実施は事業主の一時帰休実施計画に基き、労働大臣あるいは都道府県知事の承認を受けなければならない。

第二編 政府の労働政策

第一章 労働法・労働行政

第一節 労働基準法・諸規則の改正

政府は労働基準法などによる労働保護政策をもって占領政策の行
きすぎとみなし、かねてからその改正を企図していたが、とくに労働
条件の低下によるコスト切下げをおこなって国際的な競争に耐え
ようとする方針にそい、本年度に入ってから急速に労働基準法およ
び関係諸規則の改正にのりだした。

すでに一月一九日の労働省々議では、労働基準法施行規則、労働
安全衛生規則、女子年少者労働基準規則、事業附属寄宿舎規定、技
能者養成規定などの改正を決定したが、その基本方針はつぎの五項
目に要約される。

- 一、労基法その他の法令に根拠が薄いと見られる規定は廃止。
- 二、許可、認可、届出、報告などは積極的に簡素化し、とくに中
小企業についてはこの簡素化を徹底的に行い、事務に必要な労働

力を節約するようにする。

- 三、労働者の身体や生命の安全または衛生に関する基準を定めた
規則は改正しない。

- 四、諸規則には労働条件の最低基準を明示するとともに必要な規
定を新たに追加する。

- 五、この改正に当っては労働条件の国際的水準と旧工場法関係法
令に規定された基準を下回らないよう留意する。

二月九日開かれた中央労働基準審議会においても小坂労働大臣は
この問題について説明を行い、労働基準法をわが国の「実情」にあ
うよう改正する方針をつぎのようにあきらかにした。

（小坂労働説明要旨）

労基法が二十二年九月施行されてから既に満六カ年を経過し、
この間、労使をはじめ国民一般の努力によりわが国の労働者の労働
条件の改善と労務管理の合理化に寄与するとともに、わが国産業
に対する国際信用を高め、貿易の発展に役立ってきたことはま
ことに同慶にたえない。最近におけるわが国経済の実情をみると
国際収支の悪化、物価の漸進的昂進等わが国経済はこのまま放置
すれば恐らくその破綻を来し真の自立達成は到底望み得ない。政
府はこのような現状に対処して現在のインフレ的経済の様相を是

正し健全な国際収支の上に立つて経済規模の拡大と国民生活の向上のための基盤を確立すべく各般の施策を講ずる所存であるが、二十九年年度予算もあらゆる困難を克服して一兆の枠を堅持したのもその一つの現われであり、このような事情とともに労基法については従来からわが国の実情にそうように改正すべきであるという意見が各方面から述べられており、また関係諸規則についてもこれが煩雑に過ぎるため関係者に迷惑を与えているという声をよく耳にするものである。

労働省としては過去六十年の本法施行の経過をかえりみて手続の煩瑣な点や実施上摩擦を生じている点も多々あると思い、今回これらの諸規則を全面的に再検討して逐次これが改正を行うことに決定したものである。

これら関係諸規則の改正については、

第一に労基法その他の法令に根拠が薄弱と認められる規定は、これを廃止する。

第二は許可、届出、報告等については、積極的にこれを簡素化することとし、特に中小企業における労務管理上の負担の軽減を図るために徹底的な措置を講ずるものとする。

第三はわが国の経済社会の実情、特に中小企業について過重な負担を負わせているものがあるところからこれらの実情にそわなさと認められる規定は、これを改正すること。

第四は諸規則には、労働条件の最低基準を明示するとともに、過去における施行の経験に鑑みて必要な規定をあらたに追加することとし、啓蒙的部分と認められるものは、これを削除すること。

第五はこの改正にあたっては、労働条件の国際的水準を下廻らないものとし且つ労働者の身体及び生命に危害を及ぼすおそれのある安全又は衛生に関する基準を定めたものについては改正しな

いものとする。

以上の五つの方針を基本方針として先ず、労基法施行規則及び女子年少者労働基準規則について検討一応その成案を得たので、この際この改正案要綱について各位の真剣なる審議をねがう次第である。

右の説明にもあるように、労働省がまずとりあげたのは労働基準法施行規則と女子年少者労働基準規則であつた。この両規則の改正要綱は二月三日の省議会で決定、ただちに二月九日、中央労働基準審議会にかけられたが、さらに三月一日には技能者養成規定の改正要綱が技能者養成審議会に提出された。前二者は五月四日に答申が出され、後者は四月十六日に答申された。各審議会での討議も公労使各委員の意見が一致しない点が多く、とくに施行規則についてはその不一致が多かつた。労働省ではこれらの答申により多少の修正を改正原案に加え、五月六日（東京）、七日（大阪）の公聴会をへて、次の省令を六月一九日公布、七月一日施行した。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十九年労働省令

第一二号）

女子年少者労働基準規則（同一三号）

技能者養成規定（同一四号）

改正の主要点はつぎのとおりである。

（一）労働基準法施行規則

(1) 九時間労働の範囲の拡大 従来も労働者十人未満の商店では九時間労働（一週五四時間）ができるようになっていたが、それを三〇人未満にまで大幅に拡大した。日本の現状では、非常に多くの商店が一日八時間一週四八時間という原則からはずされることになった。

(2) 時間外・休日協定の有効期間の制限の廃止 従来は時間外お

(2)

よび休日労働について協定による場合は三カ月、労働協約による場合は一年の有効期間が設けられていたが、これを廃止して労使の協定にまかした。これは明らかに従来の規定が時間外・休日労働の拒否（超勤拒否）に正当性を与える結果になっていたのを、これを両者の自主的な協定にまかすという形で、とりのぞいたものである。

(3) 郵便局などの女子の十時間以上の労働は従来禁止されていたが、この禁止を解いた。

(4) 年次有給休暇の請求時期を聴取しなくてもいいことにした。

(二) 女子年少者労働基準規則

(1) 女子深夜業の範囲の拡大 女子の深夜業をみとめる範囲をひろげ、映画女優、スクリーンライター、結髪師（セット撮影を除く）、放送のプロデューサー、アナウンサー、かに・いわしのカンヅメ業に従事する女子を加えた。

(2) 年少者を酒づくりの業務につかせてはならないという従来の規定を廃止した。

(三) 技能者養成規定

(1) 技能者養成にあたりその最終課程では出来高払いの賃金を支払つてもよいことにした。

(2) 養成契約の締結および解除に関する規制条項を廃止した。

(3) 教材および教習に必要な物品の無償提供義務を免除した。

(4) 職業安定法または労働大臣指定の職業補導をうけたものについて、技能者養成にあたって、すでに修得した課程の教習を免除することにした。

労働省ではこれら改正三規則の公布施行につき、はじめの基本方針にしたがい、事業附属寄宿舎規定および労働安全衛生規則の改正にうつり、八月三十一日には前者の改正要綱および労働衛生規則案要綱を中央労働基準審議会の諮問にふした。労働省によればこれらの

改正にあたつて考慮した点は次のとおりである。

(一) 現行の労働安全衛生規則は、きわめてばう大である上、労働安全と労働衛生の規定が錯綜しているもので、これを廃止することとし、これを三つの規則に分離することとした。すなわち、その一は労働衛生規則であり、他の一は、特別安全規則である。

(二) 建築基準法、消防法、興業場法等に定められている基準は、現行の労働安全衛生規則および事業附属寄宿舎規定と合致しないものがあり、法の適用上円滑を欠く面もあつたので、今回の改正においては、これらの諸法規に定められている基準との調整をはかることとした。

これらの改正要綱の主要点はつぎのとおりである。

(一) 事業附属寄宿舎規定

(1) 第二条を次のように改めること。

使用者は、事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させるに際し、労働者に対して寄宿舎規則を示すものとする。

現行規定は、寄宿舎生の過半数が未成年者である場合において、寄宿舎規則を作成しまたは改正しようとするときは、その同意を求めようとする日のすくなくとも七日前にその案を周知させなければならぬのであるが、改正案は使用者のこの義務を免除した。

(2) 第六条関係

「六箇月以上の期間寄宿させる寄宿舎」を「六箇月以上の期間寄宿させる寄宿舎（土木、建築等事業の期間が予定される事業において当該事業の完了までの期間寄宿させる仮設の寄宿舎を除く）」に改めること。

これは右条文のカッコ内の規定により、それら業種の寄宿舎を第二種寄宿舎にかえようとするものである。

(3) 第二十条関係

寄宿舎に寄宿する労働者の寝具、枕、えり部を覆うための白布及び敷布は、各人専用とし、常にこれらを清潔に保たなければならないこととする。

現行規定では右の物品は使用者の責任で各人専用につけなければならないのであるが、使用者のこの責任を免除しようとするものである。

(4) 第二十五条関係

食堂又は炊事場を設ける場合においては、左の各号による外、常に清潔の保持に必要な措置を講じなければならないこととする。

一 照明及び換気が十分であること。

二 食器その他の食器用具は、しばしば消毒し、これらを保管する設備を設けること。

三 炊事場の床は、洗じよう及び排水に便利な構造とすること。

四 炊事従事員専用の便所を設けること。

これは労働省の説明によれば現行規定を大中に削除し、もつとも重要な四項目に限定したものであり、「公衆衛生上当然と考えられること」を削除したにすぎない。しかし、当然のことを実施しない使用者が多い現状から考えると、単なる技術上の削除とはいえず、事実上は規定の後退を意味するであろう。

(5) 第二十六条関係

第一項中「又は一日五百食以上」及び第二項を削ること。

この改正案によれば、栄養士をおかなければならない寄宿舎食堂の範囲を縮少し、一日二回以上合計五〇〇食をこえるような場合でも、一回が三〇〇食未満であれば栄養士をおかなくてもいいようになるからやはり基準の低下といえる。

(6) 第二十七条関係

第二項を改め、男女別に脱衣場及び浴室を設けるか又は男女により入浴の時間を区別する措置を講ずるとともに清潔の保持に必要な措置を講じなければならないこととする。

現行規定によれば浴場および脱衣場はかならず男女別に設けなければならないのを、かならずしもそうでなくともいいようにするわけである。

(7) 第二十八条関係

便所は、左の各号による外、常に清潔の保持に必要な措置を講じなければならないこととする。

一 男女別にすること。

二 便池の数は、寄宿人員が百人以下の場合には十五人について一個、百人を超え五百人以下の場合には二十人について一個、五百人を超える場合には二十五人について一個とすること。

三 便池は、汚物が土中に浸とうしない構造とすること。

四 溜水によつて手を洗わないような手洗設備を設けること。

現行水洗便所の規定や照明の規定を削除するわけであるが、前者はまだ普及度が低いこと、後者は当然なことであること、がその理由とされている。しかし基準の低下であることは否定できない。

(8) 第三十三条関係

「病室」を「寝台等臥床しうる設備を有する休養室」に改めること。

現行規定によつて設けるべき「病室」は医療法施行規則の適用をうけるが、改正案はこの適用から除外される設備でこれにかえようとするものであり、休養室という規定は使用者により相当はく然としたものと理解されるから、やはり後退であろう。

(9) 第三十四条関係

常時五十人以上の労働者を寄宿させる場合には、衛生担当者を

定めておかねばならないこととする。

現行規定では衛生管理者をおかなくてはならないのであるが、これは資格を必要とするので、たんに衛生担当者で足りるように改正するものである。

(10) 第三十九条関係

第九号中「適当な浴場」を「入浴のための設備」に改め、第二号及び第三号を削ること。

これは土建業の飯場などの浴場についての規定であるが、右改正案はこの「適当な」という規定を削除するものである。

(11) 労働衛生規則案

労働衛生規則案は、第一 衛生管理、第二 一般衛生基準、第三 特別衛生基準、第四 適用除外となつてゐる。

その改正の主要な方向は、

(1) 衛生管理者を選任すべき事業の範囲の縮小など基準の低下をきたす改正

(2) 同一地域にある衛生管理者を選任することを要しない二以上の事業場にたいする共同の衛生管理者選任の命令権や、いちじるしく身体を汚染する作業場にたいする入浴場設置の命令権などいくつかの監督・命令権を廃止することにより、事実上基準を低下させる改正

(3) その他現行規定の削除による法の緩和をもたらし改正、などである。

安全関係の規則のうち労働安全規則案要綱は一〇月二七日の中央労働基準審議会に諮問され、特別労働安全規則は同じく十一月三〇日諮問にふされた。前者は、安全管理、安全基準、雑則、適用除外の各項で構成されており、後者は現行規則のうち特別労働安全基準に関する規定をとりいれてゐる。

労働省では以上のように諸規則の改正をすすめながら、さらに労働基準法そのものの改正について準備をすすめた。たとえば千葉労相は二月一六日の衆議院労働委員会でのつぎのように述べたが、これは従来労働法を改正してきたやりかたと同じく、まず諸規定の改正や行政措置による事実上の改正をすすめた上で法律の改正をやる方針を明かに示すものであつた。

労働基準法は大企業、中小企業の区別なく一律に定められており、わが国の実情にそわない面があるので慎重に検討の上改正したいと考える。

第二節 公共企業体労働関係法改正案

政府は昨年末から展開された国鉄、全通、全電通など公共企業体労働組合の闘争に対抗するため、公共企業体労働関係法の改正を考慮し、一月二五日、その要綱を決定した。いままで、公労法による仲裁々定は予算上、資金上実行不可能として政府により拒否されることが多く、事実上、最終決定としての仲裁々定は政府によつてその精神が否定されてきたのである。このことは、とくに労働者がわの攻撃の中心点となつてきたため、政府としては、公労法を改正してこの点の制約をとりのぞき、委員の任命なども政府のせん考による公益委員の任命を中心において、裁定そのものを政府に有利なように決定する改正方針をきめたのである。

改正案の骨子はつぎのとおりである（注をふくむ）。

◆委員会の統合

一、公共企業体等中央調停委員会と同仲裁委員会を統合して、公共企業体等中央労働委員会とする。

（注） 現行公労法による委員会は仲裁委（中立委員三名のみ）

中央調停委（労、使、公益各代表三名）および地方調停委（労、使、公益各三名）であるが、前二者を統合して公中労委とし、後者は公地労委に改める。

二、公中労委の委員は労、使、公益代表委員をそれぞれ三、三、五名とし、公益委員は労働大臣の作成した名簿の中から国会の同意を得て、総理大臣が任命するものとする。

（注） 現行法は仲裁委の委員は中央調停委員長が作成した名簿の中から労使の選定した者を自動的に政府が任命することになつており、仲裁委員の人選に政府の意思が関与する余地がない。

三、仲裁は公中労委の公益委員が行うものとする。

（注） 仲裁を公益委員のみで行うことは、現行法および労働法の建前と同じである。

◇仲裁制度の合理化

一、給与に関する仲裁をなすに当つては、次の事項を考慮すべき旨の規定を新たに設ける。

1、公企体の能率的な運営と公共福祉の増進 2、生計費ならびに一般の国家公務員と民間労働者の給与との適当な均衡 3、公企体等の財政状態 4、国の財政の健全性および国民経済に対する影響。ただしこれについて必要ある時は公中労委は政府の説明を求めうるものとする。

二、職員の給与水準は生計費または民間労働者の給与水準が著しく変動しないかぎり、みだりにこれを変動させないようにしなければならぬ旨の規定を設ける。

（注） この規定は公労法中には盛り込むことができないので五現業（郵政、林野、印刷、造幣、アルコール）については行政管理局で立案中の「企業官庁職員給与特例法」案（仮称）の中

に規定し、三公社（国鉄、電電公社、専売）については同法案の付則において各公社法の中に規定するようにするものとする。

三、現行公労法第三十五条を改正して、予算上、資金上支出不可能な裁定は公労法第十六条により国会の承認があるまでは効力を発生しない旨を明確に規定する。

（注） 現行法は「ただし、十六条に規定する事項について裁定が行われた時は、同条の定めるところによる」とのみ規定されている。

◇交渉単位制の廃止

交渉単位制度は廃止し、団体交渉は各組合がそれぞれ交渉委員会を設けて行うものとする。

（注） 現行法では組合組織にかかわらず交渉単位が定められ、交渉単位を代表する交渉委員が団交を行うことになつているが、このような直輸入の不自然な制度は廃し、各組合の交渉権を認め、ただ交渉の秩序保持のため、あらかじめ交渉委員会を組合ごとに設けさせ、当局側交渉委員会と委員名簿を交換しておくこととする。

◇その他

一、労組法と公労法との関係を明確にするため条文整理をし、読替え規定を設けるものとする。

二、労働組合の資格審査を労働大臣が行うことをやめ、公中労委または公地労委にこれを行わせるなど審査手続を合理化する。

三、組合に加入できない者の範囲は政令で定めることを廃め、公中労委の決議により労働大臣が告示で定めることとする。

四、従来、不当労働行為の救済に関する手続規定が欠けていたので、労組法第二十七条の規定を準用して不備を補うものとする。

五、職員の給与は、組合員については、団交で定まり、組合に加

入を禁止されている幹部職員らについては、一般職給与法で定められているため、不均衡が生じたので、その是正を図るものとする
(注) これは前掲の「企業官庁職員給与特例法」案による。
六、このほか、他の規定の改正にともなう調整を行うものとする。

第三節 労働中央金庫設立の動き

小坂労相のいわゆる「新労働政策」のなかには労働者福祉対策として労働中央金庫の設立があげられていた。労働省は九月一五日この点について次のような見解を明かにしたが、それは現行法による労働金庫連合会によつては労働金庫本来の目的が達せられないものとし、政府出資を中心とする中央金庫を設け、また役員は主務大臣の任命によるものとするなど、政府の統制を強化しようとするものであつた。労働金庫がわでは、この構想は労働者の自主性による労働金庫の発展をさまたげること、労働金庫は労働組合運動の一部であるから、個々の労働者の福祉対策を目的とする政府の中央金庫案はこれと対立するものであることを理由に反対した。

(労働中央金庫の設置について)

——労働省労政局——

第一 労働中央金庫設立の必要性

1 (中金方式による中央金融機関設置の必要性) 労働者の生活を安定させ、その福祉を増進することは労使関係の安定と労働生産性の向上に寄与するところ極めて大であり、わが国経済発展の基盤をなすものであることは、云うまでもない。労働金庫は、貸金遅欠配対策資金の融資を初め一般金融機関の行い得ない社会的機能を發揮して来ており、これを育成することは労働者の福祉増進のため極めて必要なことである。特に昨秋来の緊

縮政策進展の余波が労働者に及ぶとともに、一部の弱小労働金庫においては、前途必ずしも樂觀を許さないものがあり、これら資金量の乏しい弱小金庫を含めて労働金庫を公平に保護育成し、所期の機能を十分發揮させるためには、現行法上予定されている労働金庫連合会をもつてしてはその基盤が薄弱であり、中金方式による強力な系統的中央金融機関を設置することが、緊要となつている。

2 (福祉対策の推進と長期低利資金確保の必要性) 上記の如き、緊縮政策の進展により、必然的に各企業においては、労使の協力と労使関係の安定が益々強く要請せられているのであるが、これを実現するには現在労働者の最も要請している労働者住宅の建設、福利厚生事業の助長、貸金遅欠配に対する融資措置等の福祉対策を強力に推進し、その実質的労働条件を確保することが不可欠の要件であるが、そのために特に必要な長期低利の資金については、差し当り政府資金の導入及び債券の発行による資金の吸収にまたなければならず、それにふさわしい系統的中央金融機関が必要である。

3 (系統資金活用の必要性) 労働金庫の総資金量は、数年を出でずして三百億円に達することは必至と見られているが、その取り扱つている所謂消費金融には自らその適正量に限界があり残余の系統資金については、これを有効に運用するため、系統的中央金融機関に吸収して、労働金庫の資金の調整、地方公共団体の民生、労働に関する諸施策の資金等に充当し、余裕金については、産業投資に振向ける等の方策を考慮する必要がある。

4 (融資保険制度実施に伴う問題点) 労働金庫の行う貸金遅欠配対策資金等の融資を円滑ならしめるために政府管掌の融資保険制度を実施することが必要となつているが、将来この制度が

実施された場合において、かかる政府管掌の保険業務の委託先としても労働金庫連合会はふさわしいものということができない。

よつて、政府の援助の下に中金方式により労働金庫等の系統的中央金融機関を設置することは、極めて時宜に適した措置と考えられる。

第二 労働中央金庫の組織及び運営

1 (目的) 労働中央金庫は、労働金庫及び共済保険法人その他労働者のための福利厚生を目的とする団体並びに地方公共団体に對して労働者の福祉増進のために必要な資金、特に労働者住宅の建設資金(頭金)並びに福利厚生事業の設備資金及び運転資金等を融通し、労働金庫等の親金融機関としての機能を發揮し、もつて、労働者の生活の安定に寄与することを目的とすることとする。

2 (出資金) 労働中央金庫の出資金は、十億円以上とし、政府がその設立当初において八億円を出資する外、残余については会員及び地方公共団体が設立の時より五箇年間に出资すれば足りることとする。

3 (会員たる資格を有するもの) 労働中央金庫の会員たる資格を有するものは、労働金庫、共済保険共済法人、福利法人、消費生活協同組合及び同連合会、公務員等の共済組合及び同連合会、健康保険組合及び同連合会その他労働者のための福利厚生を主たる目的とする主務大臣指定の非営利法人とし、福利共済法人以下の考については二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限定することとする。

4 (役員) 労働中央金庫の役員は、すべて主務大臣があらかじめ評議員会の意見を聞き、内閣の承認を得て任命することとする。

5 (業務) 労働中央金庫は、その業務として労働金庫等の会員及び政府、地方公共団体その他の非営利法人の預金を受入れる外、自己資本の二十倍を限度として労働債券を発行することができ、こうして調達した資金を会員及び地方公共団体に対する貸付、会員のためにする手形の割引に運用し、また会員のためにする内国為替取引、物品の保護預り及び債務の保証並びに法令により委託された業務等を行うことができることとする。

6 (余裕金の運用) 労働中央金庫の余裕金の運用については、公債又は主務大臣の認可を受けた有価証券の買入、主務大臣の認可を受けた金融機関への預金及び主務大臣の認可を受けた金融機関に対する短期貸付に限定することとする。

7 (業務の監督) 労働中央金庫の業務の監督は、労働大臣及び大蔵大臣が行うこととし、監理官制度を設ける外、商工組合中央金庫の例によることとする。

第二章 労働判例

第一節 不当労働行為・解雇

不当労働行為の判例としては、山岡内燃機に関する不当労働行為救済命令取消事件の最高裁第二小法廷の判決(二九・五・二八)がでた。この事件は社長が、長浜工場の労働組合が連合会に加入する場合、近く行ふ人員整理について特別扱いはできないという趣旨の演説を従業員や父兄にし、そのため同工場は連合会を脱退したが、これに反対する多数の者は解雇されたので、滋賀地方労委がこ

れを支配介入の不当労働行為として救済したことにたいして争つた事件である。最高裁は、原審大阪高裁の判決（第一審滋賀地裁と同じ）を承認して、会社の上告を棄却した。この判決理由には「客観的に組合活動に対する非難と組合活動を理由とする不利益取扱の暗示を含むものと認められる発言により、組合の運営に対し影響を及ぼした事実がある以上、たとえ発言者に主観的認識乃至目的がなかつたとしても、なお、労働組合法七条三号にいう組合の運営に対する介入があつたものと解するのが相当である」と主張している。

つぎに、キャンプ淵野辺事件にたいして中労委再審命令が出された。この事件は申立人の一人が「病氣欠勤期間中他の機関のために働いた」との理由で解雇の予告を受け、他の一人が部隊から直接、「保安上の理由」及び「本人の責に帰すべき重大な理由」に基き、即時解雇をいわれた事件である。これにたいして第一審では「本件のごとく通常の解雇事件と異り、被申立人において解雇理由の具体的内容について知り得ないままに解雇の措置をとる外なき事件の場合は、やむを得ないものであるから、労組法第七条第一号に該当しない」と判断したのにたいし、つぎのような要旨にもとづいて初審命令を取消した。

（保安上の解雇と不当労働行為の認定方法）

——キャンプ淵野辺事件、中労委再審命令、

昭和二九年五月一二日——

要旨

一、駐留軍労働者が、保安上の理由で解雇された場合、労働委員会は、軍の保安にふれてまで事実を認定する必要はなく、解雇がそれに籍口された不当労働行為であるかないかを判断すれば足りる。従つて解雇が保安ということに籍口されたものでない

ということを推認させるに足りる限度の事実の主張があればその主張事実に対する反証の立証を申立人に求めるといふ例外的措置によつて不当労働行為であるかないかの認定をなしうる。

主文

- 一、初審命令を取消す。
- 二、再審被申立人は、再審査申立人畠中菊次及同伊藤民次郎を原職又は原職同等の職に復帰させ解雇から復職に至るまでの間に右再審査申立人等が受くべかりし賃金相当額を支払わなければならない。

全駐労追浜分会事件の神奈川地労委救済命令は、施設内で雇傭運転手に組合加入を勧誘した理由で解雇された事件について発せられたものである。その要旨と命令の主文はつぎの通り。

（協約上の手続を怠つた組合活動と解雇）

——全駐労追浜分会事件、神奈川地労委救済命令

昭和二九年一月三〇日——

要旨

一、軍基地管理権に抵触しない正当な組合活動を協約上の手続をふまなかつたという理由で、最も重い解雇処分にすることは不当。

一、予告手当、解雇手当を審問終結後受領することは解雇の承認とならずと誤信して受領した場合、解雇の承認とは認められない。

主文

- 一、被申立人が昭和二十八年八月二日附柳町健吉になした解雇を取消し、柳町健吉になした解雇前と同一労働条件で追浜兵器工場輸送部に復職させなければならぬ。
- 二、被申立人は柳町健吉に対し、解雇の通知をなした昭和二十八

年八月二日以降前項復職に至る迄の賃金相当額を支払わなければならぬ。

全駐労大阪地区本部事件は、病欠勤務中に組合活動を行つたことを理由にして米軍から解雇された事件であるが、これにたいして大阪地労委は「本件解雇は正当な組合活動を理由にしてなされたものである。労働組合法第一号に該当する不当労働行為」と断定した。その要旨と命令主文は次の通り。

（病欠休暇中の組合活動と解雇）

——全駐労大阪地区本部事件、大阪地労委救済命令、

昭和二十九年一月三〇日——

要旨

一、病欠休暇中に組合活動をしたとしても、本人の組合における地位並に当時の客観情勢、本人の慎重な行動を考慮すると解雇処分は不当。

主文

一、使用者は、山本一郎を原職に復帰せしめること。
二、使用者は、山本一郎の解雇当日より復職の日までの間、同人が原職にあれば受くべかりし賃金相当額を山本一郎に支払うこと。

三、前二項は本命令交付の日より十日以内に行うこと。

島原鉄道事件は、島原鉄道労組が労働協約改訂、越年資金支給の要求をして争議行為に入つたが、会社はこれと殆ど団体交渉を行わないで組合切崩しを行い、同会社自動車部の独立採算制を強行し、職制を通じて自動車部労働組合の結成を行わしめた事件である。これにたいして長崎地労委は、第二組合の自主性については「組合分裂を醸成せしめるような地盤が絶無であつたとは称しえない」と判断しながらも、しかし「被申立人会社の支配介入という事実と、第

二組合の自主性のそれとを彼此較量する場合、本件はあきらかに会社側の支配介入によつて第二組合が結成せらるるに至つたものと断定せざるをえない」としている。要旨及び命令主文は次の通り。

（第二組合の発生と不当労働行為との関係）

——島原鉄道事件、長崎地労委救済命令、

昭和二十九年一月二五日——

要旨

一、第二組合の発生する地盤があり、これに呼応せんとする或る程度の自主的な動きが存在しても、他面会社の支配介入が第一組合を分裂させ第二組合の結成を促進せしめた場合、不当労働行為は成立する。

主文

(1) 被申立人会社は、島原鉄道労働組合の運営に支配介入し、かつ、その自主的な組合活動を妨害するような言動を一切行つてはならない。

(2) 被申立人会社は、本命令書交付の日から七日以内に、縦二尺横三尺の木板（又は厚紙）に墨汁を以て、左記の通り明記して島原鉄道株式会社本社、諫早駅、島原駅、加津佐駅および自動車中央発着所、島原鉄道労働組合事務所の見易い場所を選んでこれを七日間掲示しなければならない。

会社は島原鉄道労働組合の運営に支配介入し、その自主的な組合活動を妨害するような言動を行つたことの非を認め、今後は一切この種の行為を繰り返さないことを誓約する。

右長崎県地方労働委員会の命令により表明する。

昭和二十九年六月 日（提出の日）

島原鉄道株式会社

右代表者取締役社長 古川箴一

- (3) 被申立人会社は、前項の履行状況を遅滞なく長崎県地方労働委員会に文書を以て報告しなければならない。
- (4) 申立人組合のその余の請求はこれを棄却する。

第二節 ピケッティング

三越事件は一九五一年一月一八日三越労組が四八時間ストを決行したのについて、これを違法であるとして争議行為の責任を問ひ、就業規則第六九条第一号及び第二号に照して中闘委員を解雇した。申請人等は「会社は組合設立当時から組合の弱体化を図り、その方策として組合有力分子を排除しようとする意思を五一年賃上闘争以来一貫してもつていたので、申請人等に対する解雇は、平素の正当な組合活動を真の理由とするものであり、中闘委員一六名の中から特に申請人中闘委員七名だけを解雇したのは不当労働行為であつて無効である」と主張したが、東京地裁は、「申請人らの各行為はいずれも会社業務を著しく妨害する不当な行為であり、これに対する懲戒解雇も重きに失する処分とは考えられない」として、申請を却下したのである。要旨及び決定の主文は次の通り。

(違法なピケッティングと中闘委員の責任)

——三越事件、東京地裁決定、昭和二九年二月二四日——

要旨

一、ピケッティングは、組合員が結束して就労しようとする者を見張り、言論によつて説得し、或は団結による示威などの手段によつて、就労希望者の意思に働きかけ、就労を思い止まらせることはもとより違法ではないが、暴行、脅迫その他有形力を用い、或は企業施設を外部より閉鎖遮断するなどして、就労希望者の行動を、その意に反してまで拘束することは許されない。

一、中闘委員が、自ら違法な争議行為を決議ないし執行、指揮したような場合に、その違法な争議行為につき責任のあることは明かであるが、中闘委員の当初の意図を超えて、違法な争議行為がなされた場合でも、中闘委員は右争議行為の行われることを知り得た以上はその職責として違法な争議行為の防止に努力すべき義務を負うものというべく、これをことさらに放置して行わせた場合はもとより、またこれを防止し得たに拘らず、防止のために努力しなかつた場合にも、同様の責任を負うものと解するのが相当。

昭和二十七年ヨ第四〇四七号

決定

東京都北区滝野川町一四〇〇番地

申請人 斎藤 一 衛

他十四名

右申請人等十五名代理人弁護士

河 田 広

萩 沢 清 彦

比 志 島 竜 蔵

岸 星 一

東京都中央区日本橋室町一丁目七番地

被申請人 株式会社 三越

右代表者取締役 松田 伊三雄

右代理人弁護士 橋 本 武 人

同 孫 田 秀 春

同 熊 谷 誠

同 高 梨 好 雄

右当事者間の昭和二十七年(ヨ)第四〇四七号地位保全仮処分命

令申請事件につき、当裁判所は次の通り決定する。

主文

申請人等の申請を却下する。

申請費用は申請人等の負担とする。

近江絹糸事件は、近江絹糸彦根労組民主化のため、彦根労組内の意識昂揚を図ってきた中岡が、その運動中、津工場に転勤せしめられた。そして転勤後はまだ同工場に労働組合の組織がなかったので新に民主的労働組合の結成を企図し、同志の糾合につとめた。ところが同工場内に少数の上級職員が中心となり別個に労働組合の結成が計画された。中岡はその結成大会において活潑な発言を行ったが、そのため結成大会後五日目に勤務成績不良を理由として解雇の申渡しを受け、同工場から立退かしめられた事件である。

(強制解雇と退職の合意)

——近江絹糸事件、中労委再審査救済命令、

昭和二八年一月二日——

要旨

一、本件解雇は労働組合の民主化運動を活潑に展開する分子を排除するため、勤務成績不良に名を籍りたものであり、不当労働行為。

一、会社の解雇の決定的な意思表示に対し、己むなくこれに服した場合、退社について合意が成立しものとは認められない。

主文

本件再審査申立を棄却する。

古河雨竜炭鉱事件は、炭労が昭和二七年一〇月以降賃金改訂を要求して一〇月一七日から無期限ストライキを決行した際に、雨竜炭鉱労組が送炭阻止を行った事件である。すなわち、会社側が貯炭ポケット内の貯炭を石炭専用貨車三車により送炭し、さらに翌日早朝

二車に石炭積載送炭準備したことを知つて、被告人等がこの送炭を阻止するため、実力で貨車開閉弁を開放して、貨車に積載した石炭を線路上に落下させようとはかつた。そして会社の保安要員から制止を受けたにもかかわらず、これに応ぜず、被告人三名は貨車のそばに佇立し、また他の被告人はそれぞれの貨車の上に乗つて貨車の開閉弁を操作して開放し、積載していた石炭約六〇トンを線路上に落下させて、その送炭を不能ならしめた事件である。

ところで旭川地裁は、このような送炭阻止を行ったことは、一応刑法第二三四条所定の威力業務妨害罪の構成要件を充足すると認定しながらも、この送炭阻止行為は全体の性格において正当な争議行為といえる炭労の争議方針にそつてなされたものであつて、しかも該行為が会社の労働協約(労働協約第六九条スキップ防止規定)違反の強硬策に対して緊急やむを得ずしてとられた対策としての措置であり、その実施に際し、労働組合法第一条第二項にいうところの暴力の行使とみるべき程度の行為ではない、と断定した。

(送炭阻止と威力業務妨害罪)

——古河雨竜炭鉱事件、旭川地裁無罪判決、

昭和二十九年六月一日——

要旨

一、同盟罷業中会社が協約に違反して送炭すべく貨車に積載した石炭を線路上に落下させ、その送炭を不能ならしめた場合、刑法第二百三十四条所定の威力業務妨害罪の構成要件を充足。

二、正当な労働争議であり、協約のスキップ防止、スト中の送炭防止規定に違反した会社の強行策に対し緊急やむを得ずしてとられた送炭阻止は、労組法第一条第二項、刑法、第三十五条の適用を受ける正当な争議行為であり無罪。

三 労働組合のなす争議行為の態様は使用者側の施す対応策に相

対的に対応するものであるから、具体的な態様を無視し固定的に争議行為の手段、方法の正当性の範囲を限ろうとする考え方は組合側のみ不利益を強い、労使対等の立場を失わせしめ団結権を不当に圧迫するものである。

主文

被告人三名は何れも無罪。

近江絹糸本社事件とは、夏川社長にたいし団交の申入れを行い、漸く六月一七日午後五時より七時まで会社側労組双方五名（会社側の代表には夏川社長を含む）という条件で団交を行う旨の協定が成立した。ところが翌一七日にいたつて会社側からお願いと題する書面がとどき「社長は労働省職業技能課長と面談のため同日の団交には出席できない旨伝えてきたので組合側ではこれを拒否した。しかも労働省課長との面談云々は事実無根であつた。組合側は六月一七日まで一時中止していたピケ・デューティンクを六月一八日から再開し、常時ピケラインを張ることになった。このピケの現状は本社建物内に従業員約六〇名、臨時人夫数名が残留しており、これらの者にたいする外部からの食糧等の補給については米、野菜、醬油類のみ搬入を許した。また専務の帰社は完全に防げられた。

これにたいする大阪地裁の判断は、ピケを言論による説得行為、または団結による示威の方法によつて心理的影響を与えることのみに限定し、その限度をこえて実力行使によつてあるいは本社営業所への入店を阻止したり、あるいは籠城中の従業員に対する食糧、煙草などの補給を制限することは違法であるとしている。

（ピケに於ける団結示威の合法性・ピケを全面的に排除する仮処分の適否）

——近江絹糸本社事件、大阪地裁決定、

昭和二年七月八日——

要旨

一、組合が会社事務所に出入しようとする者に対し言論による説得行為又は団結による示威の方法によつて心理的影響を与え、これによつて会社業務の運営に打撃を支えることは違法でない
一、然しながらたとえ会社側に非難に値する行為があつたとしても実力で会社事務所への入場を阻止し或い右事務所にいる従業員等に対する食糧寝具等の搬出入を阻止することは違法である
一、ピケをはる組合員が出入口シャッターその他会社の器物を破壊したとしても会社側の非難に値する態度に反撥してなされた散発的行為と認められる限り、これをもつて会社建物の全面的占拠又は破壊の危険性が現存する状況にあるものといふことはできない。

一、組合のピケを全面的に排除するに等しい結果を招来する仮処分申請については裁判所は之を慎重に考慮する必要がある。

主文

被申請組合は申請会社役員、申請会社の代理人たる弁護士、被申請組合以外の申請会社従業員及び申請会社と取引関係に立つ第三者が申請会社の別紙物件目録記載の本社建物内に出入し又は食糧その他の物品を搬出入することを実力を以て妨げてはならない
右禁止は言論による説得行為並に団結による示威に及ぶものではない。

創元社仮処分申請事件とは、五四年八月二一日、社長が非組合員従業員による開業を宣言して執務している間、解雇組の組合員二名に対して「君たちはもう解雇したから私物をまとめて直ちに退去されたい」旨命じたところ、憤激した両名は社長としばし応酬の末同日午前九時頃各自身体で社長を店舗二階役員室から表口の外に押出し、ついで社長が同店舗裏口から強いて入店しようとするのを再び

戸外に突出し、裏口をとしてその店舗立入を拒んだ。また組合員等は店舗表口を閉鎖する一方、同店舗の戸を内部から抑え、または木の棒を突張つて開かないようにして取締役の店舗立入りをこぼんだ事件である。

（社長役員等に対する入店阻止と争議権行使の範囲）

——創元社仮処分申請事件、大阪地裁決定——

要旨

一、経営上危機に瀕した会社再建案についての協定に反して大量抜打ち解雇を行つた会社の一連の措置は協定の精神に反するが如き印象を否み得ないものがあるが社長、役員非組合員の入店を阻止する如き行為は店舗への出入に対する各人の自由意思を不当に制約するものであり、会社の店舗に対する占有権を不法に侵害するものであり、正当の争議権行使の範囲を逸脱するもの。

主文

被申請組合は、申請会社役員及び従前からの従業員（臨時雇矢部敏郎、池田武夫を含む）が別紙物件目録表示の事業場（地階食堂として表示された部分を除く）に出入することを実力を以て妨げてはならない。

第三節 言論、教員の政治活動の自由

政令第三二五号違反被告事件について、昭和二十六年一〇月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、弁護人から上告の申立があつたので最高裁判所はつぎのような判決を行つた。

（「言論及び新聞の自由」に関する覚書違反事件）

——最高裁、昭和二十八年一二月一六日——

要旨

一、政令第三二五号はわが国の統治権が連合国の管理下にあつた當時に、日本国憲法にかかわりなく憲法外において法的効力を有したのであるが、平利条約発効と共に当然失効し、昭和二十七年法律八一号により政令の効力を維持することは憲法に違反し、同年法律一三七号の規定は、事後立法であつて違憲無効であり本件のごとき場合に限時法理論を用いることは憲法上許されないから、本件については犯罪後の法令により刑が廃止された場合にあるものとして免訴の言渡をするのが相当である。

昭和二十七年（あ）第六六九号

主文

原判決及び第一審判決を破棄する。

被告人を免訴する。

東京都教育委員会は「刷新基準要綱」を審議成立させ、昭和二十五年二月一三日、二四六名の教職員にたいし、右の基準に該当するものとして辞職の勧告を行つた。原告らがこれに応じなかつたところ被告は官吏分限令第一条第四号「官庁事務の都合により必要があるとき」の規定を準用し、原告らを休職処分にした。

（教員の休職処分反対のための行政処分取消請求事件）

要旨

一、教員個人としてなした教育活動であつても、その政治性のため政治活動となる場合、また教員個人が一公民として政治活動をなし場合でも教員の身分を利用し又は学校を拠点としてなされた結果おのずから教育上に影響を及ぼし教育上の支障となる場合においても、学校教育の政治的中立性が害されるから、これら一切の場合が刷新基準要綱の「学校を拠点とし又は教員の身分を利用して一党一派に偏した政治活動をする傾向が強く、

教育上支障ある者」に該当し、休職処分の基準となる。

昭和二十六年（行）第四三号

主文

原告篠塚敏夫、中野清秀の請求はいずれも棄却する。

原告堀切路夫につき被告が昭和二十五年二月十五日になした休職処分はこれを取り消す。

訴訟費用はその三分の二を原告篠塚敏夫、中野清秀の負担としその余を被告の負担とする。

第三章 賃金対策

第一節 職種別等賃金実態調査

——標準賃金の算定——

本年度の労働政策の中心である賃金ストップ政策のための重要な手段である「標準賃金」の設定は、三月三十一日発表された「職種別等賃金実態調査要綱」および「個人別賃金調査要綱」によつてその具体化がはじめられた。

これらの要綱によれば、今回の調査は鉱業等七大産業について全国職種別一二三、〇〇事業所、個人別四三、〇〇〇事業所に働く労働者合計約二、五九〇、〇〇〇人を対象に、本年四月分の賃金につき五月に一斉調査をおこなうものである。この調査は本年秋には集計を終つて調査結果を順次発表することになつてゐる。そして労働省ではその一部を一月二七日に発表した。

この調査は総評・全労等ほとんど全労働組合から明かな賃金ストップ政策として反対をうけたが、従来労働省その他官庁がおこなつ

てきた各種の賃金調査（とくに、労働省の「毎月勤労統計調査」）基本的には賃金の上昇を印象づける役割をもつていたのに反して、今回の「標準賃金調査」は低い水準の賃金を「標準」として、賃金の「相場」をその水準に釘づけしようとする点で、全く新たな役割をはたすものであつた。

労働省の調査要綱および一二月発表の調査結果の概要はつぎのとおりである。

（職種別等賃金実態調査要綱）

一、目的

本調査は主要産業に雇用される常用労働者についてその賃金を職種別に調査し、職種別賃金の地域、産業、規模、学歴及び勤続年数階級又は経験年数階級並びに年齢階級別の実態を明らかにすることを目的とする。

二、調査事項

（一）事業所票で調査する事項 ①事業所名 ②事業所の所在地 ③主たる製品名又は事業内容 ④事業所規模 ⑤企業規模 ⑥調査期間 ⑦操業日数 ⑧職種および性別全常用労働者数

（二）個人票で調査する事項 ①氏名又は労働者番号 ②職種名 ③性別 ④最終学歴 ⑤勤続年数又は経験年数 ⑥満年齢 ⑦実労働日数 ⑧実労働時間数 ⑨きまつて支給する給与額

三、調査時期

昭和二十九年四月末日現在で行う。

四、調査範囲

（一）地域 ①全国とする。但し労働大臣の指定する地域を除く
（二）産業 ①鋼業 ②建設業 ③製造業 ④卸売及び小売業 ⑤金融及び保険業 ⑥不動産業 ⑦運輸通信及びその他の公益事業。
（三）事業主体 ①民官公営とする。

(四) 事業所Ⅱ調査産業に属し、常時一〇人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから一定の方法により抽出された事業所とする。但し駐留軍及び国連軍の直接管理する事業所を除く。

(五) 職種(略)

(六) 労働者Ⅱ調査事業所に属し、一定の方法により抽出された労働者とする。

五、調査実施期間及び調査方法

事業主は配布された事業所票及び個人票に調査事項を記入し、昭和二十九年五月三十一日までに、これを事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出するものとする。

都道府県労働基準局長は、前項により提出された調査票を審査し昭和二十九年六月十五日までに労働統計調査部長に提出するものとする。

六、調査に従事する職員(略)

七、実地調査(略)

八、主たる集計事項

- 1 職種、産業、企業規模、学歴及び勤続年数階級又は経験年数階級並びに年齢階級別一人月間平均きまつて支給する給与額
- 2 職種、産業、企業規模及び学歴別平均勤続年数、又は平均経験年数、平均年齢、平均実労働日数、平均実労働時間数及び一人月間平均きまつて支給する給与額
- 3 職種、産業、企業規模、学歴及び一人月間きまつて支給する給与額、階級別労働者数
- 4 職種、地域、産業、企業規模及び学歴別平均勤続年数又は平均経験年数、平均年齢及び一人月間平均きまつて支給する給与額(一部の職種についてのみ集計を行う)。

九、集計方法(略)

十、結果の公表及び期日

集計及び分析の完了次第結果報告書を公表すると共に最近の労働統計調査月報にその概要を掲載する。

十一、関係書類保存期間及び責任者(略)

十二、経費の概算二千万円

(個人別賃金調査要領)

一、目的

本調査は主要産業に雇用される常用労働者について、産業規模別に、労働者の種類、性、学歴、勤続年数、年齢、扶養家族数等の労働者の構成を明らかにすると共に、それらの要素と賃金との関係を明らかにすることを目的とする。

二、調査事項

(一) 事業所票で調査する事項Ⅱ①事業所名②事業所の所在地③主たる製品名又は事業内容④事業所規模⑤企業規模⑥調査期間⑦操業日数⑧労働者の種類及び性別全常用労働者数。

(二) 個人票で調査する事項Ⅱ①氏名又は労働者番号②労働者の種類③性④最終学歴⑤勤続年数⑥満年齢⑦扶養家族数⑧実労働日数⑨実労働時間数⑩きまつて支給する給与額。

以下調査期日、範囲、期間方法等「職種別調査」に同じ。経費は二〇〇万円。

(職種別等賃金実態調査の結果の一部発表について)

——二九・一一・二七、労働省——

(一) 現下賃金の実態を明かにするため、本年四月分の賃金について五月に実施した「職種別等賃金実態調査」及び「個人別賃金調査」については、各方面の要望に応じてできる限り速かに結

果を公表できるよう鋭意努力しているが、右両調査のうち職種別等賃金実態調査の主要部分についての集計を終つたので、両調査の結果報告書全二十巻約四、八〇〇頁（一二、〇〇〇表）のうち第一巻乃至第六巻並びに別巻「調査の説明」併せて約二二五〇頁（五、七〇〇表）を公表することとした。

なお、職種別等賃金実態調査結果の残余の部分及び個人別賃金調査の結果についても集計の完了次第逐次公表する予定である。

今回公表されたものは職種別等賃金実態調査の結果表のうち第一表年齢及び勤続年数又は経験年数別賃金、第二表年齢、勤続年数又は経験年数、労働日報、労働時間数及び賃金の平均並びに労働者数、第四表都道府県別賃金の三種類で、これが産業毎に一括されて第一巻乃至第六巻となつてゐる。

第一巻 鉱業、建設業関係

第二巻 製造業第一類（煙草製造業、紡織業等六産業）関係

第三巻 製造業第二類（紙及び類似品製造業、化学工業等七産業）関係

第四巻 製造業第三類（第一次金属製造業、機械製造業等七産業）関係

第五巻 卸売及び小売業、金融及び保険業、不動産業関係

第六巻 運輸通信及びその他の公益事業関係

なお、第三表賃金階級別労働者数は、別途第十三巻乃至第十八巻中に公表されることとなつてゐる。

(二) 職種別等賃金実態調査は、主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金を職種別に調査し、職種別賃金の地域、産業、規模、学歴、年齢及び勤続年数又は経験年数別の実態を明らかにすることを目的とするものである。

この調査の特色は概ね次の通りである。

(イ) 産業、規模、地域のみならず学歴、年齢、勤続年数、経験年数等に応ずる詳細な賃金が明かにされること。

(ロ) 調査事業所数、調査労働者数が極めて多く、従つて調査の規模が著しく大きいこと。

調査事業所数約一六四、〇〇〇事業所

調査労働者数 約二、〇四〇、〇〇〇人

(ハ) 規模一〇人以上の事業所を調査の対象とすること。

(ニ) 民営の事業所のみならず自営公営の事業所も併せて調査の対象とすること。

(ホ) 七大産業のすべてを調査の対象とすること。

1、鉱業 2、建設業 3、製造業 4、卸売及び小売業
5、金融及び保険業 6、不動産業 7、運輸通信及びその
他の公益事業

(ヘ) 対象とする職種の数が極めて多いこと

各産業に共通の職種 一三職種

内 男子関係職種 一〇職種

女子関係職種 三職種

各産業に特有の職種 三四六職種

内 男子関係職種 二九二職種

女子関係職種 五四職種

右の調査対象職種に該当する労働者数は、規模一〇人以上の事業所の全労働者数の約七五%を占めるものと推定される。

(ト) 集計に用いる規模の区分が事業所の規模でなく、企業の規模であること。

(チ) 精密な標本設計を基礎としてゐるので、この種の細分化された賃金額を表示するものとしては、予想される標本誤差が

著しく小さいこと。

(7) 調査実施にあたっては通信調査によらず実地調査の方法によつたことは勿論、記入上その他の過誤がないよう万全の策を講じたこと。

(8) 調査時期と結果発表の時期が比較的近接しているため利用上の効率が高いこと。

(9) 今回の調査は、規模からみても、内容からみても諸外国にも比類なく、我が国賃金統計史上画期的なものであり、調査の結果は、産業、企業規模、地域等のみならず、労働者の学歴、年齢、勤続年数、経験年数等の各種賃金決定要因から賃金に関する諸現象へ接近し、その解明の端緒となるものであり、右の年齢等と並んで賃金決定の重要要因である労働生産性乃至労働者の能率に関する検討と相俟つて、或いは事業所における賃金決定の資料として、或いは賃金に関する労使紛争の平利的合理的な解決のための基礎資料として有益なものと確信している。

総評の批判(要旨) 労働組合がこの調査にどのように反対しているかを明かにするため、総評の「標準賃金のからくり」(総評シリーズ12)から、この調査にたいする批判の要点を記しておこう。

(1) この調査の基本的なねらいは賃金ストップである。賃金の「実態」を詳細にしらべて、かりに産業別、職種別、等の賃金の「相場」が統計的に得られたとしても、あるべき賃金水準を表わすことによつて「賃金決定」に役立ち、「労使紛争の平利的合理的な解決」に役立つであろうか。また、なぜそれが「我が国の経済力に見合う賃金」などという考え方と結びつくのであろうか。

労働者の賃金闘争は、植民地的な低賃金水準とひどい格差をもつ賃金構造を生みだし、「我が国の経済力」を軍事的にゆがめて

ますます弱めつつあるMSA再軍備体制と対決している。意識すると否とを問わず、これこそが「労使紛争」の本質である。

政府の唱えている「趣旨」は、今回の調査が標準賃金＝賃金ストップのための調査であることをいかになくバクロしている。

(2) この調査は分裂を促進する。

従来の賃金統計と比べて、今回の調査の主な特徴点は次の二点にあると考えられる。

その第一は、調査対象を思い切り小規模の事業所にまで拡げたこと、その結果は、従来調査対象に入らなかった低賃金層が、かなりの程度に含まれることになった。

その第二は、職種別、学歴別、勤続年数または経験年数別、年齢別の階層区分をあらたにとり入れたこと、このことは、今回の調査を字引的性情格のものにし、各階層の賃金格差が強調されてあらわれるという結果をもたらしした。

(3) 要するにこの調査は「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法第二五条)を保障する賃金ではなく、低賃金を保障するものである。つまり、これはつぎの二つのねらいをもっている。

1、賃金を全体として二九年四月の水準にストップしようというねらい。

2、組織労働者と未組織労働者、大企業の労働者と中小企業の労働者、職種のちがう労働者、事務と現場、年齢や経験のちがう労働者など、労働戦線の内部の利害を対立させ分裂させようというねらい。

この二つのねらいを一つの調査によつて果たそうというまことに巧妙な戦術が、標準賃金調査なのである。われわれは、このようなねらいと、そのねらいを根拠づけようとする労働省流の「賃金理論」をうちやぶらなければならない。

第二節 公務員給与対策

人事院の給与対策 国家公務員の給与に関する政策は、次節でべる公共企業体職員の給与に関する政策とならんで、賃金政策の重要な一部となつている。国家公務員法の規定にしたがい、人事院は毎年すくなくとも一回国家公務員の給与表が適当であるかどうかについて国会と内閣にたいして報告をおこない、さらに、給与を五%以上増減する必要を生じたと認められた場合には、給与改訂の勧告をおこなわなければならない(国家公務員法第二八条)。この勧告は昭和二三年以来例年おこなわれてきたが、本年度においてはついにこの勧告が保留されるに至つた。これは前節でみた標準賃金の算定や、次節でみる公共企業体職員の賃金要求の拒否などとならんで今年度の賃金ストップ政策を、きわめて明瞭にあらわすものであつた。

まず、七月一五日、浅井人事院総裁は官公労代表約二四〇名にたいし、本年度は給与改訂の勧告をおこなわない方針をつぎのように明かにした。

一、まだ最終決定ではないが、現在わが国は経済の大転換期に立つているので、情勢を見極める必要からも、今回は給与改訂の勧告は見送るつもりである。

一、これまで勧告された給与ベースが政府によつて実施されていないという点については、これは政府と国会の問題であり、われわれとしてはどうすることも出来ない。

ついで七月一九日にはつぎのような給与報告書が国会および内閣に提出されたが、要するにそれは、公務員の給与を改善すべきであることとを認めながら、「わが国の経済はいまや転換期にあり、給与

を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでいる現段階において、単なる民間給与との格差をもつて、従来のごとく直ちに俸給表の改訂を行うことは、必ずしも当を得た措置とは考えられない」とするものであつた。

(人事院の給与報告書)

昭和二十九年七月十九日

人事院総裁 浅井 清

衆議院議長 堤 康次郎 殿

参議院議長 河 井 弥 八 殿

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

国家公務員法第二八条の規定に基き、一般職の職員の給与について別紙のとおり報告します。

(別紙)

報告

一、一般職の職員(以下「公務員」という)の現行給与は、昭和二十八年三月当時における情勢に応じて同年七月十八日人事院が国会および内閣に対して行つた勧告に基いて国会により定められたものであつて、本年一月一日から平均給与月額一五、四八三円として実施されたものである。

しかし、その後における昇給等にあわせて本年六月の「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」および本年七月の「警察法」の施行に伴う職員構成の変化を考慮すれば、本年七月現在において公務員の平均給与月額は、おおむね一五、六三〇円と推定される。

二、まず、前年度における民間給与の推移をみるに、労働省の毎月勤労統計調査によれば、全産業における「毎月きまつて支給する給与」の平均月額額は、昨年三月においては一三、九六七円

であつたのに対し、本年三月においては一五、二四六円でありその間に九・二％の上昇となつてゐる。一方、本院が全国にわたつて行つた民間給与実態調査によつて、同期間における基準内給与（「毎月きまつて支給する給与」から「時間外手当」を除いたもの）の平均月額の上昇率をみると九・五％であつて、この上昇率は毎月勤労統計調査による上昇率九・二％とほぼ同じ程度であつた。また、本院の民間給与実態調査によれば、右の上昇率にはいわゆるベース改訂による分と昇給等による分が含まれてゐる。この両者を明確に区分して把握することは困難であるが、本院の調査によれば、ベース改訂を行つた事業所は全事業所のうち四〇％程度にすぎないので、ベース改訂のみによる上昇率は、前記の上昇率を相当程度下回るものと推定される。

他方、同期間中における公務員の給与の推移をみるに、その平均給与月額は、昨年三月においては一三、五八七円であつたのに対し、その後における昇給と本年一月に行われたベース改訂等により、本年三月においては一五、四八三円となり、その間に一三・九％の上昇をみるにいたつた。

三、次に、現行の公務員の給与を民間の給与と比較するために、本院は、常用労働者五〇人以上を雇用する全国の民間事業所について、まず約四、二〇〇の事業所を選定し、さらにそれら事業所の従業員のうちから、職務の種類と責任の度合、学歴、年齢等を勘案して、ほぼ公務員と同種同等と認められる者約一六万人を抽出し、これについて本年三月における基準内給与を調査したところ、次の事実が明らかとなつた。

まずこれによつてみるに、本年三月における職種別の基準内給与の平均月額は、別表第一のとおり、おおむねいずれの職種

においても昨年三月におけるそれより上回つてゐる。これを職務の段階別にみれば、その増加の割合は、下位の職務から上位の職務になるにつれて漸増の傾向を示しており、補助的な仕事に従事するものにあつては約三％、係員級にあつては六％前後係長級以上にあつてはおおむね一〇％以上それぞれ上回つてゐる。

そこで右の調査の結果に基き、本年三月における民間の職種別給与を同種同等と認められる公務員のそれと比較すると、別表第二の示すとおり、いずれの職務の級においても民間の方が公務員の給与を上回つてゐる。すなわち、三級以下にあつては約四・七％、四級から七級までにあつては約九・〇％、八級以上にあつては約一三・四％それぞれ民間の方が公務員より上回つてゐることが認められる。

四、一方、本年三月の独身成年男子の東京における標準生計費を算定したところ、その結果は、別表第三の示すとおり月額六、五八〇円となり、昨年のもので比し五一〇円の増加となつた。すなわち、食糧費においては、厚生省の国民栄養調査による栄養量と総理府統計局の家計調査による食品の摂取状態とを考慮して作成したマーケット・バスケットに実効価格を用いて算定した結果、二九〇円の増加となり、被服費、住居光熱費および雑費において、前記の家計調査を分析して作つた換算乗数により算定した結果、二二〇円の増加となつた。（今回は、勤務地手当制度が改正されたことにより、従来の方式のごとく勤務地手当の支給されない地域に換算することは実情にあわないものがあるので、実際に算定した東京における標準生計費を示すこととした。）

この標準生計費に相当する給与を支給することを適当とする

者については、従来と同様、これを一人世帯で自己一人の生計を自らまかなつてゐる一八歳程度の男子とした。しかしながらこれに該当する公務員の平均号俸は、従来一般俸給表の二級三号（いわゆる通し号俸の五号）に当るものとしていたが、本院が昨年行つた国家公務員生活環境等臨時調査の結果によれば、これらの公務員の号俸別分布は別表第四に示すとおりであつて、その平均号俸は一般俸給表の三級四号（通し号俸の一〇号）に当つてゐることが確かめられた。この三級四号の者の東京における現行給与の手取額は六、五〇七円であるので、この金額は、前記標準生計費におおむね見合つてゐるものと認められる。

五、以上述べたところによれば、公務員の給与が昨年度中において相当程度改善されたことは認められるが、なお民間給与に比して低位にあることもまた数字の示すとおりである。

六、ひるがえつて、民間における最近の経済情勢の動きをみるに失業者の増大、賃金支払状況の悪化、中小企業から大企業におよぶ経営の不振等一連の深刻な変化と動揺が現われ、給与決定に関係のある諸条件に新たな考慮を必要とするものの発生しつつあることは看過することのできない事実である。

他方、公務員の現行給与が実施された本年一月以降における民間賃金、生計費ならびに物価の推移についてみれば、別表第五に示すとおり、卸売物価の低落は一応別としても、小売物価消費者物価はともにおおむね停滞の状態にあり、賃金また同様の状況にある。

七、以上を総合して勘案すれば、たとえ、公務員の現行給与にはなお改善すべき点があり、現行俸給表が適当なものであるとは云い得ないとしても、他面、わが国の経済はいまや転換期にあり、給与を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでい

る現段階において、単なる民間給与との格差をもつて、従来のごとく直ちに俸給表の改訂を行うことは、必ずしも当を得た措置とは考えられない。

よつて本院は、慎重考慮の結果、勧告は一応これを留保して報告のみにとどめ、給与に関係ある諸条件の推移を注視することとする。

八、なお、公務員を含むすべての勤労者は生計費に関係のある物価の動向に不安をいだき、そのすみやかな安定を切望していることは否定し得ない事実である。よつて政府においては、今後仮りにも物価の低落を阻止しまたは反騰を招来するがごときことなきよう配慮するものである。

国家公務員法改正案 なお、これよりさき、政府は人事院の勧告権は政府の賃金ストップ政策にとつて障害であるとみなし、この勧告権を、骨ぬきにするための国家公務員法の改正にのりだしていた。すなはち、二月ははじめから法制局の原案に基いて臨時行政改革本部や人事院で検討をすすめ、できるだけ早く成案を得て国会に提出する方針をきめたのである。

法制局が作成した改正案要綱はつぎのようなものであつた。

一、人事院は廃止して、総理府の外局に国家人事委員会を設け、委員は三名とし、さし当り人事院の人事官をもつて当てる。人事委員は特別職とするが認証官とはしない（現在認証官たる人事官はその委員の任期が終るまで認証官とする）。人事委員の資格制限を緩和する。また人事官の弾劾裁判規定は削除する。

一、国家人事委員会には行政組織法、定員法を適用するものとし二重予算権（大蔵省の予算査定に不満な場合は別に国会に予算要求が出来る権利）は認めない。

一、国家人事委員会は人事院の規則制定権を引継ぐものとするが

制定には内閣総理大臣の承認を得るものとする。人事院指令に相当するものは廃止する。

一、人事院がもっている給与勧告権は一応国家人事委員会が引継ぐものとするが、勧告は内閣に対してのみ行うものとし、国会に対する勧告権は認めない。法令の制定、改廃に関する意見の申出も内閣に対してのみとする。また給与を決定する諸条件の変化により給与表に定める給与を百分の五以上増減する必要があると認められる時に人事院が勧告を行うことになつてい

い、人事院の恩給に関する事務は廃止し、現在ある総理府の恩給局が一手に扱う。

なお職階制、任用、試験、公平審査制度については一応現状のまま国家人事委員会に引継ぐものとし、将来の改正を別に検討する。

教員給与対策 中央教育審議会では八月二三日文部大臣にたいして「義務教育学校の教員給与に関する答申」を提出したが、それはつぎのような点を中心としていた。

▽現状の分析 教員給与の三本建法が施行されたが、教員の給与問題はこれによつて解決されたわけではなく、なお財政措置を講ずるための給与基準の問題。および辺地教育や特殊教育にたずさわる教員の給与問題など機多の問題が残されている。

▽対策 一、教員給与の三本建法をも含めて、教員の給与制度の不合理的正につき、さらに検討を加える必要がある。

一、教員給与の財政措置を十分ならしめるため、適切な方策を講ずる必要がある。

参議院文部委員会ではこの問題を重視して、八月二五日の同委員会で文部省がわの説明を求めたが、そのさい審議会の第二特別委員

会（委員長八木沢善次氏）の文部省当局にたいする説明文の要旨がつぎのように明かにされた。

▽教員の給与制度の再検討については、一般の職員の職務と異なる教員の職務の特殊性を検討して、これに即応した給与制度を考える必要があるが、とくに次の四点については重点的に検討されなければならない。

一、現行給与制度の前提となつてい

る職階の考え方において、教員の職務の特性は十分に考慮されていないばかりか、制度上それは過渡的なものでもあるので、教員としての職務に應ずる給与体系が整備される必要がある。

一、現行公立義務教育学校の教員の給与負担制度については、たとえば、国、都道府県、市町村間の負担区分、あるいは国庫負担の最高限度に関する政令等、検討を要する問題が幾多考えられる。

一、公立義務教育学校の教員の勤務実態に即応する給与種目、とくに宿日直手当、単級複式手当、辺地手当、退職手当等の諸手当の整備充実をはかる必要がある。

一、国立学校教員の給与の種類と額とを基準とするという現行規定はぼんやりし過ぎてい

るので、内容的に基準となり得るものと、なり得ないものとを検討し整理する必要がある。

▽いわゆる給与三本建の問題にも検討を加えたが、終局的に教員給与制度の再検討は教員としての職務の特殊性をはつきりつかむことが前提であり、それが明かになれば教員としての職階も自らきめられるであらうし、またこれらの検討過程において、必要があれば三本建の問題にも触れることとなるう。

第三節 公共企業体給与対策

国鉄、電信電話、専売の三公社、郵政、林野、印刷、造幣、アルコール専売の五現業の職員にたいする政府の給与政策は、四月以降の新賃金要求に関する公共企業体等調停委員会の調停案にかなり端的に表現された。もとよりこの調停委員会は労使公益の三者委員によつて構成されているのではあるが、一方ではすでに前節でみたように国家公務員の給与にたいして人事院がその引上げの勧告を留保し、他方では、従来と同じく調停案は予算上・資金上不可能であるとして政府の拒否が予見されるため、同調停委員会における使用者側の発言はきわめて強硬になり、多くの場合労働者委員の反対をおしきつて、事実上賃金要求を拒否する調停をおこなつた。

一〇月一日におこなわれた専売関係の紛争についての調停案はいわゆる「ゼロ回答」であり、組合側の要求を全面的に拒否したものであつた。

調停案の内容は要旨つぎのようなものであり、一八才約八、五〇〇円（一五才五、〇〇〇円、四一才一一、五〇〇円）の年齢給と一号一、七〇〇円、七〇号四五、〇〇〇円の職務給を中心とする賃上げ要求は「現下の経済情勢からみて無理」であるとしたものであつた。

（調停案要旨）

- 一、申請内容のような賃金体系の変更および賃金の改訂は、現段階では適当でない。
- 二、勤務地手当は現行の五段階を四段階に改め、その実施細目は両当事者の団体交渉によつて決定する。
- 三、労働生産性を一層高めることを目的とし、特別の賞与制度を

速かに確立する。

この調停案はたんに公共企業体職員にたいする給与対策であるのみでなく、民間産業における賃金ストップ政策を政治的に支えるものとしてきわめて重要な意味をもつものであつた。

この回答にせつして公共企業体労働組合協議会（公労協）は調停委員会に質問状を出したが、同委員会では一〇月一九日当事者の全専売労組にたいしつぎのように回答、再調停はおこなわないことを明かにした。

（回答要旨）

一、こんどの調停に際し、労働科学研究所の資料を採用しなかつた理由は、同資料がまだ未完成のものだからである。

一、今回の資料に使つた二十八年の民間類似産業実態調査は前年のものを是正したものだから不適当とは思えない。

一、特別賞与制度は生産性の向上と見合つた恒久的制度として勧告した。

一、調停委員会は公労協九組合に対する調停案を審議する各小委員会を拘束するような画一的な方針はとっていない。

調停委員会ではさらに一月から二月にかけて各企業体に相ついで調停案を提示したが、それらはいずれも前記「ゼロ回答」の線にそつたものであつた。そのため公労協では年末闘争に入つたが、（第二部参照）政府はこのような闘争を実力で粉砕する方針をたて二月二四日要旨つぎのような警告文を公労協に手交した。

三公社、五現業の労組はそれぞれの当局に対し、かねて賃金引上げを要求して実力行使を行い、二十五日からこれをさらに強化しようとしているが、もともと三公社、五現業の職員は法律（公労法）で一さいの争議行為を禁止されている。とくに労組側の要求は調停委員会、仲裁委員会の公正な判断を求めている段階であ

る。これら委員会の手続により、平和的に処理するよう決められている事案について実力行使を行うことはその内容が違法の程度に至ろうと至るまいと紛争解決のルールを越えるものである。非民主的であるばかりでなく公共の福祉にも反するものというべきである。政府は公共企業体等の公共性および民主的労組の使命をよく考えて各労組の諸君が速やかにこのような非民主的な実力行使を中止するよう要望する。

公労協がわではただちに右の警告に反対するつぎのような声明を発表した。

労相の警告は政府の労組に対する弾圧政策の現われである。調停申請中は闘争すべきではないといっているが、ゼロ回答をするような調停委員会に対し公正な判断を下してくれるような労組としては正しい団体行動による意思表示を行つているので、われわれの行動は何ら法律に違反するものではない。あくまでも二十五日から所定の方針通り第四波の実力行使を行う。

国会でも、一月二六日の衆議院労働委員会で自由党委員欠席のまま、調停委員会がさらに積極的なあつせんの労をとるよう満場一致で決議した。

しかし、年末手当要求と結びついた公労協の闘争は、吉田内閣辞職新内閣成立という情勢のもとで、政府がわの多少の妥協もあり、一応妥結に向つた(第二部参照)。

なお、国鉄、電信電話、専売三公社の経営や労働面などの「合理化」について三月以来検討を加えてきた臨時公共企業体合理化審議会では一月四日答申案を決定したが、各公社の役職員が同審議会の委員になつてゐるため、かなり公社自身に都合のよい改正案になつてゐることは否定できない。とくに給与審議会の新設をうたつてゐる点は公共企業体労働関係法改正の方向(本編第一章第二節参照)

とにらみあわせて注目される。

(答申案要旨)

【経営状態】 多少異なる意見もあつたが、現在の公共企業体という経営形態をとりあえず存続さす。

【経営機関】 ①専売事業審議会の監事は、その職責上、当公社の内部監査とは別に、その権限を十分に活用し、理事者も協力する。

②国鉄の経営委員会は現在の五人の委員を増加させる。これにより各方面の専門的知識をもつ人物の部門別参加を希望する。

③電電公社の現在の経営委員会制度および運営方法は適当である

【合理化方針】 ①基本方針(略)

②財務(一)予算形式等 専売公社の予算内容を実情に合うよう編成する。国鉄の予算制の款項目の処理に弾力性をもたせる。電電公社については拘束予算を廃止して、基準だけきめた予算を実施するののも一つの考え方である。三公社とも企業内容を充実する前提で、適正な再評価を実施し、減価償却を行う。(二)災害準備金 Ⅱ公社が通常の予備費以外に一定の災害準備金を積立て災害復旧に備える。(三)退職準備金 Ⅱ退職引当金の制度を三公社内に確立する。(四)原価計算及び益金納付 Ⅱ専売益金納付制度と関連し、たばこ消費税的部分と原価ないし企業努力による益金との区分を明かにするため、暫定措置として国会提出の予算書類、決算書類に、主要製品の一個当り原価と定価との差額を明かにする方法をとる。さらに益金納付は年度末一回を改め、必要に応じ随時概算納付する。(五)財産管理 Ⅱ三公社特に国鉄は財産管理に関する法制を整備する。

③運賃料金 (一)運賃料金決定の方式 Ⅱ製造たばこの売渡価格については現行制度を維持するが、法定事項を最小限度に止める国鉄の運賃は国会が直接その決定に関与することをやめ、政府部

内に運賃決定のための特別の審議機関を設ける。電信電話料金決定の方式は現行制度を維持する。(二)運賃料金決定の原則(1)専売公社については塩の売渡価格は輸入価格の変動を考慮して長期間これを据置くことなく臨機応変に改訂する。国鉄の運賃決定の原則は原価主義で相手方の負担力も考慮する。運賃引下げは、合理化その他の必要な手段をつくした上で考慮する。

④給与(1)現在の給与総額制は望ましくないが一応存続させ弾力性を与える。業績賞与制を活用、給与総額のワケ外で一定の率で公社が自主的に決定しよう考慮する。

⑤労働(1)停年制の採用は見合せる。恩給、共済金、退職金制度の統一的改善のため特別機関を設けて検討する。調停、仲裁案が必ずしも実現されない欠陥を是正するため給与審議会のようなものを付置する。労働基準法を改正して、時間外などの特例措置を認める。

【資金調達】 国鉄の意思と別に行われる採算不能の新線建設には政府が適当に資金の面倒をみる。電電公社は利用者が電話公債のような形で資金の調達に応じる制度を三十一年度以降もつづける。

第四節 最低賃金制案

労働基準法第二八条は、「行政官庁は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる」とし、同第二九条第一項で「最低賃金に関する事項を審議させるために、中央賃金審議会及び地方賃金審議会を置く」と定められている。

労働基準法施行後三年をへて昭和二五年設けられた中央賃金審議

会は三二回の総会と九回の打合会、四二回の専門審議会をへて、ようやく本年四月三〇日の総会で最低賃金に関する答申案を決定し五月二一日答申をおこなった。

しかしながらこの答申は決して全産業にわたるものではなく、対象業種として

- (1) 絹人絹織物製造業
- (2) 家具建具製造業
- (3) 玉糸座繰糸製造業
- (4) 手すき和紙製造業

の四種をえらんでいる。それはこれら四業種が、(1) 低賃金の実態を有すること、(2) その分布が全国的であること、(3) 産業区分がはつきりしていること、(4) その経営が比較的小規模の企業によつておこなわれていること、によるものとされている。一般産業の労働者を対象とする最低賃金制は慎重な検討を必要とするので、さしあたって右四業種について判定するというのであるが、それさえもきわめて抽象的な案に終つていゝのは、最低賃金制にたいする資本家の反対がいかに根づよいかを物語つていゝ。答申の主要点はつぎのとおりである。

(答申の要旨)

一、最低賃金制は低賃金の下で働く労働者の保護と企業の公正競争の促進とを目的として制定されるべきものであるが、同時に産業の発展を図つて善意の経営者が自主的にこの制度を守るよう考慮する必要がある。

一、最低賃金制はまず低賃金の四業種から始め、次第に適用業種を拡大することが適当である。

一、最低賃金額は労働者の正常な生活を保障するのが目標であるが、経営者の賃金支払能力を併せて考慮すべきである。また地

域的に差異があるので具体的に検討するため、主要産地に労使公益三者構成の地方賃金審議会を設けるべきである。

一、最低賃金を支払うためこれらの業種に対し金融的措置、減・免税、協同組合化など行政的措置を講じ、政府はわが国の最低賃金制の体系、金額および影響を考え、なるべく速く実効性ある最低賃金制の確立を期すべきである。

一、最低賃金の算定は二〇歳独身男子労働者を基準とし、それ以下の年少労働者には年齢により段階を設ける。

すでに本年鑑第26集（四〇一ページ以下）および第27集（八九〇ページ以下）でふれたように左派社会党は最低賃金法案要綱を作成していたが、右派社会党でも一九五四年二月二六日に最低賃金法案要綱を発表した。それは経営参加法と最低賃金制を結びつけたことや、最低賃金を支払えない企業については支払資金金融公庫をつくり、労使ともに毎月賃金の三％をつみたてる（三年後返済）ことなどを特色としている。この両派社会党案はそれぞれの最低賃金保障金融公庫法案とともに本年の第一九国会に提出されていたが、政府・保守党では、このような全産業にわたる最低賃金制は時期尚早として反対した。

しかしながら、両派社会党の案が別々にであるとはいえ、ともかく国会に提出され、また総評でも一九五二年一月に法案を作成しており（本年鑑第26集三九八ページ以下）、このたび中央賃金審議会の答申が右のようにおこなわれたことは、やはり、最低賃金制の実施へむかつて一步を進めたものとして注目される。

第四章 失業対策

第一節 概 観

すでに第一編において詳述したように、一九五四年度は官庁統計における「完全失業者」数が八四万人を超えて戦後最高の記録を示した。実質的な失業・半就業労働者や、いわゆる潜在失業者をふくめると、その数はばう大なものとなる。「緊縮予算」「金融引き締め」政策のあふりは、このようなばう大な失業者の発生となつて労働者階級の上に襲いかかり、とくに繊維、鉄鋼、造船、石炭産業等にあつては、すでに五四年春より大量失業が発生して社会問題化した。

では、このような情勢に対処して政府の失業対策はどのような規模で、またどのような形で行われたか。すでに前年（一九五三年）七月、政府は経済審議庁内に「労働対策連絡協議会」をもうけ、関係各省の失業対策に関する行政連絡を緊密にし、「失業者の吸収措置の強化について一閣議決定を行い、公共事業その他の失業対策措置を講じた。五四年度もひきつづきこの線に沿つて失業対策措置をとり、他方造船、石炭産業中心地帯の雇用、失業状態調査を実施して失業実態の把握につとめた。

とくに重大化した本年度の失業問題に対処するためにとられた措置は、失業対策事業の機動的運営と、失業保険の一時帰休制度の採用であるが、きわめて限られた予算と、それを運用する官庁機構の非効率性等によつて、失業に伴う労働者階級の状態の悪化と切迫した社会問題はほとんど緩和されなかつたばかりか、年末にいたりま

第266表 1954年度失業対策事業費内訳

区 分	国庫補助額	地方義務負担額	事業費総額	補助率	予算単価
	千円	千円			円
労 力 費	10,081,900	5,040,950	15,122,850	2/3	282.00 (336.00)
資 材 費	814,490	1,517,250	2,331,740	2/3	45.00 (210.00)
事 務 費	1,053,610	619,970	1,673,580	1/2	29.00 (48.00)
計	11,950,000	7,178,170	19,128,170	2/3	356.02 (594.00)

〔備考〕 括弧内は特別事業である。

すまず失業問題は重大化した。北九州、東北地方等、造船、石炭産地帯の失業者運動は活発化し、また尖鋭化していった。

かくて一〇月にいたり炭鉱失業者の大はばな失対事業への吸収をはかるため、次年度以降の鉱害復旧事業一部くりあげ実施をおこない、さらに一二月に入ると、公共事業費の節約解除措置により炭鉱地域の河川事業並に六大都市の下水事業を行つたのであるが、他方米軍労務者の大量解雇も増大したので、政府は夜間の職業補導を実施した。

一二月の第二〇臨時国会においては、ついに追加予算の編成を余儀なくされ、失業対策事業費、失業保険金の増額を計る一方、緊急就労対策事業を創設し、更に失業対策特別事業を行うことになった。これらの新しい失対事業の構想は、従来の失対事業に対する「非能率性」「非経済性」

の非難に対し、政府当局が「建設的效果の高い」ものとして立案したものであるが、これは失対事業就労者にとつては労働強化、職場規律の厳格化をまねくので、彼らの不満と反対をひきおこすことは避けがたいものであつた。

第二節 失業対策事業

失業対策事業は、一九四九年法律第八九号緊急失業対策法の制定以来実施されて来たが、一九五四年度には大量の失業者発生に直面して、とくに事業規模の拡大、特別事業の実施、特別指導現場の設定等の措置がとられた。また本年度内に奄美大島の復帰にともない、同地域の失対事業が開始され、他方法制上の措置としては、緊急失業対策法施行規則並びに告示の改訂が行われた。

まず失対事業費は前年度の一日平均一五万五千人の五%増一六万三千人就労を目標に一一億円が計上された。さらに補正予算八億五千万円が計上されて第四・四半期には一日平均一八万六千人（年間平均一七万人）を就労せしめることになった（第266表一九五四年度失業対策事業費内訳参照）。その結果、日雇労働者の月間就労日数は年間を通じて前年度とほぼ同じく二一・六日（前年度は二一・八日）となった。

一九五四年九月二八日、失業対策審議会は内閣総理大臣に対し、「当面の雇用・失業対策に関する意見書」を提出したが、その内容は、(一)産業政策による雇用安定、(二)帰休制度、(三)失業者の就労方策について、(四)その他となつており、とくに就労方策として「高率又は全額を国庫が補助する建設事業で事業効果をあげうるものであり且つ比較的短期のうちに終了する」特別失対事業の実施や、石炭鉱業地帯における鉱害復旧事業の拡大等を勧告している。本意見書は

五四年度の失業情勢と、これに対処すべき政府の失対事業につき詳細な具申をしており、具申内容も重要であると考えられるので、つぎにその全文をかかげる。

(当面の雇用、失業対策に関する意見書)

経済緊縮政策に伴う失業情勢は、漸く深刻化し、すでに失業したものの増加はいうまでもなく、就業しているものであつても、帰休あるいは長期にわたる賃金の遅欠配によつて失業に近い状態におちいつている者が相当に増加している。

特に、基幹産業である石炭鉱業、鉄鋼業及び造船業においては、その関連産業及び下請企業を含めて、すでに中小の鉱業所、事業所の休廃止あるいは大量の人員整理がなされたにもかかわらず、各産業とも依然雇用量は不安定の状況にあつて、合理化投資の効果は十分あがらず、今後国際市場の拡大伸長策がとられるのであれば新規労働力の吸収はおろか現雇用量の維持すらなし得ない状況にたちいたっている。

一方、失業対策事業就労者、失業保険受給者及び生活保護を受けている者等生活困窮者層は、一般的に産業雇用の停滞を反映して逐月増大し社会不安をひきおこすおそれもあり、その対策がいそがれている。

本審議会は、かかる情勢に対処して、政府がすみやかに当面緊急の雇用、失業対策として左記の事項を実施せられるようここに意見を具申する。

〔記〕

一、産業政策による雇用安定について

石炭鉱業、鉄鋼及び造船業等すでに相当数の失業者を出し、今後なお雇用に関し強い不安をもつ産業については、その雇用の安定をはかるため、輸出と合理化の促進という立場から、す

みやかに次の方策をとるべきである。

なお、政府の産業政策の不徹底からくる産業雇用の見透し難は、失業対策が十分でないこととあいまつて、一般的に労働情勢を不安ならしめており、また産業合理化をさまたげる一因ともなっている。

右に掲げる産業以外の産業についてもそれぞれの産業のあり方を明らかにし、産業発展の基盤を強化する必要があると考え

(一) 石炭鉱業にあつては、国内炭需要量の目途をつけ、合理化投資の効果をも十分にあげしめるよう措置すること。なおその際には、外炭及び重油の輸入量について充分の考慮を払うこと。

(二) 鉄鋼業にあつては、原材料費の引下げ、合理化投資効果の發揮等により製品コストの切下げをなし、国際競争力を強めるとともに輸出金融の優遇、商社の強化、輸出価格の安定策等を講じ、輸出振興をはかること。

(三) 造船業にあつては、同産業を輸出産業として伸長する建前を確立し、最近いちじるしく不振である輸出船の受注量拡大のため、輸出所得に対する減税、輸出金融の優遇、その他の適切な措置を講ずるとともに、下請企業に対しては、技術経営指導を一層強力に行うこと。

(四) 織布、繊維製品等中小企業の経営にかかる輸出産業にあつては、商社、問屋等の倒産、金詰りによるシワ寄せをうけ、生産が阻止されることのないよう留意し、あわせて、原材料及び製品価格の安定、海外市場における濫売の防止、組織化による企業の育成等の措置を講ずること。

以上の外、わが国雇用問題の解決は、一にかかつて、貿易の伸長にあることにかんがみ、その趣旨を行政面に徹底せしめる

とともに、現在交易関係の十分でないアジア諸地域特に中共との貿易については、この際その打開策を急ぎ講ずる必要がある

二 帰休制度について

失業保険の運営により実施されている帰休制度は、一定期間の帰休の後帰休した労働者を再雇用するとの使用者と労働者の労働協約が成立した場合に、帰休する労働者を実質的な失業者として取扱うことを条件に適用することとなっている。

同制度は、帰休期間、帰休人員等の制約から現在までのところ十分活用されるに至っていないが、失業情勢の緩和に役立たせるためには、産業の動向及び企業の実態に応じたこの制度の運営が行われる必要がある。

なお本制度については、同制度が失業保険運用の一時的特例であることにかんがみ、失業情勢の変化、実施の状況及び保険経済の動向等を勘案して、失業保険法の定める受給資格、給付期間及び給付額等とともに総合的検討をしなければならぬ。

三、失業者の就労方策について

産業に対し、前記の如き雇用の安定方策を行つた場合でも、当分の間は、失業者の増加は不可避である。

失業者の就労化により、失業者の生活安定に資するためには従来から失業対策事業と公共事業とが行われてきたが、最近の失業情勢に適應した失業者の就労方策としては、特別失業対策事業の設定及び鉱害復旧事業の拡大を行うと同時に、これら事業の運営に際し、次の事項が考慮されなければならない。

(一) 特別失業対策事業

現在行われている失業対策事業は、すでに数年にわたり実施せられ、就労者の固定化、適応事業量の縮小など増加する失業者を緊急に吸収するに適さない点が多い。

また地方財政の窮迫により、現行国庫補助率による事業量を現在以上に拡張することの困難な地域もみられる、この際失業対策事業運営の改善にあわせて、特に次の要件を満たす事業を特別失業対策事業として機動的且つ重点的に実施し得るよう措置する必要がある。

- 1、失業者が多数存在して、失業情勢がいちぢるしく悪化しており、且つ、地方財政が窮迫している地域で行われること。
- 2、吸収する失業者は、その労働力が比較的高いものであること。
- 3、高率又は全額を国庫が補助する建設事業で、事業効果をあげるものであり、且つ比較的短期のうちに終了する事業であること。

(二) 失業対策事業

失業対策事業の運営の改善については、昭和二十六年六月本審議会から各般の事項にわたり答申を行つた。

最近の事業運営の実情からみて、特に次の事項の実施が必要である。

- 1、就労している者の大部分はここ二、三年来固定しているものである。すくなくとも今後増加する失業者については、その能力、失業の原因等に応じ、その就労につき、事業種目、作業種類の選定を行い、できる限り応急対策として処理し得るようになること。
- 2、地域によつては、事業費の大部分が労力費となるような事業の選定が困難となつている。事業種目の拡大を行うとともに労力費を主部分とする事業費との調整を考慮して、就労者一人当たり資材費の引上げを行うこと。
- 3、地方財政の窮迫は、失業者の増加に伴う事業費の拡張を極めて困難なものとしている。地方公共団体の事業費の支弁につき、

起債枠の拡大、補助率の引上げ等実情に応じて措置すること。

4、その他事業の運営については、就労者の職業補導、訓練による転換促進、賃金及び手当の適正化、就労日数の確保、作業規律の確立等につき一層の努力を行うこと。

(三) 公共事業

公共事業は、失業者発生が多い都市周辺からはなれて施行され、失業者吸収に不都合となつており、また二、三年来事業効果の昂揚に重点がおかれてきたため、各種事業とも無技能労働力を吸収する割合は、事業費に比し低下してきている。

従つて今後事業費の増額を行わず単に失業者吸収率の引上げのみによつて失業者の吸収量の増加をはかることは、現に吸収している労働者の排除、事業効果の低下、事務の複雑化等の問題があり、十全の実効を期し難い。

公共事業の失業者吸収については、現行失業者吸収率を完全に確保するほか、次の事項を重点的に行うことが適切である。

1、事業規模が比較的大きく、且つ無技能者吸収に適している事業を個別的に選定し、失業者吸収率をこえる失業者の吸収をはかること。

2、吸収する労働者の技術指導、輸送及び賃金の支払等につき、事業主体及び職業安定機関は連絡を密にし、失業者の就労を便ならしめること。

3、新たに計画する事業については、当分の間失業情勢を十分考慮し、施行地域、事業種目などを決定すること。

(四) 鉱害復旧事業

石炭鉱業において、大量の人員整理が行われた現在においては、失業者発生地域に近接して施行される鉱害復旧事業を、失業対策の一環として行うことは極めて当を得ている。

鉱業権者と鉱害の被害者との関係、事業主体の労務管理等支障のないよう措置した上、すみやかに事業量の増加をなし、炭鉱地区の失業者の生活安定に資すべきである。

なお、炭鉱地区の失業者は、生活環境からして、居住地をかえて再就職し得る機会に乏しいから、臨時的事業に吸収している間に実情に即した職業補導を行い、その転換を推進する必要がある。

四 其の他

(一) 最近いちぢるしく増加しつつある賃金の遅欠配は企業によつては回復し得ない程のものとなつてゐる。ために就業中の労働者で、生活困窮をきたしているものがあり、また、遅欠配の末に企業が破産する場合には、未払賃金、退職手当の支払を受け得ず生活手段を喪失することとなる。

賃金の遅欠配をおこしている企業に対しては、単に労働法上の監督にとどめず、経営についての指導をなし、未払賃金の確保につき特段の考慮を払ふ必要がある。

(二) 生活保護法による生活扶助を受けている者は、昨春秋以来増加の傾向にあり、今後もおその傾向を続けるものと思われる。しかも労働力を有する者であつて生活扶助を受けている者がすくなくない。

一方失業対策事業の就労者のうちには、同事業以外の就労が労働能力、生活環境からして不可能なものが含まれている。

かような両制度の実施状況からみると、労働力を有する者のうち比較的その能力の低い者に対する救済が適切に行われていゝるとはいふ難い。これらの者が、生活手段を失ふことのないよう両制度の適切なる運用に留意し、あわせて授産、生業助成等の現行諸施策の拡充、強化をはかると共に、現在欠除している

これらの者の救済制度をすみやかに確立する必要がある。

なお、同制度については、本審議会においても今後検討を行う予定である。

(三) 失業対策は、経済政策の一環として常に考えられるべきであることはいうまでもないが、最近のように緊縮政策をおし進めていく際は、その結果としてあらわれる失業については、その救済をも含め、経済全般の動向との関連のもとに有効なる施策が果断に行われなければならない。

この際すでに設置されている労働対策連絡協議会を強化し、総合的な失業対策の実施を一層強く推進できるよう措置する必要がある。

特別失対事業 右の「意見書」の答申を勘案して、政府は一九五〇年一月以降全国の大都市で特別失業対策事業を実施することに決定した。この事業には体力その他能力の高い失業者を就労させ、能率給を支給すること（小間割制）、資材を多量に使用すること、資材費の国庫補助率の高いこと等の特色がある。本年度内の就労者は延四五万人（一日平均六〇〇〇人）で、工事は道路新設改良、下水道布設、河川整備等である。

「小間割制」とは、まず運搬、掘さく、土砂採取等の比較的単純な作業を選定し、各人の標準作業量を決定する。就労者は体力、作業能力、就労状況を基礎にして監督が格付けを行い班を編成する。賃金は班の標準作業量を完了した時標準賃金を各人に支払い、作業が標準を超過した時は歩増しを、下廻つた時は歩引きを行う。

なお本年度より失対事業には「特別指導現場」が設置され、二カ月を一期として失業者の作業訓練を行うことになった。これは八月三日の閣議決定「公共事業による失業者の吸収措置の強化について」によるもので、この決定の第一項には次のようにのべられている。

「失業者の就労に当つては、労働規律の確保及び労働能率の向上につき十分配慮し、労働者に対し事業に適切な指導及び訓練を行うよう努めること。」

失対事業就労状況 一九五四年度における職業安定所登録者数、失対事業就労延人員、月間就労日数は第267表の示す通りである。

なお労働省失業対策課の調べによれば、失対事業日雇就労者の約六〇％は男子、四〇％は婦人で、後者の大部分は寡婦である。また失対事業の監督者は一九五二年三、六二〇人、五三年三、九二五人、五四年四、五三七人と増加傾向をたどっているが、これは単に失対事業の規模が拡大したためではなく、しだいに監督組織の強化が行われてきた結果である（労働省「昭和二十九年度版失業対策年鑑」一八一ページ）。

最後に就労者の地域分布をみると、一九五四年度第二・四半期においては東京都がもつとも多く、一日平均二二、〇〇〇人、つぎに大阪一一、七〇〇人、広島県九、四〇〇人、兵庫県九、四〇〇人、福岡県八、二〇〇人、神奈川県六、七〇〇人、北海道五、九〇〇人、福島県五、六〇〇人、愛知県五、〇〇〇人で、以上の九都道府県で全国の約五〇％をしめている。そしてこれらの各地域の就労状況を市郡別にみると、都市における就労が圧倒的に多い。

第三節 公共事業と失業対策

公共事業は治山治水、災害復旧等の経済的効果を目的として実施されるが、同時にその事業に失業者を吸収して失業問題を緩和するという目的をもつて実施されてきた。とくに一九五四年に入ると失対事業としての公共事業が重視されるに至つたのは、大量失業の発生という切迫した情勢を前にして当然のことである。

第268表 1954年度公共事業関係予算内訳表

		1954年度 千円
策川発防山林等路道湾港市策路市策業川林業湾港市木費計	対開湾	40,252,628
	水合港	19,696,689
治山河総砂治造路道林港漁都	治合	7,105,961
	山河	5,423,450
道	緊急	4,696,277
	食災	3,330,251
緊急	治山	26,516,072
	食災	14,742,389
緊急	治山	1,787,054
	食災	4,295,756
緊急	治山	1,930,714
	食災	3,760,159
緊急	治山	962,000
	食災	829,290
緊急	治山	132,710
	食災	26,006,936
緊急	治山	59,667,510
	食災	37,378,302
緊急	治山	986,714
	食災	16,807,112
緊急	治山	2,090,490
	食災	1,525,863
緊急	治山	879,029
	食災	—
緊急	治山	2,377,883
	食災	155,783,029

まず次の268表は五四年度における公共事業関係予算の内訳であるが、治山治水対策、道路港湾、緊急就労対策、食糧増産対策、災害復旧事業、冷害救農土木等をふくむ総額は一五五七億八千三百万円である。政府はこれらの諸事業の実施にあたり、緊急失業対策法にもとずき、失業者を使用することになっている。五四年八月三日「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」閣議決定を行い、この決定にもとずき関係各省は失業対策措置を講ずることになった。

(公共事業等による失業者吸収措置の強化について)

政府は、現下の失業状況に鑑み、公共事業を始め国又は地方公共団体等の公費の負担にかかる各種の建設及び復旧の事業に対し、できる限り多数の失業者を吸収させるため、次の措置を講ずるも

のとする。

一、公共事業について

1、労務の調達にあたっては特に失業者の吸収に努めることとし、緊急失業対策法に基く失業者吸収率設定事業の範囲及び吸収率について実状に応じ必要な改正を行い、これが励行を期すること。

2 同事業の施行地域を、事業効果を害しない限度において、できる限り、失業が多数発生する地域に即応せしめるよう配慮すること。

3 失業者の吸収を促進するため、労務者の輸送、賃金の支払等に適切な処置を考慮すること。

4、失業者の吸収の実効を確保するため、公共事業に対する指導及び監査を励行するとともに、職業紹介の活動を活潑ならしめること。

5 失業者の就労にあたっては、労務規律の確保及び労働能率の向上につき十分配意し、労務者に対し、事前に適切な指導及び訓練を行いうるよう努めること。

二、公共事業以外にあつても、国又は地方公共団体の行う事業並びに財政投融资の対象となる事業等公費の負担にかかる各種の建設及び復旧の事業であつて失業者の吸収に適するものについては、公共事業の例に準じ、失業者の吸収の促進を図ること。

三、失業対策事業については、失業状況の推移に応じ、且つ、公共事業等による失業者の吸収状況を勘案した上、機動的な且つ重点的な運営を図るとともに、その能率の向上を図ること。

四、本措置の円滑なる実施を期し、且つ、失業対策等に関する連絡調整を図るため、経済審議庁に「労働対策連絡協議会」を設

設置するとともに、各都道府県に都道府県及び関係各省出先機関をもつて構成する連絡協議機関を設置すること。

右の閣議決定のうち主な事項は次の通りである。

- (一) 公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、また緊急失業対策法の失業者吸収率の改正を行う。
- (二) 公共事業実施区域は失業者の多数発生地点に一致せしめる。
- (三) 失業者吸収をはかるため、賃金輸送等につき適切な処置を講じうることにした。

(四) 指導監督の励行と職業紹介活動の活潑化。

(五) 労働者の適格紹介と訓練の実施。

とくに「体力検定」の実施は重要である。これは体格、体力等につき四項目の測定を行うもので、各測定値は軽作業、重作業の上、下の三段階にわかれ、その四測定値のすべてに合格しなければ適格とならない。測定値の基準は満一九才の男子健康者の普通持つてい能力を基準とし、年齢、性別については考慮しない。同「手引」なお詳しくは「体力検定実施要領」（前掲「昭和二九年度失業対策年鑑」一一四ページ以下）を参照。

鉱害復旧事業の繰上げ実施 石炭産業における失業問題は本年に入つて特に重大化した。政府は一〇月五日「炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について」閣議決定し、炭鉱地帯における失業者の吸収につとめることになった。鉱害復旧事業は、特別鉱害臨時措置法、臨時石炭鉱害復旧法によつて、それぞれ七カ年および一〇カ年に復旧を行うことになつており現在まで進行中のものであるが、失業対策のため次年度分の事業を繰り上げ追加して事業量の増大をはかうとするものである。したがつてまた追加事業はとくに労働力を多く必要とする農地、農業用公共施設に重点がおかれることになり、またその地域は福岡を中心に、山口、

佐賀、長崎、熊本、五県において実施される。この事業によつて、繰り上げ分一日平均八、二〇六人の失業者が吸収され、既定分については、失業者吸収率の引き上げにより一、七五八人の増加就労となり、両者合計約一万人の失業者吸収をはかることになった。

（炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り

上げ追加施行について）

政府は、炭鉱失業者が特に鉱害地帯において増加し、窮迫せる情勢にある事態にかんがみ、これが緊急対策としてこれら集団的失業者を極力鉱害復旧事業に吸収活用するため、次の措置を講ずるものとする。

1、失業者の吸収度および経済効果よりみて、鉱害農地の復旧を中心として次年度以降の鉱害復旧残工事から別表の事業量を本年度に繰り上げ追加施行すること。

2、本繰上げ事業の実施に当つては、別表により炭鉱失業者の吸収度を特に高めるとともに、その吸収確保を期するため工事施行機関および関係官公庁の緊密な協力を図ること。なお、本年度既定事業についても本繰り上げ事業と同程度の吸収成果を挙げるよう極力努めること。

緊急失業対策事業 五四年度の補正予算において新たに緊急失対事業の実施がとりあげられた。事業種類は道路整備および都市計画事業である。道路整備事業は総事業費一四億六千二百万円（内国費八億二千九百万円）、都市計画事業は総工事費二億六千五百万円（内国費一億三千二百万円）で、この両工事で一万五千人の失業者を吸収する計画である。実施計画地域はA、B、Cの三地域にわけられており、Aは日雇月間求職数が二千を超え、しかも前年同期より増加している地域、Bは日雇月間求職数が前年同期に比べ一五％増加している地域で、この両地域で失対事業の三分の二以上を実施する

ことになった。次に建設省の決定した「緊急就労対策事業実施要領」(一九五四年二月一三日)をかかげよう。

(緊急就労対策事業実施要領)

一、目的

デフレ政策の浸透に伴い発生する失業者の増加状況に鑑み、道路整備五箇年計画に定められた道路整備事業及び都市計画事業で労務費の多いものを選定の上緊急就労対策事業を都市、炭鉱地帯等失業者の集中する地域に実施し、本来の事業目的を考慮しつつ失業者の吸収を併せて図るものとする。

二、実施地域

本事業の実施地域については、

(1) 道路整備五箇年計画に定められた適当な事業があること。

(2) 別表の大都市、炭鉱地帯等失業者の最も発生している地域A並びにこれに次ぐ地域B及びCの地域であること、の二要件を具備するものとし、Aの地域を最優先に考慮するとともにCの地域は、やむを得ない場合にのみ実施するものとする。

三、吸収率及び吸収人員

本事業に使用する総労務者数に対して無技能労務者及び有技能労務者を含めて平均六〇％に相当する失業者を吸収するものとする。

前項の措置により、一日約一万五千人、延約百十二万五千人程度の失業者を雇用することとする。

四、事業内容

本事業は、道路整備五箇年計画に定められた道路事業及び都市計画事業のうち比較的労務費の率の高いものを実施することとし、全事業費に対する労務費の率は、道路については平均四五％以上、都市計画事業については平均四〇％以上とする。

五、本事業就労失業者の採用基準

本事業に吸収する失業者は、失業前肉体労働に経験ある適格者を厳選するものとする。

六、経費

総事業費一、七二八、四七〇千円とし、道路事業費一、四六二、四七四千円うち直轄事業二五三、五〇〇千円、補助事業一、二〇八、九七四千円、都市計画事業費二六五、九七六千円とする。

このうち国庫は九六二、〇〇〇千円、道路事業費八二九、二九〇千円うち直轄事業二五三、五〇〇千円補助事業五七五、七九〇千円、都市計画事業費一三二、二一〇千円とする。

なお、補助事業に対する補助率は従来どおりとする。

七、その他

本事業の実施に当つては、本年八月二十五日各省事務次官連名通達「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」の各項に留意すること。

その他の失対事業 緊急就労対策事業、鉱害復旧事業の繰り上げ施行のほか、本年内に実施のきまつたものとして、鉱山地区失業者就労対策としての河川工事、都市失業者を対象とした下水道施設工事等がある。前者は予算額国費二億円、総事業費二億四千万円で一日平均三千人の失業者吸収を目標に福岡県では遠賀川、福島県では常盤地区の五河川において実施されるものである。後者は国費一千万円、総事業費三千万円で一日平均八〇〇人の失業者吸収が目標で東京、大阪、広島、福島、新潟、函館の六都市で、技術者をのぞき全て失業者を使用して実施されるものである。

以上すべての公共事業によつて一九五四年内に、就労した失業者数は約七〇万人とされている(労働省失業対策課推定)。公共事業

における失業者就労がとくに増大したのは五四年一〇月以降で、月平均にして一般一四、〇二六人、日雇三七四、八三〇人が公共職業安定所の紹介によつて就労した。

第五章 治安対策

第一節 警察法の全面的改正

政府は一九五三年二月第一五国会に警察制度改正のための警察法案を提出したが、同法案は国会の解散により流産に終つた。しかしその後も政府の臨時行政改革本部および自由党の行政改革特別委員会では、それぞれ警察制度の改正について検討を進めた。一方、地方制度の根本的改正のために政府が設けた地方制度調査会は、同年一〇月政府に対して行つた答申のなかで、警察は都道府県警察一本（ただし五大市は存置）とすべきだと主張した。

政府部内でも犬養法相らは、防衛制度の将来が不明であることを理由として、最初は法案の国会提出に消極的であつたといわれるが自由党方面では、当時計画中であつた行政整理の建前から改革を断行すべしとする意見が強く、五四年一月の政府、自由党の行政機構改革に関する連絡会は警察法案の国会提出方針を決めた。ついで自由党は改正の基本方針を決定し、この方針にそつて政府は要綱を作成、それを同月一四日の閣議で決定した。二月九日法案が閣議決定となり、同月一五日国会へ提出された。犬養国警担当国務相は、同月一六日衆院本会議で同法案の提案理由を次のように説明した。

（警察法案提案理由説明）

現行の警察法は、戦後早々にして、占領政策の一環として施行せられたものでありまして、戦前のわが警察制度を根本的に改革して民主警察の理想を高揚した点においては確かに画期的な意義を有してはおりますが、何分にも匆忙の間に当時の国際事情を反映しつつ制定せられましたために、わが国情にいささか適しないところがおおく、その運用の結果に徴しましても非能率にして不経済の欠陥を免れず、しこうして、かかる欠陥を是正するために早晚抜本的な改正の必要であることは、つとに世人の広く認めるところであります。すなわち、現在の警察制度は国家地方警察と市町村自治体警察との二本建になつておりますが、町村を管轄する国家地方警察は国家的性格に過ぎて自治的要素を欠除し、都市を管轄する自治体警察は完全自治に過ぎて国家的性格に欠けるところがあり、これを要するに、都市と町村において性格の相異なる警察が存在するという結果になつております。しこうして、このことは、元来国家的性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて、それ自体適合せざるものを内在している結果となつております。さらに、市町村自治体警察は、治安の対象地域が近時とみに広くなりつつあるにもかかわらず、おのおのの市町村単位において独立しているのでありまして、この細分化された警察組織のもとにおいては、警察運営の責任もまた多数に分割され、従つてその有機的活動は著しく阻害されているのであります。もちろん、従来といえども、これらの警察相互間におきましては、あるいは人事の交流によつて意思の疏通をはかり、あるいは援助の協定を行つて連絡調整を密にする等、それぞれ努めては参つたのでありますけれども、何と申しましても制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙にも限界があるのでありまして、ために、警察単位の分割により生ずる盲点の

存在が警察の効率的運用をみずから傷つけて参つた次第であります。かつ、この欠陥は国の治安に対する責任の不明確という点にも大きく影響しておりますことは、近來瀕発する種々の事件に関連して国民の記憶の新たなところであると存じます。さらに、一方、行政改革の見地に立ちますならば、国家地方警察と市町村自治体警察との施設及び人員が互いに重複していることは、国民にとつてはいたずらに複雑かつ不経済な負担となつていゝのでありまして、この面よりするも、制度の根本的刷新の要は今や社会の与論であると申しても過言ではないと思ふのであります。しかしながら、現行制度における敍上の弊を改めるにあたり、警察の民主的な運営、言いかえれば、国民が警察運営に対してする関与は、これを依然として保障すべきはもちろんのことでありまして、この民主的な保障の基盤の上に治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決をはかつたものが今般のこの法律案の骨子となつてゐる次第であります。

まず、この法律案の内容について主要な点を申し上げますならば、第一に、公安委員会制度を存置したこととでございます。すなわち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央地方を通じて公安委員会制度を置きまして警察を管理せしめることにいたしましたのでございます。すなわち、中央においては内閣総理大臣の所轄のもとに国家公安委員会を、また地方においては都道府県知事の所轄のもとに都道府県公安委員会を置きまして、それぞれ国民を代表する委員からなる合議体の機関によつて警察庁または都道府県警察を管理せしめることといたしました。もつて警察の民主的な管理運営を確保し、かつ警察の政治的中立性を維持せんといたしましたのであります。なお、この際公安委員に広く有為の人材を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警

察と検察の職業的前歴者のみに限ることとしたのであります。

第二には、警察を府県警察を府県警察に一本化したこととあります。すなわち、警察の能率的運営を保持するため、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止いたしまして新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。この理由につきましては冒頭に詳しく述べましたので省略いたします。この措置であります。ここに一言申し加へたいのは大都市の警察についての措置であります。大都市警察につきましては従来種々議論の存するところではありますが、結論において、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめまして、このために、警察対象としての両地区の一体性を阻害し、警察運営の有機的活動に著しき障害を来すのみならず、財政的にもきわめて不経済な結果となりますので、これを都道府県警察に一元化する必要を認めた次第であります。

第三に、府県警察の内容でございます。すなわち、都道府県警察につきましては、国家的要請に基く最小限度の制約を除きまして、あとう限りこれに自治体警察としての性格を具備せしめることといたしましたのであります。すなわち、都道府県警察の性格は申すまでもなく、地方公共団体たる都道府県の機関としての警察でありまして、いいかえれば、これは都道府県自治体警察でありまして、知事の所轄のもとにある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理のもとに警察本部長が職務を行うのであります。従つて、その職員は原則として地方公務員の身分を有するものでありまして、かつ、警察に要する経費については、一定の国家的な警察活動に必要な経費を国が支弁するほかは、原則として、府県の負担といたしましたのであります。また、都道府県

警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政管理事項はいずれも都道府県の条例で定めることとしたし、これらの警察行政は、都道府県議会における審議を通じて常に住民の公然たる批判の前に置かれ、従つて住民の批判に制約される次第でありましてこの作用はよつて自治体警察の特長と美点とをあわせて具備せしめたのであります。従つて、この精神に立脚いたしましたして、都道府県警察は国家的な警察事務に限つて中央の警察庁の指揮監督を受けるものとしたし、その事項は法律に明記いたしました次第であります。しこうして、これがため警察本部長とごく少数の警視正以上の首脳職員はこれを国家公務員といたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面、この任免に対して管理者たる都道府県公安委員会は懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることとしたし、もつて両者の権能について均衡あらしめた次第であります。なお、都の警視總監の任命は、ことにその地位の重要性にかんがみまして、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとしたし、これに対する罷免懲戒の勧告権の所在は他の都道府県の場合と同様にいたしましたのであります。

第四には、中央の警察機構のこととございます。すなわち、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てることとしたし、国家公安委員会は、その管理のもとに警察庁を置いて、国の公安にかかわる警察運営をつかさどり、警察の教養、通信、鑑識、統計及び装備に関する事項を統轄いたし、並びに警察行政に関する調整を行はしめることとしたしたのであります。さらに、国家公安委員会は委員長及び五人の委員をもつて組織することとしたしましたが、委員長は国務大臣をもつてこ

れに充てることとしたしましたけれどもこの委員長は会議に際して表決には加わらず、従つて国家公安委員会が政治的中立性を保つところの合議機関である現在の性格は今般の改正によつてもこれを一貫して保持することとしたしておるのでございます。

同時に、委員長として新たに国務大臣が加はることにより、政府の治安に対する国家的の考え方が国家公安委員会の中正な判断によつて濾過せられた上警察運営の上に具現されるようにいたしました。かくのごとくにして、政府の治安責任と警察の政治的中立性との調和をはかつたものでございます。また、警察庁は、国家公安委員会の管理のもとにきわめて特定の国家的な警察事務を所掌し、しこうして、これに関しては都道府県警察を指揮監督することとしたしましたが、その事務の範囲は上述のごとく最小限度の列举事項にのみ限定いたしましたのであります。従つて個個の一般犯罪の捜査のごときはこれを中央の権限より除去いたしましたのであります。なお、警察庁長官は、政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとしたしましたが、他面、これに対しては国家公安委員会が長官の懲戒罷免に関する勧告権を行使しうることは、都道府県公安委員会の権限の場合と同様でございます。

なお、この改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により警察職員の数において三万人、経費において約九十億円を減少し得る予定であります。また、この改正の実施に伴い、国家地方警察職員も市町村自治体警察職員とともにその身分に変更を生ずる結果となりますが、この場合も、努めて新機構への受入れの円滑を期するため、職員の身分を保障するとともに、俸給の減額となる者についてはその差額について調整の措置を講じ、かつ恩給、退職手当についても従来の在職年数はすべて通算することとした

し、これら誠実な職員の生活に不安を与えざるよう万全の配慮をいたしたのであります。しこうして、従来の国家地方警察と自治体警察とがその用に供しておりました財産の移転につきましても、制度の切りかえに伴い支障を来すことのないよう、すべて国と都道府県、市町村との当時者相互間の協議によつて譲渡を行うものとしたしまして、特別の事情あるものについては債務を承継し、またはこれを有償とする等の措置を講じておる次第であります。

なお法案が幸いに成立いたしました上は、これを来る七月一日に施行する所存であります。

最初、政府の制度改革構想が明らかになると同時に、全国の都市側および自治体警察側は一斉に反対の態度を示した。特に五大市では一月一日いち早く市長、議長合同会議を開き、「警察制度改革に際しては地方自治の本義に立脚し、大都市の警察は独立の単位として存置せられるよう要請する」との決議を行つた。五大市警察存置論が理由とするところは、

- 一、国家的な重要事件は大都市に集中する。従つて大都市警察は独立の単位として中央の機構に直結させる必要がある。
 - 二、警察行政は都市行政の重要な部分であり、これを分けることはできない。
 - 三、人員および経費の節約は、運営の改善によつて可能であり、大都市警察廃止の必然的な理由とはならない。
 - 四、大都市警察は十分独立できるだけの治安能力をもっている。
- というのであつた。これに対して五大府県側では、
- 一、警察の民主化および能率化を府県自治体警察に求める以上はその区域内に大都市警察を認めることは理論的にスジが通らない。

二、経費の面でも存置はムダが多い。

三、府県の区域から大都市を切離せば、治安責任の帰属が不明確となり治安上の盲点ができる。

四、また犯人逮捕が困難となり、保安、交通関係の行政処分が同一府県内で統一を欠くので、住民に不便不利益を与える。

などの点を挙げて、五大市警察の存置に強く反対した。この問題は特別市制問題と直接関連しているので、両者の争いは日を追つて激化し、それぞれ五大市あるいは五大府県選出の国会議員に対し猛烈な働きかけが行われた。

このため国会でも存置廃止の両論はほとんど超党派的に対立し、容易に解決をみなかつた。

五月一四日に至つて、保守三党幹事長談で河野日自党幹事長から提示された警察法案のあつせん案について政府、自由党主脳部が協議した結果、

一、道府県警察本部長の任免は国家公安委員会が道府県公安委員会との「同意」をえて行ふ。

一、五大都市のある府県については府県警察一本化の実施期を原案より一年延長して明年七月一日とする。

の二点で改進黨、日自両党と妥結することになつた。すなわち、保守三党幹事長会談で妥結した警察法案の改正要綱は、次の通りである（カッコは政府原案）。

（警察法案の改正要綱）

一、任免権関係

- 1、警察庁長官の任免は国家公安委員会が、総理大臣の承認を得て行ふ（総理大臣が国家公安委員会の意見をきいて行ふ）。
- 2、警視總監任免は国家公安委員会が都公安委員会と協議し、総理大臣の承認を得て行ふ（総理大臣が国家公安委員会の意

見をきいて行う。

3、道府県警察本部長——警視正以上のものを含む——の任免は国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行う（警察庁長官が国家公安委員会の意見をきいて行う）。

二、五大市（横浜、名古屋、大阪、京都、神戸）警察を明年六月末まで存置する（都市警察は全廃）。このため次のような点についてなお三党で検討する。

五大市のある府県の特例

1、府県公安委員の数を五人とし、そのうち二人は市長が市議会会の同意を得て推薦する者につき知事が任免する。

2、当該市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため市警察部をおく。

3、市警察部長は市警察部の事務を総括し、府県警察本部の命をうけ所属職員を指揮監督する。

三、都の特例——都の公安委員は五人とする（三人）。

四、公安委員の資格条件——国家公安委員会、都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む）ともに公安委員の資格要件は任命前五年間に警察または検察の前歴を有しないものに改める（上記の前歴者は就任できない）。

五、五大市の自治警察は昭和三十年七月まで存続を認める。

衆院地方行政委員会は、この保守三派共同修正案を両派社会党の反対による大混乱のうちに一六日可決した。

一方、参院では左右両社がこれを審議未了に終らせようとして審議引延ばし作戦をとった。参院地方行政委員長が左社の内村清次氏であつたことと、公職選挙法改正問題がからんだことなどのため、審議はいよいよ遅れ、そのうちに吉田首相の外遊予定日が切迫してきたので政府与党のうちにさえ、法案の成立を危ぶむものででき

た。しかし、政府は法案の強行成立を図るため、会期を延長しようとしたので、これが原因となつて国会は大混乱におちいつた。いわゆる延長国会の有効無効論が対立しているうちに、保守各派の意見がまとまり、六月七日議長職権により本会議で委員長代理の中間報告が求められ、保守各派の出席のみによつて衆院修正通り起立多数で可決、成立した。このようにして七月一日、わが国警察制度の画期的な改革が行われた。戦後、警察の民主化を目的として、国家地方警察と市町村自治体警察とに二分されたわが国警察は、ここに都道府県警察として再び一本化し、中央には警察庁が誕生した。またこの年には警察官による教員の思想調査とか、郵便物調査などの事件が各地で起り、国会の調査の対象となつた。

警察法（一九五四年六月八日公布、七月一日施行、法律第一六二号）の主要条文次の通り。

（警察法主要条文）

〔国家公安委員会〕

第四条 ①内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

②国家公安委員会は、委員長および五人の委員をもつて組織する。

第五条 ①国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさ

どり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計および警察装備に関する事項を統轄し、ならびに警察行政に関する調整を行うことを任務とする。②国家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、つぎに掲げる事務について、警察庁を管理する。

1 警察に関する諸制度の企画および調査に関すること。

2 警察に関する国の予算に関すること。

3 つぎに掲げる事案で国の公安にかかるものについての警察運営に関すること。

(イ) 民心に不安を生ずべき大規模な災害にかかる事案。

(ロ) 地方の静穏を害するおそれのある騒乱にかかる事案。

4 第七十一条の緊急事態に対処するための計画およびその実施に関する事

5 皇宮警察に関する事。(後略)

第六条 ①委員長は、国務大臣をもつて充てる。

第七条 ①委員は任命前五年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。③委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

第八条 ①委員の任期は五年とする。(後略)

第十一条 ①国家公安委員会は委員長が召集する。国家公安委員会は、委員長および三人以上の委員の出席がなければ会議を開き議決をすることが出来ない。

〔警察庁〕

第十五条 国家公安委員会に警察庁を置く。

第十六条 ①警察庁の長は警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て任免する。②警察庁長官は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統轄し、(中略)警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に第五条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

第十八条 ①警察庁に次長一人を置く。

第三十条 ①警察庁に(中略)地方機関として、管区警察局を置く。

第三十四条 ①警察庁の警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

〔都道府県警察〕

第三十六条 ①都道府県に都道府県警察を置く。

第三十七条 ①都道府県警察に要する(中略)経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。②前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。③都道府県の支弁にかかる都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

第三十八条 ①都道府県知事の所轄の下に都道府県公安委員を置く。②都道府県公安委員会は、都および地方自治法第百五十五条第二項の規定により指定する市(注、いわゆる五大市)を包括する府県(以下「指定府県」という)にあつては、五人の委員、道および指定府県以外の県にあつては三人の委員をもつて組織する。③都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

第三十九条 ①委員は当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有するもので任命前五年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任免する。ただし指定府県にあつては、その委員のうち二人は、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する(中略)ものの中から、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該指定府県の知事が任命する。③委員の任命については、そのうち二人以上(都および指定府県にあつては三人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

第四十条 ①委員の任期は三年とする。(後略)

第四十三条 ①都道府県公安委員会に委員長を置き委員が互選する。②委員長の任期は一年とする。(後略)

第四十六条 ①第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として（中略）方面公安委員会を置く。

第四十七条 ①都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

第四十九条 ①警視總監は国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て任免する。②都公安委員会は、国家公安委員会に対し、警視總監の懲戒または罷免に關し必要な勧告をすることができる。

第五十条 ①警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て任免する。②道府県公安委員会は国家公安委員会に対し、警察本部長の懲戒または罷免に關し必要な勧告をすることができる。

第五十一条 ①道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

第五十二条 ①指定市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。

第五十五条 ①都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。③第一項の職員のうち、警視總監、警察本部長および方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て任免し、その他の職員は、警視總監または警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて任免する。

〔緊急事態の特別措置〕

第七十一条 ①内閣総理大臣は、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のために特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告にもとづき、全国または一

部の区域について緊急事態の布告を発することができる。

第七十二条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、（中略）一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

第七十四条 ①内閣総理大臣は（中略）緊急事態の布告を発した場合には、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。（後略）

附則 ①この法律は昭和二十九年七月一日から施行する。②この法律の施行後一年間は、指定市に市警察を置き、市警察は当該指定市の区域につき、第二条の責務に任ずる。③付則第二十八項の規定により、指定市に置かれる市警察については、当該指定市をもつて一県とみなし、指定府県以外の県の県警察に關する指定を適用する。

第二節 防衛秘密保護法の制定

政府はMSA援助によつてアメリカから譲渡される火器、軍艦、航空機の秘密を保護する立法を考慮し、一九五三年一〇月頃から保安庁、法務省でその具体的内容の検討に着手した。この「防衛秘密保護法案」に當つて当初、

一、MSA援助による兵器の秘密だけに限る。

二、さらに秘密の範囲を拡大して保安隊、警備隊（現自衛隊）の出動時の秘密および日本で製作する兵器類の秘密をも含める。

という二種の考え方があつたが、保安庁はまず五四一年一月、秘密をMSA兵器だけに限つた法案を準備した。しかし、木村保安庁長官の意向でその後「軍機保護法」に類似した広範な秘密保護法も用

意されたが、結局世論の動向および当時の政情を考慮して、MSA兵器だけに限定した「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護に関する法律案」を三月一九日に閣議決定、同二三日国会に提出した。同法案の提案理由並に内容について、國務大臣木村篤太郎、政府委員山田誠両氏は三〇日の参院法務委員会においてそれぞれ次のように説明した。

國務大臣（木村篤太郎君） 御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定は、本年三月八日調印を完了いたしました。目下、国会の審議をお願いいたしている次第であります。同協定の第三条第一項及び附属Bの規定に基づき、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品又は情報等についてその秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があります。且つ又、過般締結いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定第七条により、アメリカ合衆国から貸与される船舶についても、同様、その秘密を保護する必要があります。これを併せて規定し、この法律案を提出することとしたものであります。

申すまでもなく、アメリカ合衆国は、他の諸外国との間におきましても右両協定とおおむね同様な性格、内容を有する協定を締結しているわけでありまして、これら諸外国においても又、これらの協定に掲げられている秘密保護のための所要の措置を講ずる必要があるわけでありまして、諸外国におきましては、それぞれこの種の秘密保護に関する既存の取締法令によつて十分にこれを賄うことができますので、これらの協定の締結に当り新たに立法措置を講ずる必要はないのであります。わが国の場合においては、在日米軍の機密を保護するためのいわゆる刑事特別法のほかには、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令は存在し

ないのでありますから、現状におきましては、これらの協定に基づいて供与される秘密の装備品又は情報等について、その秘密を十分に保護することはできない状況にあります。

このため、政府といたしましては、この際、その秘密を保護するために若干の規定を設ける必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

× × ×

政府委員（山田誠君） すでに國務大臣から御説明申し上げましたごとく、今回日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の締結に伴い、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品等又は情報についてその秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するために若干の規定を設ける必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

併しながら、この種の法律は、国民の権利に重大な影響を及ぼす虞れがありますのでこれによつて保護される利益と、これによつて制約を受ける国民の立場とを調節勘案して妥当を期する必要があります。と考へ、以下において申し述べますように、必要最小限度の事項を規定するにとどめました。又立案に際しましては、先に制定せられました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法第六条乃至第八条の規定を参酌し、これと彼此均衡を失しないように考慮を払うと共に、特に左の諸点に留意いたしております。即ち、第一の点は、保護の対象となるべき防衛秘密の意義を法律上明記し、その範囲内容ができるかぎり明確ならしめるように努めたことであります。ただ何が防衛秘密であるかについては、秘密保護法規の本質上或る程度まで包括的な定めとならざるを得ないので防衛秘密の要件を特に「公になつていないもの」に限るものとするにより、一旦

公になつたものはその公になつた事由や公にした人の如何を問わず、秘密の範囲から除外することとしたのであります。

第二の点は、その取締の範囲を必要な最小限度にとどめると共に、本法に規定する罪の構成要件の定め方については、厳に失しないよう合理的な配慮を用いることにいたしましたのであります。

第三の点は、その法定刑について重きに失しないよう妥当を期することとしたこととあります。この行為が如何なる目的や態様のものであつても、刑の最高限は十年の懲役にとどめ、且つその最低限についての規定は設けておりません。

次に、この法律案の内容を、順次御説明いたします。

第一条は、この法律において使われる用語の意義を定めたものであります。

「日米相互防衛援助協定等」というのは、去る三月八日調印されました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定と昭和二十七年十二月二十七日条約第二十号の日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の二つを言うのであります。

次に、「装備品等」というのは、船舶、航空機、火砲等の武器弾薬、通信器材、光学器材等の装備品及びそれらの部品構成材料など通常防衛上の用途に供される諸物件をいうのであります。

次に、「防衛秘密」の定義であります。防衛秘密であるためには、次の三つの要件が必要であります。

第一に、日米相互防衛援助協定等に基づいてアメリカ合衆国政府から供与される装備品等、若しくは装備品等に関する情報に関する事項であること、又は当該事項を表示する文書、図画若しくは物件であることが必要であります。

第二に、更に供与される装備品等に関する事項であつても、第一条第三項第一号のイからニまでに掲げる範囲の事項、即ち、構

造若しくは性能、製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量の四項目のいずれかに該当するものでなければならぬのであります。

又、供与される情報についても、その情報は、装備品等に関し、てその構造若しくは性能、製作、保管若しくは修理に関する技術又は使用の方法の三項目のいずれかに該当するものでなければならぬのであります。

第三に、これらの事項が防衛秘密であるためには、それが公になつていないものであることが必要であります。一旦公にされた事項は、ここにいる防衛秘密とはならないのであります。

第二条は、国民が予期せずして罪に問われることがないように措置するため、又併せて、防衛秘密の漏れつ又は漏れつゝの危険を防止するために、政令で定めるところにより、保安庁長官、又は各省、庁の長といつたような防衛秘密を取り扱う行政機関の長が防衛秘密に属する文書、図画、又は物件について防衛秘密である旨の標記を施し、或いはこれを取り扱う業者その他業務上関係のある者に、当該事項が防衛秘密である旨を通知すること等の措置を講ずべきことを規定したものであります。

第三条から第五条までは、罰則でありまして、秘密を探知又は収集する罪、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪、過失により業務上の秘密を漏らす罪等を規定したものであります。

先ず、第三条第一項第一号の防衛秘密を探知収集する罪であります。その構成要件は、防衛秘密を我が国の安全を害すべき用途に供する目的を以て、又は不当な方法で探知し、又は収集することとあります。探知目的である我が国の安全を害すべき用途に供する目的について御説明いたします。

我が国にとつては、その秘密としている事項が我が国の安全を

害する意図を有する者に知られることは、その安全にとって危険なものと云わなければなりません。そこで「我国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」とは、かかる者がみずから探知収集する場合に勿論、その者に対し、秘密を漏らす意図を以てする場合をも含むものであります。

次に、「不当な方法で」とは、法令に違反するような方法であることは勿論、社会通念に照らし妥当とは認められないような方法であることを含むのであります。

第二号は、防衛秘密を漏らす罪でありまして、その構成要件は防衛秘密で通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らすことであります。

この「通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないような防衛秘密」とは、通常一般人には容易に知り得ない秘密であり、不当な方法を用いなくとも知り得る事項は、勿論この漏せつ罪の対象とはなりません。又漏せつ罪の成立にはその秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものであること、この認識が必要でありますから、その認識がなければ、同じく処罰されることはないわけであります。

第三号は、業務上の秘密漏せつ罪でありまして、その構成要件は、業務により知得し又は領有した防衛秘密を他人に漏らすことであります。「業務による」とは、単に公務に基因する場合のみを指すものではなく、政府機関の委託を受けて装備品等の製作修理等を行う民間産業従事者が業務上で知得領有する場合も、当然これに含まれるわけであります。

次に、「業務により知得し」とは、業務には基因して当然知っているという意味であり、又「業務により領有し」とは、業務に

基因して手に入れている状態をいうのであります。これらはいずれも防衛秘密に属する事項を取扱うことを主務としていることを必要といたしません。併し、業務に基因することを必要といたすのであつて、偶然入手し又は拾得したような場合は含まれておりません。

最後に、業務により知得し領有した事項又は文書、図画若しくは物件である限り、それは業務を離れた後であつても、業務により知得し、又は領有したことになります。

第三条第二項は、第一項各号の罪の未遂罪の処罰規定であります。

第四条は、過失による業務上の秘密漏せつ罪でありまして、その構成要件は、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らすことであります。この場合の過失とは行為者がその業務を行う上に通常払うべき注意を怠つた場合をいうのであります。

第五条は、防衛秘密の探知収集の罪及び防衛秘密を漏らす罪の陰謀教唆及びせん動の各行為を処罰する規定であります。

このような規定を設けた理由といたしましては、秘密保護の本質は、あくまで秘密が外部に漏れることを未然に防止いたすことにありますので、探知、収集又は漏せつの各行為の着手前の段階における行為でありまして、探知、収集又は漏せつをもたらす危険の少からず認められるような行為は、これを処罰いたすこととして、秘密漏せつ防止に万全の方法を講じようとするものであります。但し、この場合、その法定刑は、本犯の刑の半分である五年以下の懲役として均衡を失しないように取り計らつております。

第六条は、第三条第一項第一号の罪又は第三条第一項に掲げる

罪の未遂罪若しくは陰謀の罪について、自首した者に対し刑を減輕し又は免除する規定であり、秘密の漏せつをできる限り防止いたすための規定であります。

附則は、この法律の施行期日を定めたものであります。

立案の中心である保安庁などは「この法案に盛り込まれた程度の秘密保護はM S Aを受ける以上当然果さなければならぬ義務なのだから、別に世論の反対を受けることもあるまい」とタカをくくつていた。なるほど、秘密の範囲は一応M S A協定によつて供与される兵器関係に限られてはいるが、しかし個々の規定を具体的に見た場合解釈の仕方によつては将来国民の「知る」権利を著しく制限することになりかねない点が少なくない。

法案の中で最も問題なのは「防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、または収集することができないようなものを他人にもらした者」は「十年以下の懲役に処する」(第三条第一項第二号)という、いわゆる「一般の秘密漏えい罪」の規定である。これを法務省では「一般人を標準として考えて特に不当な方法を用いない限り知つたり集めたりすることができないような種類、性質、内容の秘密だけを対象とする」と説明した。その通りなら、保安庁の役人などの関係者とM S A兵器について話がでなくなるという恐れが多分におきてくる。特にこの規定が新聞、通信など言論報道関係者に与える影響は大きい。一般の人々が知つていないものをニュースとして報道するために多少でも「防衛秘密」の範囲に入る記事や写真を掲載すれば「通常不当な方法によらなければ探知、収集できないもの」だといつて処罰される可能性が少なくなく、「報道の自由」を制限することは否めない。「不当な方法」というあいまいな表現は第三条第一項第一号(「不当な方法で、防衛秘密を探知、収集した者」は「一〇年以下の懲役に処する」)にもある。同じこと

は、第一条第三項「防衛秘密の範囲」についてもいえる。さらに問題は「防衛秘密とは……公になつていないものをいう」の「公になつていない」という点にもあつた。立案者は、日米いずれの国でも正式に発表されたり新聞、雑誌にのつたことのないものだといふ。しかし、日本の一般国民はアメリカで公表されたかどうか知るすべもない。だから「防衛秘密」らしいと思うことについて書いたり、話したりする場合は、その都度保安庁など関係当局に問いあわせてその判定を待たねばならない。「検閲制度」の復活にもなりかねないわけである。また、憲法八二条は「公の秩序または善良の風俗」に反する犯罪以外は、すべて公判は公開しなければならぬとしてゐる。そこで法務省、保安庁ではこの秘密保護法に違反した罪も公判は公開せざるをえないだろうとみていた。ところが、内閣法制局の一部ではそれではせつかく「防衛秘密」を法律で保護しても、法廷で外部に公表することになつてしまふという理由から、この「防衛秘密」に関する罪は「公序」に反するとして非公開にできるといふ新しい見解をのべた。このような見解が当局の一角から出てきたことは人権保障の見地から注目された。そこで、国会の審議の過程においては、衆院では新聞協会の修正要望書およびそれにもとづく改進黨修正案が出された。すなわち、新聞協会は、

一、探知収集罪(第三条第一項第一号)の要件から、「不当な方法で」を削除する。

一、漏洩罪(第三条第一項第二号)の要件が「通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないような防衛秘密を漏らした者」となつてゐるのを「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、防衛秘密を他人に漏らした者」と改める。

一、業務上の漏洩罪(第三条第一項第三号、第四条)の要件のう

ち「業務により知得し、又は領有した」とあるを「防衛関係の業務により知得し、領有した」と改める。

の三点を修正意見として決め、関係方面に要望書として配付したが、五月一八日の参院法務委員会で楠見義男氏（緑）がこの要望書に対する政府の見解を質したのに対して桃沢法務省公安課長は次のように答弁した。

一、探知収集罪と漏洩罪は日米行政協定に基く刑事特別法と同様に規定してあるが、これは保護さるべき秘密が実質的に同じようなものと考えたからである。

犯罪構成要件を刑事特別法と区別するとすると、合衆国軍隊の秘密と日本に供与されるものの秘密との間に差異が出て来るようになつてどうかと思われる。

一、刑事特別法の規定は旧軍機保護法の規定と異つて人権擁護上犯罪構成要件に「しほり」をかけてある。

一、探知収集罪の「不当な方法で」というのも、この「しほり」の規定である。これを「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」という目的だけに限定するとなれば、黙秘権の認められている現在は目的の立証は実際にはなかなか困難である。

一、漏洩罪の要件を目的罪にすることも同様立証の困難が伴うし刑事特別法との均衡から言つても原案で妥当と思う。「通常不当な方法によらなければ探知、収集できないような……」というのは旧軍機保護法が単に「偶然の事由により探知、収集した……」と規定していたのに比べればかなり狭められている。

一、「業務」は法律概念としては十分明確になつており報導関係が入らぬことは国防保安法案が審議されて以来、学説、判例でも明らかにされている。しかも「防衛関係の業務」とすれば法

律上当然に秘密を知る権限のある者、例えば民間生産者、修理業者、検察官、警察官、裁判官等がここに含まれなくなるおそれがある。

しかし、同法案は五月一二日外務委員会、同一三日衆院本会議で政府原案通り可決された。一方、参院では同法務委員会の最終段階で一松定吉氏（改）の「一松修正案」、亀田得治氏（左社）の「亀田修正案」が提示されたが、結局政府原案に近い「改進黨修正案」に自由、緑風の両派が同調する形で五月二七日参院を通過し、同二九日衆院本会議で参院修正に同意成立、七月一日施行された。「日米相互援助協定に伴う秘密保護法」（一九五四年六月九日公布、七月一日施行、法律第一六六号）の主要条本文次の通り。

（日米相互援助協定に伴う秘密保護法）

主要条文

第一条 3 この法律において「防衛秘密」とは、左に掲げる事項およびこれらの事項にかかる文書、図画または物件で公になつていないものをいう。

(1) 日米相互防衛援助協定等にもとずき、アメリカ合衆国から供与された装備品等について左に掲げる事項。

イ、構造または性能 ロ、製作、保管または修理に関する技術 ハ、使用の方法 ニ、品目および数量。

(2) 日米相互防衛援助協定等にもとずき、アメリカ合衆国から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの。

第三条 左の各号の一に該当するものは、十年以下の懲役に処する。

(1) わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、または不当な方法で、防衛秘密を探知し、または収集したもの。

(2) わが国の安全を害する目的をもつて、防衛秘密を他人に漏らしたものを。

(3) 防衛秘密を取扱うことを業務とするもので、その業務により知得し、または領有した防衛秘密を他人に漏らしたものを。

2 前項第二号または第三号に該当するものを除き、防衛秘密を他人に漏らしたものは、五年以下の懲役に処する。

第四条 防衛秘密を取扱うことを業務とするもので、その業務により知得し、または領有した防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは二年以下の禁こまたは五万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をしたものは、五年以下の懲役に処する。

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第三節 その他の対策

松本三益氏に無罪判決 団体等規制令の不出頭罪で起訴された日本共産党中央委員松本三益氏の第二三回公判が五月一九日、東京地裁関谷裁判長係り長谷、松本検事、青柳、風早弁護人らの立会の下で開かれ、同裁判長は「本件の出頭要求は団規令第一〇条の乱用である」として松本氏に対し、無罪の判決を言渡した。判決理由（要旨）次の通り。

（松本三益氏判決理由）

判決理由（要旨）憲法三十三条によると「現行犯を除き裁判官の令状によらねば逮捕されない」という権利がある。同三十一条によると現行犯として、または令状によつて逮捕される場合でも

「法律で定める以外、自由の拘束を受けぬ」という保証もある。犯罪取調べのため捜査官が容疑者に対して出来る自由の拘束は刑事訴訟法にもとづく逮捕、拘引、拘置に限られ、犯罪捜査のため容疑者に出頭を求め、これに応じなかつたといつて刑罰に処するような自由の拘束の方法は許されない。ことに裁判官に逮捕状を求めるにも足りないような証拠のない事案に対して容疑者に出頭を求め、これに応じないとして不出頭罪で逮捕し処罰するようなことは許されない。こういうことでは「裁判官の令状がなくては逮捕されぬ」という憲法三十三条の権利や「法律の定める以外に自由拘束をうけぬ」という同三十一条の権利はいずれも有名無実となる。

本件のいわゆる「鬼怒川会談」情報で被告ら元日共中央委員に追放令および団規令違反の疑いが生れたもので、本来の捜査機関である国警、東京警視庁など当然捜査をすべきであつた。しかるにこれらの機関はなんら捜査活動をせず、特審局が捜査の第一線に立ち、団規令第十条で出頭強制権を発動したのであるが、これは純然たる犯罪捜査である。いわゆる行政調査ではないことは明らかである。しかも本件では前記の秘密情報を裏付けるに足る直接かつ具体的な証拠は何もなく、本来の団規令違反事実で被告らを逮捕するなどの強制捜査権を発動出来るような状況ではなかつたのも明らかである。

このように本来の捜査機関が強制捜査権を使えない事件につき特審局が、捜査機関に代行して捜査の責任を担当し、行政調査という名のもとに犯罪容疑者である被告に対し、犯罪取調べのため出頭を要求しこれに応じないとして出頭拒否で逮捕するのは違法である。さらにこれに対し本来の容疑事実である団規令違反の場合の法定刑と同じの十年以下という刑で罰するのは憲法三十三、

十一條に違反する。このため被告が法務大臣の出頭強制に応じないものとしてこれを罰するのは憲法に違反するものであり、従つて本件は罪にならない。

団規令違反問題については、さきに起訴された日本共産党元中央委員春日正一氏に対し、最高裁は占領中ではあつたが有効説をとつて有罪の判例を出した。この見解に立つて検察当局は同党徳田書記長ら潜行七幹部に、引続き同令違反で逮捕状を請求し、その行方を追求している。しかし独立後、最高裁ではボツダム政令の一つである問題の政令三二五号につき「違憲無効」論を打樹てたので、団規令は果して有効かどうか裁判所の判断が注目されていた。つまりたとえ占領中は有効だつたとしても、独立後は憲法を最高峰とする法体系が日本の法体系のただ一つのものであるから、法令の内容が違憲であれば独立後はその部分だけ無効となるとの見方が、最高裁の政令三二五号免訴判決から当然考えられるものだつた。

ところが、関谷裁判長は団規令そのものが違憲かどうかの問題にふれず、松本氏に対する出頭要求は、行政調査に名をかり實際上犯罪捜査を行つたものであり、団規令第一〇條の乱用であるとして、その不適法を理由に無罪を言渡した。しかし、行政調査権と犯罪捜査権との限界は極めてデリケートなもので、現に検察側では、行政官庁が「調査」して明らかにならなければ告発ができず、捜査と調査は密接な関連があるとみている。この判決を推し進めれば団規令第一〇條そのものが憲法に違反するとの結論が導かれ、さらに団規令は違憲だともいえることになる。

従つて、この判決からみれば他の潜行七幹部も無罪となるわけで逮捕令状による追及はおかしいことになる。しかし、春日氏に対する最高裁判決とは明らかに対立するもので、検察側の言として、国警本部三輪警備第一課長は「もちろん検事控訴が行われると思う。

国警としては手をゆるめることなく、従来通り捜査を続けるつもりだ」と語つてゐる。また、佐藤検事総長はこの判決に関し次のようにのべた。

(佐藤検事総長談)

無罪判決の可否については判決書の理由を慎重に検討した上でない結論はいえない。しかし地検からの報告によると判決は団規令自体が違憲無効だという主旨ではなく、むしろ法務総裁の出頭命令が行政調査権に名を借り、実は団規令違反、勅令一号違反の犯罪捜査を行うためのもので、これが憲法の主旨に反し不当に人権を侵害するから違憲無効であつて、これに応じないことは罪にならないというものである。この認定の理由にはあながち承服し難い。とくに出頭に応じないと罪になるような間接強制を伴つた行政調査権の本質と、その行政調査権行使の実際のやり方について裁判所に誤解されたという疑いもあるので、直ちに判決理由を検討控訴の要否を決めたい。

思想調査事件 静岡県教員組合が二月四日、同県下各地で国警の警察官が小、中学校の教員の自宅を訪ね、教職員の思想および行動調査を行つたとして国警静岡県本部に抗議を申入れたのを始め、その頃全国各地で教職員に対する同種の事件が発生した。

静岡県教組が国警静岡県本部江口隊長に提示した実例は、

一、一月末の全国教研大会後、同県田方地区署員が田方郡北狩野南、下狩野両小、中学校で、また志太地区署員が先月二九日同村小、中学校で教研大会参加者を調べた。

二、同県庵原郡興津町小学校の某教員は昨年一〇月ごろ西庵原地区署派出所巡査から「友達のA君が会いたがつてゐる」との電話をうけて出かけたところ、警察に同教組庵原支部の動向や幹部の名前をきかれた。

など一〇数件に上つていた。同教組の抗議に対して江口隊長は「日教組を利用し、社会の秩序を乱す危険性ある特定分子（共産黨員）の行動について調査したもので、調査した教員が必ずしも特定分子とは限らない。今後にも必要に応じ調査する。ただ調査の方法が無関係の者に迷惑を及ぼすような行過ぎた点があれば是正する」と回答した。県教組では「今後にも調査を行う」という回答を不満として、日教組を通じて国会に働きかけた。

また、三月には高知県幡多郡三原局、中村局はか一郵便局で警察官から「アカハタの発送先、配達先の氏名」を尋ねられた事実が、全通高知地区本部で確認されたが、群馬県下でも同様の事件がおこつた。全通群馬地区本部田辺誠委員長外三氏は五月一四日永杉群馬県国警隊長を訪れ、制私服警官が公然郵便物の配達先調査をしている事実を指摘し、信書の秘密を侵害するものとして嚴重な抗議をした。抗議の内容は同県内各方面で警官が内密に信書を検閲しているという情報があるので、同地区本部で四月末から県内各支部に徹底的な調査を指令して、一三日までに次の二件が報告されたものである。

一、四月七日、勢多郡駒形郵便局に「警察官だが」という男から電話があり、アカハタ紙配達先の報告を要求、同局でことわりと間もなく私服警官が現われ、窓口で同じ要求をくり返した。ことわれた警察官は同局の集配室でまだねばり、最後に根岸同局長からことわられて退去した。

二、三月二日、群馬郡室田町郵便局を同署の浅田派出所巡査が訪ね、宮下局長にアカハタの配達先を質問、ことわられるや局員一人一人からさぐり出そうとしたが失敗して引上げた。

抗議に対して永杉隊長は「室田郵便局の事件は認めるが、これは世間話のついでで他意はない。駒形の事実は知らない。いずれにし

てもアカハタの配達先の一斉調査を指令したことはない。注意するよう伝える」と語つた。

郵政省監察局は五月二九日の衆院郵政委員会で、警察官または公安調査官により郵便物が調査された事件は、一九五三年九月から五年四月までに八カ所で一〇数件起つたと発表した。このほか名古屋市内で愛知大学女子学生が、警察官に学内調査を依頼されたと申出た事件や、鳥取県の「民主団体」が、国警の手により共産黨員の宅に盗聴器が据付けられたとして同県の国警本部および公安調査局に抗議した事件などがあつた。

左右両派社会党は、これらを一連の警察「特高」化事件として取上げ、国会の地方行政、文部、郵政、法務など各委員会で調査した。

警察法審議中の五月一日の衆院地方行政委員会、猪俣浩三氏（左社）は「警察大学で手紙をひそかに開封する方法やスパイ・カメラの撮影法など、かつての特高的な訓練科目を教えている。こういった訓練を強行するためにも警察法を改正しようとするのではないかと質問したのに対し、斉藤国警長官は「特高とは違う。教科目ではないがそうしたことは講習している」と答えた。斉藤長官の答弁内容次の通り。

（猪俣委員） 今長官が申されました自治体警察、国家警察のきくところによれば大体警部並びに警部補階級で地方の中堅であります。この連中を警察大学において学生として相当長期訓練なさつておるが、その訓練の内容の中にまったくの思想警察、昔の特高警察的訓練をしておるやに承つております。その件について先般も私は質問しております。たとえばかような訓練をしたことがあるのかないのか。疑わしい人からある人へ送られた手紙の内容をひそかにあけてみる方法、第二には何か会合の場所、ある個人の住宅へひそかに侵入して内部を調査する方法、なおまた金

庫をあける方法、それから人に知られずしてひそかに写真撮影する方法、かような訓練を長い間なさつておつたと承つておる。

これをただ荒唐無稽なりとして拒否できないことは、どうも具体的事実が現れて来ておる。高知県の信書秘密を侵した事件、山梨県下に起つた事件、あるいは先般東大の助教授の宅へ巧みに警察官が本を見せてくれとやら称して上つて、結局いわゆる左翼系の本をずっと視察したというようなこともこの訓練の中に入つておつたのではないか。ちよつと本をみせてくれと言つて上つてしまふという訓練をなさつておつたのではないか。かようなことをしておつたかどうか。しておつたとするならば、いかなる目的でかような訓練をなさつたか、その点について承りたいと思います。

(齊藤(昇)政府委員) ただいまの点は、これは警察大学の中における訓練というものにはないと思つておるのでございますがいわゆる警備情報と申しますか、率直に申しますと、共産党の地下秘密活動、ことにその軍事活動というものを、われわれ治安当局としてはどうしても知つておく必要があるわけであります。ところがこの共産党の秘密地下活動というものはきわめて秘密が厳守され、そして秘密裡に軍事組織をつくり、あるいは軍事活動を行ふというきわめて危険な存在でありますので、われわれといたしましてはこの情報をどうして把握するか、この秘密の活動をどうして捜査するか、これにつきまして相当の技術、訓練というものが必要であるわけがあります。従つてそういうった方面の仕事を担当しております国家地方警察及び自治体警察の職員の人たちを講習の形でときどき技術の講習をいたしております。そこで写真をたとえばひそかに写す方法とおつしやいましたが、あるいは大衆の集団暴力行為がある、この場合に写真機をよくわかるようなところでやつておると、かえつてたたき落されるおそれがある。

あるいは潜行幹部と思える者が出入りしておる。どうもそうらしいが、しかしさりとて何らかの証拠がはつきりしないといふと、逮捕をすれば人権の侵害になる、そこでこれをひそかに写真をとつて、はたして潜行幹部であるかどうかといふことを確める。そのためには、できるだけ人に気づかれないで写真をどうしてとるかといふこの技術の訓練も必要であるわけがあります。ただこれをやるにいたしましても、今日の法律を侵すというようなことは絶対にないのであります、何ゆえにこういうことをやるかと申しますと、人権を絶対に侵害しない、法律に触れない、法律の許す範囲内においてわれわれの捜査技術の練達によりまして、今日の制限された刑事訴訟法、あるいは各種の法律というものを守りながら、われわれの使命をどうして果すか、従つてこれらの訓練と申しますか、講習の根幹は、いかにしてわれわれは民主警察を守り通すかといふまずその信念の涵養から始まりまして、その信念に基きまして法律を侵さないでやれるわれわれの限度、そしてその限度内においていかに使命を果すかという講習をいたしておるのでございます。従つて家宅侵入を企てるかあるいは窃盗を働くとか、そういうような法に触れるようなことは、これは厳に戒めておるのであります。先ほどおつしやいました警視庁のある警羅の巡査でありましたが、家庭を訪問して、そして書籍をみせて下さいといつて書籍を見たというようなことは、もしそれが事実であるとすれば、この実情は私は確めておりませんが、私の想像いたすのに、本人の誤つた何らかの考え方から、そういうようなことをしたのじゃないだろうか。われわれといたしましてはだれがどんな本を読んでもおるとかいうような事柄は問題になるのではありません。警視庁のその巡査もおそらくこういうった警備情報の収集に当る専任の使命を持った者でないと思うのであります。

す。さようなあやまちを犯さないために、こういつた方に従事いたします者につきまして、そういうあやまちのないように、しかも使命を果たすための講習をいたしておるのであります。金庫をあけるとかあるいは手紙をあけるとかいうことをおつしやいまして、人の金庫を、しかも法律を犯してあけるといふような指導は全然いたしておりません。手紙をあけるにいたしましたても、信書の秘密を犯すというようなことは絶対にないように注意を加えておるのであります。しかしながら、ある協力者が封印せられた書類をひそかにわれわれに手渡してくれるというような場合に、その封印がはがれたというようなことがわかつては、協力者に迷惑をかけるわけでありますから、これがわからないようにどうして開けるか、これはただそういった場合だけでなしに、いろいろな意味におきまして、われわれ捜査に当る者といたしましては、必要な場合が多いのであります。

あるいはトランクその他のカギをあけるにいたしましたても、一々カギ屋を呼んで来なければあかないということでは困りますので、そういうような事柄も必要に応じて技術を身につけておく必要がある、かように思っておるのでありますが、これらの技術を具体的にいついかなる場合に行使するかということは、先ほど申しましたように、どこまでも法律を犯さない、そうして人権を損傷しないということを第一の前提といたしまして行使すべく指導いたしておるのであります。また現実にならういつた捜査に当る場合の個々の具体的な指導は、それぞれの府県あるいは自治体の公安委員会、警察長が責任をもつてこれらの指導をいたしておるのであります。ちやうどわれわれが犯人を逮捕したり、あるいは自己を防衛するために、拳銃の訓練をさせたり、あるいは逮捕術の訓練をさせたりしておるのと同様に考えておるのであります。

更に五月二八日の参院地方行政委員会では、警察大学で行われた「特別講習」について、名古屋市警察本部長宮崎四郎氏ら参考人から説明を聴取した。宮崎氏らは「特別講習は大體三〇日間位行われ文書の検査や収集のために人家へ忍び込む方法、戸やカバンのカギの開け方、封書のノリをあとで分らないようにはがすやり方などが教育された」と公述した。

左右両社は「これらの教育は、憲法に保障する信書の秘密を侵すものであり、郵便法違反である」と国警当局を追求したが、これに対し斎藤国警長官は「この教育は特定の人々に対してのみ行つたもので、その人々には信書の秘密を侵すことがないよう嚴重に注意してある」と答弁した。

第三編 合理化対策

第一章 資本家の合理化対策

デフレ政策は企業経営に大きな影響を及ぼしたが、資本家は経営危機をとなえることによつて一層の企業合理化促進にのり出してきつた。すなわち、四月一五日には日経連の第七回定時総会がひらかれ、「当面の難局に処する経営者の見解」が可決された。この決議は、「経営合理化の徹底」「健全賃金の確立」「生活の刷新」「労使の協力」という四本柱からなるものであるが、健全賃金の確立と称して低賃金をおしつけ、また経営合理化の徹底ということがもつばら労働強化を促進するものであることは明らかだといつてよい。

(当面の難局に処する経営者の見解)

わが国経済の現状は国際収支の悪化に示される如く、今や破局的危機に直面せんとしている。われわれ経営者はこの現実を正視し、自主勇往の精神をもつて健全経営主義に徹し、更に勤労者の協力を得て生産コストを引下げ、以て国際競争力を培養することこそ経営者の責務を果し企業の国民的負託と信頼に応えるゆえんなることを確信するものである。

一、経営合理化の徹底

わが国企業経営者の実態は資本構成の脆弱性、設備の老朽化、資産再評価の不適性、みせかけの利益率など一連の経営的弱点を包蔵しているが、これを黙過することは経営の社会的責任に反するのみでなく、到底厳しい国際競争の試練に耐えうる事態でないことは明かである。この際われわれは毅然たる態度をもつてあらゆる宿弊を刷新すると共に真の企業家精神に目覚め資本の蓄積、企業施設の効率的運用および労務管理の合理化を徹底し良質廉価なる商品の生産に専心する外に途なきことを改めて再認識すべきである。

二、健全賃金の確立

深刻なる経済危機を前にして、従来の如きインフレに狎れた名目的な賃金引上げはすでに個別企業のみならず国民経済全体としても許容し得ざる以上、勤労者の生活を確保するためには畢竟生産性の高揚と物価の安定乃至引下げ、勤労課税の軽減等による実質賃金の向上にこれを求めざるを得ない。われわれはかかる現実の認識に立つて真に企業の実態に即した健全賃金の原則を確立し、苟しくも企業の支払能力の限界を超え、国民経済的要請に背馳し、経営の不健全性を自ら招来するが如き安易なる妥協はこれ

を強く排除しなければならぬ。

三、生活の刷新

所謂消費景気の実態にみる如く、国民所得の増加に伴う消費性向と貯蓄性向との不均衡は経済危機を深める要因となつてゐるが特に各界各層の生活傾向として公私混淆に墮し勤儉貯蓄の堅実なる気風が弛緩していることは洵に憂慮に堪えない。かかる風潮が諸種の頹廃と社会悪を醸成し健全なる生活基盤を破壊するに至ればその害悪は測り知れないものがある。

われわれはまずもつて生活倫理の確立と貯蓄心の向上を期し以て生活刷新に一段の努力を致さなければならぬ。

四、労使の協力

現下国民経済の至上要請たる輸出の振興も、物価の引下げも生産性の向上もそのよつて立つ基盤は帰するところ労使の協力関係に求めねばならない。しかして真の労使協力は常時労使間の意思疎通に努め相互の理解と信頼によつてのみ達成しうるものであることは論をまたぬ。もとより具体的な労使関係において労使協力条件はそれぞれ異なるものありとはいへ、労使ともども国民経済の共通基盤に立ち、人間関係を基調とし、相互に人格を尊重する公明にして建設的な労使関係の確立に積極的な熱意を示すことこそ労使協力の先決要件であると確信する。

われわれはあくまで本来の経営責任を自覚し勤労者の信頼に応えと共に産業平利の確立に向つてあらゆる努力を傾注せんとするものである。

いまやわが国経済の前途に幾多の苦難ありとはいへ、徒らに遅疑逡巡のときではない。今次総会に際し、われわれは確乎たる決意をもつて為すべきを為し正すべきを正して経営の本義に邁進することが、とりもなおさず健全経営主義の実践に外ならぬことを

確信し、ここに現段階に臨む所信を表明する次第である。

以上のような日経連の基本的方針における「労使の協力」の具体化として、関西では四月に関西経協、総評、総同盟からなる関西労使経済会議が設立されたが、一〇月には中小企業の危機打開策について関係当局に要望書を提出するにいたつた。その中で中小企業にたいする合理化対策は次の通りである。

(合理化対策)

- ① 政府、地方自治体その他の調査機関を組織的に動員し、中小企業実態調査をおこない、市場規模、適正経営規模、技術改善の諸方策などを研究し、中小企業の合理的経営の指針を与えること。
- ② 中小企業の危機を打開するため中小企業の協同化、組織化をはかること。
- ③ 合理化資金の融通をはかること。

経営者の合理化対策の一つとして戦後力が入られた問題は、各種の訓練方式であつた。これにはCCS、MTP、TWI、JSTなど各種のものがあつた。余りに多くのものが乱立しているきらいがあつたので、混乱を調整する必要が生じてきた。春の日経連定時総会では中部経協から「各種訓練方式の総合調整」が提案され、これについて日経連では産業訓練部会においてその具体化について検討したが、一〇月六日の産業訓練部会で、企業内訓練の民間総合団体としての「日本産業訓練協会」設置要綱を決定し、一三日の日経連総会で承認された。なおこの団体は日経連の外郭団体でサービスに重点をおいたトレーニングセンター的性格のものである。

(設置要綱案)

- 一、目的
トップマネジメントをはじめ各層に対する企業内訓練をして経営管理の合理化に実際効果あらしむる様、広汎な視野から訓練に関する総合的推進を図り、以て組織の改善、人員

の効果的管理、生産及販売技術の向上、コストの低減、品質の改良等による経営効率の増進など人間関係を基盤とした生産性の向上に資する。

二、事業Ⅱ右の目的を達成するため左の事業を行う。

①企業内訓練の管理運営に関する調査研究 ②各種訓練方式実施上の調整に関する研究調査並びに実態調査 ③企業内訓練に関する内外資料教材の収集、翻訳、刊行 ④企業内訓練実施に関する会員会社への協力（助言、立案、調査、必要資料の収集実施協力等） ⑤各種訓練課程の立案企画及び設定 ⑥各種訓練方式指導者養成講座、研究会、会議等の開設 ⑦図書室、資料室の管理運営 ⑧関係官庁及び内外関係先との連絡 ⑨その他必要と認める事項

三、組織機構Ⅱ①本会は全国単位に組織する。②必要に応じ地方別に支部を置くことができる。支部事務局は原則として所在地の経営者協会内に置くこととしその運営は本部に準ずる。③業種別の事項については原則として業種別経営者団体と提携協力する。④会員加入は原則として企業単位とする。⑤本会に左の役員を置く。会長一名、副会長二名、理事若干名（内若干名を常任とする）評議員若干名、監事三名。⑥本会運営の方針、施策要綱、年度総合計画、予算編成決算等は常任理事会がこれを立案し総会において審議決定する。⑦常任理事会は日経連産業訓練部会と有機的連携を図る。⑧常任理事会の策定する方針に則り、訓練担当者をして各種専門委員会を構成し、夫々研究調査、立案計画等を行う。必要ある場合は学識経験者の参画を求めることができる。

四、会費Ⅱ通常会費は日経連を通じて徴収する。

五、事務局Ⅱ事務局は簡素を旨とする。

第二章 生産性向上運動

生産性向上運動が出發したのは、五三年一月一五日経済同友会がアメリカ大使館一等書記官ハロルドソン氏を招き、同氏が実際にその衝に當つて体験されたヨーロッパにおける生産性向上運動の概要を聴取した後、五四年一月一四日に経済同友会がこの問題を具体的にとりあげることを決定してからのことである。その後同会は種々検討した結果、これは全国的規模でとり扱われるべき問題であり、一団体の独占すべきものでないという結論に到達したので直ちに経団連、日商、日経連等の団体に協力をもとめることになった。四団体の首脳部の間で大体の構想がまとめられ、三月一七日には四団体共催で業種別団体一九の各事務局長、専務理事との懇談会が開催された。かくして三月一九日には四団体の代表及びそれに所属する代表的企業主一九名が参集して「日本生産性増強委員会」の結成をみるにいたつたのである。

この委員会は、英米生産性協議会の形式と経験をとり入れながら我が国独自の強力な効果的な運動を行うことをねらいとするものであり、将来は広く労働界、学識経験者をも包含する構想のものであった。四月八日に第二回委員会を開催し、対米交渉を開始することが決定された。その後米国側はFOAの出先機関設置問題に関して国務省とFOAとの意見調整に予想以上の時間を費したために、専門家の日本派遣も遅延したが、たまたま米駐日大使アリソン氏は公用帰国に際し、生産性向上運動についての米国側の具体的協力を促進するよう努力することを確約した。

協議会としては受入体制を整備強化するために六月二一日には第

三回委員会を開催し、一、組織の変更——委員制を理事制とする——、二、企画調整、選考、財務の三委員会を設け、三、名称を「日本生産性協議会」と改め、四事務局を設置し、五、六月から九月までの三ヵ月間の暫定予算を決定した。かくして英国生産協議会をはじめヨーロッパの生産性本部との資料交換約定を結び、新資料の入手に努めた。

ところが八月中旬にいたり、通産省企業局長から、通産省は「日本生産性本部」を設立し、全国的に生産性向上運動を展開する計画の省議決定を前にして、すでに発足している日本生産性協議会と関係はどうすべきか、また通産省としては「協議会」を中核体としこれに補助金を交付するなど官民協力の強力な運動を推進することもまた望ましいという意向を申し入れてきた。かくして協議会の事務局は通産省と会見して相互の意見を交換し、つぎの原則を申し合せた。

一、協議会は民間団体として充分な機能を發揮する建前を堅持すること。

二、政府より補助金を受け入れるものの、これが使途に関しては政府の制約を受けないこと。

三、人事に関しては政府は干渉しないこと。

以上の三項を基礎として、通産省、協議会事務局はさらに事務的折衝を重ね、経済界、労働界、学識経験者の三者構成による強力な民間団体として財団法人組織の「日本生産性本部」及び政府との連絡機関としての「生産性連絡会議」を設置することに決定し、協議会はその設立事務を担当することになった。八月末にFOA経済技術援助課長ハラン氏が生産性運動について実情調査のため来日したので八月三十一日第六回理事会を兼ねて同氏との懇談会がひらかれた。この会合で明白になったのは次の事項である。

一、日米間に経済援助協定の締結が必要であること。

二、協議会の企画する生産性連絡会議及び日本生産性本部の組織機構は米側も賛成する。

三、日本側の受入体制の現況は予想以上強化整備されており、FOAとしては全面的にこれを支援する用意がある。

九月二七日第八回理事会においては第一次暫定予算の決定額八〇万円を承認し、さらに一二月末までの第二次暫定予算一二〇万円は全部経済四団体から借入金でこれを充当した。

一二月七日、FOAの第一期の具体的計画が明らかにされた。すなわち、(イ)原則的に総経費は日米半々とする。(ロ)本質的には協定の締結後実際活動に入るべきであるが、米側はそれ以前においても「覚書交換」のような便法を講じて一月には実際活動に入ることを希望し、(ハ)六月までの六ヶ月間に日本側の円負担額は三〇万ドル乃至三七万ドル(一億八百万円乃至一億三千二百万円)とする、(ニ)米国は一九五四年の会計年度内には日本向援助費の計上はないが、特に欧州向の援助費中より流用する。また事業としては、日本から米側に派遣すべき視察団一二、米国から来日の専門家講師団一チーム四人、二チーム、技術指導者八人、滞在期間は前者六週間、後者六ヵ月、情報交換事業として展示会の開催、米側の情報及び資料の提供等を提案してきた。

これに対して政府としては予備金中より若干の支出、三〇年度の予算よりは七—八千万円の補助金並に余剰農産物の見返り借款の部より一億二千万円の貸付融資を考慮するにいたつたが、これらの政府支出に対しては協議会は通産省と協力して関係大臣、各省首脳部などの説得に多大の努力をばらつた。このようにして、いよいよ日本生産性本部の設立という段階に到達したのである。

さて五四年中に以上のような経過を辿つて展開した生産性向上運

動の本質はどこにあるであろうか。欧州における生産性向上運動はマーシャル・プランと結合してとりあげられたものであつた。我が国の場合にはMSA援助と結合して出された問題であり、そのいみにおいて再軍備を一層促進する意図をもつものであることは明らかだといつてよいであろう。しかもこの運動は、設備の改善などの生産過程の合理化よりも、労働強化の促進に重点がおかれることが予想されるのである。

(日本生産性協議会要綱案)

——二九・四・八、日本生産性協議会事務局——

一、目的

米国及び欧州国と日本の企業経営の実情を比較検討してわが国産業の向上、コストの切下げに資することを目的とする。

二、活動の方針

現状においてわが国企業に特に欠けている点或いは改善を要する点を集中的にとりあげて調査研究し、欧米企業のもつ長所をとり入れることに努める。

三、活動の方針

活動は米国を主とし、欧州諸国より権威者を招いて行うセミナーと欧米視察による比較研究をもつてし、更にこれらの活動を効果的ならしめるため相互の調整を図る組織として連絡委員会を設けることとする。

四、組織及び活動

- (1) 日米生産性向上委員は経済団体連合会、日本経営者団体連盟、日本商工会議所、経済同友会の四団体に所属する経営者より選任し、人員は二十名程度とする。
日本側委員は日本生産性向上委員会を構成する。
- (2) 日本生産性委員会の下に次のセミナー、訪米、欧チーム、

連絡委員会及び事務局をおく。

(イ) トップマネージメント・センター

A トップマネージメントの合理化を研究することを目的とする。

B セミナーは各業種に亘り社長又は常務取締役以上の人々の有志をもつて構成し、一セミナーの定員は三〇名以内とする。

C 米国その他欧州諸国より三―四名の権威者を招へいして東京、大阪等に於てそれぞれ一〇日間ずつ講座を開く。

(ロ) 問題別セミナー及び問題別訪米、欧チーム

A 業種に共通した重要問題を研究するものとし、セミナーを開催、必要を認めるときは更に訪米、欧チームを編成、その実態調査を行うこととする。

B セミナーのメンバーは経営管理者(取締役乃至部長クラス)技術者、一般従業員の各層から選任し、セミナーの成員は三〇名以内とする。

C 右成員の選考は日本生産性向上委員会の委嘱する委員をもつて構成する選考委員会により行う。

D 米、欧より問題に応じて三―四名の権威者を招へいして東京、大阪等において一カ月間の講座を開く。

E セミナーは講座終了後その成果を報告する義務を負う。

F セミナーは差当り次の八つとする。

- 1 標準化、規格化、単純化(三五)セミナー
- 2 プロダクション・エンジニアリング・セミナー(インダストリアル・デザインも含む)
- 3 広告、販売セミナー(対米国販売も含む)

- 4 金融機関の企業診断セミナー
- 5 中小企業マネイジメント・セミナー
- 6 管理組織セミナー
- 7 コスト・アカウンティング・セミナー
- 8 監督者訓練セミナー
- G 訪米チームについては次項(ハ)に準ずる。
- (ハ) 業種別訪米、欧チーム
 - A 当該業種の実情に応じ、重点的に日米の比較研究を行う。
 - B チームのメンバーは経営管理者(取締役乃至部長クラス)技術者一般従業員及びスペシャリストとし、人員は一五、六名程度とする。選任の方法は(ロ)のセミナーに準ずる。
 - C 滞米、欧期間は原則として六週間とするが、必要に応じて更に延長する。
 - D チームは訪米・欧の成果を報告する義務を負う。
 - E チームは各業種別団体と協議の上編成する。
- (ニ) 連絡委員会

各セミナー・チームの活動を効果あらしめるため、相互の調整を図るものとし、セミナー・チームの代表者及び専門家をもつて組織する。
- (ホ) 事務局

日米生産性向上委員会米側委員会との連絡、連絡委員、セミナー・チームの事務を担当し、四団体始め業種別団体がこれを支援する。事務局には嘱託として若干名のスタッフをおくことができる。

五、経費

経費はドル払分を米国側の負担により、円払分を業種団体、訪米、欧チーム派遣企業及びセミナー受講企業の出資金によって賄う。

(日本生産性向上本部の設置について)

——二九・九・三、企業局——

一、目的

- (1) わが国産業の生産性が、欧米先進国のそれに比べて極めて低いことは衆知の事実であつて、この生産性の低さがコスト高を招き、輸出不振を招き、国民所得を低いままに止らせる結果を招いている。
- (2) これに対する従来のいわゆる「合理化運動」は、設備の近代化を図ることに主力をおいてきた。
しかし資本蓄積の乏しいわが国の現状では、これまでの設備近代化策を更に重点的に押し進めることが必要であることはいうまでもないが、それと併行して、生産技術、原料、燃料、労働、経営技術、流通組織のすべてを含めた総合生産性の向上を図ることが、コストの低下、品質の向上を可能にし、輸出を振興させ、ひいては国民所得を増大させる起死回生の策といえよう。
- (3) かような生産性向上運動が大きな効果をあげるためには、政府、経営者、労働者のすべてを含めた全国民の支持を得て国民運動的に行われることが望ましい。そのためには、この運動の中核体となつて、これを推進する機関が産業界の総意によつて設立され、これに民間の有識者を集め、その創意による活動が行われるならば、その成果は期して俟つべきものがある。
- (4) この意味においてわが国産業の生産性向上運動の中核体た

る「日本生産性向上本部」（仮称）を民間団体として設立し政府が行う生産性向上諸対策と相呼応して、民間において国民運動的規模において活潑な運動を展開し、わが国産業の生産性の飛躍的向上を図らんとするものである。

- (5) なお、この本部は欧州先進国に設立された生産性センターの例にならい、米国F・O・A（対外活動本部）の援助を得て、訪米、訪欧チームの派遣、欧米専門家の招へい等による欧米先進国の技術の導入普及の事業を併せて行うことになる。
- (6) また生産性向上運動の大綱的方针を決定する機関として、関係官庁、産業団体、能率団体、労働団体の代表者若干名からなる「生産性向上会議」を設けることとしたい。

二、日本生産性向上本部」設置要領

(1) 性格

民法第三四条に基く公益法人として日本生産性向上本部を設立する。

(2) 組織

- (イ) 本部は、理事及び事務局をもつて構成する。
- (ロ) 理事は、産業団体、労働団体の代表者及び学識経験者若干名をもつて構成し本部の活動の基本方針及び運営上の重要事項は、理事会が決定するものとする。
- (ハ) 事務局に部員及び書記若干名をおく、部員は少数精鋭主義を以て民間の有識者を結集するものとする。部員は理事会の決定した方針に基いて実際の活動を行う。
- (3) 主たる事業
- 本部が行う主たる事業は左記の通りである。
- (イ) 生産性向上のための大規模な啓蒙宣伝運動の展開。
- (ロ) 訪米、訪欧チーム派遣、欧米専門家の招へい等による欧

米先進国の技術の消化。

- (イ) 経営、生産、労務のすべてにわたつての科学的管理方式の普及。

- (ニ) 訓練センターとしての業務。

- (ホ) 情報センターとしての業務。

- (ヘ) 中堅企業の能率診断、指導の計画的実施と諸能率団体の活用。

- (ト) 産業合理化審議会の答申のうち、民間にて解決すべき諸問題の具体的推進。

- (チ) 生産性向上に関し、政府及び産業合理化審議会への意見の具進。

第四編 社会保険・社会保障

第一章 予算削減問題

五四年度予算案の作成にさいし一月はじめ発表された大蔵省の査定によると、社会保障関係の国庫負担費が大幅に削減されていた。この主なものは次の通りであつて（第一査定）、たとえば生活保護費は従来の八割国庫負担率が五割に引下げられ、その減少分三割については地方財政の負担に移されることになり、その他社会保険費、失業対策費、児童保護費などは昨年度に比べて大巾な削減をこうむっている反面、旧軍人恩給、文官恩給などは相当の増額が認められているという状態であつた。（一〇〇〇万円未満四捨五入）

	（五四年度査定）	（五三年度予算）	（増減）
住宅対策費	一三三・六億	四一三・七・一億	△三・五
生活保護費	一七四・六	二六六・七	△九二・一
児童保護費	三七・八	五二・六	△一四・八
社会保険費	七五・九	九五・一	△一九・二
結核対策費	一二七・六	一二六・九	〇・七
失業対策費	一七七・六	一九四・八	△一七・二

留守家族援護費	一八・一	二一・〇	△二・九
遺家族援護費	三二・六	二八・四	四・二
旧軍人遺家族等恩給費	六三八・二	四五〇・〇	△一八八・二
文官等恩給費	一四七・二	一一五・一	三二・一

このような社会保障予算の削減に対しては、東京周辺の日雇労働者、患者、医療従業員を中心とする抗議デモが約一週間にわたつて連日大蔵省、国会をとり囲んだのをはじめとして、社会保障審議会、労働者、医療関係、学者など多くの関係諸団体による広汎な反対運動が、一月上旬から中旬にかけて行われた。一月九日には、社会保障制度の研究を行つている学者有志で組織されている社会保障制度研究連絡会（会員は有泉享（東大）、氏原正治郎（東大）、大河内一男（東大）、坂寄俊雄（労研）、末高信（早大）、藤林敬三（慶大）、藤本武（労研）など二〇氏）が厚生省に対して五四年度社会保障予算の増額に関する要望を行つた。また同日全国労働組合社会保険連絡協議会も共同で予算削減反対を決議した。一日には緊急全国社会福祉事業大会が東京で開かれ、約一〇〇〇名の社会福祉事業関係者が参加して、全会一致で（一）生活保護、児童保護、身体障害者保護等の国庫負担を現行通り八割とせよ。（二）保護措置費の援助率を六割とせよ、などの決議を行い、終つて大蔵省、厚生省、

国会などに陳情を行つた。また厚生省都道府県の失業対策事業、生活保護関係者の反対運動も積極的に行われた。そしてこのような反対運動におされて、政府は一月一五日の閣議において社会保障の国庫補助率を大部分復活せざるを得なかつた。なおこうした復活の背景には政府の政權維持政策と国民生活の窮乏による社会不安の激化を恐れる空気が横たわつていたのであつて、このような状態と一兆円軍備予算を至上命令として成立せしめんとする政策との矛盾は予算審議の過程においてしばしば表面化した。次に社会保障制度研究連絡会の要望、および一月四日生活保護費国庫負担率の引下げを査定した大蔵省に対して復活要求を行つた厚生省の復活理由を掲げる。

（社会保障制度研究連絡会の要望）

私共、社会保障制度に関する研究者は、今度発表されました来年度予算案をみまして、わが国社会保障制度の危機を感じずにはいられません。すなわち、防衛予算が三六二億円の増加をみたのに対し、社会保障関係の予算については、生活保護費九二億円、児童保護費一五億円、社会保険費一九億円、失業対策費一七億円など夫々大巾に削減されようとしております。

もともと、日本の国民の生活水準は、西洋諸国に比べ甚しく低いのでありますが、戦後、労働者の実質賃金が低下したばかりでなく、顕在並に潜在的失業者が多数存在し、尨大な貧困者が発生し、最低生活さえいとなみえない国民も極めて多いのであります。現在、生活保護をうけている国民は、約二〇〇万であります。当然保護をうけねばならぬような、みじめな生活状態にあるものは、これの数倍に達しており、最近の研究によると、都市勤労者の約四分の一は、肉体的にも危機的な生活状態にあります。農民は一層みじめでありまして、人身売買が各所にみられることは、周知のところであります。また、結核にかかされているもの

は、約一五〇万に達しているといわれております。

従つて、国民の最低生活の確保を目的とする社会保障制度の確立は、焦眉の急を要するところであります。しかるに、わが国の国家予算において占める社会保障関係費の割合は、わずかに約八%、国民一人当りは年約九〇〇円にすぎないのであります。イギリスでは約一七%、約一万五、〇〇〇円、西ドイツでは約二〇%、約一万七、〇〇〇円となつております。

このように各国では社会保障を重視しているのに対し、わが国では余りにもこれを軽視するものといわざるをえません。

しかも、今回の予算案によれば、戦後、遅々としてではありましたが、前進しつつあつた社会保障制度が、今や逆転されようとしております。

現在の生活保護基準は、国民としての最低限度の生活をまかなうに甚だしく不十分であることは、私共の研究調査によつても既に実証されたところでありますが、今回の国庫負担八割から五割への削減は、現在既に窮乏している地方財政に一層の負担をおわせ、今後生活保護の充実の途をとざし、その内容の低下をもたらすことは必至であります。近年貧富の差は益々拡大し、貧困者の数は次第に増加しておりますが、更に、昨年の水害と凶作、今後予想される間接税の増徴、企業合理化による失業の増大を考慮すれば、このような措置は、生活保護制度自体を崩壊の危機に追い込むことは疑いありません。児童保護費の削減についても同様のことがいえるのであります。

社会保険関係においては、給付の国庫負担の増額こそ必要であるにもかかわらず、これが全く無視され、かえつて経費の大巾な削減をみましたが、これは社会保険特に国民健康保険の運営をきわめて困難にさせるだけでなく、今後の発展を不可能にするもの

でありまして、疾病による貧困の増大並に市町村財政の窮乏化に拍車をかけるものであります。また、失業対策費は昨年以上の増額が必要とされる事態が予想されるにもかかわらず、かえつてそれが減額されるということは失業問題をいよいよ深刻化させるものであります。

なお、これらの削減部分は地方交付金によつてまかなうのであるから、実質的な削減にはならないという意見がありますが、社会保障関係の経費を国庫が負担するのが、この制度を運営する上に最も合理的であることは、諸外国における社会保障発展の歴史によつて実証されているのでありまして、今回の措置は改悪と断ぜざるを得ません。

要するに、わが国において、社会保障の充実、発展が最も必要とされている現在、今回の予算措置はそれの全面的な後退を意味するものでありまして、憲法で規定された「健康で文化的な最低限度の生活の保障」という目標からいよいよ遠ざかるうとして行るのであります。予算の削減が社会保障関係費の削減によつて行われることは、全く理解に苦しむところでありまして、むしろ、私共は、社会保障関係費の増額をこそ必要であると確信しています。当局の善処を要望致します。

（厚生省の復活要求理由）

- 一、防衛費増額ないし再軍備反対論に対し、正に恰好の口実を与える。
- 二、従来見受けられた居住地の認定についての県・市間の争い乃至責任転嫁が各地に頻発し、生活困窮者が路頭に迷い、悲惨な事態が露呈されることが予測される。
- 三、医療扶助の事実上の停止ないし診療内容の切り下げが行われるため、例えば医療扶助の大宗を占める結核患者で入院療養を

要するものが居宅療養を余儀なくされる結果、家族感染（現に被保護世帯における新規医療扶助開始者の約四割）等の公衆衛生上由々しき問題を惹起し、却つて保護量を増嵩せしむる。

四、医療機関に対する支払遅延により医療機関側に財政困難をもたらし、この結果保護患者に対する診療忌避問題の事態が起り患者並びに家族の不安動揺を引き起す。

五、これらの事態は市において特に大きく現われ、これらの地域は治安力も薄弱であるから深刻な問題となる。 （以下略）

五四年度の社会保障関係予算は次の如くである（単位一〇〇万円）

項 目	当初予算額	予算補正額	改54年度予算額	53年度予算額
生活保護費	28,687	7,044	35,731	26,692
児童保護費	5,638	△ 37	5,601	5,263
社会保険費	10,714	△ 172	10,542	9,506
結核対策費	13,476	△ 256	13,220	12,588
失業対策費	20,518	3,748	24,266	19,360
遺族等援護費	3,255	0	3,255	2,842
留守家族等援護費	1,842	△ 92	1,750	2,158
旧軍人遺家族等恩給費	63,819	0	63,819	45,000
文官等恩給費	14,569	0	14,569	11,284
育英事業費	3,881	△ 2	3,879	34,445
住宅金融公庫出資	5,000	0	5,000	5,800
住宅対策費	13,400	823	12,577	13,706

このうち生活保護、児童保護、社会保険、結核対策、遺族等援護、留守家族援護などいわゆる社会保障予算は総計七八四億円である。昨年度の予算に比較して、生活保護費、結核対策費などをはじめ、児童保護費、社会保険費などやや増額され、また一方旧軍人恩給や文官恩給などは大幅に増加している。では次にこうした増額を示している社会保障費の内容についてみよう。

まづ生活保護費について、当初の予算額は二八七億円で五三年度に比べて約二〇億円の増加を示している。この増額の理由としては生活扶助について配給米価の値上りに伴い扶助額を僅か上げたこと（標準五人世帯一級甲地、月額八〇〇円から八二三円となつた）、医療扶助単価について入院点数の引上げを行つたこと（二四点から二七点となる）などとされている。しかしこの予算額には約二〇億の昨年度赤字分が含まれており、また五四年度において多くの増加を予想される要保護者に対する救済分が計上されていない。当初予算二八七億円のうち生活扶助費は約一三〇億、医療扶助費は約一二〇億円とされているが、実際の費用は、生活扶助一カ月平均約一三億、医療扶助約一六億といった状態で、極めて不十分なものである。このため生活保護財政は赤字の増大とともに危機に瀕しているが、とくに深刻な医療扶助については、生活保護費の補正予算として計上された七〇億円のうち約六五億円が医療扶助費にあてられ、六八億円に上るその赤字の穴埋に用いられて、漸くその破滅を回避している状態である。

社会保険費は、当初の予算で一〇七億円が計上されたが、補正予算で二億円切下げられ、昨年度に比べては約三億円の増加となつてゐる。この増加の原因は厚生年金の改正に基く国家負担の増大（改正内容は第二節参照）、日雇労働者健康保険の療養給付期間三カ月を六カ月に延長し、新たに給付費の一割を国庫負担としたことなど

とされている。しかしとくに政府管掌の健康保険は深刻な危機に直面しており、五四年度における健康保険財政の決算予想は歳入四〇五億、歳出四四五億、差引赤字四〇億（実質的には五三年度の積立金一八億円を繰り入れているので約五八億円の赤字となる）という状態である（五五年五月二〇日現在の予想）。

次に結核対策費は、当初予算額一三五億、しかしこれが補正予算で約三億円削減され、一三二億円となつてゐる。この予算の内容は、国立結核療養所の経営費、施設費、および結核病床を九〇〇床増加するための補助費その他施設改善費であるが、後にみるように（第五章結核対策）、国民各層に広汎に蔓延している結核に対してはほとんどお手上げの状態である。また失業対策費の増額は、失業者の激増に基く失業保険費および失業対策事業費の増額によるものである。補正予算による増加分三七億円のうち二九億円は失業保険費の増加分にあてられた。このことは失業者の激増を反映していると同時に、失対事業の枠が、ますます狭められて行くことを示している。そして、以下の諸章でみるような政府の社会保障政策は、以上のような予算の状態を背景としているのである。

なお、総評を中心として組織された平和経済国民会議社会保障委員会では、一月二九、三〇日予算組替要求懇談会を開き、一生活保護法の基準額を五大家族月一万五〇〇〇円に引上げ、基準額以下のすべての貧困者に平等に、無制限に適用すること。失業保険、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業給付および厚生年金の老令、障害、遺族給付を最低五大家族月一万五〇〇〇円に引上げること。以上の上の社会保険は、すべての労働者にもれなく適用すること。健康保険、国民健康保険、生活保護（医療扶助）の制限診療反対、すべての病気に適正な医療を、健康保険の医療給付を五年に延長すること」などによる五四年度予算組替要求を発表し、同時に、社会保障

に対する政府の破壊政策を暴露し、国民の要求を述べた「社会保障の要求を組織しよう」というパンフレットを発表している。このうち、健康保険と国民健康保険についての要求内容を、次に掲げておく。

(社会保険を改善し国民を病から救え)

低賃金と労働強化が強いられる限り疾病もこれに伴つて増大する。二九年度予算が、産業投資の引締めによる中小企業の崩壊、独占資本の企業合理化により、労働者の大量解雇、或いは稼働人口の自然増等による失業者、半失業者の飛躍的な増加をもたらすであろうことは前項の分析(略)によつて明らかにされた。

労働者はこのような状態の中で低賃金と労働強化をさらに強いられ、農民は生産者価格を最低限度に圧えられるため当然国民生活水準は二八年度に比べて、かなりな低下を来すであろうことは政府自身も認めている通りである。しかし、前項の分析(略)にもある通り、失業対策費、生活保護費は二八年度となんら変らない予算を組んでいるため、これを疾病から守る積極的な手は全然考慮されていない。

このことは医療保険についても同様である。厚生省は二九年度の予算要求において、健康保険も国保なみの給付費二割国庫負担で六八億六八〇〇万円を要求して、傷病手当金の三年延長もこれによつて実施する腹であつたが、全額削除されてしまった。二六年一二月に暫定的措置として僅か一四五〇銭しか引上げられなかつた保険単価も、その後保険医療従業員等の強い引上げ要求が出ているにも拘らず、政府は昨年一二月に一部の点数改正を行つたのみで全然考慮していない。

傷病手当金を三年に延長せよ

過労と栄養不良と環境衛生の劣悪さによつて起るあらゆる疾病

のうち、なんといつても一番その影響が強く悲惨な病気は結核である。財務職員^の結核発病率は全国平均一二・二%、金沢財務局管内では実に一九・七%という、職員の二割に近い患者が発見され、銀行従業員の二七年の集団検診では九・三%、日通東京支社管内では一%という数字が報告されている。

健康保険の医療給付は昨年一月から一年延長し、三年になつたが、これと当然一体をなすべき患者の生活給である傷病手当金は一年半にさしかかれ、医療代は保証されても生活ができないという矛盾をひろげた。そして公務員共済組合や船員保険は医療給付と傷病手当金とも三年であるというアンバランスをきたしている。又傷病手当金の支給額が僅か六割でこれでは本人も含めた家族の生活は全くなりたたない。従つてわれわれは傷病手当金の三年間支給と支給額を八割にするよう要求する。

大巾国庫負担による社会保険診療報酬の引上げをせよ

現在公私あらゆる医療機関は収入の大部分を社会保険、生活保護などの社会保障医療費によつてその経営をしているが、人件費その他の所要経費の急騰しているにもかかわらず、医療費単価は九二年間さしかかれ、医療機関は破たん^にひんしている。そのため政府は制限診療を強化すると共に、保険医の監査摘発を強行し、一方医療機関は止むを得ず患者本人から差額徴収し、被保護者をこばみ、自由診療にかえり、その上差額徴収を制度化しようという傾向さえみられる。

われわれは制限診療や差額徴収に反対し、勤労者及び家族の医療内容を充実させ、公私医療機関が良心的な診療を行い、医療従業員の生活を少くとも公務員なみに保証し、医療がなりたつような単価の引上げを大巾国庫負担によつて実施するよう要求する。

家族の医療費を全部保険給付にせよ

低賃金の労働者家族にとつては健保による半額負担すら、もはや払えないほど生活が苦しい。さらに単価や入院料引上げのしわよせは、現行の制度ではどうしてもさけられない。二五年の社会保障制度審議会の勧告は家族への給付負担を七割としたが、われわれはさらに全額負担を要求するものである。

国民健康保険にたいし給付額の五割を国庫負担とせよ

全国市町村五〇〇〇をこえる国保にたいし、給付の二割に相当する国庫補助四一億は二九年度も一応確保されたが、補助条件はいぜんとして優良組合に限定されるであらうし、真に危機にひんしている国保には補助額がほんの僅かという不合理なやり方である。貧農、貧困層は冷害と凶作のため保険税を払う力もなく、又一部負担が払えなくて国保を利用するゆとりもなく、病気になるれば死を待つより仕方がない。

二九年度の政府予算によつて、徹底的に農民収奪、農業破壊政策が強行されるので、農民の窮乏化は一層深まるであらう。このことは国民健康保険組合の全面的危機となるであらう。わずか四〇億余りの国庫補助ではこの危機打開は不可能である。従つて、国保に対しては給付の五割を国庫負担とし、保険税をこれ以上引上げることなく、一部負担も軽減するようにもつていくべきである。

第二章 厚生年金保険法等の改正

厚生年金保険法の改正 五三年一月一五日政府は、年金給付額の引上げ、すなわち標準報酬を一二級制として最低一級三〇〇〇円最高一二級一万八〇〇〇円（当時一級三〇〇〇円——六級八〇〇〇円）

円）とすることなどを中心とする厚生年金保険法改正の最終案を発売し（本年鑑27集参照）、以来審議が続けられて来たが、この改正を諮問された社会保障審議会では、遂に労使双方の意見対立のまま二月八日答申を行つた。双方の対立点は次の答申書にみる如くで、事業主側は社会保障の統合が先決で、大巾な改正および事業主の負担をますような標準報酬や保険料率の引上げに反対し、年金額の定額制（約二〇〇〇円）を主張、これに対して被保険者側は、報酬最高の引上げ、年金給付の定額プラス報酬比例制および年金額の引上げなどを主張している。なおその後、日経連でも「厚生年金保険法改正に対する決議」を政府、国会に提出、同審議会における事業主の意見を重ねて強調した。

（社会保障審議会の答申）

本審議会は、昭和二十八年十二月二十一日以来、本日迄に、総会を五回、厚生年金保険部会を九回、他に懇談会の形式によるものを数回開催して、審議を重ねてきたのであるが、この度の改正案が厚生年金保険法の全面的改正を企図しているだけに、多くの重要問題を含んでおり、被保険者を代表する委員及び事業主を代表する委員の間には、相当深刻な意見の対立をみた。

被保険者を代表する委員はこの際厚生年金保険法を改正しようとする態度は支持するが、その内容については、憲法第二十五条の精神に照し、各年金の給付額は、社会保障制度審議会の勧告及びILOの「社会保障の最低基準に関する条約」を尊重して、いかなる場合においても、生活保護法による扶助額を下回るものであつてはならないとする基本的な立場をとり改正案に対して強い不満の意を表明したのである。すなわち審議当初においては、一、標準報酬については、船員保険法等と同様に、その最高額を三万六千円までに引上げるべきである。

二、老齡年金の額については、現行賃金ベースの四〇％を下回つてはならない。また、老齡年金の半額である遺族年金の額が、生活保護法による扶助額より下回らないように、老齡年金の額を決定すべきである。その構成は、現行法が全面報酬比例制を採用しているのであつて、これを一挙に定額制一本にすることは、実情に合わないと思へられるから、定額に報酬比例を加味した制度を採用すべきである。

三、脱退手当金については、坑内夫以外の一般被保険者は、老齡年金受給の資格を得るまでに、なお最短九カ年を要しその間企業整備その他により脱退を余儀なくされる者も相当予想されるのであるから、これを廃止する場合には、厚生年金保険無用論さえ生ずるおそれがある。

四、保険料については、現行負担分は、たとえやむを得ないとしても、新に負担の増加する部分については、使用者及び国の負担とすべきである。

以上のように主張していたのであるが、最終的段階において、大局的見地に立つて、譲るべきものは譲り、その結果として、一、標準報酬については、現状において原案をやむを得ないものとして認めるが、最高額は、保険給付と見合つて、漸次引上げる方向をとるべきである。

二、老齡年金額については、当面、定額三万円に報酬比例百分の六を加算すべきである。しかしながら、近き将来においては、更に、いづれも大巾の引上げを行うべきである。

三、障害年金その他における改悪及びレヴェル・ダウンは絶対に避けるべきである。脱退手当金については、現行通り支給すべきである。

四、保険料率については、現行どおりすべきである。

とするのが、被保険者を代表する委員の最終意見であつた。

これに対して、事業主を代表する委員は、厚生年金保険法の根本改正は、各社会保険を統合する時機に行うべきであり、昭和二十八年十一月より発生する坑内夫の受給資格者については、差当り暫定的改正を行うことで十分である。殊に社会保険統合の実施が考慮されているときに、厚生年金保険法のみ採り上げて、根本的改正を行うのは時期尚早である。しかし四囲の情勢から厚生年金保険法改正がやむを得ないとするならば、それは社会保険統合を妨げない方針に基き、且つ、我が国経済の実態に即したものでなければならぬ。この見地よりするも、原案には幾多賛成できない点があるという意見を表明した。すなわち、審議当初においては、

一、老令年金については、原案は定額（一万八千円）プラス報酬比例制をとっているが、報酬比例を加味することは、(1)二十年、三十年の長期に亘つて過去の報酬を記録累積して、その平均値を求めても、一度びインフレが起り貨幣価値が下落すれば、全くのナンセンスで、年金支給の趣旨に反すること、(2)このような記録事務は、極めて複雑で事務簡素化の趣旨に反すること、(3)報酬比例制は、国庫負担が高額所得者に厚く、低額所得者に薄いこととなり、社会保障の本旨に反すること等の点よりみて、全く反対である。これらの欠陥を補うため、また、将来国民年金へ発展する場合のことを考え、二万四千円の定額制とし資格年数（十五年）を超えるものには、一年につき三分の一の年数加算をとることが適当と考える。なお、扶養加算は一般的に認めない。

二、標準報酬及び保険料率については、年金給付について定額制をとる以上、保険料の徴収も、原則として定額制とすべきであ

り、標準報酬最高額の引上げは、理論的に不可である。また、原案の如く一万八千円に引上げれば、保険料額は一挙に約六割の増となり現下の経済事情の下においては、到底その負担に堪えられない。

また、第一項の構想に基き別の計算方式をもつてすれば今後十年間は二%、以後十年間は三%にするとしても、十分収支が成り立つ。また、原案によれば、その積み立て金は、ピーク時において二兆円になるといわれているが、ぼう大な積立金をもつこと自体種々の弊害を生み、且つ資本蓄積の少い経済界の実情に鑑み、修正賦課式計算方法をとるべきである。なお積立金の予定利率（現行三分五厘）は、国債利回（五分五厘）にまで引上げるべきであり、更に、これを資金運用部資金より切り離し、別に管理運用の上、その利益を還元することにより、保険料は著しく低下する筈である。

三、脱退手当金については女子の場合は短期脱退者が多く掛捨てになる場合が少くないからむしろ強制加入制を排し、任意加入制を建前とすべきである。

以上のように主張していたのであるが、最終的段階において、大局的見地に立つて、譲るべきは譲り、その結果として、

一、老令年金については、報酬比例額の加算は認めないが、定額二万四千円を若干引上げこれに二十年以上の超過年数につき加算を認める。

二、扶養加算は、或る程度認める。

三、標準報酬については、保険料率とのかね合において、現状よりも著しく負担の増加を来たさない範囲内で、若干の引上げを認める。

四、女子特別一時金については資格期間を二年に短縮し、給付額

を増額する等の配意が望ましい。

とするのが、事業主を代表する委員の最終意見であつた。（以下略）

こうした社会保険審議会の答申により、政府は改正案は一部修正の上これを社会保障制度審議会に諮問したが、二月二七日同審議会は、これを全面的に批判し、年金制度の根本的改正を要望する答申を行つた。それは次の通りである。

（社会保障制度審議会の答申）

本審議会は、さきに「年金制度の整備改革に関する勧告」を行つた。その所見を明らかにした。すなわち、年金制度の改正に当つては、将来、全国民を対象とする国民年金制度を確立するための礎石として、まず、現在の被用者に関する各種の年金制度を整備して一元的な制度とすること、つづいて、現在洩れている五人未満の事業所の被用者もこれに加え、また自営業者でも、とくに年金的保護を必要とするような人々をも加え得るような制度にまで発展せしめるべきことを強く表明しておいた。しかるに、今回、本審議会に諮問された厚生年金保険法改正案および船員保険法改正案をみるに、現状を一步前進せしめようとする意図は認められるも、将来の発展に対し配慮の乏しい点において、右勧告の趣旨を甚しく無視している。

まず第一に、さきに国家公務員の恩給制度については、人事院の勧告があり、公務員の恩給制度や共済組合制度についても、その根本的改正の必要に直面している。また、これに関連して、公共企業体職員あるいは市町村職員についても、それぞれ年金制度の改革が取りあげられようとしている。しかるに、本改正案は、厚生年金保険制度および船員保険制度の改正のみを取り上げ、これら各種年金制度との調整、整備をいささかも考慮していない。

第二に、老令年金額は定額分を年一万八千円という甚だ低い金額としながら、これに平均標準報酬年額の百分の六を加算しているが、これは、年金額は少くとも最低限度の生活を保障すべきであるとする社会保障の趣旨にそう所以ではない。なお一方では報酬比例制を加味しながら、他方では過去の低額の標準報酬を三千円（船員については四千円）の一率の額に固定することは、著しく不合理である。

第三に、積立金の管理運用の改正に関する何らの積極的、かつ具体的な意図を示していない。しかも最後に強く指摘したいことは、厚生年金保険法の改正と船員保険法の改正が必ずしも同一の考へ方からなされていない。

本改正案が右のごときものである以上、本審議会としては、むしろこれら改正案の全面的撤回を答申するのが筋合であるとも考えられる。しかし、本改正案は、いずれも、すでに社会保険審議会への審議を経ている。また、厚生年金保険法の現状よりみて、その改正を速急に行うべき必要もないではない。少くとも既に受給資格の発生している坑内夫等の年金受給者については、応急的な措置を講じなければならぬ。よつて本審議会は、右両改正案が国会に提出されるに先立ち、次の諸点につき政府の再考を求めるとともに、改正案の修正を望んでやまない。

第一に厚生年金保険法改正案は、老齢年金額を、定額部分に報酬比例部分を加味することによつて構成しているが、その定額部分を年額一万八千円としている。これでは生活保護法における生活扶助の基準にも達しない。これは改めて年額三万六千円程度の年金額に引き上げるべきである。また、報酬比例部分を加味していることは、現在の厚生年金保険が報酬比例制を採用していること、および被用者のすべてに退職金制度が確立されていないこと

等よりみて、たしかに一応の理由は認められる。しかし、最低限度の生活を保障するという趣旨からさらには又、各種年金制度との通算を行うためにも、定額制を基本とすべきである。しかも年額三万六千円の年金は本改正案の年金額よりは遙かに上廻つていて労働者にとつては有利である。もし報酬比例制を加味するとすれば、退職金制度の推移を勘案しつつ、右の定額部分の上に積み重ねるべきであり、少くとも、今後五箇年間に於いて経済上の見透しが立ち労使の負担能力が向上した場合においてこれを実現すべきであると考えらる。

第二に、脱退手当金の廃止の問題であるが、これは各種年金制度の通算制の確立した場合に行うべきであつて、差当つては、現行の制度を合理化して存置すべきである。

第三に、船員保険法については厚生年金保険法を基盤にして、その改正を行うべきであるが、船員の特殊性および船員保険が総合的な保険であることなどにかんがみ特殊の取扱いを認めるも、「年金制度の整備改革に関する勧告」にもある如く、なるべく速かに組合組織にまで発展せしめるべきである。

第四に、本制度の積立金は、毎年数百億円を増加し、将来は巨額に達する見込であり、しかもこれは労働双方の醸出金に外ならない。従つて、本審議会がしばしば勧告したごとく、その運用については、民主的管理運用の途をひらくとともに、とくに、その効率的な運用によつてその収益が還元しうるように措置すべきである。

第五に、わが国民経済の現状からみて、右の積立金の効率的運用とその資金の積立につき修正積立金法を考慮することにより本修正による保険経済への影響は十分避けるべきである。なお過去のインフレによる年金保険財政の不充分は、本年金制度の給付

を定額制とする建前および本年金制度の積立金運用の経緯に照らして国庫負担の途を講ずべきである。

最後に、公私の被用者を問わず、各種年金制度は、厚生年金保険法を基礎とすべきであり、たとえば健康保険法が現に行つてゐる如く、すべての被用者を厚生年金保険法の被保険者とし、その上で必要に応じ代行等の途をひらくべきである。

これを要するに、本改正案は、いづれにしても、当面の措置として行われる中間的改正に外ならない。よつて政府は、公務員の恩給制度を含め、全被用者を対象とした総合的年金制度を実現するため、根本的改正企画に直ちに着手すべきである。

厚生年金保険法の改正は五月一五日、国会で一部修正の上、衆議院およびそれと大体同様な参議院の附帯決議をつけて成立した（厚生年金保険法の全部を改正する法律、五四・五・一九法第一一五号）。衆議院の附帯決議は、政府は次回の改正期までの間になるべく早く適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること、標準報酬を健康保健法などと同様にその最高額を三万六〇〇〇円まで引上げることなどによつて内容充実を図ること、年金制度の根本的改正を図るよう努力すること、また保険の積立金の管理運営については民主的に行うこととなつてゐる。厚生年金保険法改正の要点は次の如くであるが、この附帯決議にもあるように、依然として適用範囲は五人以上の事業所に制限されており、給付内容も労働者の老後の最低生活の保証には程遠い状態にある。（括弧内は旧制度）

一、標準報酬（第二〇条） 一二等級制とし、最低一級三〇〇〇円、最高一二級一万八〇〇〇円（一級三〇〇〇円―六級八〇〇〇円）

二、基本年金額（第三四条） 定額に報酬比例を加えたもの（平均標準月額―暫定三〇〇〇円―の四ヵ月分）。 定額二万四〇〇〇円

標準報酬額	標準報酬月額	報酬月額
1	3,000円	3,500円未満
2	4,000	3,500円以上 4,500円未満
3	5,000	4,500 " 5,500 "
4	6,000	5,500 " 6,500 "
5	7,000	6,500 " 7,500 "
6	8,000	7,500 " 8,500 "
7	9,000	8,500 " 9,500 "
8	10,000	9,500 " 11,000 "
9	12,000	11,000 " 13,000 "
10	14,000	13,000 " 15,000 "
11	16,000	15,000 " 17,000 "
12	18,000	17,000円以上

報酬比例は被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額の一〇〇分の一（但し坑内夫は一五〇分の一）に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額。基本給金額は具体的には次頁のようになる。

三、加給金（第三四条） 配偶者、一八才未満の子、および不具配疾の子を対象とし、一人につき四八〇〇円。

四、老令年令の支給開始（第四二条） 原則として二〇年以上勤続し、六〇才をこえて職をやめた時（但し坑内夫と女子は五五才）。但し、明治三五年五月一日以前に生れたものは五五才をこえた時、明治三五年五月二日から三八年五月一日までの間に

平均標準報酬額 月	基本年金額	
	15年	20年
3,000円	26,700円	27,600円
5,000	28,500	30,000
7,000	30,300	32,400
8,000	31,200	33,600
10,000	33,000	36,000
12,000	34,000	38,400
15,000	37,500	42,000
18,000	40,200	45,600
	25年	30年
	28,500円	29,400円
3,000円	28,500	33,000
5,000	31,500	36,600
7,000	34,500	38,400
8,000	36,000	42,000
10,000	39,000	45,600
12,000	42,000	51,000
15,000	46,500	56,400
18,000	51,000	

生れたものは五六才をこえたときに支給される。(老令年金、障害年金及び障害手当金、遺族年金、脱退手当金などの詳細は略す)。

五、給付費の国庫負担(第八〇条) 一般一・五割(一割)、坑内夫二割(変化なし)

なお、保険金の管理、運営については、国会の附帯決議にも触れられていたが、次にこの現状についての平和経済国民会議社会保障委員会の分析を掲げておく(同委員会「社会保障の要求を組織しよう」——五四年一月発表——より)。

(厚生年金積立金管理運用について)

現在高七五〇億円の積立金は

(三カ月以上一年) 一〇億円 年利三分五厘

(五年以上) 七四二億円 年利五分五厘

の金利で大蔵省が預り、それによる利子は一年間に四〇数億を過

剰利子として、三億八七〇〇万円が昨年度実践資金運用法規により只取りされた形になっている。

昭和二十八年年度運用計画

(1) 郵政事業	五億円	
(2) 特定道路	一三億円	以上年六分
(3) 特別鉱害	一億円	
(4) 国有鉄道	一四五億円	
(5) 国民公庫	五一億円	
(6) 住宅公庫	一〇〇億円	
(7) 中小企業	二〇億円	年六分五厘
(8) 農林漁業	五〇億円	
(9) 開発銀行	一四〇億円	
(10) 地方債	八〇八億円	
(11) 勤労者厚生	二五億円	
(12) 電源開発	五〇億円	年七分五厘
(13) 金融債	三〇〇億円	
(14) 帝都高速度交通	一五億円	年八分五厘
(15) 年度末余裕金		

以上のように労働者のために使われるものは二五億にすぎない。しかも、五分五厘であずかり、六分五厘で貸付け、一分の利ざやが不当に政府の手に入れている。厚生年金保険の国庫負担分二割を一割五分(二億五〇〇〇万円)にけずつたが、積立金を我々の手で運用すれば、すべての給付を良くすることは容易である。ここに厚生年金積立金の奪還闘争をおこし、社会保障福祉関係に活用すべきである。

日雇健康保険法の一部を改正する法律 (五四・三・三一法第三〇号)

五四年度から給付費に対して一割の国庫負担が行われるよう

になつたので、これに対応して療養の給付期間が三ヵ月から六ヵ月に延長された。

船員保険法の一部を改正する法律（五四・五・一九法第一一六号）改正の要点は次の如くである。（一）標準報酬 最低四〇〇〇円から最高三万六〇〇〇円まで、一九等級制とする。（二）老令年金 支給開始年令を五五歳とし、五歳引上げる。年金額は定額と報酬比例額との合算額とする。また扶養加算の制度を設く。（三）被保険者及び配偶者のための分娩に関する給付—分娩費、出産手当、育児手当金—の新設。（四）船内の療養給付の実施 船員が船内の診療機関で診療を受けた場合も保険給付の対象となる。

市町村職員共済組合法（五四・七・一法第二〇四号）市町村の一般職員に対する共済制度の確立のためという事で制定された。その内容は、（一）都道府県の区域ごとに市町村共済組合を設置する。（二）組合は市町村の一般職員に対し保健給付、退職給付、療疾給付、遺族給付、罹災給付および休業給付などを行い、その給付事由および内容などは国家公務員共済組合法と同様である。（三）組合業務の運営の便宜を図るためすべての組合をもつて市町村職員共済組合連合会を組織すること、などである。なおこの法案審議を諮問された社会保障審議会では三月三十一日、全制度の統一的な整備改革の方針に逆行し現行諸制度の複雑混乱した状態をさらに助長するものであるとして、この法案に絶対反対する答申を行つてゐる。その内容は次の通りである。

（答 申 書）

わが国の社会保障制度は、総合的観点から根本的に改革されねばならない段階にある。しかるに、昨今における政府の社会保障に関する立法には、右の如き意図は全くみられないのみならず、むしろこれに逆行せんとさえしている。すなわち、昨年には、僅

か数万の私学教職員に対して、それらの者に健康保険法及び厚生年金保険法が拡張されたにも拘らず、別個に私立学校教職員共済組合法の制定をみるところがあつた。また、過般の厚生年金保険法の改正に際しても、政府は、本審議会の報告を無視し各種年金制度間の調整や均衡につき、殆んど顧慮を払うところがなかつた。さらに、いままた市町村職員共済組合法の立案をみたことは、社会保障制度の整備改革につき統一した理念を欠くためであつて、甚だ憂慮に堪えない。ここに政府の反省を要望するものである。

右の如き観点からするとき、今般諮問された市町村職員共済組合法案要綱の立法自体一つの問題といわねばならぬ。しかしながら、政府における社会保障制度の全般的な整備計画が明らかにされない現在、自治庁が地方公務員法の規定の趣旨及び国家公務員に対する共済制度との均衡等から、市町村職員に対し共済制度を立法化せんとする趣意も諒承されないではない。しかし、かかる観点から本案を検討するにしても、問題が極めて多い。

第一に、本案が、地方公務員法の趣旨に基き、地方公務員法に関する共済制度の整備一元化を意図するにあるとしても、本案は地方公務員に対し、健康保険法、国家公務員共済組合法、恩給法、町村職員恩給組合法、都道府県及び市町村の条例による恩給、厚生年金保険法の各法が、その身分や使用主または業種等の区分によつて複雑に適用されている各種社会保障制度の混同を調整するところが極めて少ない。第二に、本案は現行制度から洩れている市町村の一部雇傭人に対して年金制度を設けんとするものであるが、これらの者を、かかる特別の制度に包括せしむべきかどうかについて、さらに検討の余地が多い。とくに現在恩給制度と共済組合の年金制度との調整が、国家公務員について当面の懸案とされており、公務員制度の改革問題とともに検討されんとして

いる現在、この矛盾の多い国家公務員の現行制度の形をそのまま市町村職員について、いまさら踏襲することは、時期的にも賢明ではない。第三に、本案の施行は、現在既に健康保険に加入している都市等の職員については必ずしも有利とは考えられず、ために経過措置として、これらの者には従来の権益が認められているが、かかる措置がとられる結果は本案施行上の複雑化が予想されているのみでなく、地方公務員法の下に地方公務員の一元化的な共済制度を設けんとする本案立法の趣旨は著しく抹殺されるものといわねばならぬ。のみならず、主要都市の職員が除かれた場合残余の市町村を基盤とする府県別の共済制度については、医療保険としての財政的な危惧がないでもない。

もとより本審議会は、社会保険制度の発展を企図する諸施策については、全面的に賛意を表するものであり、ことに現在年金制度の適用外におかれている市町村雇傭人の年金問題は、緊急に解決すべきものと考ええる。これは、地方公務員の規定の精神からいっても、徒らに遷延せしむべきではない。しかしながら、これを共済制度に委ねる場合においても、すくなくとも地方公務員に関する共済制度としては、前述の如く、地方公務員に対し各種の制度が極めて複雑に、かつ不公平に適用されている現状を一元的な制度に包括統一すべきである。また本案の如く、健康保険に多くの例外等を認めることは、地方公務員法の下に設ける共済制度としては、趣旨が一貫していない。

なお、本案は、政府部内においても、立案企画庁と関係者との間に著しい見解の相違があり、市町村職員の間においても、必ずしも一致した結論に達しているとは思えない。

以上の如き事情に鑑み、本審議会は、本案の如き内容を持つ共済制度の立法化には賛成し難い。よろしく政府は、社会保障全般

の見地及び地方公務員に関する複雑な諸制度の現況から、本案について慎重なる検討を加え、あらためて本審議会に諮問されんことを強く期待する。

第三章 生活保護対策

生活保護の中心をなすものは生活扶助と医療扶助である。生活扶助は、五四年一月一日からの配給米価の値上により主食配給量について一二・五%の引上げが行われたものの、五人標準世帯で八二三三円（一級地甲）で極めて低く、配給米以外の物価の値上りは考慮されずに残された。しかも医療扶助とともに厳しい家庭調査によりその適用と給付金額にますます制限が加えられている。今年 of 生活保護対策の中心をなしたものは医療扶助、そのうち、とくに結核患者の扶助についてであつた。生活保護法による被保護者の数と金額は次の通りで（数は延人員）、

	(総 数)	(生活扶助)	(医療扶助)
五一年平均	三七八(万人)	一八三(万人)	二七(万人)
五二年平均	三九二	一八八	三二
五三年平均	三六二	一七二	三五
五四年八月	三五一	一六四	三七
(総 額)			
五一年平均	一、八八(百万円)	一、〇三(百万円)	六(百万円)
五二年平均	二、三九	一、二七	九五
五三年平均	二、七〇	一、三六	一、四三
五四年八月	三、九二	一、二二	一、六七

失業の増大、国民生活の窮乏化が深刻となるに従つて、疾病が増加

し、医療扶助をうけるものは年々増大の一途をたどっており、又それにつれて扶助額も、入院料の引上げや医療内容の若干の向上などにも影響されて年々激増している。このことは、医療扶助費の一人当り金額が五一年二五〇〇円、五二年三〇〇〇円、五三年四二〇〇円、五四年八月四四〇〇円と増加していることにも示されている。そして以上のような医療扶助の人員、金額、一人当り扶助費の増加という状態のなかで、とくに結核の影響が極めて大きくなっていることが注目される。たとえば厚生省が五三年六月末現在の医療扶助者に対して行つた抽出調査の結果によると、この対象者二万七〇八五名のうち結核性疾患が四五%を占めており、全扶助者の三六%の入院患者のうち、結核患者は七二%（全扶助結核患者の五三%が入院）、六ヵ月以上扶助をうけているものの六〇%が結核患者であつた。もちろんこの状態は扶助を受くべき結核患者その他の病人の実情をそのまま示すものではないが、国民の生活と健康の破壊の深刻さを反映しているとともに、こうした結核は入院や長期療養の必要から政府の貧弱な生活保護財政を危機に陥らしめているのである。

しかし、政府はこのような状態を医療扶助適用の引きしめによつて切抜けようとして、扶助者の家計収入調査を厳密にして給付をできるかぎり制限し、とくに入院患者に対しては、入退院基準や看護基準を設けて入院の制限と退院の促進をはかる、などの政策をとつた。この方針は各都道府県知事宛の通達によつて要請され、又扶助者の給付の適否状態を検査する全国調査や福祉事務所の生活保護活動に対する監督調査が行われるなどを通じて、扶助者に対する扶助打切り、新たに一部自己負担額を課するなどの動きが増加し、扶助患者の健康と生活は一そう圧迫されている。さらに現在入院必要結核患者は一三七万人と推定され（五三年厚生省結核調査）、これに対して結核病床数は公私立病院全体で二一万床（五四年一二月）、

こうした矛盾を入退院回転率を増すことによつて打開しようとする政府の方針から、この入退院基準の規定はとくに長期入院を要する結核患者に向けられたものであり、七月における結核患者の反対運動を引き起すに至つた。以下主な動きについてみよう。

厚生省は二月、都道府県知事宛に次のような医療扶助の「適正化」を図る通達を行い、医療扶助人員の激増に伴う費用の増大に対して、被扶助者の家計収支を厳密に調査して医療扶助の「濫給」を防ぎ、とくに入院患者については適用を厳重に規制することを要請した。

（適正実施の大要）

一、医療単給世帯の一斉調査について

単給世帯の七一・二%が全然自己負担金を課されていない状況であるが、都道府県は管下の全福祉事務所をして現在実施している全医療扶助単給世帯について収支の認定、扶養義務の履行等の決定実施について再調査を実施させ、その結果を都道府県が確認のうえ、別表(一)により三月末日までに報告すること。

（別表(一)略）

二、初診券の発行について

生活保護法実施上、特に町村長は医療扶助の適用についてや緩利的な考え方を持つむきがあり、そのため初診券発行に当つても妥当を欠く取扱があつたり、また指定医療機関において初診券と医療券との区別を充分熟知していないむきが見られるような事実もあるので、初診券発行の趣旨について充分指導すること。

三、医療扶助の保護の要否及び程度の決定について

収支の認定を厳正に行い、特に補足性の原則、就中他法優先資産の活用の徹底を図り、且つ扶養義務者に関する調査を完璧

にして扶養義務の完全履行を図ること。なお、所要医療費概算額の算定については、指定医療機関の初診券の記載状況を見ると、診療の期間及びその金額に、実際に要した期間、費用との間に相当の開きが見られるが、医療費を過大に見積ることは、保護の要否の認定並びに医療給付の実施を不適正ならしめるおそれがあるので、よくその実情を把握すると共に、かような傾向のある医療機関に対しては、事前に連絡する等これが指導を徹底すること。

四、長期入院患者に対する世帯の取扱について

長期入院患者を有する出身世帯に対し、例外的にこれを別世帯に切り替える措置を認めていたが、ややもすれば濫用のきらいがあるので、これが取扱については特に慎重を期すること。

五、入院の決定について

従来入院措置は比較的安易に行われた実情であるが、入院の必要の有無決定については特に慎重を期し、基本通知昭和二十四年四月一日社乙発第九二号各都道府県知事宛社会局長通知第二を再確認し、その適正を期すること。

六、継続医療券の発行について

従来継続治療証により漫然と発行されているのが実情であるが、真に継続治療を必要とするや否やに關し本人の病状を實際について把握し、その適正を期すること。

七、施設に收容中の被保護者に対する入院医療の取扱について

養老施設、救護施設に收容中の被保護者については、施設自体で患者を直接病院に移送し、事後に医療券の発行を実施機関に請求している慣例が行われ、為に医療給付の実施が不適正ならしめられている実情にあるので医療券発行については実施機関において事前に入院の必要の有無を厳正に認定し、これが防

止を図りたいこと。

八、附添看護の取扱について

附添看護承認については一対一を建前とし、兼帯を認めない方針であるにもかかわらず、兼帯を実施している病院が相当認められ、又各福祉事務所間でも附添看護を重複して承認しているむきもあり得るので、各指定医療機関については附添看護の実態を調査してその適正を期すると共に、調査結果について別表(三)(略)により三月末までに報告されたい。なお今後看護の決定については、本人の病状の把握に意を致し、その適正を期すること。(以下略)

この適正化通達に基いてその後各都道府県において医療扶助単独給付世帯の調査が行われた。これによると収入があり又は収入が増加したとみなされたことなどの理由によつて、保護の廃止又は新たに被保護者による療養費の一部負担が課され、あるいは負担の増額を指示されるなど、約二割のものが不適正とされた。厚生省はこうした調査に基いて、五月八日各都道府県知事宛に医療扶助の「適正化」について重ねて指示を行った。それは次の通りで、扶助の給付に際しては家計収入や病状調査を厳重にし、できるかぎり給付額を引きしめること、断えず家庭訪問を行つて監督を強化すること、とくに結核患者を目標にした入退院基準を示し、病床の回転率を高めることなどであつた。また看護の給付については、五月七日「生活保護法の医療扶助による看護の給付の取扱について」の通達によつて、厳しい看護の承認基準を規定している。なお同時に、各国立療養所において許可がなければ図書文書の回覧、集会、署名や投票を求めたり、団体への加入などは一切認めないという患者心得も出された。次に医療扶助の適正実施および看護給付承認基準について

（生活保護法による医療扶助の適正実施）

一、最低生活費の認定について

過般指示した医療扶助単給世帯一斉調査結果によれば、一斉調査世帯五五、九八五世帯中保護の停廃止又は新たに一部自己負担を課し、或は一部自己負担の増額を指示したものの一二、四九一世帯、すなわち約二割にあたるものが不適正な保護を実施していたことが確認された。かかる状況では、いわゆる濫救のそしりを受けることも止むを得ないところといわなければならぬので、今後かかることのないように留意されたいこと。

二、世帯単位の原則について

過般調査を指示した入院者に対する別世帯切り離し措置の状況によれば、入院患者単身世帯八、六八六世帯の中、別世帯切り離し措置を行っていたもの一、五五二世帯で、その中、入院当初より措置していたもの八三五世帯、すなわち全体の約五四％に及んでいる事実が確認された。これは、長期入院患者に限り、例外的にこの措置を認めている当省の方針に著しく反するものであり、極めて遺憾であるので、今後世帯単位の原則の例外的措置については、過去の行き過ぎや、行きがかりに拘でいせずこの際厳格に実施するよう指導されたいこと。

三、家庭訪問活動の強化について

前二項において指摘したような不適正な事実がみられることは、数回に亘る全国一斉調査その他の全国的な調査を行う毎に保護の停廃止の措置が相当数行われることと軌を一にする現象であつて、このことは一面において平素における家庭訪問調査の不十分であることを示すものであるから、今後は訪問調査を十分励行せしめるよう格段の努力を致されたいこと。

四、診療方針について

生活保護法による医療方針については、法第五十二条及び昭和二十五年八月五日発社第五七号、昭和二十八年五月二十八日社発第二八二号通知等により指示したとおりであるが、昨年度実施した医療監査の結果に徴するに必ずしも生活保護法及び社会保険の診療方針によつていゝとは認められない面があるので別途配付予定の医療監査の実施結果に基き、指定医療機関、審査機関等の積極的な協力を得て適正診療の確保に、格段の配慮を煩わしたいこと。

五、入院について

入院については昭和二十四年七月二十六日社乙発第一八三号通知をもつて、その取扱を示しているところであるが、本法においては結核性疾患及び精神病の入院が特に重要な部分を占めている状況に鑑み、これらの入退院の取扱については次の点を考慮する等特に慎重に検討しその適正な実施を図られたいこと。

(一) 結核性疾患の場合

1 入院Ⅱ(イ)粟粒結核シェウブその他急速に入院加療の必要が認められるもの。

(ロ) 外科手術療法等居宅通院では行い得ない積極的療法を適応症とするもの。

(ハ) 環境上結核を伝染させる虞大なるもの。

(ニ) 入院によらなければ診断及び治療方針等が決定し難いもの。

2 退院Ⅱ(イ)結核菌培養がおおむね三ヶ月以上連続陰性で、安静度が五度以上に達したと認められるもの。

(ロ) 外科療法を目的として入院し、一応その目的を達したと認められるもの。

(ハ) 微量排菌者又は慢性良性結核患者であつて、当分の間積極的な治療法を期待することができないと認められるもの。

(ニ) その他居宅療法によつても治療の目的を達すると認められるもの。

〔注〕 (イ)の五度とは、作業療法又は健康者と殆んど同じ生活をしてゐるものをいう。

(生活保護法の医療扶助による看護の給付の取扱について)
看護の承認は、原則としておおむね次の基準により、検討して承認すること。

(一) 看護の給付の承認要件

(1) 被保護者の病状が重篤であつて絶体安静を必要とし、医師又は看護婦が常時監視を要し随時適切な処置を講ずる必要がある場合。

(2) 被保護者の病状は、必ずしも重篤でないが、手術のために比較的長期にわたり医師又は看護婦が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合。

(二) 看護の承認期間

(1) 内科的疾患 結核性疾患にあつては、重篤な諸症状を有する安静度第一度のもの、その他内科的疾患にあつてもこれに準ずる症状を有するもの。

例

- (イ) 浸出性助膜炎の急性期 二週間
- (ロ) 腸結核、乾酪性肺炎、結核性脳炎、粟粒結核等で重篤な症状の場合 一カ月
- (ハ) 咯血持続の場合 持続期間
- (ニ) 全身衰弱により重篤状態にある場合 二カ月
- (ホ) 脳背髄疾患で病状高度の場合 二カ月

例

- (イ) 脳溢血の初期で病状高度の場合 二週間
 - (ロ) 心臓、腎臓、肝臓疾患で重篤な場合 三週間
 - (ハ) 急性肺炎 一週間
 - (ニ) 精神病、特殊治療施行中 一カ月
- (2) 外科的疾患
症状、手術等によつて絶体安静又は常時附添監視、並びにそれに対する処置を必要とする場合。

- (イ) 開頭術 三週間
- (ロ) 頸部手術 一週間
- (ハ) 胸廓整形術 二週間
- (ニ) 肺葉切除術(区域切除術を含む) 三週間
- (ホ) 肺全剝出術(肺臓癌の場合を含む) 一カ月
- (ヘ) その他の肺結核に対する外科的手術 一週間
- (ニ) 胸部手術(重篤な外傷等を含む) 一週間
- (ロ) 開腹術 一週間
- (ハ) 肛門手術 一週間
- (ニ) 整形外科的手術(骨、関節手術) 一週間
- (ロ) 産婦人科手術(開腹を除く) 一週間
- (ハ) 泌尿器科手術(開腹を除く) 一週間
- (ロ) 耳鼻咽喉科手術 一週間
- (ハ) 眼科手術(眼球、眼窩手術その他急激に高度の視力障害を来したした場合) 一週間
- (ロ) 外傷による重篤症状の場合 二週間
- (ハ) 下肢切断 二週間
- (ロ) 上肢切断 一週間

なお、行政管理庁監察部では一月以来生活保護とくに医療扶助の実施状況について全国の福祉事務所の監察を行いその結果九月一五

日常生活保護の監督強化とその引きしめについて種々厚生省に要請、これに対して厚生省が従来の通達による方針を強化し、保護者の生活実態、家計収入の把握や医療扶助入院者の管理を厳重に規制するなどを回答しており（一〇月二二日）、生活保護の制限は今後ますます強化される方向を示している。

こうした政策に対し、入院療養中の結核患者は日本患者同盟を中心として反対運動に立上った。この入院基準および看護承認基準の撤廃を目的とする斗争は、七月岡山県からはじめられ、その後広島、愛媛、大阪、京都、栃木、茨城、群馬、東京、宮城、千葉、神奈川、佐賀、石川など全国約二〇の都府県庁に対して患者が通達撤回の集団陳情を行い、坐り込みを行つた。東京では七月二七日、日本患者同盟を中心として、都下約四〇カ所の病院、療養所の結核患者、看護婦など約二三〇〇名がバスに分乗して東京都庁へおしかけ、入院基準、看護承認基準、患者心得、都医療扶助審議会条令などの撤廃、生活保護基準額の引上げなどを要求して、三日間にわたる坐り込みを行つた。都庁側では休息室などの提供を拒否し、狭い廊下や外のコンクリートの上などで坐り込みが続けられ、二七日患者一名が暑さと過労のため死亡するという事態が起り、多くの発熱者も出る状態であつた。しかし都側は、患者の要求は厚生省に伝えるなどの態度しか示さず、交渉は三日間一歩も進展しなかつたが、患者側はこれ以上は患者の体力がもたないため今後強力な交渉を行うこととして、七月二九日遂に引上げた。こうした反対運動に対して、政府は通達の方針を再確認して強硬な態度を示したが、一方、宮城、茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、京都、岡山、広島、徳島、愛媛など一五府県においては、厚生省通達の実施を一応保留させ、又厚生省に対し、この通達の改善を要請せしめるなどの成果を収めた。

その後八月一五日、結核患者代表と日本患者同盟は、総評、全日本国立医療労働組合（全医労）などの労働組合の斡旋により厚生大臣と会見し、通達撤廃の陳情を行つた。その要求事項およびこれに対する草葉厚生大臣の回答は次の通りである。

（要求事項）

- 一、貧困な結核行政により、これ以上日本に結核をふやすな。社会保障費を増額し、一千四百万の結核患者に対する予防、治療後保護の根本的な対策を立てよ。
- 二、自宅患者に病院、療養所の門を閉ざし、治つていない入院患者を強制的に追い出す入退所基準を撤回せよ。重病人から附添をとりあげ、附添婦の生活を破かいし、医療従業員の労働強化をもたらし看護制限を撤回せよ。
- 三、病床と結核保護施設をふやし、入院を必要とする患者を全部入院させ、回復者の完全雇傭法を作れ。とどまるところのない家族と国民への伝染を防げ。
- 四、患者の基本的人権と治るための権利を否定する憲法違反の「患者心得」を撤回せよ。弾圧によつては、ひろがつていく結核を撲滅することはできない。
- 五、生活保護法の基準額を引上げ自宅患者に特別栄養費を支給し附添婦に社会保険を適用し、国民の最低生活を保障せよ。
- 六、医師、医療従業員の生活状態を改善し、制限診療をなくし、良心的な医療と看護を保証せよ。そのための一点単価値上げは国庫負担で行え。
- 七、一千四百万結核患者の利益を代表してたかう日本患者同盟ならびに共通の目的をもつ全国看護労働組合を正式に認め、今後要求に応じて直ちに交渉に応ずること。
- 八、その他（二〇項目略）

(厚生大臣の回答)

- 一、結核対策は厚生省として最大の問題である。厚生省を挙げて当つて行くつもりである。
 - 二、患者を強制的に追い出すつもりはない。一人一人を徹密に調べると退院できるものもあるので、そういう状態の方は入院を必要とする方に席を譲ってもらいたい。基準はものさしだから機械的に適用することはない。
 - 三、患者を全部入院させるといふのは抽象論だ。
 - 四、患者心得は撤回するつもりはない。あなた方の治療の万全を期したいという趣旨であるから、所長の許可を得てやつてもらいたい。真面目に療養する人には判つてもらえる筈である。
 - 五、生活保護の基準上げは全体的に社会状況とにらみ合せて考へるべきである。従来も既に一三回も改正している。
 - 六、医療従業者の生活を引上げる問題は、国の施設では一定の基準に従つて現にやつている。最後に日患同盟その他とあるが、こういう問題は療養所長なり私共にくつくり話すべきだ。こういうものが介在するのはよくない。従つて認めない。
- 以上のような政府の生活保護引きしめ政策に対して、自らの団結で社会保障の諸権利を守ろうとする貧困者の組織が全国各地に生れその活動が活発化しているが、こうした各地の失業者、生活保護適用户、自宅療養者、内職者などで組織する「生活を守る会」の全国連絡会議、「生活と健康を守る全国連絡会議」が一月二〇、二一日の両日東京で開かれた。北海道から鹿児島に至る全国二一都道府県の代表約二五〇名、一二八団体が参加して、各地の一働きを喰ひ合わせる、病気をなおせ」の闘争経験や今後の活動方針を討議した後、次のような大会宣言を発し、要求を決議した。

(宣言)

われわれ全国各地の生活と健康を守る会は、本日ここに初めて全国の連絡会議をもつ事が出来た。政府は、MSA再軍備をおしつけるために、労働者の首を切り、低い給料でこき使い、農民の土地を取り上げ、低米価でしぼりつけ、中小商工業者から重い税金をまき上げ、破産にみちびいており、国民の生活をいまだかつてない貧乏におとし入れている。

そのため二千万人の国民が栄養失調になり、一、四〇〇万人の国民が結核におかされ、国民の生活と健康は重大な危機にさらされてにいたつた。国民はもはやこのような政府の圧迫と収奪にだまつてはいられなくなつた。

日鋼室蘭の労働者を先頭に、あらゆる職場と地域で闘いが発展している。この闘いに勇気付けられ、われわれの健康と生活を守る闘いもまた全国的にはげしい勢いで広がつつある。失業と貧乏の中で、飢えと寒さのせまつている年の暮れを目の前にして、われわれの生きる要求は血をかくような叫びとなつてもり上つて来た。

全国二十一都道府県から集つた二百名をこえる代表は、各地の「働かせろ」「くわせろ」「病気をなおせ」という要求のもとに今闘われている闘いを更に拡げ、一切の要求をてつて的にかちとると共に、政府があてがつていゝるせまいわくをつき破り、人間としての生きる権利を守り、平和と独立の闘いを一層高めなければならぬことを痛感した。

われわれは今後、各地で団結をつよめ、地域の統一行動をつよめなければならぬ。われわれは労働者、農民の闘いに指導され一層協力して進みたい。吉田政府の再軍備、軍国主義復活の政治は失業と病氣と貧乏をふやし、われわれを死においやるものであり、われわれは吉田内閣をつぶさなければならぬ。

われわれは地域において一層力を合わせ、助け合い、人間として生きる権利をかちとり、かちとるため最後迄闘うことを決意する。

右宣言する。

一九五四年十一月二十一日

生活と健康を守る会全国連絡会議

(要求決議)

- 一、年越しとお盆には生活資金一人千円あて支給せよ。
- 二、布団のない者には布団を、衣料の無い者には衣料を支給せよ。
- 三、生活保護法で決められていることを完全におこなえ。
- 四、生活保護法による扶助の打切り、減額反対。
- 五、生活の苦しい人達にすぐ生活保護法を適用せよ。
- 六、生活保護法最低生活費基準額を大巾に引き上げ、たえず物価にスライドさせよ。
- 七、葬祭扶助の引き揚げ。
- 八、生活保護費から内職収入を差引くな。
- 九、生活保護費から遺族年金を差引くな。ボーナスを引くな。
- 十、生活たてなおしのための仕事と内職をよこせ。
- 十一、困った時には生活保護費の前渡しを認めよ。
- 十二、聞き込み調査、一方的打切り絶対反対。
- 十三、家屋修理扶助をふやせ。
- 十四、頭が完全に刈れる理髪器を出せ。
- 十五、保護者のための住宅をつくり無料で貸与えよ。
- 十六、収入査定は本人の申告でやれ。
- 十七、借金と税金は、払える迄取るな。
- 十八、無利子の公益質屋を作れ。
- 十九、生活保護冬期加算額を大巾に引上げよ。
- 二十、基準額を男女平等にせよ。
- 二一、不当な扶養義務の押付反対。
- 二二、係員をふやし、手続きを簡単にせよ。
- 二三、係員は親切にせよ。
- 二四、生活保護費支給日をおくらせず五日以内に支給せよ。
- 二五、悪い係員を追放せよ。
- 二六、地域の等級を引上げよ。
- 二七、遺族扶助料を即時支給せよ。
- 二八、一般困窮者世帯と生活保護世帯の学童に修学旅行費を支給せよ。
- 二九、生活困窮者通学児童に対し、全面的教育扶助を支給せよ。
- 三十、教科書を無料で支給せよ。
- 三一、生活保護世帯の高校進学を認めよ。
- 三二、支給基準算定の明細書を明示せよ。
- 三三、生活保護法の適用基準を広く知らしめよ。
- 三四、保護施設の収容者に無条件ですぐ医療券を出せ。
- 三五、保護者の文化的生活を認めよ。定期的に慰安せよ。
- 三六、在日朝鮮人の不服出請を認めよ。
- 三七、福祉事務を都道府県から全面的に市区町村に移せ。
- 三八、民生委員は地区部落民の公選にせよ。
- 三九、社会事業予算を大巾にふやせ。
- 四十、病気になつたらすぐ医療券を出せ。
- 四一、信頼できる医師をえらぶ自由を認めよ。
- 四二、自宅結核療養者の要求。
- (イ) 医療券の打切、一部負担反対。
- (ロ) 結核患者の生活と治療を全部国で保障せよ。
- (ハ) 結核患者に無条件で生保を適用せよ。

- (二) 特別栄養費一人千円宛支給せよ。
- (三) 入院を必要とするものをすぐ病院に入れよ。
- (四) 在宅患者の家族に対する予防措置をすぐ行え。
- (ト) 回復期患者に対する後保護措置の拡充を行え。
- 四三、病人に栄養費を支給せよ。
- 四四、生活保護で妊娠中絶を認め、妊娠婦には栄養費を支給せよ。
- 四五、日雇健保が切れたら無条件で生活保護を適用せよ。
- 四六、日雇健保を一般健保と同じくせよ。
- 四七、切手制を止めて全部無条件で日雇健保を出せ。
- 四八、健康保険、国民健康保険の制限診療反対。
- 四九、厚生資金と生業資金を手軽に十分に支給せよ。
- 五十、骨つぎ、マッサージ、はり灸にも医療券をすぐ支給せよ。
- 五一、医師に対して生保、健保等の治療代をすぐ払え。
- 五二、医療券をとめる時は信用ある医師の診断と患者の意見に従え。
- 五三、入院患者の日用品費をふやせ。
- 五四、結核予防法を義務法とし、結核は全部国で負担せよ。
- 五五、結核ベットをふやせ。
- 五六、結核後保護施設を少くとも全県一カ所以上もうけよ。
- 五七、伝染病予防注射代を出せ。
- 五八、健保の掛金を安くせよ。
- 五九、健保で病気の治るまで保障せよ。
- 六十、医薬分業による新医療費体系反対。
- 六一、強制監査をやめよ。
- 六二、病院の税金をなくせよ。
- 六三、医療保険の診療単価引下げ反対。
- 六四、中小炭坑労働者の生活を全面的に保障せよ。

- 六五、保育園をふやし、入園基準をひろげ、措置費(公費負担)をふやせ。
- 六六、授産場、託児所、養老院、母子寮等の社会福祉施設を拡充せよ。
- 六七、結婚資金支給せよ。
- 六八、奄美大島の要求。
- (イ) 奄美大島の差別待遇反対。
- (ロ) 特別措置法を即時でつばいせよ。
- (ハ) 住宅扶助を止め家賃を実費支給せよ。
- (ニ) 社会福祉事務所をすぐもうけよ。
- (ホ) 細民住宅及び厚生寮をふやせ。
- 六九、身体障害者の要求
- (イ) 身体障害者の職と生活を保障せよ。
- (ロ) 身体障害者の交通費を無料とせよ。
- (ハ) 補装具を一切国で負担せよ。
- 七十、京都友禅労働者の要求。
- (イ) くえる賃金を与えよ。
- (ロ) 年に半分しか仕事がない、この間の生活を保障せよ。
- 七一、商人の要求。
- (イ) 貸金の回収は出来ず、品物もうれぬ。労働者の生活をよくし商売が出来るようにせよ。
- (ロ) 所得三十万円迄は税金をかけるな。
- (ハ) 商人の健康保険を作れ。
- 七二、母親の要求
- (イ) 子供、特に戦争で発育のおくれた青年の健康を守れ。
- (ロ) 病気の主婦が安心して療養出来るようにせよ。
- 七三、民間社会事業職員の給与を公務員なみにせよ。又人間並の

労働条件を与えよ。

七四、黄変米反対、米の配給量をふやせ。

七五、来る臨時国会で政府は生活保護の補正予算を十分にくめ。

七六、生活を守る運動への警察の干渉絶対反対。

七七、隣近所のスパイ活動をやめろ。

七八、生活保護者を犬猫扱いするな。無断で人の家に入り、米ビツ、鍋、釜、タンス等をあけたりするな。係員の警察的態度絶対反対。

七九、民主的医療機関への圧迫絶対反対。

八〇、朝鮮人都立校廃止絶対反対。

八一、民族的差別、階級的差別をやめよ。

八二、沖縄の即時日本復帰を要求する。

八三、アメリカの余り物は自衛隊にまわせ。

八四、自衛隊をふやす金を全部生活保障に廻せ。

八五、吉田内閣はすぐ止めろ。

八六、平和憲法を守れ。

八七、原水爆兵器を禁止せよ。

八八、平和を守る活動を妨害するな。

第四章 社会保険診療報酬の点数

引下げ問題

厚生省では、五四年七月一日より社会保険診療報酬の点数引下げを実施した。引下げられたものはストレプトマイシン、ペニシリン、葡萄糖など約五〇種類の薬品で、最近における薬価の値下りによる

というのがその理由とされた。これによると、例えばストレプトマイシン—グラムを一日二回筋肉注射をすると、四五点（五六二円五〇銭—都市一点単価一二円五〇銭）であつたのが、二九点（三六二円五〇銭）に下ることになる。

厚生省によるこの引下実施が七月一日に決定されるについては、早くから医師側の猛烈な反対運動が行われ、政府と医師団体の間で争いが続けられていた。六月一八日、日本医師会では、政府が七月一日より点数引下げ強行を通告して来たのに対して、次のような声明書を発し、強硬な反対態度を示した。しかしその後この反対運動が激化するに従つて、日本医師会はその性格から、この運動に対して消極的あるいは同調しない態度に傾いていった。

（声明書）

日本医師会は、今回の社会保険診療報酬点数改訂案に当初より強く反対し、現在においてもその態度に変わりはない。然るに厚生省当局は、全医療機関の医業遂行を破局に導く不合理な点数の改正を、一方的に七月一日実施を告示したことは誠に遺憾とするところである。

日本医師会が何故に、かくも強く反対するかは周知の通りである。即ち、当然引上げるべき要因をもつ一点単価は、昭和二十六年以来据置き、点数表の不合理不適正も放置し、しかも課税問題は混乱する等基本的な重大問題を改正することなく、単に薬価値下りという現象を捉えて引き下げを行うということは、医業経済のバランスを考慮せず、正に角を矯めて牛を殺すの暴挙である。

次に去る五月二十七日開催せられた第十四回中央社会保険医療協議会は医療担当者代表中医師会側代表全員の退席後は組織機構上その機能を喪失せるものであり、その議決は無意味である。従つてその答申は単なる情況報告に止まると解せざるを得ないも

のであり、その結果に基いてなされたる今回の告示は、日本医師会としては到底承服することができない。かくの如き過去の行掛りを無視し当然是正すべきものを放置して一方的に公私全医療機関の犠牲のみを強いることは、健全なる国民医療の発展を阻害するものであり社会保険の運営上大なる支障を来たすものである。よつて日本医師会は重大なる決意の下に当局の猛省を促したにも拘らず政府はこれを強行した。

この不当なる処置に対する一切の責任は勿論、将来の混乱に対しても挙げて厚生大臣の負うべきものである。

右声明する。

昭和二十九年六月十八日

日本医師会長 黒 沢 潤 三

なお医師側におけるこの点数引下げ反対の理由は、次に掲げる東京都保険医会の声明および東京都医師会の訴えによく示されている

(声明書)

我々は第十四回中央社会保険医療協議会で一方的に決定された抗生物質等の点数引き下げ七月一日実施の延長を要求して厚生省に座り込みを含む集団交渉に立上つた。

我々としても薬価が下つたから診療費が下り、国民の医療費が軽減されることにはあえて反対するものではないが、今回実施されようとしている点数引下げの問題は社会保険医療を根底から崩壊に追込むものである。一昨年以來の単価据置きによつて社会保険医療の危機は深刻化している。殊に今年に入つて当局の社会保険医療圧迫政策はとみに激化して来た。税金の特別措置は撤廃され保険医は苛酷な税金に苦しみ、良心的に診療を続けようとする保険医に対しては不当な監査を強行し、一方的に指定取り消し等の処分を強行している。社会保険医はこれらの圧迫によつて経済

的にも技術的にも診療の制限を強要され、国民の医療と保険医の生活は正に破壊されようとしている。

我々は社会保険医療を崩壊の危機から守るために、

一、国庫負担によつて社会保険診療報酬を二〇円とせよ。

二、技術料を認めた点数の大巾引上。

三、社会保険診療報酬は無税とせよ。

四、制限診療を撤廃せよ。

五、不当監査反対。

等の要求をかがけて闘つて来た。

しかるに当局はこれを全く無視し、中央社会保険医療協議会において点数の引下げを医師会側委員の退場の中で非民主的に採決を強行し、七月一日より実施しようとしている。この結果、二カ年にわたる低単価に苦しみ苛酷な税金にあえいでいる保険経営は今度の点数引下げによつて五〇〜二〇〇%以上の減収となり、診療所病院の経営は全く不可能となり、社会保険医療は窒息させられるであろう。

我々は二カ年間措置の単価引上、技術料を認めた適正医療費の実施まで点数の引下げを延期することを要求するものである。今回の運動は開業医と医療関係労働者が共通の要求の上に立つて起上つたものであつて、国民の健康を守るに足る社会保険医療を確立するために実施延期の貫徹まで一步も退かぬことを声明する。

六月二十一日

東京都保険医会

(健康保険を利用される皆さん！)

健康保険では、皆さんがこういう治療をして欲しいと思つてもその希望がそのままには、やつて貰えない事があるのを御存知ですか。

一部で「薬が安くなつたので、点数を下げたら、それに反対し

て医者がハンストをやつた」といわれているようですが、とんでもない間違いで、そんな単純なものではないのです。薬価が安くなればそれだけ点数が下るのは当然です。

私達は、こんな事に反対しているわけではありません。

一体点数といえますのは薬価と医者の技術料その他を含めて成り立っているのです。

この薬価の部分が下れば、点数を引下げるのは当然ですが、ガス代、電気料金、人件費等の上昇にもかかわらず技術料（これは医者の生活費に当てられる部分です）を永年据置きにしている、然も今度の点数切下げは、薬価の値下りを更に下廻る切下げであつて事実上この技術料に迄喰ひ込んでいます。こんなバカなことが公然と行われて良いものでしょうか。こんな事から、全国の医者が、憤然として起ち上つた動機の一つにもなっているのです。

私達が言ひたい事は最も良い治療を、自分の知識と経験にもとずいて、思う存分皆さんの病氣と闘いたいということです。

こういう切実な気持ちから、私達は徹底的に、今の「健康保険制度」の改革を要求しているのです。

かつて私達が被保険者の皆さんの御協力を得て、国庫補助を主張しました結果、曲りなりにも結核の半額公費負担を得られました事は、皆さんの御協力を裏切つたこととは思いません。

保険経済の上昇は皆さんのベースアップと加入者の増加による自然増が、大きくあずかっているのです。一部に伝えられる勤労者の皆さんに医者が迷惑をかけたという宣伝は、全く事実無根であつて為にせんがための宣伝に過ぎないことは御諒解下さることと思います。

私達は今後も尙運動を続けなければなりません。

どうか、私達のやつていることをよく御理解下さつて、共に手をたづさえ、完全な医療を受けることの出来る様な制度の確立に奮闘しようではありませんか。

昭和二十九年七月二十日

東京都医師会

この反対運動は六月半ばから激化し、全国各地で保険医の大会が開かれたが、東京では六月二一日、保険医、看護婦、医療労働組合など約一〇〇名が厚生大臣と会見を行つた。しかし厚生大臣は七月一日から点数引下げを実施することを主張するのみで会見を打切つて退席し、その後厚生省係官に対する団交が夜八時まで続けられたが、一步も進展せぬまま警官の動員によつてついに解散せしめられた。しかしその夜からテントを張り、厚生省正門前で医師の坐り込みが始められた。坐り込みは二六日朝まで続けられたが、二六日朝守衛および警官の手でテントを壊されて解散せしめられた。しかし坐り込みは自動車内で続けられ、二七日にはオート三輪のなかで二四時間交代のハンストまで決行された。その後医師側では闘争本部を神田の日本医師会に移して闘争を続けたが、政府はこれに対して二九日、一点単価は上げられない、点数引下げは七月一日強行すると発表した。同日、東京および近県の医師約一〇〇名が芝兒童会館で大会を開き、あくまで要求の貫徹のために闘うことを決議した。新点数撤廃、一点単価二〇円に引上げ、強制医業分業反対、税の減免などの要求を掲げたこの反対運動は、その後も各地で本日休診による医師大会、厚生省、国会への陳情デモなどによつて続けられて行つた。六月三〇日反対運動実行委員会は、七月一日以降は旧点数で診療する、保険医総辞職を含む白紙委任状をまとめる、全国的に反対運動を拡大することなどの運動方針を決定した。この反対運動は全国的に行われ、七月から八月一杯にかけて秋田、群馬、茨城、

神奈川、山梨、静岡、長野、岐阜、大阪、京都、和歌山、奈良、滋賀、岡山、島根、山口、熊本、宮崎などの各府県で医師大会が開かれ、旧点数請求、保険医総辞職などの決議がなされた。七月一日以後の旧点数請求状態は次の通りで、東京、京都、大阪、岐阜の四県が圧倒的であつた（数字は旧点数を請求した保険医の数、括弧内は保険医総数——「農村医療」五四年九月一〇日第三四号）。

東京四六三九（四八四三）、京都一二三八（一三三一）、大阪一五二七（二五九〇）、岐阜六九〇（七七一）、北海道一二（一〇七九）、青森二七（四一三）、秋田五（四三四）、福島七二（七四五）、茨城八〇（八七八）、群馬八二（六六七）、埼玉一九五（九九三）、神奈川一三（一二六三）、新潟三四（九四二）、山梨六（三七九）、三重一七（——）、兵庫三五〇（一八八五）、和歌山七七（五二〇）、鳥取二（二六三）、島根四（四八二）、広島一一（一二七二）、熊本三（一〇一五）

これに対して保険者側の健康保険組合、全国国民健康保険団体などは、この医師の運動に全面的に反対し、点数改訂告示を完全実施せよ、一点単価引上げ絶対反対などを政府に要望した。日経連は八月二三日「社会保険医療制度改正に関する要望」（後掲）を関係各方面に提出し、こうした反対運動に対して保険医の監査制度を強化せよと政府に対して要請した。

しかし九月に入ると、この医師の反対運動は著るしい後退を示した。東京、京都、大阪、岐阜など全国で最も強硬に点数引下げに反対し、実力をもつて斗つた四都府県が、あいついで八月分の旧点数請求を放棄して新点数に切りかえるに至り、この反対運動は一応終息してしまつた。政府の診療点数引下げは、明らかに、費用の削減適用の引きしめを強行することによつて健康保険や生活保護政策の矛盾を糊塗しようとする方針と不可分の性質をもっている。しかし

この運動は、点数引下げを社会保障制度全体の危機の問題として把握し、社会保障制度の確立と国民の生活を守るために全国民、労働者と真に提携して斗つて行こうという努力はほとんど示されず、ただ医師のみの孤立した生活権擁護の運動に止つた。従つてその反対運動の意義を被保険者たる国民に納得せしめる力にかけていたといつてよい。「全体的には大会戦術の域を脱し得ず、医師のみの斗いに終始し、とくに中央では保守政党一辺倒の形でとりひきによつて事を有利に導こうとした傾向が強く、これは医師会という保守的な団体の限界を示すものである。とくに官公立病院や全医療関係者と提携して行動することはほとんどなかつた」（「農村医療」五五年一月一〇日第三九号）と批判される所以である。

次に日経連の「社会保険医療制度改正に関する要望」を掲げておく。

（社会保険医療制度改正に関する要望）

最近健康保険における診療費の改訂にからみ一部保険医の行動によつて惹起した一連の紛争は社会保険の社会的重要性に鑑み、われわれの重大な関心事たらざるを得ないものである。

厚生省当局はかかる情勢に対処するため診療単価乃至点数の是正について考慮を払われる模様と仄聞するが、われわれは単に診療費の是正問題のみをとりあげて問題の解決を図るが如きことに對しては到底賛成し難い。

もとより現行点数乃至単価問題それ自体について検討の要ありとすればこれまでの如く公設の機関（中央社会保険医療協議会乃至臨時医療保険審議会）において客観情勢を勘案の上充分なる資料に基いて慎重に検討すべきであつて、われわれはこれに協力するに決して吝かでない。然し乍ら社会保険制度運用の現状をみるに診療費是正問題を採上げる前に解決すべき幾多の前提条件があ

ることを看過しえないのである。

即ち現行点教制にはそれ自体に問題があるのみでなく、所謂水増診療乃至過剰診療の慣行化、診療費請求に対する監査制度の不備と機能的弱体等は本制度運用上の重大な障害となるものでありこれは惹いて診療費の増嵩と保険財政の圧迫を招きつつある。しかも他方一部保険医において社会保険の公共性に反するが如き行過ぎの処為がみられ、社会保険が特殊の政治目的のための闘争手段となつてゐるという事態をみつゝあることは、叙上の如き診療制度の欠陥と相俟つて社会保険の運営を危殆ならしめるものといわねばならぬ。今日全国民の七割以上が社会保険の被保険者であり、医師の九割以上が保険医である事実を考えると国民医療担当者としての保険医の役割は極めて重大であつて保険医の地位の安定と共にその権利義務について必要な国家的規制を加うべきは当然であると考えらる。

よつてわれわれは健康保険の診療費是正問題がとりあげられんとするこの際、政府は社会保険全般を通ずる問題として次の如き諸点につき併せて根本的な再検討を加えんと共に必要な措置を速かに講ぜられるよう強く要望するものである。

(一) 監査制度の確立

現行「社会保険医療担当者監査要綱」は昨年六月改訂強化されたが、今日までの監査の実施状況をみるに未だ充分とはいひ難く殊に昨年末大阪における監査拒否事件等に鑑みれば、単なる監査事務処理の要綱に過ぎないが如き微温的な監査制度ではもはや限界にあると考えられる。今日監査対象となつてゐる件数はいわゆる濫療、粗診、架空請求等の一部分にすぎないとみられてゐるが基本的には社会保険としての医療給付のあり方自体に問題があるので、監査の面のみから根本的解決を図ることは困難であるけれ

ども現段階では少くとも次の諸点につき監査制度の確立強化を図るべきである。

(1) 監査制度の法的根拠を整備すること——現行健康保険法第九条の二に定める行政庁の権限を強化すると共にかかる権限の行使を拒否乃至妨げた者に対する明確な処罰規定を設けるべきである。

(2) 監査機構並びに監査機能を刷新強化すること——監査不徹底の原因として予算の制約もあるが、概して中央地方を通ずる監査機構の弱体に帰せらるべきものが少くないので、監査官の専任制を設けて、その職務機能を明確ならしめると共に社会情勢に応じて必要な研修を施す等監査機能の質的充実を期すべきである。

(3) 被保険者の異議申立制度を設けること——医療給付については現在医師のみの一方的手続によつて経費支払がなされてゐるが、被保険者に対しても医療給付に関する異議申立の途を開くことにより監査的機能をもたせる必要がある。

(二) 保険医制の改革

社会保険制度の発展普及に伴つて、現在の保険医制度は、すでに社会保険と保険医との相互依存関係が往時とは比較し難い程緊密化してゐるにも拘らず、その実態から遊離したものとなつてゐる。特に保険医の安易なる指定によつて保険医の濫設を来した監査制度の不備と相俟つて社会保険の医療給付費を総体として増嵩せしめ、診療費の引上にシワ寄せとなるが如き悪循環は保険医制の根本的改革なしにはこれを解決することができない。しかして他面社会保険の国家性、公共性を考えれば、保険医に対する報酬支払、地位の安定等の面で国家的保障を与えんと共に、その反面公務員にも準すべき国家的義務の規制を行うことが必要であり次

の諸点について保険医制度の改革措置を講ずべきである。

(1) 保険医の指定には一定の制限を設けること——保険医の指定に当つては被保険者数、医師の地域的分布状況、保険医としての適格性等を考慮して定員制を加味した適正な配置を図ると共に、指定の有効期間（一年乃至三年以内）を設けて不適格な保険医の淘汰を行うべきである。

(2) 保険医の義務を強化すること——社会保険は国民に対して強制適用により国家的管理を行うものであるが、これに対応して保険医についても国民医療担当者として法の目的に適應した義務の強化が行わるべきである。現行法ではわずかに一条（健康保険法第四十三条ノ四）を設けてその責務を規定しているに過ぎないが、苟しくも保険医たる者が法目的に反するが如き破壊活動を行い、また一日休診の如き争議行為に類する行為を行うことに対しては公務員法に準じてこれを排除しうる法的措置を講ずる必要がある。

(三) 社会保険法の改正

以上要するに監査制度の確立も保険医制度の改革もただに健康保険法のみの問題に止らず、社会保険全体を通ずる共通の課題であるから、必要な社会保険諸法の改正を行うと共に、要すれば「社会保険給付監査法」「社会保険医師法」の如き単独立法を行い、社会保険の統一と健全化に資すべきである。

第五章 結核対策

厚生省では五三年の七月から一〇月にかけて全国的に結核実態調査を行った。これは約一万世帯、五万人を対象とする抽出調態であ

るが、この結果によると、療養を要する結核患者は二九二万で、全国民の三・八%を占めており、これを大体一六〇万人とみていた従来の厚生省の推定を根底からくつがえすものであつた。また即時入院を要する者は一三七万であり、患者を年齢別にみると、三〇才以下の青年層よりもむしろ四九才以下三〇才までの壮年層に多く、その死亡率も極めて高いことが注目される。調査の結果の概要（抜萃）は次の通りである。

(一) 蔓延の程度

(イ) 全国民八六六〇万人のうち、結核患者は二九二万人（三・四%）である。このほか生活を誤れば発病の危険がある者は二一六万人（三・一%）で、結核の固まつた痕が認められるが発病の危険がない者は八四四万人（九・八%）である。

(ロ) 結核蔓延の程度を、市郡別、北部南部等地方別、農漁等地区別、職業別および保護等世帯種別にみると若干の差異は認められるが、何れをみても患者がその集団の二・三%を下廻ることはない。すなわち結核は全国的にあらゆる地方あらゆる職種、あらゆる世帯にわたつて広く蔓延している。

(二) 年令別の考察

(イ) 乳幼児（〇—四才年令層） 乳幼児のうちツ反応陽性者は一六・三%にすぎないので、この年令層では大部分が結核未経験者である。患者は乳幼児の一・〇%あるが、ツ反応陽性者に対する患者の率は七・五%の高きに達し、他の年令層に比較して発病する割合が高い。

(ロ) 学童（五歳—一四歳年令層） 学童の結核死亡率は、人口一万対一・一で全年令層中最も低いにかかわらず、本調査の結果によれば学童一・四%が患者であることが明かになった。しかし、その大部分は良質で初期の型に属している。

(ハ) 青少年(一五歳—二九歳年令層) 患者は青少年の三・九%で、結核の発病はこの年令層において急激に増加し、全結核患者の三割すなわち八六万を占めているが、この年令層の特徴として慢性結核症の前段階の型に属する者が大部分である。従つて早期治療の効果が大きい。

(ニ) 壮年(三〇歳—四九歳年令層) 患者は壮年の五・三%で、これは全年令階層を通じて最も高く、著るしく進行したものも、その二割を占め、空洞を有する者もかなり多いが(患者に対して二一%)、その他の者は生活のあり方の如何、或いは治療の適否によつては更に進行するおそれの多い型に属している。これはこの年令層において結核死亡率が極めて高いことと(人口一万対一〇・一)併せて注目すべきである。

(ホ) 老年(五〇歳以上) 患者は老年の四・六%で、これは壮年層より低いが、その三二%が空洞を有し、しかも、その大部分(八八%)が無自覚であつて有力な感染源となつてゐる。

(三) 医療の状態

(イ) 必要な医療 これらの患者に対し必要な医療は次の通りである。

化学療法 二一九万(当而は化学療法を行い、その後外科療法を実施する者を含む)

外科療法 二二万

人工気胸又は気腹 一七万

その他の療法 四八万

しかしながら患者であることを自覚している者は二一・四%にすぎず、この無自覚性からみても現在までに医療をうけている者は少いと老える。

(ロ) 入院を要すると判定された患者数 本調査において純医学的

見地より入院を要すると判定された患者数は一三七万すなわち患者の四七%であつてこれを療法別にみれば次の通りである。

化学療法 五一万

外科療法 四二万(化学療法実施後外科療法を行う者を含む)

人工気胸又は気腹 三万

その他の療法 四一万

以上の調査にみられるように、即時入院を要する結核患者は全国で一三七万人に達しているが、現在の結核病床数は全国の公私立病院全体で二二万床(五四年一二月現在、なお調査当時の五三年一〇月においては一七万床)に過ぎず、従つて療養設備は到底間に合わない状態にある。そしてこのためベッドに空がないばかりに治療や、手術も出来ず在宅のまま死ぬ患者、それによつて感染するものは数知れないといった悲惨な状態、東京などでは設備のよい療養所に入れるまでにはまず一年から一年半、ひどいところは二年かかり、神奈川県では入院のために一万円以上の「権利金」を出すものが多しといった状態。また医療扶助をうけられる極貧階層は結核の場合むしろ恵まれている方で、運悪く家の一つもあつてこの扶助の適用が受けられない人々は極めて悲惨で、都会の小売商や五反以下の農家に多くみられるように、健康保険制度もなく、かといつて生活保護法では救えないこうした空間地帯は、保護はほとんど零に近いといった状態が全国的に起つてゐる(以上の例は五四・七・三〇、朝日「政治の貧困—医療」の記事より)。

このような深刻な状態に対して何ら根本的対策のなし得ない政府のとつた政策は、まづ入院をできる限り制限し、退院はこれを促進せしめてベッドの回転率を高め、自宅治療患者の入院を少しでも増加せよというのであつた。医療扶助患者の入退院基準を厳しく規定した通達や看護承認基準の通達はその現われである(第三章参

照)。しかしこうした政策は、治りかけた患者を強制的に退院させ、貧しい家庭で療養せざるを得なくせしめることになり、療養中の患者を大きな不安に陥入れ、結核患者の反対闘争をまき起している。また厚生省は九月三日の省議で結核対策強化要綱を決定、結核病床を五五年度以降四カ年計画で二六万床にまで増加すること、その他の対策を打ち出し、この施策の実施に伴う五五年度予算二六四億円を計上した。しかしこの結果はすべて明年にもち越された。

一方総評でも結核対策の国民運動を起すことを決め、九月二日総評主催で第一回の結核対策懇談会が開かれた。日本医師会、結核予防会、炭労、合化労連、自治労、全造船、全医労、日本患者同盟などの代表二一名が参加し、活発な意見がかわされた。この席上総評から提出された国民運動の推進案によると、一〇月において宣伝啓蒙や職場討議で要求を組織し、十一月には職場地域要求を中央に集約し、中央共闘会議を開き、十一月下旬から政府、国会へ対して要求闘争を始めるというものであった。こうした動きは労働組合が結核問題と真剣に取組みはじめたものとして、大きな意義をもつものであったが、しかしこの運動は若干の単組で問題とされた程度で、総評の意図した全国的な運動にまでは高まらなかった。

第六章 珪肺法制定の動き

珪肺法案（本年鑑27集参照）は、五三年八月七日第一六国会の参議院労働委員会において、左右社会党、労働党などの議員によつて提出され審議未了となつて以来、遂に第一九国会（五三年一月—五四年六月）にまでもちこまれたが、ここでも又審議未了となり、明年にもち越されるに至つた。第一九国会においても政府側は、予

算のないこと、珪肺治療の医学的研究が不充分であることなどを理由に引きのばしに努め、明年度において政府が何らかの法案を作つて提出することを主張し、この法案については逐条審議など審議らしい審議もほとんど行われず、結局今後とも継続して審議を行うことなどの方針が決定されただけであつた。なお明年度国会提出を目ざして政府による同法案の準備が進められることになつた。審議会（これは懇談会の形で行われた）における各党議員の意見および労働大臣の声明は次の如くである。

（四月六日第一回懇談会）

栗山委員長（左社） 費用の点について申すと本法案が施行される場合、現在いる患者について国庫負担は五億一千万円、従来患者の分で三億二千万円であるが、症状一期を除くと五億程度で済む。この程度ではどうでしょう。

田村委員（緑風） 予算を伴う議員立法は緑風会ではやらない事になつてゐる。五億程度で出来ることなら、政府提案で出したらどうか。

吉田委員（左社） 従来検診の例でみると、患者は一年間に全部発見出来るものはない。だから一度に全部費用が必要なわけではない。

栗山委員長 政府で提案されるのもよいが、けい肺対策審議会の結論は容易に出まいと思う。

亀井委員長 審議会ではなかなか一致して結論が出るということは困難と思うが、何れにせよなんらかの結論を出す方針で進めており、そうながくはかかるまいと思う。

吉田委員 本法案は、いま直ちにということが困難なら、施行は来年からでもよい。なんとか本案の制定を期待する。

井上委員（自由） わが党では、予算を伴うので反対が強い。労

働省、通産省で早く対策を立ててもらいたい。

榊原委員（自由） 一般の業務上の災害、職業病とのつりあいも考えねばならぬ。しかし自分としてはけい肺法を作ることには必ずしも反対ではない。目下審議中の本法案には直ちに賛成は出来ないが、けい肺対策審議会の結論を急いで、できるなら三十年度に政府から提案したらよいと考えている。

井上委員 自由党では、政調会でとりあげて研究することになっている。

栗山委員長 もしいくらかの修正によつて各会派一致した修正案が出来たら、本案はとり下げてもよいと思う。

田村委員 本案は継続審議にしておいて、各派一致して次期国会に政府から提案するよう政府に約束させることにしたらどうか
榊原委員 いままで少しも本案の内容について審議をしていないから、今後懇談の形式でもよいから逐条の審議をしておきたい

（第二回懇談会）

小坂労相 政府並びに自由党としては、昨日政調会で検討した結果、態度は一致しているので、榊原氏から申し上げるとをりと御承知願いたい。

栗山委員長（左社） 問題点を挙げて順次検討してゆきたいと思うが、その前に各派の本法案に対する考え方を聞きたい。

榊原委員（自由） 我々の意見としては、政府が自由党政調会の意見を容れて速かに考えをまとめ、けい肺対策審議会の結論を必ずしも持たなくとも、一日も早く政府より提案されることとし、できれば三十年度に提案することにして本法案の結論をつけることにしたい。

持永衆院議員（自由） 本人は自由党政調会労働対策部長をして来た。昨年以來衆議院ではけい肺小委員会を作り、検討してき

た。また本法案についても中立法制局第一課長の詳細な説明も聞いたが、相談の結果、予算も伴うので本年は如何と考える。また費用がどのくらいかかるか、中小企業の負担がどのようになるか等、まだ明らかでない。故にもう少し検討したい。労働省のけい肺対策審議会の結論を早く出すことにして、経費もはつきりさせ政府案として三十年度の通常予算に間に合うように提出してもらおうということに全員賛成であつた。しかし、あまり漫然とゆつくりかかられては困るので、小坂労相、亀井基準局長にも出席して貰つてこの話を聞いてもらつた次第である。

田村委員（緑風） 緑風会としては、予算を伴う議員立法はやらぬという原則を尊重する。いわんや参議院では特に気を付けるべきである。本法案の内容についてはまだ充分研究はしていないが、大局的にみて、よいのではないかと思う。が政府において予算の点も研究して、早く案を提出してもらふことにしたい。

吉田委員（左社） 本案は左社の案ではない。椿委員長の当時単行法を作ることとを委員会決定し、それによつて法制局と専門委員室において立案したものであるから、これを基として審議を進めることにしてもらいたい。しかし、原案のままを固執するものではない。

栗山委員長 この案は、党としてまだ詰つてはいない。しかし幾らかの修正によつて各派一致した修正案が出来たら、修正について責任をもつ。また本案をテツ回してもよい。

田畑委員（右社） 私の方もまだ党に諮つていないが、修正には大いに応ずるから、ぜひ今国会で成立させたい。

寺本委員（改進） 自由党と緑風会はずでに態度を決めておられるし、社会党の方は譲歩するといつてゐる。現在の国家財政の見透しでは、一年待つてもなかなか困難と思うから、むしろ補償

の増額を後廻しにして、予防を中心として考えることにしてはどうか。

市川委員（無所属） 鬼怒川の病院を視察して患者と懇談した際、法案の成立を首を長くして待っているのをみた。多少の修正はしても、早く成立させたい。

安井政務次官 けい肺対策審議会の結論を極力急がせたい。また一面現行法をできるだけ拡張解釈して、補償、予防についてもつとやれるよう研究させている。

神原委員 いつ迄もけい肺対策審議会の結論が出ない時は、三十年代は何らかの形で実現せられたい。

田村委員 けい肺対策審議会の結論は尊重するが、その如何とは別に政府として来年は何んとかやることにしてほしい。

（小坂労働大臣の声明）

珪肺対策の重要性については、いまさら申し上げるまでもないところでありまして、労働省と致しましては、労働衛生行政上最も重要なものの一つとしてこれを取り上げ、昭和二三年以来逐次珪肺巡回検診を実施して、罹患労働者の把握に努めるとともに、珪肺労災病院及び珪肺試験室を設置して、患者の療養と珪肺の予防並びに治療を目的とする研究を行い、又、都道府県における監督機関によつて、予防のための施設の改善、健康管理の徹底等について、指導管理の徹底等について指導監督の実を挙げるべく努力をつづけて来たところであります。

しかしながら御承知の通り、珪肺の予防並びに治療について、充分その実効を挙げるためには、現在遺憾乍ら学問的に種々未解明な問題が残されておりますと同時に、作業環境の改善等の実施については、企業に多大の経済的負担を必要とする場合が多い等の事情により、その対策が必ずしも万全を期する段階に至つてい

ないことは、これを認めざるを得ないところであります。

去る第一六国会において、珪肺法案が議員立法として提出せられ、当労働委員会において、慎重に御検討がなされておられ、これが珪肺対策を推進する上に大いに貢献しておることは認めるのであります。同法案に対する政府の見解としましては、同法案が政府の予算措置を伴うものであり、又政府としては、珪肺対策全般につき、目下珪肺対策審議会に審議を煩わしておりますので、同審議会の結論を俟つて予防、診断、補償等についての立法措置を講じたいと考えておるのであります。

珪肺対策審議会におきましては目下、予防、診断、厚生対策、粉じん限度の各専門部会を設け、回を重ねて慎重検討を行つているのであります。さらにその審議を促進し、速かに結論が得られますよう督励致すつもりであります。その結論を速かに得ることが困難な場合におきましては、政府としましては諸般の意向を参酌し、速かに立法措置について善処致したいと考えております。以上は立法に関する政府の見解であります。なお行政上の措置としましては、目下調査研究に着手しております労働安全衛生規則において、予防上必要な規定を挿入したいと考えております。又石工等に対する労災保険の適用の拡張あるいは巡回検診の推進、珪肺病床の増設等の措置を行い、立法上の措置がなされるまでもなく、行政上の措置によつて珪肺対策の万全を期したいと考えております。

珪肺法制定実現のために活潑な運動を行つてゐる労働者の側では一月一八日全日本金属鉱山労働組合、日本炭鉱労働組合、全国造船労働組合総連合、日本鉱山労働組合、全国窯業労働組合連合会、全国土建労働組合総連合、日本鉄鋼労働組合連合会などが参加して、「労働組合珪肺対策委員会」を結成し、珪肺法制定促進のための運

動を広めて行くことになった。三月六日、この対策委員会の主催により上記各労働組合代表が参加して珪肺法制定促進大会が開かれ、次のような決議を行つた。またその後国会の審議に対しては各地鉱山労働者を中心として、法案成立のための陳情が活発に行われた。

(決議)

産業の尊い犠牲である各種職業病のうち特殊な性質を有する珪肺病は金属、石炭鉱業、窯業、機械鑄物、土石採取業、石工等広範な産業に従事する百万労働者のなかで検診を終了した七万名のうち既に一万名に及ぶ罹患犠牲者が発見されるに至り、更に罹患者の数は増大の一途にあり、今日正に社会人道上放置することを許さない問題となつている。珪肺は現行法令の範囲内における対策措置では到底要請される撲滅対策の確立は遂行出来得ず、抜本的解決を法律上にもとめるならば特別法の早期制定に俟つ以外に手段なく、徒らに犠牲労働者の続発を見るに過ぎない。さきに第十六国会で議員提案により提出された珪肺法案は現に参議院労働委員会で継続審査されているが、我々関係産業労働者は速かな国会審議の遂行による特別法制定の促進を大会の名において決議する。

一九五四年三月六日

珪肺法制定促進大会

珪肺対策審議会では五〇年二月発足以来、珪肺対策上の諸問題について審議を行つてきたが、一〇月一六日、珪肺対策上の当面の問題点およびこれに対する労使の意見について、労働大臣に中間報告を行つた。その内容(抜萃)は次の通りであり、ほとんどの問題について労使の意見が対立している。

(珪肺対策上の問題点)

予防関係

- 一、粉じん量を減少せしめるための有効適切な方法について
- 二、粉じんの吸入を防止するための適当なる防護具及びその種類に応じ使用すべき粉じん作業の基準について
- 三、労働者に保護具の着用を義務づけるべき粉じん作業の基準について
- 四、肺結核その他一定の疾病罹患者について健康管理上一定の粉じん作業を就業禁止するとすれば、その疾病の範囲及び粉じん作業の基準について
- 五、珪肺罹患者について健康管理上一定の粉じん作業の就業を制限し配置転換を行うとすれば、その範囲及び制限すべき粉じん作業の基準について

診断関係

- 一、珪肺の症状区分を設けるとすれば、いかなる名称区分が適当であるか、その判定基準について
- 二、珪肺に対する処理を迅速且つ適切に行うため現行の珪肺診断機構等を拡充整備することについて
- 三、珪肺に対する処理を適切に行うため現在事業場において行われている一般の健康診断の外に特に珪肺健康診断を行うこと等について

厚生対策関係

- 一、珪肺罹患者の療養補償の期間を五カ年に延長することについて
- 二、珪肺罹患者の打切補償費及び遺族補償費について、休業補償費と同様に平均賃金のスライド制を採用することについて
- 三、珪肺罹患者に対して栄養補給を行うことについて
- 四、珪肺罹患者を一定の粉じん作業から配置転換する場合、転換補償を行うことについて

五、珪肺休業補償を平均賃金の八〇パーセントに改めることに
ついて

粉じん限度関係

一、粉じんの測定器具及び測定方法について

(珪肺対策上の問題点に対する意見)

一、予防関係

(労働者を代表する者の意見)

現在予防部会に於いて五項目についての広範囲に渉る検討が進められているが、その結論を得るに至つてない状況にあるのでこの情勢を前提として意見を述べる。

一、総ての災害や疾病はこれを未然に防止することに依て対策の意味がある。不幸にして珪肺は一度罹れば現在の医学の力を以てしても完全に治すことが不可能ばかりか根本的療法すらない段階であるので撲滅の唯一の手段は予防すること以外に方法はない。従つて現に検討中の五項目の具体的且速かなる結論を期待する。

二、希望意見として部分も認められているごとく予防措置は人命の保護を主体とする対策の実施であるから技術的医学的方法の綜合によつて充分検討され、その適正を期せられたい。この場合就業制限及び禁止等の措置も含まれるので、労働者の職場を閉鎖し又は縮小することのない様爾後の対策も含めて検討されたい。

三、原則はあくまで人命保護の対策であるので経済的事情を条件とする検討を排除した綜合対策の確立を第一義として、具体的に実施する場合の方法或は条件等は別途に検討すること。尙労働者に義務を課する場合の条件は綜合対策において安定した義務づけをすることとし、強制的不合理を排除すること。

四、特に金属、石炭鉱業に就ては鉱山保安法との関係を明らかにするとともに思想的統一をはかり対策を一致せしめること。

五、(四)以外の産業に就ては諸種の作業条件を有しているので個々の条件を詳細検討の上対策の万全を期せられたい。

(使用者を代表する者の意見)

予防関係の五項目の問題については総て審議過程にあつて、未だ何れも結論が出てないので、予防専門部会審議経過報告にある通り更に充分検討を加え、第十二回珪肺対策審議会において部長の要望もあつた如く他部会に関連を有する問題については早急に合同審議の上、その結論を出すべきである。

二、診断関係(略)

三、厚生対策関係

(労働者を代表する者の意見)

予防を困難にし且つ不治である珪肺は根本的治療法がないばかりか、進行を伴う慢性疾患としての悲惨性と、その発生の産業的規模の大きさにおいて他の多くの職業病に比較して極めて特殊な性質を持ち、加えて肺結核その他疾病の合併によつて常に死の恐怖にさらされ致命的被害をうけている。従つてこの疾病に罹つた者の救済が強く珪肺対策上の重要な一環としてさげば、且つ人道上的見地からも注目されるところである。厚生部会が検討を進められた五項目の解決は必要欠くことのできない問題点として且つ珪肺撲滅のために必要とする予防措置の達成を期するための関係をも看過し得ない問題である。

一、療養補償の期間を五カ年に延長することについて。

労基法第八十一条で療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合は、使用者は平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後は法律の補償を行わなくてもよいと規定され

ているが、一般職業病は三カ年間に全治することは一部を除いては可能であり得ても、珪肺症は一度罹患すれば絶対に治ることがないといわれている。事實は治療法のない現実においては全く不合理である。一般職業病の場合治療によつて全治すれば、その後再発したとしても法律上の保護は新しく生じて来るので結果的には相当期間の療養も可能である。従つて珪肺症は本来ならば当然永久的に法律の保護を必要とする特殊の疾病でありこの事情を認められて少くとも更に二カ年の期間延長を認められるべきである。

二、打切遺族補償費については、休業補償費と同様に平均賃金のスライド制を採用することについて。

既に厚生部会においても原則的に意見の一致するところであるが、休業補償費に採用しているアップ・ダウン・二〇パーセントの基準については再検討を必要とする。

三、罹患者に対して栄養補給を行うことについて。

珪肺の治療法は医学的に未解明の段階であるが、特に珪肺に罹つた労働者の合併症による進行を阻止するために常に体力の保持増進を栄養の補給によつて行う必要がある。

四、一度の粉じん作業から配置転換する場合転換補償を行うことについて。

労働者は安定した職場で働き生活の根柢を獲得することを最大の使命としているが、不幸にして珪肺に罹つたことによつて病状の進行を阻止するために、職場転換が必要とされ、或は就業禁止すら命ぜられなければならない事情においては、当然配置転換に伴う損失が補償されなければならない。転換補償の一つの方法として粉じん職場離職時の珪肺罹患の程度に応じて障害補償費を支給することも考慮すべきである。

五、休業補償費を平均賃金の八〇パーセントに改めることについて。

珪肺は進行性の慢性疾患であるために他の業務災害や疾病と異り休業を必要とする段階においては極端に体力が減退し、従つて収入の減少の伴つた時期に平均賃金の算定が行われる不合理がある。実体として既に金属鉱業等では、その補償費の程度が八〇—一〇〇パーセント確保されている実状であり、最低限度八〇パーセントまでは確保されねばならない。

（使用者を代表する者の意見）

「項目（一）について」

療養補償期間を五カ年に延長することについては医学上積極的な根柢に乏しく、たとえ五カ年に延長しても問題は総て解決するといふものではない。又珪肺に就て療養補償期間を延長することは現行基準法に定められた補償責任の根本精神を根柢から覆すもので、現在の国性に鑑みても不当だ。

「項目（二）について」

休業補償が常均賃金のスライド制を採用している今日においては打切補償及び遺族補償についてもスライド制を採用することは一応首肯されるが、珪肺補償についてのみこれを適用することは妥当ではない。

「項目（三）について」

珪肺患者に対してのみ、特に栄養補給を行う医学的根柢はない。

「項目（四）について」

珪肺罹患者に対して転換補償を行うことは、業務上疾病の結果責任に対して使用者の補償義務を建前とする現行基準法の補償理念を逸脱するものであるから妥当でない。

「項目(五)について」

項目(一)について述べたと同様の理由から珪肺について、八〇パーセントに改めることは妥当ではない。

日経連では、政府による肺法案作成の動きに対して、一二月三日、日経連及び関係一二団体の連名をもつて政府当局に意見書を提出し、使用者側のこれに対する見解を発表した。それは次の如くである。

(珪肺立法に対する意見)

珪肺特別立法に対しては従来とも屢々われわれの見解を披瀝して来たのであるが、政府は目下珪肺等の予防保護に関する特別法を立案中と仄聞するので、ここに重ねてわれわれの見解を表明する。

一、珪肺に対する立法化については多分に問題点が存するが、特に次の諸点から今直ちに立法化することに対しては反対せざるを得ない。

(1) 業務上傷病に対する使用者の責任については現行基準法の建前に基き療養期間三年を経過しなお治癒せざる場合は一、二〇〇日に及ぶ打切補償を支給することによつて使用者は爾後一切の補償責任はない。従つて若し基準法を上廻る補償を定めるが如きことあらば、同法の無過失賠償責任の根本精神を根底から覆すものであり、而も珪肺についてのみかかる特別措置を講ずることは理論の一貫性を欠くものであつて到底容認し難い。

(2) 珪肺に対する医学的技術的研究は今後の研究に俟たねば未だ解明せられない部面が極めて多い。また純学問的に検討がなされたものであつても、これを行政施策に移すに当つては別途に今後の検討を必要とする問題もまた多分に存するので

あつて、かかる科学的基礎的問題の解決なくして立法措置を講ずることは予防、補償両面ともその適切な措置は期し難い。

(3) 珪肺巡回検診の現在までの実施状況は法案が対象とすると予測せられる関連業種の極少部分に過ぎず、大部分が未着手であり、従つて法の適用対象人員すらの確に把握されないのが現状である。また珪肺診断が高度の専門的知識と技術とを要するだけにその専門医の養成が先決なるにも拘らず、診断機構の整備すら行われていないのであつて、かかる状況において立法措置のみを先行するときは珪肺の識別が不確定なることと相俟つて徒らに珪肺患者数のみ増加する結果となり、法の円滑な運営は到底期し難い。

二、以上の点からわれわれは立法化に対し強く反対せざるを得ないのである。

従つて珪肺問題については敍上の点より科学的な解明と共に充分な実態調査及び診断機構の充実等行政面における基礎的条件の整備を行うべき段階であつて、いま充分の準備なくして直ちに特別の立法措置を講ずることは妥当ではなく、現段階においては時期尚早というべきである。

第五編 経営者団体

労働基準法関係諸規則改正に関する関西経営者協会の意見書 関西経営者協会は、労働省が、労働基準法施行規則および女子年少者労働基準規則の改正案を提起したので、両規則関係の改正に関する意見書を、労働大臣、同次官、中央労働基準審議会長などに提出した。その意見書の概要は、つぎのとおりである（日経連タイムス、一九五四年二月一日号による）。

（意見書概要）

労働基準法が施行せられてから、既に六年余の日子を閲している。その間経営者は常に本法を遵守するとともに労働者保護の見地より労働条件の国際的水準の維持向上に絶えざる努力を重ねてきた。しかるに基準法を一連とする労働関係法規は、占領下急速に制定を余儀なくせられた関係上、その法体系に種々の矛盾を包蔵しており、また労働者保護に急なるあまりわが国本来の実情が軽視されている点が少くない。特にこの傾向は中小企業において顕著なものがあり、現実の改正はいずれも技術的な点に限られ弥縫的な結果に終つたことは誠に遺憾とするところである。

今日わが国経済は誠に憂慮すべき段階にあり、特に弱小中企業においてはその存在さえも脅かされている現状である。更に放漫なる消費景気を抑制するためには、労働者の最低生活を保障する

のは当然のこととはいへ、国民の耐乏生活が必然的に要請せられねばならない現実である。

かかる現下のわが国の社会経済の実情に徴すれば、中小企業の実情に即応しないと認められる規定を是正し、又従来の煩雑な手続を徹底的に簡素化して事務労力の節約をはかることこそ極めて緊要とするところである。

われわれ経営者は過去六年余の実際的経験に鑑み、以上の見地より最高限度、次の諸点について改正せられるよう要望する次第である。

労働基準法施行規則関係

- 一、第五条の第三号を削除すること（寄宿舍規則の明示）
- 二、第一二条を削除すること（変形八時間制の周知義務）
- 三、第一六条第二項を削除すること（時間外、休日労働協定）
- 四、第十八条各号を更に具体的に規定するか又は第六号乃至第八号を削除すること（時間外労働の制限）
- 五、第一九条第六号を削除すること（割増賃金の算定）
- 六、第二十条を削除すること（深夜労働の割増賃金）
- 七、第二十二条但書を削除すること（事業場外における労働時間）
- 八、第二三条の許可を廃止すること（宿日直労働の許可）

九、第二四条の許可を廃止すること（坑内労働の時間計算）

一〇、第二五条を削除すること（休暇請求の時季の聴取）

一一、第二七条第一項中の括弧書を削除すること（九時間労働制）

一二、第三〇条を削除すること（女子の協定による時間外労働）

一三、第三一条を改正すること（一斉休憩の除外） Ⅱ 停車場、倉庫、埠頭における貨物取扱事業（法第八条五号）は第三一条に追加すること。

一四、第三二条の許可を廃止すること（休憩時間の適用除外）

一五、第三七条を削除すること（医師の診断）

一六、第四九条の届出には労働協約の添付を要しないものとする
こと（労働協約の添付）

一七、第五三条の記載事項を簡素化すること（労働者名簿記載事項）

一八、第五五条の括弧書を削除すること（日雇労働者の賃金台帳）

女子、年少者労働基準規則関係

一、第十条の二を改正すること（女子の時間外労働） Ⅱ 株主総会株式配当、棚卸、仮決算などの女子労働を法第六十一条但書の業務に含ませること。

二、第十一条の二に寄宿舎の賄婦を追加すること（女子の深夜業禁止の特例）

三、第十二条の制限を緩和すること（女子年少者の重量物を取扱う業務の就業制限）

四、第十三条の制限を緩和すること（年少者の危険有害業務の就業制限）

五、第十四条の制限を緩和すること（女子の危険有害業務の就業制限）

六、第十六条を削除すること（女子の生理時の就業制限）

労働基準法関係諸規則改正に関する日本経営者団体連盟の意見

また、日本経営者団体連盟も、傘下経営者団体と主要企業の改正要望意見を取りまとめ、中央労働基準審議会に提出した（日経連タイムス、一九五四年二月二五号による）。

（改正要望意見）

労働基準法施行規則関係

（一）交替制勤務者及び二日にまたがって勤務する者の休日は暦日でなく継続二十四時間とすること。（法第三十五条）

（二）割増賃金算定基礎から労働の対償でない手当（休日手当、寒地手当等）を除外すること。（法第三十七条、則第二十一条）

（三）宿日直勤務の許可制を届出制に改めること。（法第四条、則第二三条）

（四）第二六条第一項の規定は現行通りとすること。（法第四〇条則第二六条）

（五）変形九時間労働制における一日一時間の最高労働時間を廃止すること。（法第四〇条、則第二七条）

（六）第二七条の適用事業にラジオ、テレビの放送事業を加えること。（同前）

（七）貨物取扱事業にも一斉休憩の適用除外を認めること。（法第四〇条、則第三〇条）

（八）休憩を与えない特例に関し、許可制を廃止すること。（法第四〇条、則三二条）

（九）日雇労働者の賃金台帳は引続き一カ月を超えて使用される者と然らざる者によつて区別をしないこと。（法第百八条、則第五五条）

女子、年少者労働基準規則関係

(一) 寄宿舎、寮の炊事婦、バスの車掌、遊覧バスのガイド、放送事業における女子のアナウンサー、プロデューサー、取材員に深夜業を認めること。(法第六二条、女少則第一一条の二)

(二) 満一八歳以上の女子の重量物運搬に関する所轄労働基準監督署長の許可について断続作業四〇K、継続作業三〇Kの制限を緩和すること。(法第六三条、女少則第一二条)

最低賃金制に関する中央賃金審議会使用者側委員の意見書 最低賃金制の可否について、政府へ答申する案を作成中の中央賃金審議会小委員会(公益委員のみで構成)にたいし、三月九日、使用者側委員は、つぎのような意見書を提出した。

(最低賃金に対する使用者側の意見)

最低賃金制については第一〇回審議会の決定方針に基き、審議及び実態調査を行つてきたが、その結果、われわれとしては、最低賃金制は単に労働政策だけでなく、家内工業の如き零細企業をも含めた中小企業対策、あるいは失業対策、さらには農村対策、総合的経済政策の一環として検討さるべきものであり、現下の経済実態のもとでは、これら総合経済政策の観点から早急実施は極めて時期尚早であるとの見解に到達した。

われわれの最低賃金制に関する見解は審議会に於て、その都度披瀝して来たのであるが、答申作成の機会に改めて総合的に取纏めて見ると左記の通りである。

(一) 中小企業の現状では最低賃金の実施は困難である。

審議会では低賃金業種中、取敢えず四業種を選択し、二次にわたる実態調査を行つたが、実態報告書によれば、別紙の如く金融、税制、価格、販売、生産等の経営全般の対策について改善が最低賃金制実施の前提条件として要請せられており、これらは何れも日本経済の現状に照し実施が困難であると考えられる。

また現在の中小企業の実態を見ると、経済情勢の悪化の影響を最も強く受け、正に破綻の寸前にあるというも敢えて過言ではなく、労働基準法を守り得ない経営状態からも一端を窺うことが出来る。従つて最低賃金制の実施は企業の倒産、雇用機会の減少等を招来し、その結果は賃金安定ひいては労働保護の本来の目的と相反する虞れが極めて大である。即ち、最低賃金制は通常の雇傭関係を阻害し、勢い賃加工形式による家内労働的な職場の分散化傾向を誘致助長することとなるであらう。

(二) 日本における労働構造の特質からみて

最低賃金実施は慎重に考慮を必要とする。現在の労働構造面から最低賃金について検討を加えてみると、低賃金が存在している中小企業の労働者については、単なる経済理論や賃金理論からのみ律し得ない特殊事情即ち労働構造の特殊性に深く起因していることを無視しえない。殊に過剰労働と低賃金労働の源泉である農村との関連が極めて密接であり、かかる零細企業を含めた中小企業では一般労働者の外に青少年、ときとしては老人、主婦までも内職あるいは副業という、いわゆる家計補助型労働者、出稼型労働者が支配的であり、操業日数、労働時間等も一般産業に比して極めて低劣で、正常な意味での労働者でないものが包含せられていく状態である。即ち審議及び調査結果によつてわれわれが最も危惧していた日本の過剰人口及び潜在失業人口との関連が極めて密接なことが顕著となつた。従つて最低賃金は労働構造の観点からも単なる労働保護政策だけでなく、中小企業対策、農村対策、失業対策等を慎重考慮しなければならない。

(三) 最低賃金制より労働生産性向上が先決問題と考える

企業経営は経済性の要求に従うものであり、労働者に対する賃金は、労働の結果に応じて支払われるものであつて、労働生産性

の向上を裏付とすべきものと考えるが、現在の中小企業の労働生産性は極めて低劣であり、この改善方策こそ一層の努力が傾注せられねばならぬ。就中、国際価格競争が激化し、製品原価引下げが強く要請される現段階においては、中小企業の果す役割の重大性に鑑み、労働生産性の向上が先決問題であると考ええる。

叙上の諸点によりわれわれとしては、四業種に実施困難なる実情から全般的な最低賃金に関する検討すら時期尚早であるとの見解に到達した。従つて国力の充実強化に即応して、漸進的に最低賃金実施を考慮すべきであり、低賃金のよつて来るべき社会的、経済的な原因を究明打開せずに単に労働保護の一面より、これを実施せんとするときは、中小企業存立の基盤を脅かし、逆に賃金と雇傭の安定を阻害するのみならず、徒らに社会不安と労働不安を醸成する結果となるであらう。

従つて答申起草に当り、特に日本経済は真に憂慮すべき危機に見舞われており、これを打開するための長期総合的な経済自立政策が要請せられている実状に鑑み、総合的観点より慎重考慮の上処理せられんことを要望する次第である。

〔別紙〕 四業種の最低賃金制と関連して一業種又は四業種共通で要望せられた措置の概要

◆ 金融対策 (1) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫および国民金融に低利な政府資金を注入し資金源の拡大を計ると同時に貸出金利を引下げることに

- (2) 借入手続を簡素化すること
- (3) 信用保険法の改正
- (4) 倉庫証券担保金融制度への追加指定
- (5) 銀行取引の受入態勢の整備
- (6) 手形割引の特別措置

(7) 労働保険料率および火災保険料率の引下げ

◆ 税制対策 (1) 所得税諸控除及び税率の引下げ

(2) 法人税の軽減

(3) 中小企業の合理化準備積立金の設置と非課税措置

(4) 事業税は所得税又は法人税の附加税とする

(5) 固定資産税中事業用償却資産は課税対象から除く

(6) 生産者が立替払する間接税は新設しないこと

◆ 価格対策 (1) 価格安定法の実効を更に確保する方途を考慮すること

(2) 最低価格入札制を廃止し適正価格入札制に改めること

◆ 販売対策 (1) 海外見本市開設に対する国家助成

(2) 海外宣伝費の国家負担

(3) 海外市場調査網の拡充

(4) 海外出先機関への国家援助

(5) 東南アジアの開拓

(6) 輸出優先外貨の増額と輸出奨励金制度の設定

◆ 生産対策 (1) 生産調節に対する国家補償

(イ) 生産調節資金利子全額国庫負担

(ロ) 遊休設備の国家補償

(2) 原料費節減のための施策

(イ) 原料購入価格節減のための方策

(ロ) 原料歩留りの向上と代用原料利用のための方策

(3) 設備制限の撤廃

(4) 労働者技能の向上——技能者養成計画の作成

「当面の賃金要求に対する経営者の心構えについて」の関東ブロック経営者大会決議 三月一五日、神奈川県経営者協会創立五周年記念をかねて、横浜市で関東ブロック経営者大会が開催され、「当

面の賃金要求に対する経営者の心構えについて」の決議が採択された。要旨つぎのとおり。

(決議)

最近の日本経済は国際収支面の悪化により、このまま推移すれば重大な難局に達する情勢にある。

従つて労使相協力して企業の健全化を図り生産性の向上とコスト引下げに努めることは、今日何よりも強く要請せられるところである。

今春の賃金要求に対する経営者の心構えとしては、健全経営による健全賃金の原則を更に再確認し苟くも企業の支払能力を超えた賃金要求に対しては毅然たる態度で臨み、安易なる妥協を排し企業の実態に即応した合理的解決こそ現下経営者に課せられた重大責務であると信ずるものである。

〔記〕

一、企業の支払能力の限界

賃金の決定に当つては企業の生産性並に商品の市場性によつて生ずる企業の支払能力を源資とし、さらに資本と労働の生産への貢献度合を勘案して考慮すべきである。たとえ商品値段の騰貴等企業外的原因により偶発的利潤が一時的に生じた場合でもこれを源資として恒久的なベースアップに投入することは健全経営の観点より適當ではない。

二、賃金の国民経済的要請

大規模産業の勤労者の賃金水準は既に過去数年に亘る年中行事的ベースアップ闘争により消費者物価を上回つて獲得せられ、その生活は戦前水準を凌駕している。殊に全就業者のうち雇傭労働者が三六%に過ぎないにもかかわらず国民所得中に占める勤労所得が四九%を占め限界に到達している現状において、かかる大規

模産業が単に企業の支払能力面より可能なりとして、無制限なベースアップを許容するときは、業種別規模別及び労働の組織、未組織の別による勤労者所得の較差をさらに拡大し、また物価引下げの国家的要請に相反する。従つて大規模産業乃至基礎産業の賃金決定に当つては国民経済的見地に立つて一層厳正に対処しなければならぬ。

三、企業経営自体の再検討

全体的に企業経営の実態をみれば一部の例外を除き、その計上されている利益や配当は減価償却の不足、資産再評価の不十分、自己資本の不足による資産機構の歪みから生れた見せかけのものが少くない状況である。従つて賃金決定に当つては利益、配当、金利償却、資産再評価等企業経営の厳しい現状分析に立つて充分吟味検討を加えなければならぬ。

労働安全衛生規則改正に関する関西経営者協会の意見 三月一六

日、関西経営者協会は労働安全衛生規則の改正に関し、労働省、中央労働基準審議会に建議をおこなつた。そのうち、総括的意見の内容はつぎのとおりである。

(一) 労働安全衛生規則第四編特別安全基準 第一章乃至第四章(第二二六条乃至第四三条)及び関連条文を削除し、その基準の施行については当該技術関係の権威ある事業会社又は団体に移譲すること。但し、使用者が労働者に対する安全衛生確保の見地から絶対に措置することが必要と認められる規定についてはこの限りでない。

例えば汽罐、特殊汽罐の設置、変更及び据付工事者の認可、又はその性能、罐体、熔接、落成並びに変更検査及び汽罐士、汽罐熔接士の免許、起重機の設置の認可、又はその性能、落成並びに変更検査及び起重機運転士の免許、アセチレン熔接装置の設置及

び発生器、安全機、発生器室又は格納室の変更の認可又はその性能、落成並びに変更検査及びアセチレン溶接士の免許等についてはこれを実施し得る資格を具えた事業会社又は団体に委譲して労働安全の確保と併せて技能の向上を図る。又映写技術者の免許についてはこれを実施し得る資格を具えた事業会社又は団体に委譲するが如くである。

(二) 他の法令（例えば消防法、鉄道法、軌道法、鉱山保安法等）又は地方自治体条例等と重複又は矛盾する部分について統合整理又は改正すること。

例えば本規則に規定する技能試験に合格した者が、更に他の法令の規定によつて同一内容の試験を受けなければならなかつたり或は本規則の規定に基いて建設した建造物又は設備が他の法令によつて不許可となり、又はその逆の場合の如き重複又は矛盾は速かに調整せられるべきである。

(三) 従来行政当局より発せられた通牒等解釈例規中実態に副わないと認められるものについてはこの際併せて改正すること。

労働安全衛生規則改正に関する日本経営者団体連盟の意見 また、日本経営者団体連盟も、労働安全衛生規則の改正に關し、総括的意見一九項目、逐条的意見八六項目を決定、労働大臣、中央労働基準審議会長などに要望した（日経連タイムス、一九五四年五月二七日号による）。そのうち、主な項目は、つぎのとおりである。

一 総括的意見

(1) 他の法令（建築規準法、消防法、鉱山保安法、結核予防法、食品衛生法、鉄道法、軌道法、地方自治体条例）と重複又は矛盾する部分は整理統合又は改正すること。

例えば、(イ)建築規準法令に定める基準を上回り、或いは詳細に規定されている面等は是正又は解釈を統一すること。(ロ)食堂、炊

事場の衛生基準は厚生省関係の食品衛生法等にもあり、煩雑であるから一元化すること、(ハ)本規則に規定する技能試験に合格した者が、更に他の法令の規定によつて同一内容の試験を受けなければならなかつたり、本規則の規定によつて建設した建造物又は設備が他の法令によつて不許可となり、又はその逆の場合の如き重複又は矛盾はこれを調整すること。

(2) 他の法令と関連重複する面については、所管の行政官庁も各々異なり行政上併行して監督されているため、相互に調整し二重の監督がなされぬよう配慮すること。

(3) 許認可、屈出等の手続、様式等は極力簡素化するか、又は廃止すること。

例えば、(イ)各種主任者専任報告等の廃止、(ロ)三一五條の二、三二三條三三三條の二、四〇一條の二及び四一〇條の二関係各種特殊技能の免許の更新を受けようとする者は、本人の希望する最寄りの都道府県労働基準局長に申請することができるよう改正すること、(ハ)簡単な検査（例えばアセチレン溶接、ガイデリックの定期状態検査）変更等は事業場等に権限を委譲し、事後結果を報告すれば足るよう改正すること。

(4) 監督行政を最小限度とし、指導助長行政に重点をおくこと。

(5) 理想を謳い現実と遊離したような条文、また常識的なもの啓蒙的事項等は大幅に削除または整理統合すること。

(6) 労働者の遵守すべき義務を強化すること。例えば保護具取扱上の義務について「保護具を故意に破損または変改造してはならない」「機能を失つた保護具は速かに使用者に申出なければならない」等。

(7) 出先機関に監督、検査等につき大幅な権限を賦与すること。

(8) 有害場、気温に関する恕限度につき科学的に再検討すること。

と。

(9) 保護具、汽罐関係等の規格は「JIS」に準拠することとし労働大臣の検定等と二本建にならぬよう考慮すること。

(10) 従来行政当局より発せられた通牒等解釈例規中実態に副わないものは改正すること。

二、逐条的意見

(1) 第十四条(衛生管理者の資格)第二号を削除し次の号を加えること。

「旧中学校令による中学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する者及び二年以上保健衛生に関する業務に従事した経験のある者のうち都道府県労働基準局長が適当であると認めた講習会を終了した者」

(理由) 現行の試験免許制度は所定の衛生管理者の選任には多くの困難を来たし企業の実態にそわない。

(2) 第一七一条(適用除外許可申請)適用除外の申請に対しては具体的事情に応じて期間を定めまたは期間を定めずに許可することができるよう改正すること。

関西経営者協会第八回総会の「中小企業労働対策推進に関する提

案」 四月八日、関西経営者協会は、大阪市で第八回定時総会をひ

らき、「中小企業労働対策推進に関する提案」を決定した。全文、つぎのとおり。

(提 案)

我国経済において極めて重要な地位を占める中小企業問題は常に各界より論議が重ねられ、一部施策も講ぜられつつあるが、その育成自立の諸方策は弥縫的に止り、未だ十全を期し難く今日の経済危機の情勢下その前途まことに深憂にたえないものがある。世界的景気の停滞乃至後退の中にあつて、独りわが国産業活動が

表面活況を維持するものの如くであるが、これは主として消費の増大、特需への依存輸入の増加等を背景とするものであつて、ために国際収支は極度に悪化し、企業の実態は不健全な要因を多分に包蔵し今や危機的様相を濃化しつつある現状である。

ここにおいて、財政金融の引締め政策を敢行し、産業合理化の徹底を期するは当然の方策であるが、その結果しわ寄せは脆弱な中小企業に集中せられ、倒産するものの頻発化を恐れるのである。その社会的経済的に及ぼす影響に鑑み、今こそ抜本的対策を講じなければならぬと信ずる。

殊にかかる経済的条件の下に指導的労働団体は、強力に中小企業への活動を展開し、随所に深刻な労働紛争を惹起せしめている現状であつて、しかも実情に即応しない労働法制の重圧があり、このままに推移するならばこの労働面より中小企業界の混迷と崩壊を招く恐れなしとしないと考えられる。

右に鑑み日本経営者団体連盟においては、地方経営者協会との連繋を更に緊密化して左記の通り労働政策の再検討は正を計ると共に、中小企業経営者の相互啓発に一段と努力を傾倒し、適切な労働対策を講じ、以て中小企業の健全な発展と安定に資せられん事を切望するものである。

〔記〕

一、我国経済実態並に中小企業経営の実態及び労働問題に対する

認識理解の為の啓蒙

二、中小企業貸金問題に関する調査研究と対策

三、労働法制に関する抜本的再検討と改正への運動

四、労務管理の刷新、労働条件の整備に関する方策樹立

(就業規則労働条約の検討)

五、職場組織の確立に関する方策樹立

(職制の確立および適性配置)

六、中小企業に適する各種教育訓練方式の研究並に促進
七、その他中小企業の育成自立に必要な事項の方策樹立

日本経営者団体連盟第七回定時総会が確認した最低賃金制答申案にたいする使用者側委員の意見(四月一五日、東京)

最低賃金制については労働省に設置された中央賃金審議会に於て審議が進められており、目下公益委員が答申案作成に当たっているが、去る三月九日の使用者側委員との打合せ会に於いて公益委員から答申案起草の構想として四業種に最低賃金実施を骨子とする意向が示された。われわれとしてはさきに二回に亘り報告された専門審議会の実態報告書においても賃金実施には金融、税制、価格、販売、生産の凡そ企業経営全般に亘る改善が前提条件として提示されており、これらは日本経済の実態、特に中小企業の現状、労働構造の特殊性から早急解決は至難とみられるので、従つてわれわれは最低賃金実施は時期尚早であると考えていた。

然るに公益委員から前記実態報告書の内容を充分吟味検討することなく、四業種に最低賃金実施を内容とする答申案の意向が突然示されたことは、低賃金業種から取敢えず四業種を抽出し、実施の可否を検討した従来の審議経過を全く無視するものであり、公益委員独断の譏りは免がれ難いところと考える。

なお四業種の最低賃金実施は調査対象を実施対象にすり替えたもので論理的にも極めて飛躍し不合理である。従つてわれわれは最低賃金実施の及ぼす影響の甚大なる事実に鑑み、特に公益委員に対して慎重考慮せられんことを希望する。

応急失業対策に関する日本経営者団体連盟の意見書 日本経営者

団体連盟失業対策委員会は、七月九日から八月二五日まで討議の結果、つぎのような応急失業対策に関する意見書(全文)を決定し、

関係各大臣、各政党政務調査会長に提出した。

(意見書)

日本経済危機克服のためとられたデフレ政策その後の浸透は、最近流通段階から生産段階に及び、経済収縮は漸く本格化しはじめるに至つたが、これと共に失業情勢は日を逐つて悪化を加えつつあり、特に石炭、造船、鉄鋼等の基幹産業並に中小企業の失業悪化は、最早一日も対策を忽せに出来ない状態にある。

もともとデフレ政策には産業計画及び失業対策等の総合調整が極めて重要であるが、この点政府の施策が不十分であることは遺憾とせざるを得ない。

これらの点に鑑みるときわれわれは何よりもまず強力な経済産業総合計画推進機関を内閣に組織し、その一環として中央における失業対策本部機関を設置し、これら機関に産業界の全幅的協力を得る組織の確立を第一に提唱したい。

わが国の雇用失業対策は基本的にはわが国宿命の過剰人口問題の対策、移殖民対策、輸出振興、産業発展計画に伴う雇用計画、教育計画等の確立が必要であるし、将来の雇用拡大のためには産業、企業を合理化し、産業の輸出競争力を強化せしめることは雇用対策の基本でなければならぬ。

しかし今次の情勢はさきのドツヂ・ライン時における如き過小生産段階の設備合理化、産業振興を伴う経済整理と異り、経済収縮を直接の目的とするため、当面新たな雇用吸収は極めて困難である。故に消極的な対策として一面企業経営の健全化を阻害しない努力を払いつつ企業の中でお互が失業の犠牲苦痛を分担し合い出来る限り失業者を出さない失業防止の努力をある期間行うこともこの際必要であらう。

もとよりかかる消極的な雇用維持対策を行い得るのは一部の企

業であり、また長期に亘つてこれを維持することは到底困難である。

従つて当局の失業対策の主なものは政府の失業保険、失業対策事業による応急的救済並に公共事業その他の財政投資事業による雇用吸収効果に対する不成績、作業の非能率に鑑み、事業の種別運営方法その他において現下の失業対策を重点として強力且つ機動的措置を講ずることは是非とも必要である。

その他特に現下の失業において問題とされなければならないのは機械産業の高度熟練技術工の失業並に知識階級の失業増加に対する対策である。

以上の諸点に対するわれわれの具体的意見は概ね以下の通りである。

第一 企業における失業防止対策

現下の経済情勢下においては新たな雇用吸収は本来極めて困難である。一方労働者及びその家族の生活にとつて賃上げよりも雇用の問題こそ遙かに重大な問題でなければならぬ。従つて企業の経済合理性は原則として飽くまで堅持しつつも、労使において社会連帯、相互扶助の観念を以て出来得る限り失業犠牲を出さない工夫と努力を先づ真剣に行うべきである。このために、

(1) 時間短縮、休日増加、時間外労働の抑制等によつて出来るだけ雇用を維持する。

(2) 配置転換、技能再訓練等によつて極力新職場を見出す。

(3) 命令休暇或は労働省帰休制度の活用

但し今次労働省行政措置による帰休制度は、帰休率概ね二割帰休期間概ね三ヵ月の制限を設けているが、現下の重要産業の実情に照し、實際的でないので本制度の適用を實際的、効果的ならしめるよう弾力的運用につき政府の考慮を要望したい。

(4) なお已むを得ず企業整備により人員整理するときには各産業企業間に密接な連絡をとり、努めて職場転換によりこれを吸収する措置を産業界自体において行う。

第二 公共事業、財政投資事業による失業吸収対策

公共事業については本年度予算千六百八十億円により全就業人員一日約八十万人が見込まれ、そのうち緊急失業対策法に基き一定率の失業吸収が定められているが、現在まで殆んど実行されていない。これに対し国家の失業対策意図が末端まで徹底し得るよう中央の監督機構制度を強化することが先ず絶対に必要である。

次に公共事業の実施主体である地方公共団体の事業実施機構を失業対策重点に組織編成し、従来の非効率の運営を改善するため責任制を確立し、失業対策を効果的、機動的に運営し得る組織制度を準備することが必要である。

電源開発、農地開拓、特定道路建設その他の財政投資事業についても失業吸収に効果あらしめるよう右の公共事業に準じた施策を講じ、その監督機構は共通統一することが適當である。

失業吸収対策に最も効果ある国家事業として、新たに労働者住宅の建設および北海道総合開発事業をこの際重点的・積極的に採り上げることが特に強く要望したい。

(一) 労働者住宅建設による失業吸収 失業吸収、失業者に対する技能再訓練と共に住宅問題の解決に資し、併せてこれにより中小企業にも均等し、二重の失業問題解決に効果あらしめることを目的とする。

① 差当り十万户建設計画を従来の計画の他に樹立する。

② 建設費は全額国庫融資とする。土地問題の解決につきこの際政府の勇断的政策を要望する。

③ 専ら労働者及び家内工業住宅の建設を目的とし、建設地の

選択は産業の輸出振興対策と合致せしめて政府がこれを決定する。

(二) 北海道総合開発 ①本土における公共事業が主として、地元

農村過剰労働力の吸収に充てられ、新たな失業吸収に十分な効果を期待し難い実情にあることと、また失業者の精神的、技術的訓練を団体的に遂行する目的の上から特にその要請に適合する北海道の総合開発事業について従来の開発計画の他、別途の計画として失業吸収事業を新たに計画実施する。

② 組織の編成は主として青年失業者の吸収を以て行い精神的・技術的訓練を重視する。

③ 事業は植林、道路、農地開発等を時期的に組合せ長期継続作業を可能ならしめる如く作業編成を行う。

(三) 一般公共事業対策 ① 道路、港湾、植林、治水等生産的効果と共に失業吸収に効果の多い事業に重点を置く。

② 特に失業発生の問題化せる地域に対して、予算の組替え或は一部繰上げ実施等の弾力的措置をとり、失業者吸収に効果ある事業を重点的に実施する。九州地区における鉱害復旧事業の繰上重点実施を特にとら上げる。

③ 失業者の輸送及び就労組織について特別の考慮を払う。

第三 高度熟練技術の確保活用

当面、造船、鉄鋼、自動車、機械等の産業における失業離職発生により、わが国の高度熟練労働技術が低下乃至失われる場合は将来の国民経済発展の上に特に重視せられなければならない。これが維持確保対策は基本的には積極的輸出振興、産業発展政策に俟たなければならないが、今後の賠償交渉において高度熟練技術を活用する役務賠償の方式が見出し得るならば、これが具体策を考慮すべきである。

第四 知識階級の失業対策

知識階級の失業問題は、企業の合理化による整理失業と、学校卒業生の未就職増加によつて急激に悪化しつつあり、特に応急対策が必要である。

(一) 国営調査事業 国家として行うべき左記重要調査事業を実施し、知識階級失業者吸収の一助たらしめる。

① 国土調査の繰上実施

② 臨時失業実態調査

(二) 職業補導事業の拡充 知識階級失業者の職業転換を指導し、技能再訓練を行うための職業補導事業を全国的に拡充強化する

第五 失業対策費の財源

(一) 実行予算による節約財源から充当 失業対策の緊急重要性に鑑み、失業対策予算を歳出順位の高順位に置き、一方全体の予算緊縮は能う限り厳守の方針の下に不急予算の削減繰延べを強行し実行予算の節約を行うものとする。

(二) 厚生年金積立金の運用 厚生年金積立金(現在額約八百億円)は資金運用部中に繰入れられているが、労使によつて繰出せられた本積立金の如きものこそは、労働者住宅建設による失業吸収事業等に還元運用せらるべきであつて、本年度においても引当て繰出の措置を講じ、さらに将来に向つて速かにその体制替えを行うものとする。

(三) 失業救済目的税の新設 失業対策費の不足財源は失業犠牲の社会連带的解決を図る考案の下に失業救済目的税の新設を臨時課税として考慮する。

関西経営者協会の「中小企業労使紛争に関する要望」 九月六日 関西経営者協会はつぎのような「中小企業労使紛争に関する要望」を決定、労働省、大阪府、大阪地方労働委員会に提出した。

（中小企業労使紛争に関する要望）

昨年以降総評・総同盟等上位団体は、主として中小企業における未組織の労働者を組織化するための強烈な働きかけをなし、その成功を急ぐためか一部少数の労働者を以て労働組合を結成させ直ちに労働協約の締結その他の要求を提出させて、労使間に紛争を提起させる場合が尠くないように見受けられる。残余の労働者は、早急な組合活動に疑義と不安を抱き、その組合への加入を逡巡し、或は対抗的に労働組合を結成して互に相反目する事態を生させるのである。その結果、当該事業場における生産能率は急激に低下し、深刻な経営危機に迫られる結果となる。かかる労働団体組織上の抗争が企業にとつて手痛い負担と犠牲において行われることは経営者にとつて甚だ迷惑であり、極めて不穏当なことといわなければならない。

また上位にある労働団体が、中小企業経営者の労働問題に関する認識と経験の未熟なることを好餌とするかの如く、少数組合をしてユニオン・ショップの労働協約締結を強要し、或は戦術として過大な要求を提起させ、また不当な手段方法によつて団体交渉を強要することによつて、経営者をして心ならずも不当労働行為に陥らしめ又は陥らしめんとするため、中小企業の労使関係は一般に平穏さを乱し、労使紛争を極めて複雑且つ深刻なものとなし中小企業経営者をして労働組合に対し嫌悪と恐怖の念を抱かしめることをおそれるものである。

これらのことは、労働者側の不当労働行為として禁止されている外国（米タ・ハ法等）の事例に徴しても、産業平和を阻害し、わが国労働運動の前途に暗影を投ずるものと断定せざるを得ず、誠に憂慮に堪えないところである。

今や産業界は、わが国経済の自立安定のための苦悩に喘ぎ、日

日その深刻さを加えつつある。中でも中小企業はその基盤の弱さと、金融・生産技術・販売競争・輸出不振等の事情と相俟つて未曾有の危機に瀕している状態は周知の通りであり、前述の如き労働団体の常軌を逸する行動はその危機を一層深刻化させ、企業整備、工場閉鎖、倒産等最悪の事態を惹起させ、延いては従業員をして失業の巷に徘徊せしめる結果を招くのである。

われわれ経営者団体は、これら紛争の発生を経営者として可能な範囲において回避するように努め、他面本来の事業として中小企業経営者に対し、労使関係の在り方並びに不当労働行為制度をはじめ諸種の労働法規に違反することのないよう、あらゆる機会と方法を把えて啓蒙に資し、注意を喚起している次第であるが、なおその知識と経験において十全たるものとはいひ難い現状である。

われわれは指導的労働団体の良識に期待し、その反省と自戒とによつてかかる悲劇を未然に防止されることを希望するが、関係当局におかれては実情を的確に調査、把握され健全な労働運動の展開について適切な措置を講ぜられるよう要望する次第である。

産業労働者住宅資金融通法に関する日本経営者団体連盟の要望書
日本経営者団体連盟社会保障委員会は、産業労働者住宅資金融通法に関して、つぎのような要望書を、建設省、住宅対策審議会に提出した（日経連タイムス、一九五四年九月三〇日号による）。

（要望書）

産業労働者住宅資金融通法の制定に当つては、住宅対策が産業政策、殊に戦後の産業復興に至大の関連を有するにも拘らず、国家政策の貧困により企業自らがその犠牲においてこれが充足に努力していた当時の状況から、産業界としては大いにこれを多としたのであるが、反面その融資条件の制限が狭きに過ぎて実情に即せ

ず、その有効適切な活用については多大の危惧が存していたのであつて、当連盟としては立法当初すでにかかる点を指摘し、再三に亘りわれわれの要望を表明し来たつたところである。然るに本年度融資の申請状況をみるに、いままわれわれの危惧した如き問題が運用上の重大な障害の一つとなつて、住宅融資の需要減少をみつゝあることは、本法制定の趣旨に鑑み甚だ遺憾なことといわざるを得ない。

この際政府は産業住宅政策に対する確固たる方針を確立し、大局的見地に立つて本制度の活用を阻害している諸制約を実情に即する如く、次の諸点につき所要の改訂を断行されるようここに重ねて強く要望するものである。

一、貸付限度を八割に引上げること

住宅金融公庫法による一般住宅融資においては八割乃至八割五分を限度としているが、産業労働者用住宅融資である本制度には産業助長の意義をも併せ有しているのであり、又同じく労働者住宅を対象とする厚生年金還元融資にあつても建設費の八割を限度としていることに鑑み、当然に八割まで引上げるべきである。

二、融資対象面積の基準を引上げること

世帯向住宅について現行制度は一戸当り一三坪乃至一四坪に限定されているが、今後住宅を建設するに当つては将来これが狭小乃至施設不十分の住宅とならぬよう考慮するは当然であり、これがため融資対象面積を上回ることならざるを得ない。また、家族数の多い従業員住宅についても同様であつて、かかる場合勢い自己負担分の増大を来たす結果となるので、この点につき十分考慮すべきである。

三、標準建設費、土地標準価格を実態に即せしめること

標準建設費並びに土地標準価格についてこれを実情に即せしめ

ることについての当局の努力は多とするが、なお実態を下回るものがあり、従つて前記の融資対象面積の制約と共に実際の建設費は標準建設費を遙に上回ることとなる結果、六割の融資限度は実績としては五割以下にもなり、自己負担金は必然的に増大し、住宅建設も見合せざるを得ない結果ともなるのであつて、より一層実情に即応せしめるべく努力が望ましい。

四、従業員に対し分譲の途を開くこと

社宅居住の従業員は停年退職等の際に直ちに住宅問題に直面しこれが解決も企業における住宅対策の主要課題である。これに対しては在職中金融公庫法による融資利用の途もあるが、更に本制度の融資にあつても事業主の責任において当該従業員と事業主の内部契約により分譲し得るが如き融通性ある運用が望ましい。この結果事業主の住宅建設資金にも余裕を生じ、更に住宅建設が促進され、本制度の趣旨にも添いうるものであると思ふ。

最後に償還期間については、本制度は非常に有利に規定されているが、融資を受けるものの立場としては寧ろ償還期限を若干短縮しても（概ね二分の一程度、若しくは厚生年金還元融資程度）先ず以て一、乃至四、の如き点を改め、資金の回転率を高めると共に、本制度が充分活用され得る如く考慮すべきである。

なお労働者住宅施設は国家の住宅対策の一環であり、総合的観点より企画管理されるべきであるが、現在本制度の主管は建設省であり、更に対象が労働者であるために労働省もこれに介在しており、又同じく労働者住宅融資について厚生省所管のものもあるという現状は、上記の点より望ましいものとはいひ難い。従つて労働者住宅にあつては、企画、管理並びに運用機関を一本に統轄することを併せて考慮されたい。

日本経営者団体連盟臨時総会の決議「現段階に処するわれわれの

見解」(一〇月一三日、東京)

国際収支の悪化に当面して輸出の増進と物価の引下げを根幹として実施された一連の緊縮政策は逐次深刻な影響を与えつつあるが、わが国経済立直しの重大使命達成のためには国民すべてが日本経済の実態を深く認識し、十分なる理解のもとに総力を結集してことに当るの固い決意を必要とする。かかる事態に際し、われわれ経営者はその大局的認識の上に立ち当面自らの企業をまず健全化することに努力し、左の諸点において確固不拔の方針と施策を樹立することが要請される。

一、経営健全化の確立 Ⅱ今日の企業経営の実態は一部の例外を除き資本の蓄積乏しく資産の再評価、減価償却の不十分等未だ不健全な域を脱せざるもの多く一日も早く自力を培養し、これらの欠陥を克服することが急務である。現下生産費低下を期するには経営を合理化し生産性の向上を図ることを必須要件とするが、殊に生産費中に占むる労務費についても真剣なる検討を加えなければならぬ。

今春われわれは賃金要求に対する経営者の心構えとして三原則を強調したが、今日の状況は国民経済の見地からもさらに企業の現実的立場からしても一般的にみて、これ以上の賃上げは全く困難であり、且又企業によつては賃上げが直ちに雇用面の安定を脅かし、さらに他方賃金の格差を増大せしめ、社会不安を醸成する惧れなしとしない。しかしながら、われわれは他面物価の引下げに極力努力するとともに、勤労所得税の軽減、社会保障の充実等に期待し、もつて実質賃金を確保し、併せて賃金制度を合理化し、勤労者の生活水準の維持と勤労意欲の向上を期せねばならぬ。さらに今日の如き企業経営の深刻なる苦難を切抜けるためには何よりも労使関係を安定し労使が相協力

して事に当ることが最大の要件であり、これがためには労使双方とも常時話し合いの機会を作り、相互の理解と信頼を昂めることに努力せねばならぬ。

二、闘争第一主義の排除 Ⅱわれわれ経営者としては労働組合の使命に対して常に深き理解を持たねばならぬが、最近の労働運動の一部には総評の指導方針にみらるる如く闘争第一主義をいよいよ露骨化し、MSA援助反対の標語のもとに賃金その他の経済問題もあげて政治闘争の手段と化せしめ一方労使関係の安定化を阻害し、生産の破壊を目的とする日共の労働組合の働きかけと相まち、国民総抵抗と称し、法の枠を乗越えた行動に出ずるが如き事態が各所に発生しつつあることは、まことに憂慮に堪えないところである。かかる動向に対し、われわれはその反省を促し、政府に対しては遵法精神の確立と法秩序の維持を要請するとともに、自らも事に当りて峻厳なる態度をもつてこれに臨み、いささかもその処置を誤ることなきを期せねばならぬ。

三、失業対策の急速実施 Ⅱ今後の経済情勢の推移によつて雇用面に深刻なる影響を与え、失業の増大も不可避の事態となつていくが、かかる不幸なる産業犠牲者に対しては広く国民的課題として社会連帯互助の精神に立つて対処すべきである。われわれもさきに失業対策に対する意見を樹立し政府に非常時失業対策の確立を要請したが、当面政府の労働施策の重点も之が救済に集中せらるべきである。

叙上の如く今日の緊縮政策は国民の総力をあげての協力と深き理解の下に推進せらるべきであり、政府においても周密なる計画に基く総合的施策を必要とし、これがためにも一日も早く清新にして強力なる政治力を結集して政局を安定せしむることを急務とする。特に公務員等の給与、統制下にある米麦等の価格料金の値

上げは本政策に逆行するのみか、その影響は直ちに民間に波及する点に鑑み、政府は断乎たる措置をとり、併せて予算の節約、行政機構の簡素化等自ら国民の前に範を垂れ、もつて産業救国の旗印の下に国民の総力を結集し得て始めて希望ある前途を期待し得るものと信ずる。

日本経営者団体連盟の就職促進緊急対策 一二月六日、日本経営者団体連盟失業対策委員会および同教育委員会はつぎのような「対策」と「要望」を決定した。

(就職促進緊急対策)

明年度大学卒業者の就職問題は、経済不況と卒業生数の一段の増大によつて、昨年以上の悪化がいまや明らかであり、このままには放置出来ない由々しい社会問題になりつつある。これが対策は根本的には経済対策、大学制度並びに教育内容の改善が必要であるが、とりあえず目前の深刻な就職難に対しては社会全体の協力を以てその緩和が図られなければならない。これについて産業界としても、この際経営者団体の組織を中心として左記要領による大学新卒業者の就職促進のための協力方法を講ずるものとする。

一、臨時組織の設置 ①日経連を構成する地方、業種両経営者団体が中心となつて大学新卒業生就職促進のための運動組織を臨時に設ける。右組織は、地方、都、道、府、県知事並びに職業安定機関、大学当局、商工会議所、中小企業団体等と緊密な連絡を保つものとする、関東経営者協会においては、協会支部をも含めて運動組織を確立する。②日経連に本運動推進のための中央連絡本部を設置する。中央連絡本部機関は、業種別、地方別団体の幹事、日経連の教育並びに失業対策委員を以て組織し、事務は日経連事務局がこれに当る。中央連絡本部は、労働省、文部省、東京都の関係当局、大学当局、商工会議所、中

小企業団体等と緊密な連絡を保つものとする。

二、運動方法 ①一二月、一月を大学卒業生就職運動月間とす。

②運動は、就職促進のための啓蒙宣伝活動は日経連タイムスその他各経済者団体の機関紙による宣伝活動、文書、小冊子、会合機会の利用講演等の方法による。③求人開拓の対象は会員会社のほか特に中小企業分野の就職促進に重点を置き、このため商工会議所、中小企業団体と密接な協力を図る。④一般の採用のほか調査、統計、計算、翻訳、技術関係その他の作業の臨時雇用の求人並びに就職促進にも特に努力する。⑤求人申込の受付、求職者の紹介、斡旋は職業安定機関並に大学当局においてこれを行うものとする。⑥職業安定機関にはこのため臨時専門の組織を設置するよう要請する。⑦各大学当局に対しては、求人に便ならしめるよう就職希望者(未決定者)の性別、学科系統別、希望職業別調査を随時連絡本部に提供せしめる。⑧臨時雇用の求人に対して、適材を敏速に紹介斡旋出来るような特別な配慮を職業安定機関ならびに大学当局に要請する。⑨各経営者団体事務局は、特に中小企業の大学卒業生を採用するについての給与、その他の待遇条件についての参考資料を整備し、相談あれば何時にてもこれに応じ得る体制を整備する。

(政府と大学当局に対する要望)

一、大学卒業生の就職難の問題はたまたま現下のデフレ的経済政策によつてのみ激化されているものでなく、根本的にわが国の大学制度、学校計画並びにその教育内容によるものも多く、大学卒業生の就職受入れの立場にあるわが国の中小企業を含めての産業界としては、一日も早くこれが根本的検討とその改革を要望する。

二、当面緊急の就職促進に対しては、政府は国費全額負担による

調査事業（国土調査、市場調査、失業実態調査その他）を各地域にわたり実施し、これによる臨時雇用吸収を極力図ること。

三、政府の公共事業、財政投融资事業に極力新卒業者の就職機会を与える措置を講ずること。

四、賠償問題、東南アジア開発等に関連し、新卒業者が海外において活動し得る機会を極力造成し、そのための短期訓練を施し海外就職の途を拓くこと。

五、職業安定機関内に大学卒業者就職斡旋のための臨時専門組織を設置し、求人開拓、申込受付紹介、斡旋の事務を積極的に行うこと。

六、職業安定機関の職業補導施設特に総合補導センターを整備拡充し、品質管理、安全衛生、経理会計、簿記、測量、製図その他の短期職業教育を国費を以て実施し、大学卒業者の就職促進を図ること。

七、中小企業のが国産業に占める重要性を十分認識せしめ、大学卒業者が中小企業に進んで就職し、わが国の中小企業の振興発展に貢献し、これと共に自己の将来を自らが開拓しようとする独立、奮闘の精神涵養について、大学当局に特に教育上の配慮を要望する。

八、大学側においては、就職者の人物、性別、素行について、就職斡旋において責任ある報告をなすよう要望する。

給与所得税軽減に関する日本経営者団体連盟の意見 一二月一日、日本経営者団体連盟税制対策委員会は、つぎのような「給与所得税軽減に関する意見」を決定、大蔵省、経済審議庁、労働省および国会に建議した。

現下の日本経済危機を打開し、経済自立を達成するためには最

近の一次的国際収支改善を顧慮することなく、極力国力と均衡せる財政規模に緊縮することにより、国民負担の軽減を図り、他面輸出増進と物価引上げを図るための徹底的な企業の合理化、近代化と国内資源の開発による自給力の向上ならびにこれが達成のため資本蓄積の増進を図ることは刻下の急務として要請せられる。

従つて政府は叙上の見地に立ち、明年度予算編成に際して現行租税体系の合理的調整をも含めて慎重考慮を払うべきであると考へる。殊に所得税の軽減については過去数次に亘つて軽減措置がとられたとはいえ、事業所得者と給与所得者の源泉所得税額との間は今なお不均衡であり、租税負担公平の原則に照らして給与所得者が過重であることは明らかである。特に給与所得者と農家所得者とのアンバランスは公知の事実とさえなりつつある。

また数次に亘る軽減措置の際も基礎控除等の引上げに重点が置かれ累進課税方式による税率については余り修正が加えられなかつたため、賃金が逐年上昇している現在では実質的には増税となつているので給与所得税の軽減の際当然考慮されるべきであらう。叙上の諸点に鑑み我々は政府が左記の如く給与所得税の軽減措置を講ずることによつて勤労者の労働力の維持培養、生活安定、ひいては労使の安定と生産能率の向上に特別の御配慮を賜らんと強く要望する次第である。

〔記〕

(一) 勤労控除 現行の一五%を二〇%に引上げ、最高限度額現行四万五千円を拾万円に引上げること。

(二) 勤務所得税は勤労という名称のため、他の所得者（農業、水産、林業等）と混同せられ、勤労控除についてもこれに便乗せんとする傾向があるので厳密に区分し、給与所得税という名称に変更せられたいこと。

付録

その一
その二

労働関係法令一覧
労働組合・官庁・諸団体名簿

付録その一 労働関係法令一覧（一九五四年）

- 人事院規則九―二（特別俸給表の適用範囲）の一部を改正する規則（一一・一四。二九・一・一施行）
- 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則（一一・一四。二九・一・一施行）
- 人事院規則九―一九（俸給の支給定日の特例）（一一・二一。一・二一施行）
- 人事院規則一五―七（特別待命）（一〇・三〇。一一・一施行）
- 労働金庫法施行規則（一〇・二九大・労三。一〇・二九施行）
- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（一〇・三一労一三。一一・一施行）
- 日雇労働者健康保険法施行規則（一〇・三一厚六一・一一・一一施行）
- 職業別賃金調査規則の特例に関する省令（一一・九労一四。一一・九施行）
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一二・一二法二八四。二九・一・一施行）
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一二・一一法二七九。一二・三一施行）
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一二・一二法二八五。二九・一・一施行）
- 人事院規則九―一一（勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定）の一部を改正する規則（一二・一六。二九・一・一施行）
- 人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する規則（一一・三〇。一一・一適用―一二・一八。一二・一適用）
- 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法に規定する被害地域等を定める政令（一一・三〇政三六七。一一・三〇施行）
- 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律に規定する被害地域等を定める政令（一二・二五政四一八。一二・二五施行）
- 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法施行令（一二・二政三七四。一二・二施行）
- 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法施行令（一二・二政三七五。一二・二施行）
- 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（一二・二五労一八。一二・二五施行）
- 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律施行規則」と改称
- 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（一二・二五労一九。一二・二五施行）
- 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令（一二・一二政一二。一二・一二施行）
- 公共企業体等労働関係法施行令の一部を改正する政令（一一・二八

政九。一・二八施行)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(二・九労一。二・九施行)

○人事院規則九一八(俸給の支給定日の特例)(昭和二八)〔三・一八人院規一四〕

○労働省組織規程の一部を改正する省令(三・一六労三。三・一六施行)

○人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する規則(三・一〇。三・一適用)

○人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(三・一一。一・一適用)

○毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令(三・一五労二。四・一施行)

○人事院規則一四一四(営利企業への就職)の一部を改正する規則(四・一。四・一施行)

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(四・一労五。四・一施行)

○児童福祉法の一部を改正する法律(三・三一法二六。四・一施行)

○同法施行令の一部を改正する法律(四・二二施行)

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(三・三一法二七。四・一施行)

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律(三・三一法二八。四・一施行)

○同法施行令の一部を改正する政令(四・二二政八三。四・二二施行)

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(三・三一法三〇。四・一施行)

○同法施行令等の一部を改正する法律(三・三一政四七。四・一施行)

○統計法の一部を改正する法律(四・七法六五。四・七施行)

○国際労働機関憲章の改正に関する文書(三・二七条一)

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する規則(五・一〇。四・一適用)

○緊急失業対策法施行規則の一部を改正する省令(五・一七労九。五・一七施行)

○厚生年金保険法(五・一九法一一五。五・一九施行)

○同法施行令(五・二四政一一〇。五・二四施行)

○厚生年金保険及び船員保険交渉法(五・一九法一一七。五・一九施行)

○母子福祉資金の貸付等に関する法律施行令の一部を改正する法律(四・二七政八九。四・二七施行)

○人事院規則一一一五(臨時待命を命ずる場合の手續等)(六・一七。六・一七施行)

○国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(六・一法一四一。六・一施行)

○造幣局に勤務する管理又は監督の地位にある職員の勤務時間に関する省令(六・九大五〇。六・九施行)

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(六・二四法一九七。七・一施行)

○労働基準法の一部を改正する法律(六・一〇法一七一)

○同法施行規則の一部を改正する省令(六・一九労一二。七・一施行)

○女子年少者労働基準規則(六・一九労一三。七・一施行)

○技能者養成規程(六・一九労一四。七・一施行)

○人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正

する規則(七・一。六・一適用)

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する規則(六・二八。六・一適用)

○人事院規則一三一(職員の意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手続)の一部を改正する規則(六・二八。六・二八施行)

○人事院規則一四一五(公選による公職)の一部を改正する規則(七・二〇。七・二〇施行)

○人事院規則一六〇(職員の災害補償)の一部を改正する規則(七・一。七・一施行)

○労働基準法施行規則の一部を改正する省令(七・一五。七・一五。七・一五施行)

○技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令(七・一五。七・一五。七・一五施行)

○健康保険法施行規則の一部を改正する省令(七・一三。七・一三。七・一三施行)

○厚生年金保険法施行規則(七・一三。七・一三。七・一三施行)

○人事院規則九一六(俸給の調整額)の全部を改正する規則(七・二九。五・一適用)

○保安庁の職員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給規程等の一部を改正する総理府令(八・九。八・九。八・九施行)題名中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(七・二八。七・二八。七・二八施行)

○駐留軍労務者及び公共事業労務者に支払うべき給与金支払に関する特別取扱規則の一部を改正する省令(八・一七。八・一七。八・一七施行)題名中「駐留軍労務者」を「駐留軍等労務者」に改める

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(七・二九。七・二九。七・二九施行)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(七・三一。七・三一。七・三一施行)

○社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部を改正する省令(八・七。八・七。八・七施行)

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する規則(八・二八。七・一適用)

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(九・七。九・七。九・七施行)

○身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(九・二。九・二。九・二施行)

○人事院規則八一(職員の任免)の一部を改正する規則(九・二八。九・二八。九・二八施行)

○人事院規則九一一(勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定)の一部を改正する規則(一〇・五。一〇・五。一〇・五施行)

○人事院規則一四一四(営利企業への就職)の一部を改正する規則(九・二八。九・二八。九・二八施行)

○人事院規則一四一八(職員が官職以外の職務又は業務に従事する場合)の一部を改正する規則(九・二八。九・二八。九・二八施行)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(一〇・一。一〇・一。一〇・一施行)

○職業安定組織の構成に関する条約(第十八号)(一〇・二。一〇・二。一〇・二施行)

○団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)(一〇・二。一〇・二。一〇・二施行)

○人事院規則九一七(俸給等の支給)の一部を改正する規則(一一

・二二。一一・二三施行)

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する規則
一一・二二。一一・一適用)

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する規則
(一二・二四。一一・一〇適用)

○労働組合法の一部を改正する法律(一二・八法二一二)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(一二・一労二四。一
二・一施行)

○昭和三十年における農業基本調査についての農業統計調査規則の
特例に関する省令(一二・二〇農七五。一二・二〇施行)

○労働生産性統計調査規則の一部を改正する省令(一二・二四通・
労二・一二・二四施行)

付録その二 労働組合・官庁・諸団体名簿 (一九五五年九月一日現在)

労働組合	(名 称)	(所 在 地)	(電 話)	(代 表 者)
日本労働組合総評議会(総 評)		東京都港区芝公園八号地二	(43) 四二八四、五三二四	藤田藤太郎
日本炭鉱労働組合(炭 労)		東京都千代田区神田三崎町二ノ四	(33) 二一五四、六二四八	阿部 竹松
全日本金属鉱山労働組合連合会(全鉱連)		東京都港区三田功運町二一	(45) 四六三八―九	原口 幸隆
全国金属労働組合(全国金属)		東京都渋谷区桜丘一四	(46) 四八〇〇	椿 繁夫
日本鉄鋼産業労働組合連合会(鉄鋼労連)		東京都港麻布森元町一ノ九	(48) 一二七八、一七〇八	西口 義人
化学産業労働組合同盟(化学同盟)		東京都豊島区高田町二ノ二五	(97) 三六一九	山花 秀雄
全国紙パルプ産業労働組合連合会(紙パ労連)		東京都新宿区下落合一ノ三三〇	(95) 五九五八	池谷 芳春
合成化学産業労働組合連合(合化労連)		東京都港区本芝三ノ二〇	(45) 五七〇〇、五七三〇	太田 薫
全専売労働組合(全専売)		東京都品川区大井立会町五六五	(49) 六六一〇、七九二一	斉藤 一雄
全印刷局労働組合(全印労)		東京都北区西ヶ原町三ノ五九	(91) 二一六六	隅田 登
日本放送労働組合(日放労)		東京都千代田区内幸町二ノ二	(59) 三四五一―七九	中塚 昌胤
日本新聞労働組合連合会(新聞労連)		東京都港区芝新橋二ノ一第一ビル内	(57) 二三九一	寺尾 善雄
全通信従業員組合(全通)		東京都新宿区信濃町三一	(35) 二四〇〇、二四六〇	横川 正市
全国電気通信労働組合(全電通)		東京都港区青山北町四ノ一	(40) 三一二一―五	鈴木 強
全電波従業員組合(全電波)		東京都港区青山北町四ノ一	(40) 一八二二	中村 利幸
国際電信電話労働組合(国際電々)		東京都千代田区丸の内二ノ三 三菱二一三号館	(20) 〇〇七一	徳永 正三
日本電気産業労働組合(電産)		東京都中央区築地五ノ一	(54) 一三九一―三	神山 清喜
国鉄労働組合(国鉄)		東京都千代田区丸ノ内二ノ一	(23) 四〇四四―六、〇〇二九	小柳 勇
日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)		東京都港区芝高輪南町三〇	(49) 一八三八、八五二八	藤田藤太郎
日本都市交通労働組合連合会(都市交通)		東京都港区麻布一本松七	(45) 五四五三	久保 政吉

全日本海運労働組合連合会(全海運)	東京都中央区日本橋箱崎町二ノ五ノ三	(67) 七四三一、一一三四—八岡崎 久
全日本港湾労働組合(全港湾)	東京都大田区山王二ノ一八二五	(76) 二三〇〇 兼田富太郎
全日通労働組合(全日通)	東京都千代田区三年町一	(58) 〇六二八、〇八五九 畠山 竹松
全国自動車運輸労働組合連合会(全自運)	東京都台東区西町二〇 東貨労内	(83) 七六七七 引間 博愛
日本教職員組合(日教組)	東京都千代田区神田一ツ橋	(33) 六〇二九、七四五三 小林 武
全日本国立医療労働組合(全医労)	東京都中野区新井町五一四	(38) 〇五二六 井上 五郎
全国水道労働組合連合会(全水連)	東京都千代田区丸ノ内三ノ五 都庁内	(20) 一〇〇一 江沢徳太郎
大蔵省職員組合(大蔵職組)	東京都新宿区本塩町二	(35) 〇七六九 沢田 俊政
全国税職員労働組合(全国税)	東京都千代田区内幸町一ノ二	(59) 九九六二 齊藤 甚助
全農林省労働組合(全農林)	東京都千代田区霞ヶ関二ノ一	(50) 一三四一 北村 暢
全労働省労働組合連合会(全労働)	東京都千代田区大手町一ノ七	(23) 〇一四一—九 熊川 広衛
全国司法部職員労働組合(全司法)	東京都千代田区霞ヶ関一ノ一	(58) 一一八一—九 天野 徳重
全建設省労働組合(全建労)	東京都港区芝海岸通一ノ二五	(43) 五一六一—八 服部 正美
全商工労働組合(全商工)	東京都千代田区霞ヶ関三ノ四	(48) 二一三一 長沢 昭二
厚生省職員組合(厚生)	東京都千代田区霞ヶ関二ノ一	(57) 五七〇一—六 岡 英彦
全日本自治団体労働組合(自治労)	東京都千代田区永田町一ノ三一	(58) 〇〇一七 占部 秀男
全駐留軍労働組合(全駐労)	東京都新宿区百人町三ノ二六三	(35) 六八二九—三一 市川 誠
全日本労働組合会議(全労会議)	東京都港区麻布市兵衛町二ノ四	(48) 八二八一—五 滝田 実
日本労働組合総同盟(総同盟)	東京都港区三田四国町二ノ六	(45) 五七五九 金正 米吉
全国石炭鉱業労働組合(全炭鉱)	東京都 "	(45) 七二四三 田畑 金光
全国金属産業労働組合同盟(全金同盟)	東京都 "	(45) 五七五九 前田 種男
全国造船労働組合総連合(造船総連)	東京都 "	(45) 七二四三 基 政七
全国化学産業労働組合同盟(全国化学)	東京都 "	(45) 五七五九 村尾 重雄
全国食品産業労働組合同盟(全食産)	東京都 "	(45) 七二四三 涌井 寅松
全国土建一般労働組合同盟(土建一般)	東京都 "	(45) 五七五九 土井 直作
全国繊維産業労働組合同盟(全繊同盟)	東京都 "	(45) 五二〇六—八、五七九六 滝田 実

全国映画演劇労働組合(全映演)	東京都千代田区有楽町一ノ三	東光ビル内	(20) 二一四一—五	福田 武
全日本海員組合(海員)	東京都港区麻布市兵衛町二ノ四		(48) 八二八一—五	陰山 寿
日本駐留軍労働組合(日駐労)	東京都港区三田四国町二ノ六		(45) 八二八四	門司 亮
全国産業別労働組合連合(新産別)	東京都港区芝公園六号地		(43) 二三八二	佐藤 楽造
全国機械金属労働組合(全機金)	東京都 "		"	坂本 登
全化学産業労働組合(新化学)	東京都 "		"	藤枝 章
全国土建産業労働組合連合会(全建労)	東京都渋谷区北谷町二九		(46) 四三〇五—六	江口 利作
全日本産業別労働組合会議(産別会議)	東京都港区芝新橋七ノ一二		(43) 三〇〇五	吉田 資治
全日本金属労働組合(全金属)	東京都 "		(43) 三三〇五	吉田 資治
全日本医療従業員組合協議会(全医協)	東京都千代田区神田三崎町	結核予防会内	(25) 〇六二九、三三二三	磯野 進
全日本造船労働組合(全造船)	東京都渋谷区原宿三ノ二九八		(40) 三二六四、四六七七	溝口 光治
車輛産業労働組合連合会(車労連)	名古屋市熱田区三本松町一ノ一			河村光治郎
日本自動車産業労働組合連合会(自動車労連)	横浜市神奈川区宝町二			宮家 愈
全日本電機器労働組合連合会(電機労連)	東京都港区本芝三ノ二〇		(45) 三一八八	筒井弥代志
全日本電線工業労働組合(全電線)	東京都品川区平塚六ノ一〇四三		(78) 七四〇五	諏訪部正男
大化学産業労働組合(大化学)	東京都港区芝新橋七ノ一二			亀田 東伍
全国石油産業労働組合協議会(全石労)	東京都千代田区丸ノ内三ノ一〇	日本石油内	(27) 七二七一、七二八一	磯村 博輔
全国瓦斯労働組合連合会(全国ガス)	東京都港区芝海岸通一ノ一五		(43) 一一一一—九	鈴木 清
全国セメント労働組合連合会(全国セメント)	東京都港区芝新橋六ノ一八		(43) 三二四〇	久保 興家
全日本食品労働組合協議会(全食労協)	東京都中央区銀座東一ノ二一		(56) 一五五〇、二七〇六	谷村 高司
全国麦酒産業労働組合連合会(全麦連)	東京都 "		"	見沢 忠夫
水産冷凍労働組合協議会(水労協)	東京都中央区湊町三ノ八	日冷内	(55) 三三五七	谷村 高司
繊維労働組合連絡協議会(繊維労協)	東京都中央区京橋三ノ一		(28) 四八〇六	小口 賢三
全国蚕糸労働組合連合会(全蚕労連)	東京都 "		"	

全国麻産業労働組合連合会(全麻労連)	東京都千代田区神田小川町一ノ一〇	(67)五四七三	沖田 信夫
映画演劇労働組合総連合(映演総連)	東京都千代田区有楽町二ノ三	(20)〇九八二	信貴 秀雄
全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)	東京都文京区久堅町一〇八 共同印刷内	(92)〇一一一―九	森田 貞保
日本民間放送労働組合連合会(民放労連)	東京都千代田区有楽町一の二 朝日生命館内	(59)四四二一	高橋 昌平
全日本自由労働組合(全日自労)	東京都港区芝新橋七ノ一二	(43)三四〇五	坂本 周一
日本建設産業職員労働組合協議会(日建協)	東京都港区青山北町一ノ八 間組内	(40)五四二二	内海 高司
全国土建労働組合総連合(土建総連)	東京都港区芝白金三光町四八六	(49)八〇五二	今泉幸太郎
全国土建労働組合同盟(全国土建)	東京都千代田区神田宮本町八	(83)七九二九	秋口 広吉
全国金融機関労働組合協議会(全金融)	東京都港区青山南町六ノ一二〇	(40)〇九八二―四	白井 喜六
全国銀行従業員組合連合会(全銀連)	東京都	"	"
全国信託銀行従業員組合連合会(全信連)	東京都中央区日本橋八重洲口一ノ三ノ一四	(27)三八五一―六三	真保 康生
全国相互銀行従業員組合連合会(全相銀)	東京都千代田区神田東松下町四〇	(25)五一四一、一一八一	柳沢精太郎
全国生命保険労働組合連合会(全生保)	東京都千代田区丸ノ内三ノ四	(27)一一〇五―九	浜田 定策
全国生命保険外務労働組合連合会(全外連)	東京都中央区京橋二ノ八	(56)七二二一―九	福田松三郎
全日本損害労働組合(全損保)	東京都中央区銀座西二ノ一	(56)四二九一	塙 善多
全国証券労働組合協議会(全証労協)	東京都中央区日本橋兜町一ノ六	(67)〇一五〇―九	田所 穰
全国電力労働組合連合会(電労連)	東京都港区麻布網代町一	(45)八六七一	向井 長年
全日本交通運輸労働組合協議会(全交運)	東京都千代田区丸ノ内二ノ一 国鉄労働会館	(23)三〇八二	柴谷 要
日本国有鉄道機関車労働組合(機労)	東京都品川区上大崎四ノ二四九	(49)六四三八	黒川与次郎
全国旅客自動車労働組合連合会(全旅労連)	東京都港区赤坂溜池三一	(48)〇五七七	伊坪 福雄
海運産業労働組合中央協議会(海運労協)	東京都千代田区丸ノ内一ノ一 運輸省内	(23)一一三一―九	陰山 寿
全日本倉庫運輸労働組合同盟(全倉運)	東京都江東区深川福住町一ノ一五	(64)六九九一	小杉 耕司
全日本高等学校教職員組合(全高教)	東京都港区芝南佐久間町一ノ二三	(43)四〇三七	木本 由比
全国商業労働組合協議会(全商協)	東京都港区青山南町六ノ一二〇	(40)〇九八二―四	塙 善多
全日本百貨店労働組合連合会(全百連)	東京都台東区下車坂町九	(84)一〇七八	直井 和夫
全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会(ホテラ従業員組合)	東京都港区芝琴平町二一	(43)四四五三	春日 藤喜
日本官公庁労働組合協議会(官公労)	東京都港区芝公園八号地ノ二 総評会館内	(45)四二四八	占部 秀男

全国税関労働組合(全税関)	横浜市中区南仲通五ノ六〇	横浜本局三三三	山本 巖
全造幣労働組合(全造幣)	東京都豊島区西巢鴨一	(97)三一〇一五	大森 忠晴
アルコール専売労働組合(アルコール専売)	東京都千代田区三年町一	(48)二二一一四九	小川 徳恵
会計検査院職員組合(会計検査院)	東京都千代田区霞ヶ関三ノ四	(58)〇二八一九	市川清三郎
経済企画庁職員組合(経審)	東京都千代田区霞ヶ関一ノ二	(58)一一一一	山崎 進
全国調達庁職員労働組合(全調達)	東京都千代田区神田岩本町三	(66)四二七一九	今井 三男
全法務職員組合(全法務)	東京都千代田区霞ヶ関一ノ一	(58)一一二一九	千葉 晴夫
北海道開発局職員組合(北海道)	札幌市北三条西六丁目		三ッ森初夫
文部省職員組合(文部)	東京都千代田区霞ヶ関三ノ四	(58)〇一七一九	武田 祈
人事院職員組合(人事院)	東京都	(58)一一一一九	山崎 進
国会図書館職員組合(国会図書館)	東京都港区赤坂一〇一	(58)五三一八	安保 隆夫
全運輸省労働組合(全運輸)	東京都千代田区丸ノ内一ノ一	(23)一一三一	樋口 緑
全国財務職員組合(全財務)	東京都千代田区大手町 関東財務局内	(23)一四〇一五	沼田 健吉
東京都労働組合連合会(都労連)	東京都千代田区丸ノ内三ノ一	(20)一〇〇一一〇	岡本丑太郎
全日本中小企業労働組合総連合(全中労)	東京都新宿区四谷一ノ五 東洋交通内	(35)二二一〇	田中 政男

農民組合・農業団体

日本農民組合(日農統一派)	東京都千代田区大手町一ノ五	(24)二〇二七	久保田 豊
日本農民組合(日農主体性派)	東京都港区芝西久保桜川町七	(43)三一〇一、五三一九	八百板 正
全国農民組合(全農)	東京都港区芝平町二	(43)〇八三九	平野 力三
農民組合総同盟(農民総同盟)	東京都千代田区永田町一ノ四	(58)一七九三	稲富 稜人
全日本開拓者連盟(全開連)	東京都千代田区大手町二ノ八	(20)二七六四	飯島 久
中央農業会議	東京都千代田区大手町二ノ八ノ一		
全国購買農業協同組合連合会(全購連)	東京都千代田区有楽町一ノ二	(20)〇二二一一九	田中 順吉
全国販売農業協同組合連合会(全販連)	東京都千代田区有楽町一ノ二	(20)二三三一一九	石井英之助
全国農民連盟(全農連)	東京都千代田区有楽町一ノ二	(20)四二二五	小林 慧文
全国漁業協同組合連合会	東京都千代田区麴町一ノ二	(33)八五〇八	木下 辰雄

— 922 —

録 付

食糧	水産	林産	農業	商業	通商	運輸	郵政	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	労働	
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--

(20)	(59)	(92)	(83)	(48)	(48)	(23)	(58)		(58)	(23)	(23)	(43)	(23)	"	"	"	(23)	(48)	(23)	(23)	(58)	(58)	(48)	(58)	"	(59)		
一一五	一一三	一一二	一一八	一一八	一一五	一一二	一一〇	一一	一一	一一	一一	一五	一四	一四	"	"	一四	一〇	一一	一三	一〇	一一	一一	一八	一〇	一一	一〇	一四
二一四	二一一	二一一	二一三	二二五	二二五	二二八	二二六	二一	二一	二一	二一	二一	二五	二二	二一	二一	二一	一〇	一四	一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇
〇〇一	〇一九	〇五三	〇二二	〇二二	〇二五	〇三八	〇三六	一一	一一	一一	一一	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一四	一六	一五	一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
九	九	二	八	九	九	九	二	九	九	三	九	九	九	九	九	九	九	五	九	二	三	五	九	三	九	三	九	九
安井誠一郎	坂口芳久	鈴木敬一	櫛田光男	梶井剛	入間野武雄	十河信二	田中耕太郎	武藤勝彦	竹山祐太郎	高木寿一	今井一男	中山伊知郎	富樫総一	谷野せつ	江下孝	中西実	西田隆男	松田竹千代	坂野千里	三木武夫	記内角一	石橋湛山	東畑精一	柴田栄	前谷重夫	清井正		

(58) 〇一三〇一九	益谷 秀次
(58) 〇一二一〇九	河井 弥八
(48) 五三一八一九	金森徳次郎
(57) 二六〇一一二	鳩山 一郎
(58) 〇一一一〇五	緒方 竹虎
(43) 二一八七、一五六五	鈴木茂三郎
(58) 〇五七九、一〇〇七	河上丈太郎
(58) 〇一三二	黒田 寿男
(40) 一九二六、〇六三三	野坂 参三
(58) 〇一二一〇九	佐藤 尚武

[illegible]

農林統計協會	東京都渋谷区穂田一ノ四	(40) 〇二六〇	
民主主義科學者協會	東京都千代田区神田神保町二ノ六	(33) 八八〇二	
日本農業研究所	東京都杉並区下高井戸四ノ一〇二六	(39) 〇二七九、三〇二三	
世界經濟調查會	東京都千代田区大手町二ノ八	(20) 〇四〇一	
統計研究會	東京都港区芝田村町四ノ一 日生ビル	(43) 五九六四	
部落問題研究所	京都市下京区河原町七条角		
日本労働問題研究所	東京都千代田区丸ノ内三ノ一四 東京商工会議所内	(27) 三四五一	有沢 広己
日本フエビアン研究所	東京都中央区日本橋本町四 倉紡ビル内	(66) 七五七一	
北海道立労働科学研究所	札幌市北四条西四丁目	(3) 三三八九	
大阪府立労働科学研究所	大阪市旭区大宮北之町二ノ五九	城 東(3) 三八七九	
京都府労働經濟研究所	京都市中京区烏丸通竹屋町上ル	上 局(3) 七八八六	
兵庫県立労働研究所	神戸市生田区相生町一ノ二七	元 町(4) 三六五〇	
地方自治研究所	東京都千代田区九段一ノ一〇ノ一二	(85) 〇七〇一	木村禧八郎 宇野 弘蔵
東京大学社会科学研究所	東京都文京区本富士町一	(85) 〇七〇一	
早稲田大学社会科学研究所	東京都新宿区戸塚町一ノ五八	(33) 八四八一—五	
大阪市立大学經濟研究所	大阪市西区阿波座中通二ノ六	新 町 二四七六—八	

經營者団体

日本經營者団体連盟(日経連)	東京都千代田区丸ノ内一ノ二	(28) 四四七一	加藤 正人
關東經營者協會	東京都千代田区丸ノ内一ノ二	"	河田 重
關西經營者協議會	大阪府北区中之島二ノ二五		太田垣士郎
中部經營者協會	名古屋市中区大池町四	中 浜(23) 九五〇〇—二	村岡 嘉六
九州經營者団体連盟	福岡市橋口町四六	(24) 一一六八、三七〇一	山脇 正次
東北經營者協會	仙台市東二番丁一〇二	(2) 七五六四	内ヶ崎贊五郎
北海道經營者協會	札幌市北一条西二丁目	仙 台 四〇二三	江田信二郎
中国地方經營者団体協議會	岡山市西中山下四九	札 幌(3) 二三一一、二三一六	秋山 武夫
四国經營者協會	高松市六番町三一	岡 山(2) 七七八一	平井 太郎

録 付

日本石炭鉱業経営者協議会	東京都千代田区有楽町一ノ一	(27) 四九六〇—三	早川 勝
日本鉄鋼連盟	東京都千代田区丸ノ内一ノ一	(20) 四九〇六	渡辺 義介
電気事業連合会	東京都千代田区有楽町一ノ三	(20) 四三三八—九	菅 礼之助
日本紡績協会	東京都中央区日本橋堀留町二ノ二	(66) 九五七五—七	阿部孝次郎
私鉄経営者協会	東京都千代田区丸ノ内三ノ四	(27) 〇四二一—九	鈴木 清秀
日本硫酸安工業協会	東京都中央区日本橋通一ノ一六	(28) 四三三一—九	石毛 郁治
自動車産業経営者連盟	東京都港区芝虎ノ門八 城南ビル内	(57) 五三七〇	箕浦 多一
日本船舶主協会	東京都中央区京橋一ノ二 セントラルビル	(28) 四三二一	伊藤 武雄
日本証券業協会連合会	東京都中央区日本橋兜町一ノ六	(67) 〇一五〇—九	小池厚之助
経済団体連合会(経団連)	東京都千代田区丸ノ内一ノ二	(28) 四三七一	石川 一郎
経済同友会	"	(28) 二四七七	工藤昭四郎
日本商工会議所(日商)	東京都千代田区丸ノ内三ノ一四	(27) 三四五一	藤山愛一郎
東京商工会議所(東商)	"	"	"

新聞通信社

朝日新聞社	東京都千代田区有楽町二	(20) 〇一三一	村山 長挙
読売新聞社	東京都中央区銀座西三	(56) 六二八一	務台 光雄
毎日新聞社	東京都千代田区有楽町一	(20) 〇三二一	本田 親男
日本放送協会	東京都千代田区内幸町二	(59) 三四六一	古垣 鉄郎
日本経済新聞社	東京都中央区日本橋茅場町二	(67) 〇二五一	小田島定吉
産業経済新聞社	東京都千代田区大手町	(57) 七一五一	横田 実
時事新報社	東京都千代田区有楽町二	(59) 三一〇一	伊藤 正徳
東京新聞社	東京都千代田区内幸町二	(59) 二二二一	福田 恭助
共同通信社	東京都千代田区日比谷公園二	(59) 六一六一	松方義三郎
時事通信社	"	(59) 五三一	長谷川才次
ニッポンタイムズ社	東京都千代田区内幸町一	(59) 五三一	東ヶ崎 潔

その他の団体

日本国民救援会	東京都港区芝新橋七ノ一二	(43) 三五六二	難波 英夫
平和擁護日本委員会	東京都文京区田町二八	(92) 二三九四	大山 郁夫
日本中国友好協会	東京都千代田区西神田二	(33) 〇四三三	松本治一郎
日ソ親善協会	東京都渋谷区千駄谷三ノ五一	(40) 一七二六	尾形 昭二
婦人民主クラブ	東京都港区芝新橋七ノ一二	(43) 四四六八	櫛田 ふき
自由法曹団	東京都港区芝新橋七ノ一二 東京合同法律事務所内	(43) 二六〇二	上村 進
労働者教育協会	東京都千代田区神田三崎町二ノ一	(33) 二一九四	
農民教育協会	東京都文京区表町二七ノ一	(92) 三三七四	
自由人権協会	東京都千代田区麴町一 竹工堂ビル	(33) 一二七二	海野 晋吉
原水爆禁止署名運動全国協議会(原水協)	東京都杉並区西田町一 杉並区立公民館内	(39) 五七五四	安井 郁
部落解放全国委員会	東京都千代田区神保町三ノ一七	(33) 三四八〇	
民主婦人協会	東京都新宿区歌舞伎町七七一	(35) 一三二六	平林たい子

第 257 表 月別・主要要求事項別発生労働争議件数.....	295	第 263 表 要求に伴う行動別求職闘争件数.....	542
第 258 表 解決方法別労働争議件数.....	296	第 264 表 対象官公庁別求職闘争件数.....	542
第 259 表 解決結果別労働争議件数・参加人員.....	296	第 265 表 全国主要労働組合産業別組織状況.....	601
労働組合運動		政府の労働政策	
第 260 表 日雇労働者組織状況.....	541	第 266 表 1954年度失業対策事業費内訳.....	827
第 261 表 日雇労働者求職闘争の推移.....	541	第 267 表 日雇労働者就労状況.....	832
第 262 表 要求項目別求職闘争件数.....	542	第 268 表 1954年度公共事業関係予算内訳.....	833

付 録

外の支出および財産的収入・支出	232
第218表 租税公課諸負担の賦課額	235
第219表 主な租税の賦課戸数および滞納戸数	236
第220表 租税公課諸負担の納付額および滞納額	237
第221表 家計費(1戸当り平均)	239
第222表 総括計算(1戸当り平均)	241
第223表 食品群別にみた摂取栄養量	243
第224表 農区別にみた摂取栄養量	244
第225表 月別にみた摂取栄養量	245
第226表 耕地広狭別にみた摂取栄養量	246
第227表 耕地広狭別にみた穀類の消費量	247
第228表 労働継続年数(林業労働者)	248
第229表 林業労働者の労賃、労働継続年数	250
第230表 林業労働者の住居と食事	251
第231表 林業労働者の衣類	251
労働者・農民の組織状況	
第232表 年別単位労働組合数および組合員数	254
第233表 産業別単位労働組合数および組合員数	255
第234表 産業別単位労働組合組織の前年比較	257
第235表 組織別労働組合数および組合員数	260
第236表 規模別労働組合数および組合員数	260

第237表 産業および組合員の規模別労働組合数および組合員数	263
第238表 適用法規および民間公営別労働組合数および組合員数	264
第239表 適用法規別労働組合数および組合員数	264
第240表 府県別単位労働組合の前年比較	265
第241表 加入主要団体別組合員数	266
第242表 解散理由別単位労働組合数および組合員数	266
第243表 農民組合の組織ある市町村数	269
第244表 農民組合数	271
第245表 農民組合組合員数	273
第246表 国有林労働者の組織状況	275
労働争議	
第247表 年別労働争議件数・参加人員	285
第248表 労働損失日数	285
第249表 月別労働争議件数・参加人員	286
第250表 月別労働争議件数・参加人員	287
第251表 総争議中、争議行為を伴ったものの比率	289
第252表 争議形態別労働争議件数・参加人員	289
第253表 規模別労働争議件数・参加人員	290
第254表 産業別作業停止労働争議件数・参加人員・損失日数	291
第255表 産業別各月発生労働争議	293
第256表 主要要求事項別発生労働争議件数	294

査(2)	195
第177表 内職——世帯主の職業別 世帯数	195
第178表 内職——世帯内における 地位別従事者数	195
第179表 内職をはじめた動機およ び男女別内職従事者数	196
第180表 内職従事時間別人数と工 賃	196
第181表 1ヵ月内職従事日数と工 賃	197
第182表 内職種類別従事者数・工 賃	198
第183表 内職の健康への影響別内 職従事者数	200
第184表 日雇労働者の借金方法 (1)	200
第185表 日雇労働者の借金方法 (2)	201
第186表 勤労者世帯の間接税負担 状況	202
第187表 主要課税物品・料金の間 接税負担割合	203
第188表 製糸工場寄宿舍の給食状 況	205
第189表 製糸工場寄宿舍の食事献 立表(朝食)	207
第190表 製糸工場寄宿舍の食事献 立表(昼食・夕食)	208
第191表 日雇労働者の食事	209
第192表 住宅建設計画第1期実 績	211
第193表 都市住宅調査(1953年9 月)による不足数推計	211
第194表 住宅不足数推計	212
第195表 第1期住宅3ヵ年計画期 間の供給方法別実績	212
第196表 家賃(建て方の種類別、	

用途別1ヵ月1畳当り)	213
第197表 家賃(入居年次別1ヵ月 1畳当り)	213
第198表 金属労働者の住居(1世 帯当り平均室数)	214
第199表 金属労働者の住居(1人 当り平均畳数)	214
第200表 金属労働者の住居(畳の 程度)	214
第201表 金属労働者の住居(風呂 場について)	215
第202表 金属労働者の住居(追い たてをくつているか)	215
第203表 繊維産業女子労働者の寄 宿舍生活(雑用)	216
第204表 繊維産業女子労働者の寄 宿舍生活(会社の干渉)	216
第205表 日雇労働者の住居	220
第206表 金属労働者のオーバー所 持状況	221
第207表 金属労働者のねまき所持 状況	221
第208表 生活保護世帯生活物品所 持状況	222
農家の状態と農民の生活	
第209表 世帯員の構成	224
第210表 土地(1戸当り平均)	225
第211表 農機具(1戸当り平均)	226
第212表 農家の財産としての動 物	227
第213表 現金、準現金(1戸当り 平均)	228
第214表 負債(1戸当り平均)	228
第215表 農業粗収入(1戸当り平 均)	229
第216表 農業経営費	231
第217表 農外事業・労賃俸給等の 収入、被贈扶助等の収入、農業以	

付 録

第135表 繊維産業女子労働者の労働条件（生理休暇）	153
第136表 事務所における時間外労働の状態	154
第137表 女子・年少者関係労働基準法違反件数	156
第138表 全国売春関係地域数、業者数および従業婦数	157
第139表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——雇用契約	160
第140表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——賃金支払方法	160
第141表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——賃金支払形態	160
第142表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——賃金	160
第143表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——労働時間	160
第144表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——休憩時間	160
第145表 年少労働者（夜間中学生）の労働条件——休日	161
第146表 欠席理由別長欠者数	162
第147表 保護者の職業別、家庭の事情による欠席理由別長期欠席者数	163
第148表 労働の種類別長期欠席者数	164
第149表 人身売買被害者数	165
第150表 人身売買被害者親元の職業	166
第151表 人身売買被害者の就業先	166
第152表 売られた年少者（九州）性別、年令別数	167
第153表 売られた児童（九州）の親元の職業	167
第154表 年少者と親元より手離し	

た動機（九州）	168
第155表 売られた年少者（九州）業務内容	169
第156表 売られた年少者（九州）の賃金および支払形態	170
第157表 売られた年少者——子守の労働時間	170
第158表 売られた年少者——店員の労働時間	170
労働者の生活	
第159表 週間東京卸売物価指数	172
第160表 東京卸売・小売物価指数	174
第161表 消費者物価指数	174
第162表 小売物価の動き	175
第163表 勤労者家計の収出	178
第164表 職員・労務者別実収入推移	178
第165表 勤労者世帯実収入の推移	179
第166表 勤労者世帯現金収入（東京）	181
第167表 勤労者世帯実支出の推移（東京）	18 ₁
第168表 勤労者世帯現金支出（東京）	182
第169表 東京都作業労務者世帯一カ月平均総収入・総支出	183
第170表 炭鉱労働者生計費調査	185
第171表 郵政省職員生計費調査	186
第172表 日本国有鉄道職員生計費調査	187
第173表 金属労働者の借金状況	189
第174表 炭鉱不況による児童の生活状況	190
第175表 国民生活に関する世論調査（1）	194
第176表 国民生活に関する世論調	

第 93 表 常用労働者の性別 1 ヶ月 平均現金給与額……………	118
第 94 表 学歴別賃金格差……………	118
第 95 表 勤続年数または経験年数 別賃金格差……………	118
第 96 表 勤続年数または経験年数 別賃金格差……………	119
第 97 表 年令別賃金格差……………	119
第 98 表 年令別賃金格差(旋盤工, 男)……………	120
第 99 表 各種給与支給事業所の総 事業所に対する割合……………	120
第 100 表 調査産業総数における給 与構成(給与構成調査)……………	121
第 101 表 鉱業・製造業における臨 時給与の現金給与総額中に占める 割合……………	123
第 102 表 産業別にみた定期給与と 臨時給与……………	124
第 103 表 賃金不払事件件数……………	126
第 104 表 賃金不払事件金額……………	126
第 105 表 賃金不払事件規模別状 況……………	127
第 106 表 産業別 1 人平均月間実労 働時間数……………	129
第 107 表 出勤日数と 1 日当り労働 時間数……………	130
第 108 表 産業、上期・下期別月間 総実労働時間の対前年増減率……………	130
第 109 表 所定内・所定外労働時間 数の推移……………	131
第 110 表 月間総実労働時間の規模 別格差……………	131
第 111 表 産業中分類、年下期別月 間総実労働時間の規模別格差……………	132
第 112 表 労働者の種類別月間労働 時間数……………	132
第 113 表 労働者の種類、性別月間	

総労働時間数……………	133
第 114 表 死傷発生状況年別調……………	134
第 115 表 産業別死傷災害発生数……………	134
第 116 表 産業別死亡災害発生数……………	134
第 117 表 産業別死亡事故分布表……………	135
第 118 表 産業・労働不能程度別災 害率……………	136
第 119 表 石炭鉱山月別災害調……………	138
第 120 表 石炭鉱山事由別災害発生 数……………	139
第 121 表 業務上疾病・食中毒発生 状況……………	144
第 122 表 銀行従組別結核罹病者 数……………	146
第 123 表 京王帝都労組健康管理状 況分類……………	146
第 124 表 女子常用労働者産業別・ 規模別推計数(全国)……………	148
第 125 表 女子常用労働者産業別・ 規模別推計数(東京都)……………	149
第 126 表 女子常用労働者産業別・ 規模別賃金および労働時間……………	150
第 127 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(労働強度)……………	152
第 128 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(残業)……………	152
第 129 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(雑用)……………	152
第 130 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(時間外労働)……………	152
第 131 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(時間外労働)……………	152
第 132 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(休憩)……………	153
第 133 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(疲労)……………	153
第 134 表 繊維産業女子労働者の労 働条件(有給休暇)……………	153

付 録

第 50 表	産業別企業整備件数および整理人員	80
第 51 表	産業別企業整備実施状況	81
第 52 表	炭鉱数の推移	84
第 53 表	炭鉱休廃止件数	84
第 54 表	炭鉱常用労務者移動状況	85
第 55 表	炭鉱関係の失業保険給付状況および卸業整備状況	86
第 56 表	大手・中小別実働労務者数の推移	87
第 57 表	日雇労働者の男女別構成	89
第 58 表	年令別構成の推移	89
第 59 表	年令階級別日雇労働者になつてからの期間別構成	90
第 60 表	日雇になつてからの期間の推移	91
第 61 表	前職のある日雇の離職の理由	91
第 62 表	六大都市の年度別日雇の離職の理由	92
第 63 表	離職後日雇労働者となるまでの期間	92
第 64 表	日雇になるまでの生活維持方法	93
第 65 表	日雇になるまでの生活維持方法（大都市）	93
第 66 表	前職のある者の産業別従業上の地位別構成	93
第 67 表	前職ある者の産業別従業上の地位別構成（大都市）	94
第 68 表	臨時工雇用の推移	94
第 69 表	臨時工と本工との賃金・労働者数比較	95
第 70 表	臨時工の労働条件	96
第 71 表	臨時労働者の福利施設利用状況	98
第 72 表	臨時工の雇用条件と社会保険関係	100

第 73 表	農業過剰労働力推定	103
第 74 表	「絶対的過剰人口」の推計	103
第 75 表	農閑期における「絶対的過剰人口」の推計	104
第 76 表	「絶対的過剰人口」の推計総括表	104
第 77 表	経済的過剰人口の推計 (1)	105
第 78 表	経済的過剰人口の推計 (2)	106

労働条件

第 79 表	月別・産業別一ヵ月平均現金給与総額（常用労働者）	108
第 80 表	鉱業・製造業における平均現金給与総額の対前月比	110
第 81 表	経済審議庁算出実質賃金指数	110
第 82 表	労働省算出実質賃金指数	110
第 83 表	鉄鋼業における戦前戦後の賃金比較表	111
第 84 表	賃金階級別労働者数	112
第 85 表	産業中分類別賃金格差	113
第 86 表	規模別賃金格差	114
第 87 表	規模賃金格差の推移	114
第 88 表	鉱業における規模別 1 人平均月間現金給与総額	115
第 89 表	製造業における規模別 1 人平均月間現金給与総額	115
第 90 表	鉱業製造業者における府県別平均賃金指数	116
第 91 表	常用労働者の種類、給与内訳別 1 人平均 1 ヶ月現金給与額 臨時・日雇労働者 1 人 1 日平均現金給与額	117
第 92 表	職種別従業員 1 人当たり平均現金給与総額	117

統計表目次

労働人口の構成

第 1 表	産業別就業者数	28
第 2 表	従業上の地位別就業者数	28
第 3 表	勤労者総数とその構成	31
第 4 表	勤労者数推計の比較	31
第 5 表	従業上の地位別就業者数	32
第 6 表	産業別雇用者数	33
第 7 表	職業別雇用者数	34
第 8 表	部門別工業労働者数	36
第 9 表	事業所の規模別構成	36
第 10 表	事業所数および従業者数	37
第 11 表	従業者 3 人以下の事業所	38
第 12 表	鉱山労働者の構成	39
第 13 表	地域別鉱山労働者数	39
第 14 表	坑内外別鉱山常用労働者数	39
第 15 表	職種別炭鉱常用労働者数	40
第 16 表	運輸労働者の構成	41
第 17 表	国鉄職種別職員数	42
第 18 表	国鉄職員数の推移	43
第 19 表	地方鉄道軌道職種別労働者数	43
第 20 表	地方鉄道軌道労働者数の推移	43
第 21 表	郵政省現在員数	44
第 22 表	郵政省男女別職員数	44
第 23 表	国家公務員数定員表	45
第 24 表	教育労働者の構成	46
第 25 表	学校別本務教員数 (1952 年)	46
第 26 表	学校別本務教員数 (1953 年)	46
第 27 表	設置者別本務教員数	47
第 28 表	部門別工業労働者数の変化(その 1—6)	48

労働移動と失業

第 29 表	労働力状態別人口	55
第 30 表	産業別就業者数	56
第 31 表	農林・非農林別従業上の地位別就業者数	57
第 32 表	農非農週間合計就業時間別就業者数	59
第 33 表	産業別雇用指数	62
第 34 表	産業別増加労働者数および減少労働者数の構成	64
第 35 表	産業別新規採用者の職業経験(前歴経歴)構成	65
第 36 表	産業別新規採用者の入職経路構成	66
第 37 表	産業別実離職者の離職事由の構成	67
第 38 表	産業別実離職の勤続年数構成	68
第 39 表	一般労働職業紹介状況	69
第 40 表	日雇労働職業紹介状況	70
第 41 表	調査週間中の状態および追加就業希望の有無別転職希望者および求職者	71
第 42 表	産業別転職希望者および求職者	72
第 43 表	年令階級別転職希望者および求職者	73
第 44 表	農非農および従業上の地位別転職希望者および求職者	74
第 45 表	理由別転職希望者	74
第 46 表	理由別希望者の割合	75
第 47 表	潜在失業に関する推計結果	77
第 48 表	全人口の平常の状態	78
第 49 表	失業保険業務状況	79

付 録

労働力人口	27
労農提携	638
労働基準法——女子・年少者関係違反 件数	154
労働強化	109
労働強度	108
労働の価格	108
労働組合	
——の規模別組織状況	263
——の適用法規別組織状況	263
——の府県別組織状況	263
労働力調査	54
労働異動調査	61
労働時間	
所定内外別——	130
規模別——	130
性別・種類別——	131

労働災害	133
——による死亡者数	134
炭鉱の——	144
原因別——	131
年少労働者の——	161
——の発生率	137
労働組合基本調査	253
労働組合権利憲章	598
労働協約	
——の状況	524
——判例	528
基準案方式による——闘争	520
統一——闘争	521
紙パ労連の——闘争	521
全織同盟の——闘争	522
——闘争の成果	523

平和条項..... 528

ホ

防衛祕密保護法..... 842

マ

松本三益..... 848

毎月勤労統計調査..... 128

松川事件

——第2審判決..... 722

——に関する文献..... 724

ミ

三菱重工横浜造船命休反対闘争..... 519

三鷹事件..... 725

未亡人等の雇用に関する調査..... 158

ヤ

家賃..... 213

夜間中学生..... 159

夜間高校生..... 161

山梨中央銀行

——の争議..... 453

ユ

ユニオン・ショップ

組合分裂と——の効力..... 528

ヨ

与論調査..... 112

吉田内閣

——打倒運動..... 755

ラ

ラテン・アメリカ

——の労働者の生活状態..... 550

——の労働運動..... 555

リ

臨時工..... 95

——の賃金..... 97

——の福利厚生施設の利用..... 97

——就業規則と社会保険の適用..... 102

林業労働者

——の組織状況..... 275—6

——の労働継続年数と日教..... 248

——の労働時間と労賃..... 249

——の住居と食事..... 251

——の衣類..... 253

両派社会党

——の政策協定..... 760

リボン戦術..... 449

レ

レバノン

——労働運動..... 555

ロ

労働争議件数..... 284

労働争議統計

従来の——..... 283

——の作成方法..... 283

——の対象と単位..... 284

労働争議参加人員..... 284

労働損失日数..... 285

労働争議

——の規模..... 290

——の産業別分布..... 290

——の要求事項..... 295

——の形態..... 288

——の解決方法..... 297

——の解決結果..... 297

付 録

——第12回全国大会	737
——運動方針	738
——労働対策	741
——民主社会主義勢力統一決議	743
日本労働組合総同盟（総同盟）	609
日本製鋼室蘭製作所（日鋼室蘭）	
——の社宅主婦の会	390
——の青年行動隊	396
——の第二組合	391
——合理化反対共同闘争委員会	393

ノ

農業情勢	634
農民組合	
——組織状況	267
——の組織ある市町村数	269
農林インター	671
農民組合総同盟	699
農民組合数	267
農民組合員数	268
農家	
——の財産	224
——の経済収支	227
——の租税公課諸負担	236
——の家計費	238
農民	
——の穀類消費量	247
——の砂糖消費量	247
——の栄養状態	232
——の食品別農区別栄養状態	244
——の日別栄養摂取量	246
——の規模別栄養量	246
能率給	119

ハ

破壊活動防止法	
---------	--

——違反裁判	728
--------	-----

ヒ

日雇労働者	
——の組織率	540
——の生活実態調査	90
——の住居	220
——の食事	210
——の寝具	221
——の借金	197
——の健康状態	147
——の就労状況	832
日雇健康保険法の改正	870
被生活保護者	60
P D工場	386
ピケッティング	835

フ

不当労働行為	808
婦人労働者	
——の数	147
——の賃金・労働時間	151
——の職業生活世論調査	158
フランス	
——労働者階級の状態	550
——の労働運動	553

ヘ

米価問題	
——と日農両派	639
——と全食糧労組	639
——と農民大会	640—1
——と農民運動	638
米価審議会	642
平和経済国民会議	
——社会保障委員会	863

東京都家計調査	177
凍霜害	643
——対策要請	644
土地問題	647
土地管理組合	653
東京都労働組合連合会（都労連）	633
特別失業対策事業	831
統一行動	477
ドイツ（西）労働運動	554

ナ

内職	194
----	-----

ニ

日本教職員組合	630
——第十一回大会	370
——運動方針	371
日本患者同盟	877
日本医師会	
——社会保険診療報酬点数引下げ反 対運動	881
日本経営者団体連盟（日経連）	
——社会保険医療制度改正に関する 要望	884
——の銀行争議批判	451
——労働協約基準案	521
日本共産党	
——の一・一方針	770
——選挙綱領	788
日本農民組合（統一派）	
——青年部結成大会	762
——第二回中委	668
——第八回大会	670
——運動方針	674
——の現状	697
日本農村青年集会	659

日本農民組合（主体性派）	
——第七回大会	684
——運動方針	685
——現状	697
日本社会党（左派）	
——第十二回大会	751
——第二回中央委員会	758
——の組織問題	760
日本鉄鋼労働組合連合会（鉄鋼労連）	615
——の合理化反対闘争方針	503
日本炭鉱労働組合（炭労）	613
——の合理化反対闘争方針	501
日本国有鉄道機関車労働組合（機労）	627
日本都市交通労働組合連合会 （都市交通）	628
日本官公庁労働組合協議会（官公労）	631
日本駐留軍労働組合（日駐労）	633
日本私鉄労働組合総連合会 （私鉄総連）	628
——賃金闘争	351
——夏季手当闘争	364
——越年資金闘争	364
日本電気産業労働組合（電産）	626
日本鉄鋼連盟	375
日本建設産業職員労働組合協議会 （日建協）	624
日本民間放送労働組合連合会 （民放労連）	622
日本放送労働組合（日放労）	622
日本新聞労働組合連合会（新聞労連）	622
日本自動車産業労働組合連合会 （自動車労連）	
——基本綱領	616
日本平和大会	704
日本労働組合総評議会（総評）	606
日本社会党（右派）	

付 録

——の時間外労働	151
——の休憩時間	153
生理休暇	
繊維労働者の——	153
銀行労働者の——	158
生活保護世帯	223
生活世論調査	193
生産的労働者	33
潜在失業者	
失業対策審議会の——数推計	76
農村の——	102
生産指数	109
政治活動	
教員の——	814
占領被害賠償運動	730
青年法律家協会	735
全国銀行協会連会合	
——の組合活動制限に関する要望	452
全国被告団協議会	736
税金	197

ソ

ソヴェト同盟	
——の工業	551

タ

大化学産業労働組合（大化学）	618
団体等規正令——違反裁判	725
炭鉱労働者の生活	193
炭鉱地帯児童	189
炭労の争議	279
団体交渉	527
第一光学合理化反対闘争	520

チ

賃金	
----	--

——の労働者種類別格差	116
——の男女別格差	117
——勤続年数別格差	118
——支払形態	119
——不払の状況	123
中小企業の——	113
名目——	107
実質——指数	111
——の産業別格差	114
——の規模別格差	114
臨時工の——	97
賃金闘争	
春期——	487
秋季——	493
中華人民共和国	
——の工業	551
中小炭鉱	
——の対策	343
——に対する対策	485
長欠児童	165
中央農業会議	638
地主団体	653
駐留軍労働者の争議	461

ツ

通信労働者	43
-------	----

テ

電気料金	176
低賃金労働者	58
定期昇給制度	123
テンプル書簡	468

ト

東大ポポロ座事件	726
東京証券取引所の争議	433

全国土建労働組合総連合（土建総連）	624
全国土建産業労働組合連合会	
（全建労）	624
全国土建一般労働組合同盟	
（土建一般）	623
全電波従業員組合（全電波）	623
全国電気通信労働組合（全電通）	623
——の争議	325
全通信従業員組合（全通）	622
全日本新聞労働組合（全新聞）	621
全国印刷出版産業労働組合総連合会	
（全印総連）	621
全印刷局労働組合（全印労）	621
全国映画演劇労働組合（全映演）	621
全日本食品産業労働組合協議会	
（全食労協）	620
全国食品産業労働組合同盟（全食産）	620
全国麻産業労働組合連合会	
（全麻労連）	620
全国蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）	
——繰糸の作業準備時間調査	156
全国繊維産業労働組合同盟	
（全繊同盟）	619
——生理休暇実態調査	156
——労働協約標準案	522
——近江絹糸民主化闘争委員会	406
全国窯業労働組合連合会（全窯連）	619
全国セメント労働組合連合会	
（全国セメント）	619
全国瓦斯労働組合連合会（全国ガス）	619
全国石油産業労働組合協議会	
（全石労）	619
全国紙パルプ産業労働組合連合会	
（紙パ労連）	618
——の統一労働協約闘争方針	521
全化学産業労働組合連合（新化学）	617

全国化学労働組合同盟（全国化学）	617
全日本電線工業労働組合（全電線）	617
全日本電気機器労働組合連合会	
（電機労連）	617
全国造船労働組合総連合（造船総連）	615
全日本金属労働組合（全金属）	615
全国機械金属労働組合（全機金）	615
全国金属産業労働組合同盟	
（全金同盟）	614
全国金属労働組合（全国金属）	614
——東京地本の合理化反対闘争方針	510
——東京地本の生活実態調査	184
全日本金属鉱山労働組合連合会	
（全鉱連）	614
——の争議	348
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	613
——の争議	346
全日本産業別労働組合会議（産別）	613
全国産業別労働組合連合会（新産別）	611
——の経営参加に対する見解	538
世界労働組合連盟（WF TU）	
——第7回総評議会	556
——の原子兵器禁止のアピール	702
世界化学石油労働者会議	
——一般決議	557
——要求綱領	561
全国農民連盟（全農連）	698
全日本開拓者連盟（全開連）	694
全日本開拓者大会	695
全国農民組合（全農）	698
全国農政連盟	649
全国農漁民大会	640
製糸労働者	
——の食事	204
繊維労働者	

疾病

業務上——	141
銀行従業員の——	143

セ

全都日雇統一会議	543
全都民主日雇労働組合連合協議会	
(全日労連)	543
全都日雇共同闘争委員会(全日闘)	543
全日本自由労働組合	623
——の春季闘争	543
——の夏季闘争	543
——第九回大会	543
——の越年闘争	548
全日本民主日雇労働組合連合会	
(全日労)	543
世界平和評議会	
——執行局会議	701
——緊急総会	703
——定例総会	715
生活と健康を守る全国連絡会議	878
生活保護	
被——者数	872
——費	872
全日本造船労働組合(全造船)	616
——の合理化反対闘争	507
——の造船産業再建プラン	510
全国交通運輸労働組合協議会	
(全交運)	626
全国旅客自動車労働組合連合会	628
全日本海員組合	628
全日本海運労働組合連合会(全海運)	629
全日本港湾労働組合(全港湾)	629
全日本倉庫労働組合同盟(全倉庫)	629
全日通労働組合	629
全国自動車運輸労働組合連合会	

(全自運)	629
全日本高等学校教職員組合(全高教)	630
全日本国立医療労働組合(全医労)	630
全日本医療従業員組合協議会	
(全医協)	630
全国水道労働組合連合会(全水連)	630
全日本百貨店労働組合連合会	
(全百連)	631
全日本ホテル・レストラン従業員組合	
連合会	631
全専売労働組合	631
——の争議	332
全日本自治団体労働組合(自治労)	633
全駐留軍労働組合(全駐労)	633
全日本中小企業労働組合総連合	
(全中労)	633
全国銀行従業員組合連合会(全銀連)	625
——のリボン戦術	449
——傘下地方銀行組合の闘争	450
——の生理休暇調査	158
全国金融機関労働組合協議会	
(全金融)	624
全国信託銀行従業員組合連合会	625
全国相互銀行従業員組合連合会	625
全国生命保険労働組合連合会	
(全生保)	625
全国生命保険外務労働組合連合会	625
生命保険労働組合総連合会	
(生保総連)	625
全日本損害保険労働組合(全損保)	625
全国証券労働組合協議会(全証労協)	626
全日本労働組合会議(全労)	609
——の組織方針	483
——の経営参加方針	539
全国電力労働組合連合会	626
全国土建労働組合同盟(全国土建)	624

公務労働者	44
合成化学産業労働組合連合	
(合化労連)	618
——の経営参加に対する態度	535
国際自由労連 (ICFTU)	
——活動方針	556
国際金属・機械労働者会議	
——経済・社会綱領	567
——失業に関する決議	579
国際炭鉱・鉱山労働者会議	
——一般決議	583
——要求と行動綱領	587
——すべての炭鉱・鉱山労働者のア ピール	592
国際緊張緩和のための集り	701
国際農村青年集会	657
国際電信電話労働組合	623
国鉄労働組合	626
——の経営参加方針	534
国民救援会	
——第9回全国大会	731
——規約の改正	732
小作料改訂	649
雇用指数	61

サ

三者共闘	279
産前産後の休業状況	157
山林未墾地開放闘争	654

シ

時間外労働	153
女子保護状況	156
人身売買	
——検挙状況	165
九州における——	166

人事	527
自由人権協会	734
——の沖縄問題調査	729
自由法曹団	732
食管制度	638
思想調査事件	849
私鉄	
——経営者協議会	354
——労働者の健康状態	145
市町村職員共済組合法	871
失業対策	
——費	827
——事業就労状況	831
——予算削減反対闘争	541
失業保険業務状況	84
職業紹介	69
失業状況実態調査	72
社会保険	
——審議会	865
——診療報酬点数引下げ反対運動	881
社会保障	
——制度審議会	867
——制度研究連絡会	860
——を守る会	543
——予算	862
——予算削減反対闘争	542
職場組織	481
借金	
金属労働者の——	189
日雇労働者の——	197
車輛産業労働組合連合会	617
住宅建設計画	210
ショップ制	524
就業者	29
短時間——	57
常東総協議会	646

過剰人口

——の存在形態……………	106
家内工業労働者……………	59
関西経営者協会……………	895
完全失業者……………	57
干拓地開放闘争……………	656

キ

寄宿舎……………	216
——の食事……………	204
給食……………	204
企業合理化	
——の特徴……………	498
——反対闘争……………	499
日亜製鋼の——反対闘争……………	514
住友機械の——反対闘争……………	515
第一光学の——反対闘争……………	517
新八州光学の——反対闘争……………	517
笠戸 Dock の——反対闘争……………	518
三菱重工横浜造船所の——反対闘争……………	519
企業整備状況……………	84
休憩時間	
繊維労働者の——……………	153
求職闘争……………	540
協議約款	
——の効力……………	529
教育労働者……………	47
供出反対闘争……………	643
期末手当闘争……………	344
金属労働者	
——の衣服・家具……………	220
——の住居……………	215
——の借金……………	189
勤労者総数……………	30
緊急失業対策事業……………	834

ク

軍用基地接收反対運動……………	652
-----------------	-----

ケ

経営協議会……………	527
経営参加	
三鉦連の——方針……………	531
警察法……………	836
珪肺	
——対策審議会……………	891
——法案の審議……………	888
——法制定に関する労働大臣声明…	890
労働組合——対策委員会……………	890
結核	
医療扶助と——……………	873
——患者の闘争……………	877
——実態調査……………	886
——患者の状態……………	887
——対策懇談会……………	888
憲法擁護国民連合……………	700
原水爆禁止署名運動	
——全国協議会……………	710
——全国集計……………	711

コ

公共企業体労働組合協議会(公労協)…	631
——傘下組合の闘争……………	327
工業労働者……………	38
鉦山労働者……………	38
厚生年金保険	
——積立金……………	870
——法改正に関する社会保険審議会 の答申……………	865
——法改正に関する社会保障制度審 議会の答申……………	867

索

引

ア

アカハタ	
——日刊	777
旭ヶ丘中学事件	
——の経過	367
——と日教組大会	370
——と教育二法案	372
アメリカ	
——労働者階級の状態	549
——労働運動	553
アフリカ	
——労働運動	555

イ

イギリス	
——労働運動	553
——労働党視察団	745
イタリア	
——労働運動	554
イラン	
——労働運動	555
医療扶助	
——者数	872
——費	872
——と結核	873
——の適正化通達	873
——に対する結核患者の闘争	877
インド	
——労働運動	556
インドネシア	
——労働運動	556

ウ

運輸労働者	41
-------	----

エ

映画演劇労働組合総連合(映演総連)...	621
営農資金闘争	645
越年資金闘争	
茨城交通の——	366
鹿島参宮鉄道の——	364

オ

大阪証券取引所	
——の争議	429
近江絹糸紡績株式会社	
——の社憲	406
——の増資状況	408
——の大株主	408
——の所有する銀行株	408
近江絹糸紡績労働組合	
——の結成	409
——の要求事項	410
——の組織状況	413
沖縄	
——人権問題に関するボードウイ	
ンの手紙	729
女世帯	159

カ

海運産業労働組合中央協議会(海運労協)	628
化学産業労働組合同盟(化学同盟)...	618
夏季一時金闘争	490
家計調査	152

索引および統計表目次

検印省略

日本労働年鑑 第28集 / 1956年版

発行 復刻版発行 編著 発行者 発行所	昭和30年11月20日発行 昭和46年1月15日発行 大原社会問題研究所 木 樽 哲 夫 労 働 旬 報 社 東京都港区芝西久保巴町32 電話 (434) 3 6 8 1 振替東京 1 8 0 3 7 4
製版所 印刷所 製本所	株式会社 明 幸 社 株式会社 平 文 社 田中製本印刷株式会社

定価 3900 円

日本労働年鑑 《戦後復刻版》

* は既刊

* 第 22 集	戦後特集	3,500円
* 第 23 集	1951年版	3,900円
* 第 24 集	1952年版	3,800円
* 第 25 集	1953年版	3,700円
* 第 26 集	1954年版	3,800円
* 第 27 集	1955年版	3,900円
* 第 28 集	1956年版	3,900円
* 第 29 集	1957年版	3,700円
第 30 集	1958年版	3,700円
第 31 集	1959年版	3,500円
第 32 集	1960年版	3,500円
第 33 集	1961年版	3,500円
第 34 集	1962年版	3,500円
第 35 集	1963年版	3,500円
別 巻	戦時特集	3,600円

労働旬報社刊